



# 弘前市地域防災計画

—資料編—

(平成26年修正)

弘前市防災会議



## 資料編　目次

### 【条例・協定等】

〔定〕 2-1-1	弘前市防災会議条例	1
〔定〕 2-2-1	弘前市災害対策本部条例	3
〔定〕 4-2-1	災害救助法の適用基準	4
〔定〕 4-2-2	災害救助法による救助の程度、方法及び期間	8
〔定〕 4-2-3	災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（青森県）	10
〔定〕 4-28-1	災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書	11
〔定〕 4-28-2	災害時における水道施設の資機材提供に関する協定書	13
〔定〕 4-28-3	災害時における医療救護活動に関する協定	15
〔定〕 4-28-4	災害時における応急対策業務の協力に関する協定	26
〔定〕 4-28-5	災害時における建築物等の解体撤去に関する協定	31
〔定〕 4-28-6	災害時における放送に関する協定	36
〔定〕 4-28-7	災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関する協定	41
〔定〕 4-28-8	災害時における電気設備等の応急復旧活動に関する協定	47
〔定〕 4-28-9	災害時における物資の供給に関する協定	52
〔定〕 4-28-10	災害時における飲料水の供給に関する協定	58
〔定〕 4-28-11	災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定	64
〔定〕 4-28-12	災害時における物資供給に関する協定	66
〔定〕 4-28-13	災害時における市有施設等への燃料の優先供給に関する協定	73
〔定〕 4-28-14	災害時の情報交換に関する協定	76
〔定〕 4-28-15	災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定	77
〔定〕 4-28-16	災害時における建築物等の解体撤去に関する協定	80
〔定〕 4-28-17	災害時における食料供給に関する協定	85
〔定〕 4-28-18	災害時における飲料品の供給に関する協定	89
〔定〕 4-28-19	福祉避難所の確保に関する協定	95
〔定〕 4-28-20	災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定	97
〔定〕 4-28-21	災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定	102
〔定〕 4-28-22	災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定	104

### 【一覧表等】

〔表〕 1-6-1	河川一覧	106
〔表〕 1-6-2	湖沼一覧	108
〔表〕 1-6-3	市道の状況	108
〔表〕 1-6-4	土地の利用状況	109
〔表〕 2-1-1	弘前市防災会議委員名簿	110
〔表〕 2-3-1	動員可能数	111
〔表〕 3-2-1	地震観測施設（弘前市周辺を含む主なもの）	112
〔表〕 3-2-2	その他の気象観測施設	113
〔表〕 3-2-3	消防施設等の現況	116
〔表〕 3-2-4	消防ポンプ自動車等、消防水利整備計画	117
〔表〕 3-2-5	市防災行政無線（同報系）	118
〔表〕 3-2-6	市防災行政無線（移動系（M.L.））	123

[表] 3-2-7	消防無線	127
[表] 3-2-8	水道無線	129
[表] 3-2-9	各水防倉庫の資機材の備蓄状況	130
[表] 3-2-10	平成26年度青森県水防計画書に定める基準	131
[表] 3-2-11	水防資材センターの備蓄基準	132
[表] 3-2-12	救助資機材等の整備状況	133
[表] 3-2-13	河川等災害対策施設・設備等の整備状況	134
[表] 3-2-14	その他施設・設備等の整備状況	134
[表] 3-4-1	山腹崩壊危険地区	135
[表] 3-4-2	崩壊土砂流出危険地区	136
[表] 3-4-3	地すべり危険地区（治山関連）	139
[表] 3-4-4	小規模山地崩壊危険地	139
[表] 3-4-5	なだれ危険箇所（治山関連）	139
[表] 3-4-6	土石流危険渓流	140
[表] 3-4-7	砂防指定地	142
[表] 3-4-8	地すべり危険地区	144
[表] 3-4-9	地すべり危険箇所	144
[表] 3-4-10	地すべり防止区域	144
[表] 3-4-11	急傾斜地崩壊危険箇所及び危険区域	146
[表] 3-4-12	なだれ危険箇所（砂防関連）	147
[表] 3-4-13	河川表	148
[表] 3-4-14	ため池分布状況	152
[表] 3-4-15	道路注意箇所（一般国道、主要地方道、一般県道、市道）	154
[表] 3-5-1	自主防災組織一覧	157
[表] 3-9-1	事前指定の避難所等	158
[表] 3-12-1	重要文化財指定建造物防災施設等整備状況	177
[表] 3-17-1	浸水想定区域の主として要配慮者が利用する施設	178
[表] 3-19-1	土砂災害警戒区域等一覧	181
[表] 4-1-1	有線放送施設の状況	186
[表] 4-3-1	市有無線設備	188
[表] 4-9-1	炊き出しの実施場所	189
[表] 4-9-2	炊き出しの協力団体	189
[表] 4-9-3	米穀取扱所	190
[表] 4-9-4	弁当、パン、うどん麺類等製造所等	190
[表] 4-9-5	調味料等取扱所	191
[表] 4-10-1	市が保有する給水資機材	192
[表] 4-10-2	補給用水源	192
[表] 4-11-1	応急住宅関係各種団体一覧表	193
[表] 4-12-1	火葬場所及び埋葬予定場所	193
[表] 4-13-1	廃棄する障害物の集積場所	194
[表] 4-13-2	障害物除去に要する機械、器具等の状況	194
[表] 4-14-1	被服、寝具、生活必需品の主な調達先及び品名	195
[表] 4-14-2	調達物資の集積場所	197
[表] 4-15-1	救護所の設置場所	197

[表] 4-15-2	医薬品等の主な調達先	197
[表] 4-15-3	医療機関等の状況	199
[表] 4-17-1	弘前市役所車両台数一覧表	202
[表] 4-17-2	陸上運送業者の自動車	204
[表] 4-17-3	緊急通行車両（輸送用のみ）	207
[表] 4-18-1	日赤奉仕団、ボランティア団体の現況	207
[表] 4-18-2	労務者の宿泊施設予定場所	207
[表] 4-20-1	防疫用薬剤の調達先	208
[表] 4-21-1	ごみ及びし尿の処理施設	209
[表] 4-21-2	廃棄物収集運搬車両の調達先	210
[表] 4-23-1	各学校の代替予定施設	212
[表] 4-23-2	教材等の調達先	214
[表] 4-23-3	学校施設の状況	215
[表] 4-23-4	学校以外の教育施設の状況	217
[表] 5-6-1	危険物施設	218
[表] 5-6-2	石油類大量保有事業所	218
[表] 5-6-3	液化石油ガス製造施設	218
[表] 5-6-4	一般高圧ガス製造施設	218
[表] 5-6-5	火薬類貯蔵施設	218
[表] 5-6-6	毒物・劇物貯蔵取扱事業所	218
[表] 5-6-7	放射性同位元素等使用施設	218
[図] 3-17-1	岩木川水系岩木川浸水想定区域図	219
[図] 3-17-2	岩木川水系平川下流浸水想定区域図	222
[図] 3-17-3	岩木川水系平川上流浸水想定区域図	223
[図] 3-17-4	岩木川水系後長根川浸水想定区域図	224
[図] 3-17-5	岩木川水系腰巻川浸水想定区域図	225

### 【各種様式】

様式 1	被害実態調査票（個票）	226
様式 2	被害者名簿	227
様式 3	被害状況即報・確定報告	228
様式 4	被害状況調（人・住家の被害）	229
様式 5	救助の実施状況	230
様式 6	医療施設被害	231
様式 7	廃棄物処理施設・生活衛生施設・水道施設被害	232
様式 8	水稻被害（水害）	233
様式 9	水稻被害（潮風害、霜害、風害、冷害等）	234
様式 10	りんご、特産果樹被害（風害）	235
様式 11	りんご、特産果樹被害（風害以外）	236
様式 12	畑作、野菜、花き、桑樹被害	237
様式 13	畜産関係被害（家畜・畜産物等）	238
様式 14	畜産関係被害（牧草・飼料作物等）	239
様式 15	農業関係共同利用施設被害（農業協同組合及び同連合会所有のもの）	240
様式 16	農業関係共同利用施設被害（その他の所有のもの）	241

様式 17 農業関係非共同利用施設被害及び地方公共団体施設被害 .....	242
様式 18 農業協同組合及び全国農業協同組合連合会青森県本部の在庫品被害 .....	243
様式 19 農地及び農業用施設の被害 .....	244
様式 20-1 林業関係被害（その1）〔速報・概況・確定報告〕 .....	245
様式 20-2 林業関係被害（その2）〔速報・概況・確定報告〕 .....	246
様式 21 水産業関係被害 .....	247
様式 22 商工業・観光施設被害 .....	248
様式 23 土木施設被害(国・県・市別) .....	249
様式 24 文教関係被害 .....	250
様式 25 福祉施設被害 .....	251
様式 26 その他の公共施設被害 .....	252
様式 27 自衛隊災害派遣要請 .....	253
様式 28 自衛隊災害派遣撤収要請 .....	254
様式 29 青森県防災ヘリコプター緊急運航要請書 .....	255
様式 30 人的被害・住家被害 .....	257
様式 31 避難状況・救護所開設状況 .....	258
様式 32 公共施設被害 .....	259



## 〔定〕 2－1－1 弘前市防災会議条例

平成18年2月27日  
弘前市条例第215号

### (趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、弘前市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関する必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 弘前市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画その他水防に関する重要事項を調査審議すること。
- (4) 前2号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

### (会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充て、その定数は、35名以内とする。
  - (1) 指定地方行政機関（法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。以下同じ。）の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 青森県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 青森県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 弘前地区消防事務組合消防長
  - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (6) 弘前市教育委員会教育長
  - (7) 消防団長
  - (8) 指定公共機関（法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。以下同じ。）又は指定地方公共機関（同条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。以下同じ。）の職員のうちから市長が任命する者
  - (9) 自主防災組織（法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。）を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
  - (10) その他市長が必要と認めた者
- 6 前項第8号から第10号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

### (専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、青森県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

### (庶務)

第5条 防災会議の庶務は、経営戦略部防災安全課において処理する。

### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関する必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

### 附 則

この条例は、平成18年2月27日から施行する。

附 則（平成24年3月22日弘前市条例第1号抄）

### (施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日弘前市条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

## 〔定〕 2－2－1 弘前市災害対策本部条例

平成18年2月27日  
弘前市条例第216号

### (趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、弘前市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

### (部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

### (委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関して必要な事項は、災害対策本部長が定める。

### 附 則

この条例は、平成18年2月27日から施行する。

附 則（平成25年3月22日弘前市条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 〔定〕 4－2－1 災害救助法の適用基準

(県健康福祉部健康福祉政策課)

### ① 災害救助法の適用基準の内容

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助は、市町村の区域を単位に、原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被害者が現に救助を要する状態にあるときに行われるものである。

ア 原則として同一原因の災害によるものであること。

イ 本法による救助の要否は、市町村の区域を単位に判定するものであること。

ウ 市町村の区域を単位とする被害が次のいずれ（（ア）、（イ））かに該当するものであること。

（ア）市町村の区域内の住家が滅失した世帯数が、次のいずれ（A・B・C・D）かに該当する場合

A 住家が滅失した世帯数が当該市町村の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること。

（災害救助法施行令（以下「令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号）

（令別表第 1）

市町村の区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上 15,000 人未満	40 //
15,000 //	50 //
30,000 //	60 //
50,000 //	80 //
100,000 //	100 //
300,000 //	150 //

B 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第 2 に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第 3 に示す数以上であること。

（令第 1 条第 1 項第 2 号）

（令別表第 2）

都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000 人未満	1,000 世帯
1,000,000 人以上 2,000,000 人未満	1,500 //
2,000,000 //	2,000 //
3,000,000 //	2,500 //

（令別表第 3）

市町村の区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000 人未満	15 世帯
5,000 人以上 15,000 人未満	20 //
15,000 //	25 //
30,000 //	30 //
50,000 //	40 //
100,000 //	50 //
300,000 //	75 //

C 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次の表に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること。

（令第 1 条第 1 項第 3 号前段）

（令別表第 4）

都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000 人未満	5,000 世帯
1,000,000 人以上 2,000,000 人未満	7,000 //
2,000,000 //	9,000 //
3,000,000 //	12,000 //

D 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、市町村で多数の世帯の住家が滅失したものであること。

(令第1条第1項第3号後段)

府令で定める特別な事情とは、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合（内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（以下「基準府令」という。）第1条）であり、具体的には次のような場合であること。

- a 被害地域が他の村落から隔離又は孤立しているため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合
- b 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊な技術を必要とする場合
- c 水害により、被災者が孤立し救助が極めて困難であるため、ボートによる救出等の特殊の技術を必要とする場合

(イ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、府令で定める基準に該当する場合

(令第1条第1項第4号)

府令で定める基準とは以下のとおりである。

A 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合（基準府令第2条第1号）で、具体的には次のような場合であること。

- a 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受け避難生活を余儀なくされる場合
- b 船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合

B 災害にかかったに対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合（基準府令第2条第2号）で、具体的には次のような場合であること。

- a 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
- b 火山噴火、有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- c 豪雪により多数の者が危険状態となる場合
  - i) 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又はその危険性の増大
  - ii) 平年、孤立したことのない集落の交通途絶による孤立化
  - iii) 雪崩れ発生による人命及び住家被害発生

## ② 災害救助法適用基準市町村別一覧表（弘前市を抜粋）

市町村名	人口 (平成22.10.1現在)	全壊 全焼 流失	半壊 半焼	床上 浸水	青森県被害世帯数が 1,500以上に達した場合 (滅失の世帯数)
弘前市	183,473	100	200	300	50

## ③ 滅失世帯数算出基準

区分	算定基準
全壊、全焼、流失	1世帯
半壊、半焼	1/2世帯
床上浸水、土砂堆積	1/3世帯

④ 被害程度の認定基準

種類	統一基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月末満で治癒できる見込みのものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
床上浸水	浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの
床下浸水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもの
一部破損	住家の損壊程度が半壊に達しない程度のもの

⑤ 急迫事態における救助の実施

市町村長は、災害の事態が急迫して知事の指揮を待ついとまがないと認めたときは、災害救助法第23条に規定する救助の実施に着手することができる。（災害救助法施行細則第1条の2）

○弘前市災害対策本部班別業務分担における主な救助関連業務の担当一覧

業務の種類	担当部署
災害救助法（他の主管に属するものを除く。）に関すること。	福祉政策班
避難所の設置	生活福祉班
応急仮設住宅の供与	財産管理班
炊き出しその他による食品の給与	介護福祉班、人材育成班
飲料水の供与	上下水道班
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	子育て支援班
医療及び助産	健康づくり推進班、病院班
災害にかかった者の救出	消防班
災害にかかった住宅の応急修理	財産管理班
学用品の給与	学務健康班
埋葬	市民班
死体の搜索	市民班
死体の処理	市民班
障害物の除去	建設政策班、道路維持班、環境管理班
応急救助のための輸送	財産管理班
応急救助のための人夫	人材育成班

[定] 4-2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(青森県災害救助法施行細則 平成26年3月19日現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
避難所の設置	災害により現に被害を受け、及び受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 300円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域において平常的に要すると認められる額を加算する。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金・職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上					
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7m <sup>2</sup> (9坪)を基準とする 2 限度額 1戸当たり2,401,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7m <sup>2</sup> 、2,401,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受けて炊事できない者 3 住家に被害を受けて一時縁故地等へ避難する必要のある者	1人1日当たり 1,010円以内	1 災害発生の日から7日以内 2 一時的縁故地等へ避難する場合は3日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者  (品目) 1 被服、寝具及び身の回り品 2 日用品 3 炊事用具及び食器 4 光熱材料	1 夏季(4月~9月)・冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊	夏	17,200円	22,200円	32,700円	39,200円	49,700円	7,300円
		全焼 流失	冬	28,500円	36,900円	51,400円	60,200円	75,700円	10,400円
		半壊	夏	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,400円	2,400円
		半焼 床上浸水	冬	9,100円	12,000円	16,800円	19,900円	25,300円	3,300円
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊娠等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)し、若しくは半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から 1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒(品目) 1 教科書 2 文房具 3 通学用品	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 201,000円以内 小人(12歳未満) 160,800円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	・洗浄、消毒等 1体当たり 3,300円以内 ・一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,000円以内 ・検索 救護班以外は慣行料金の額以内	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することのできない者	1世帯当たり 133,900円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日あたり 医師、歯科医師 25,900円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士 16,000円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 16,900円以内 救急救命士 14,700円以内 土木技術者・建築技術者 16,600円以内 大工、左官、とび職 17,600円、17,800円、16,500円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 〔定〕 4－2－3 災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（青森県）

### 1 目的

災害救助法の適用に至らない災害が、県内の市町村に発生したときは、この要綱により応急的に被災者を援護することを目的とする。

### 2 適用基準

(1) この要綱による援護は、災害のため住家の全壊、全焼、流失又は半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）により被災世帯数が次の世帯数以上に達したとき行うものとする。

ただし、住家の半壊、半焼した場合の世帯は、2分の1世帯、床上浸水した場合の世帯は、3分の1世帯とみなす。

人 口	被災世帯数
2万人未満	20世帯以上
2万人以上 5万人未満	30世帯以上
5万人以上 10万人未満	40世帯以上
10万人以上	50世帯以上

(2) (1)の基準に達しない場合であっても零細な困窮世帯あるいは、要保護世帯であって、特にその応急の援護が必要と認められる場合。

### 3 援護の基準

この要綱による被災世帯に対する援護は、被服、寝具等を給与する事とし、援護の基準は、災害救助法施行細則（昭和30年4月19日、青森県規則第40条）第2条第1項に定める別表第1の三の3の基準とする。

### 4 援護物資

給与する物資は、災害援護用物資をもってこれにあてる。

### 附 則

この要綱は、昭和53年8月17日から適用する。

## 〔定〕 4-28-1 災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書

弘前市水道事業弘前市長（以下「甲」という。）と弘前管工事業協同組合理事長（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他のによる災害（以下「災害」という。）の発生時における水道施設の応急復旧に關し、次のとおり協定を締結する。

### （趣 旨）

第1条 この協定は、災害の発生時において給水機能を早期に回復させるため、甲と乙が相互に協力して実施する水道施設の応急復旧に關し、必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害の被害状況に応じ水道施設災害対策会議を主宰し、乙に対して会議への参加を要請するものとする。

2 甲は、前項の会議により、水道施設の応急復旧に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対して協力を要請することができる。

3 甲は、前項の規定により協力を要請するときは、電話又は指示書等により災害の状況、工事場所、工事内容、必要な人員、機材等について明示するものとする。

4 甲は、他事業体から水道災害相互応援協定等により応援要請された場合は、乙と協議し、応援派遣を要請できるものとする。

### （復旧活動）

第3条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、速やかに応急復旧を行うための体制を確立のうえ、乙の組合員から必要な人員、機材等を出動させ、甲が行う応急復旧に協力するものとする。

2 前項の規定により出動した組合員は、甲の職員の指示に従い応急復旧工事等に従事するものとする。

### （報告事項）

第4条 乙は、この協定による応急復旧に協力できる人員及び機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

2 乙は、応急復旧工事等に着手したときは、その状況を速やかに甲に報告するものとし、完了したときは、甲に完了報告書を提出しなければならない。

### （費用負担）

第5条 乙がこの協定に基づく協力のために要した費用については、甲が定める基準により積算した額に基づき、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が応急復旧に参加した乙の組合員を集約のうえ、乙が甲に一括して請求するものとする。

### （労災補償）

第6条 応急復旧工事等により乙の組合員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

### （連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

### （協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成19年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、その後毎年、有効期間満了の日までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときも、また同様とする。

### （協議事項等）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容について疑義等が生じたとき、若しくは内容を変更する必要が生じたときは、必要に応じて甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この協定は、協定を締結した日から施行し、同日以後に実施する応急復旧から適用する。
- 2 水道施設の地震災害に伴う協定書（平成8年8月6日締結）は、廃止する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年7月20日

(甲) 弘前市水道事業  
弘前市長 相馬鋸一

(乙) 弘前管工事業協同組合  
理事長 赤石英樹

## 〔定〕 4-28-2 災害時における水道施設の資機材提供に関する協定書

弘前市水道事業弘前市長（以下「甲」という。）と青森県管工機材商業協同組合代表理事（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による災害（以下「災害」という。）の発生時における水道施設の資機材提供に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害の発生時において給水機能を早期に回復させるため、甲が実施する水道施設の応急復旧にあたり、乙の資機材提供の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、主宰する水道施設災害対策会議において、水道施設の応急復旧に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対して資機材提供の協力を要請することができる。

2 甲は、前項の規定により協力を要請するときは、電話又は指示書等により必要な資機材について明示するものとする。

3 甲は、他事業体から水道災害相互応援協定等により応援要請された場合は、乙と協議し、資機材の提供を要請できるものとする。

### （供給活動）

第3条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、速やかに資機材の提供を行うための体制を確立のうえ、乙の組合員から供給業者の選定、資機材の供給をし、甲が行う応急復旧に協力するものとする。

2 前項の規定により供給する組合員は、甲の指示により応急復旧工事等に必要な資機材の納入にあたり、指定された場所で甲の職員による検収を受けるものとする。

### （報告事項）

第4条 乙は、この協定による応急復旧に協力できる供給業者、資機材の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

2 乙は、供給する資機材について、出庫伝票又は納入伝票により整理し、甲に報告するものとする。

### （費用の支払い）

第5条 乙がこの協定に基づく協力のために提供した資機材の費用については、甲が定める単価により積算し、乙と協議のうえ支払うものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が資機材の供給に参加した乙の組合員を集約のうえ、乙が甲に一括して請求するものとする。

### （労災補償）

第6条 資機材の運搬、納入時の事故等により乙の組合員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

### （連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、災害情報の伝達及び資機材の必要量の把握を適正に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

### （協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成19年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、その後毎年、有効期間満了の日までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときも、また同様とする。

### （協議事項等）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容について疑義等が生じたとき、若しくは内容を変更する必要が生じたときは、必要に応じて甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この協定は、協定を締結した日から施行し、同日以後に実施する応急復旧から適用する。
- 2 水道施設の地震災害に伴う協定書（平成8年8月6日締結）は、廃止する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年7月20日

(甲) 弘前市水道事業  
弘前市長 相馬 錠一

(乙) 青森県管工機材商業協同組合  
代表理事 出戸端 勉

## 〔定〕 4-28-3 災害時における医療救護活動に関する協定

### 1 災害時における医療救護活動に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と社団法人弘前市医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定により同法に基づく救助の対象となる災害における医療救護活動には、本協定は適用しない。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が弘前市内において発生した場合に、弘前市地域防災計画に基づき、甲が被災地等で行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （救護班等の派遣）

第2条 甲は、弘前市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する場合、必要に応じて、乙に対し医師の派遣又は救護班の編成及び派遣を要請するものとする。この場合において、甲は、救護所その他派遣場所（以下「救護所等」という。）並びに派遣する人数及び班数を指定するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに派遣する医師又は救護班（以下「救護班等」という。）を決定し、これらを派遣するものとする。

#### （医療救護計画）

第3条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、派遣する医師の選任、救護班を構成する者の選任、携行する医薬品及び器具（以下「医薬品等」という。）の準備その他医療救護活動の実施に関する医療救護計画を早急に策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

#### （救護班等の業務）

第4条 救護班等の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 傷病者の医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- (3) 被災者の死亡の確認及び死体の検案

#### （救護班等に対する指揮命令等）

第5条 救護班等に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、前項の規定により指揮命令者を指定した場合は、直ちに乙に通知するものとする。

#### （医薬品等の供給等）

第6条 乙が派遣する救護班等が使用する医薬品等は、当該救護班等が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

2 甲は、救護班等の輸送その他医療救護活動が円滑に実施できるために必要な措置を講ずるものとする。

#### （医療行為を受けた者の費用負担）

第7条 第2条の規定に基づき、甲が指定した救護所等において、乙が派遣した救護班等による医療行為を受けた者は、費用負担を要しないものとする。

#### （医療救護活動の終了）

第8条 甲は、救護所等における医療救護活動が必要なくなったときは、その旨を乙に連絡するものとする。

2 乙は、甲から前項の規定による連絡を受けたときは、派遣している救護班等に、医療救護活動の終了を指示するものとする。

#### （費用弁償等）

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合において、次に掲げる経費は、甲が負担

するものとする。

(1) 救護班等の派遣に要する費用

(2) 救護班等が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 医師又は救護班員が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金  
(紛争の解決)

第 10 条 救護班等が実施した業務について、甲及び乙以外の者と紛争が生じた場合は、甲乙協議のうえ双方が誠意を持って紛争解決のために努力するものとする。

(防災訓練等)

第 11 条 甲及び乙は、協定に基づく医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜行うものとする。

(実施細目)

第 12 条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第 13 条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の 1 ヶ月前までに、甲又は乙からこの協定について文書による意思表示がない場合には、協定の期間満了日の翌日から 1 年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 22 年 4 月 1 日

甲 弘前市大字上白銀町 1 番地 1

弘前市長 相馬 錠一

乙 弘前市大字野田 2 丁目 7 番地 1

社団法人 弘前市医師会

会長 田村 瑞穂

## 2 災害時における医療救護活動に関する協定実施細目

平成22年4月1日付けで締結した災害時における医療救護活動に関する協定(以下「協定」という。)第12条の規定に基づく実施細目は、次のとおりとする。

### (救護班の構成)

第1条 協定第2条の規定により社団法人弘前市医師会(以下「乙」という。)が編成する救護班は、別に弘前市(以下「甲」という。)から指示がない限り、次の掲げる者より構成するものとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 保健師、助産師、看護師又は準看護師 3名
- (3) 補助事務員 1名

### (医療救護活動の報告)

第2条 乙が、協定第2条の規定により救護班等を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、各救護班等ごとに、次に掲げる書類を取りまとめ、甲に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書(第1号様式)
- (2) 救護班員名簿(第2号様式)
- (3) 医薬品等使用報告書(第3号様式)

### (事故報告)

第3条 乙は、協定第2条の規定により派遣した医師又は救護班員が、甲の指定した場所において従事した医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、事故報告書(第4号様式)により、速やかに甲に報告するものとする。

### (費用弁償等の請求)

第4条 協定第9条第1号及び第2号に規定する費用については、乙がすべての医師又は救護班の費用を取りまとめ、費用弁償請求書(第5号様式)により甲に請求するものとする。

2 協定第9条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が扶助金支給申請書(第6号様式)により、甲に請求するものとする。

### (費用弁償等の額)

第5条 協定第9条第1号の規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定第9条第3号に規定する扶助金については、災害救助法(昭和22年法律第118号)第29条の規定により算出した額と同額とする。

### (支 払)

第6条 甲は、前2条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに請求者に対し支払うものとする。

### (実施日)

第7条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成22年4月1日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬鋸一

乙 弘前市大字野田2丁目7番地1

社団法人 弘前市医師会

会長 田村瑞穂

別 表 (第5条関係)

	医 師	保健師、助産師、看護師又は准看護師	補助事務員
日 当 (午前8時30分 から午後5時まで の間において業務 に従事した場合の 報酬)	1人1日当り 21, 600円以内	1人1日当り 18, 700円以内	1人1日当り 8, 800円以内
時間外勤務手当	1人1時間当り「日当」に定める限度額の8分の1に相当する額に100分の125(午後10時から翌日の午前5時までの間に従事した場合にあつては100分の150)を乗じて得た額以内の額		
旅 費	車 賃 旅行雑費 宿 泊 料	1キロメートル当り 25円 1, 200円 9, 800円	

## 医療救護活動報告書

班名	災害発生場所	医療救護活動場所	活動状況	備考
			月 日 時 分～ 月 日 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 月 日 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 月 日 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 月 日 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 月 日 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 月 日 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	

## 第2号様式 (第2条関係)

## 救護班員名簿

班名	職種	氏名	所属	住所	従事期間

第3号様式 (第2条関係)

# 医 藥 品 等 使 用 報 告 書

事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までにおける

災害時の医療救護活動において、別紙のとおり事故傷病（死亡）者が発生したので  
報告します。

年 月 日

弘前市長 殿

社団法人 弘前市医師会  
会長

印

## 別紙

## 事故傷病（死亡）者概要

氏名			性別	男・女	年齢	歳
住所						
職種		勤務先			班名	
傷病名				程度	重傷・中等症・軽傷	
外来・入院（月日）			医療機関名			
受傷（発病）日時	年 月 日 時 分					
受傷（発病）場所						
死亡原因						
死亡日時	年 月 日 時 分					
死亡場所						
受傷・発病・死亡時の状況						

費用弁償請求書

年 月 日

弘前市長 殿

住 所  
氏 名

印

次の金額を請求します。

金額 円

ただし、 年 月 日から 年 月 日  
までにおける災害時の医療救護活動に対する費用弁償額として

( 費用弁償額請求明細書 別紙のとおり )

## 第6号様式 (第4条第2項関係)

## 扶助金支給申請書

年 月 日

弘前市長 殿

住所  
氏名

印

災害時における医療救護活動に関する協定第9条第3号の規定による扶助金を支給されたく、別紙関係書類を添えて申請します。

負傷・疾病 又は死亡した者の状況	氏名		性別	男・女	出生年月日	
	住所					
	職種		勤務先		所属医療救護班名	
	傷病名		受傷・発病年月日			
	死亡原因		死 亡 年 月 日			
障害級別		療養開始年月日			治癒年月日	
休業日数	年 月 日 から		年 月 日 まで		日 間	
休業期間中における業務上の収入の有無						
扶助金支給基礎額						
扶助金支給申請額						
備考						

注1 「扶助金支給基礎額」算出の証明書類（事業主の証明その他証明となりうるもの）を添付すること（療養扶助金申請の場合は不要）。

- 2 扶助金申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収証又は請求書を添付すること。
- 3 休業扶助金申請の場合は、診断書（休業が必要と認められる期間の記載のあるもの）及び事業主の証明書を添付すること。
- 4 障害扶助金申請の場合は、医師の意見を付した障害診断書を添付すること。
- 5 遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。
- 6 葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を添付すること。
- 7 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。

## 〔定〕 4-28-4 災害時における応急対策業務の協力に関する協定

### 1 災害時における応急対策業務の協力に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と弘前建設業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務に関して、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び弘前市地域防災計画に基づき、弘前市内において災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、甲及び乙が相互に協力して行う応急対策業務を迅速かつ的確に遂行するため必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に定める災害をいう。
- (2) 「応急対策業務」とは、道路、河川等の公共土木施設及び公共的農業用施設の機能確保及び回復のため、障害物の除去及び施設の応急復旧に係る業務をいう。

#### （協力要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、書面により、乙に対し協力を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、特別の事情がない限り、当該要請に応じるものとする。

#### （応急対策業務の実施）

第4条 乙は、応急対策業務を実施する際は、甲が指定する現地責任者の指導を受けるものとする。ただし、災害の状況により現地責任者の指導を受けられないときは、この限りでない。

2 甲は、乙が応急対策業務を円滑に実施できるよう、情報の提供その他必要な協力をを行うものとする。

#### （報告）

第5条 乙は、前条の規定により応急対策業務を実施した場合は、書面により、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

#### （経費の負担）

第6条 応急対策業務のために要する経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する経費は、青森県土木工事積算基準・歩掛表及び単価表を基準として算出した額とする。

#### （災害補償）

第7条 甲は、第3条の協力要請により応急対策業務に従事した者について、当該応急対策業務の実施に当たり、その者の責めに帰することができない理由により、その者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合に、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他法令による損害補償の規定の適用がないときは、本人又はその遺族に対し、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の定めるところにより、その損害を補償する。

2 乙は、組合員に対し、労働者災害補償保険法その他関係法令に基づいた、所要の措置を講じさせるものとする。

#### （防災訓練等）

第8条 甲及び乙は、協定に基づく応急対策業務が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時行うものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙からこの協定について文書による意思表示がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年4月1日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬錨一

乙 弘前市大字上白銀町1番地9

弘前建設業協同組合

理事長 一戸利光

## 2 災害時における応急対策業務の協力に関する協定実施細目

### (趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における応急対策業務の協力に関する協定（以下「協定」という。）

第9条の規定に基づき、協定の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この実施細目における用語の定義は、協定で使用する用語の例によるものとする。

### (協力要請)

第3条 協定第3条に規定する書面は、応急対策業務協力要請書（様式第1号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 応急対策業務を必要とする場所
- (3) 応急対策業務の内容
- (4) 応急対策業務の期間
- (5) その他応急対策業務の実施にあたり参考となる事項

### (報告)

第4条 協定第5条に規定する書面は、応急対策業務実施報告書（様式第2号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 応急対策業務の実施場所、実施期間、従事人員及び従事車両の種類及び数並びに実施に要した資機材の種類及び数
- (2) 応急対策業務の実施内容
- (3) 応急対策業務に従事した組合員名
- (4) その他必要な事項

### (経費の支払)

第5条 協定第6条第1項に規定する経費は、甲が乙の会員と応急対策業務について締結した契約に基づき、当該会員に支払うものとし、支払いに係る手続きは、弘前市会計規則（平成18年規則第46号）その他関係法令によるものとする。

### (連絡責任者)

第6条 応急対策業務に関する事項の連絡を円滑に行うため、甲においては建設部長を、乙においては協同組合理事長を、それぞれ連絡責任者とする。

### (実施日)

第7条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成22年4月1日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬鋸一

乙 弘前市大字上白銀町1番地9  
弘前建設業協同組合  
理事長 一戸利光

## 応急対策業務協力要請書

弘前建設業協同組合  
理事長 様

弘前市長

「災害時における応急対策業務の協力に関する協定」に基づき、下記のとおり応急対策業務の協力を要請します。

記

1 災害の状況		
2 応急対策業務を必要とする場所		
3 応急対策業務の内容		
4 応急対策業務の期間		
5 その他		
6 連絡責任者		
7 連絡先	電話番号： ファクス番号：	整理番号

## 応急対策業務実施報告書

弘前市長殿

弘前建設業協同組合  
理事長

「災害時における応急対策業務の協力に関する協定」に基づき、下記のとおり応急対策業務を実施しましたので報告します。

記

1 応急対策業務を実施した場所		
2 応急対策業務の実施期間		
3 応急対策業務に従事した人員、車両、資機材の種類及び数		
4 応急対策業務の実施内容		
5 応急対策業務に従事した組合員名		
6 その他		
7 連絡責任者		
8 連絡先	電話番号： ファックス番号：	整理番号

## 〔定〕 4-28-5 災害時における建築物等の解体撤去に関する協定

### 1 災害時における建築物等の解体撤去に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と青森県解体工事業協会津軽支部（以下「乙」という。）は、災害時における建築物等の解体撤去に関して、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び弘前市地域防災計画に基づき、弘前市内において災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、甲及び乙が相互に協力して行う建築物等の解体及び災害廃棄物の撤去（以下「解体撤去」という。）を迅速かつ的確に実施するため、甲の乙に対する協力の要請及び当該要請に基づき乙が行う解体撤去に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に定める災害をいう。
- (2) 「建築物等」とは、住宅、業務の用に供する建築物及び工作物、公共施設、橋梁、鉄道・道路施設その他の全ての建築物及び工作物等をいう。
- (3) 「解体撤去」とは、建築物等構造物の全部又は一部を解体し、その場所から取り除くことをいう。
- (4) 「災害廃棄物」とは、災害により倒壊、焼失等した建築物等の解体撤去に伴って発生する木くず、金属くず、コンクリート塊等及びこれらの混合物をいう。

#### （解体撤去の内容）

第3条 解体撤去の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 応急活動又は復旧活動に支障となる建築物等の解体
- (2) 被害者の救出を目的とした建築物等の解体
- (3) 前2号に掲げる建築物等の解体に伴い発生する災害廃棄物の撤去
- (4) 前3号に掲げる事項の実施に伴う必要な措置

#### （協力要請）

第4条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、書面により、乙に対し、解体撤去の協力を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

#### （解体撤去の実施）

第5条 乙は、甲から解体撤去の要請を受けたときは、特別の事情がない限り、当該要請に応じるものとする。

2 乙は、解体撤去を実施する際は、甲の指定する現地責任者の指導を受けるものとする。ただし、災害の状況により現地責任者の指導を受けられないときは、この限りでない。

3 甲は、災害廃棄物を他の場所に移動させる場合は、乙に対し、その場所を指定するものとする。ただし、災害の状況により甲が指定することができない場合は、乙は、甲の承諾を得て、災害廃棄物を他の場所に移動させることができる。

4 甲は、乙が解体撤去を円滑に実施できるよう、情報の提供その他必要な協力をを行うものとする。

#### （報告）

第6条 乙は、前条第1項の規定により解体撤去を実施した場合は、書面により、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

#### （経費の負担）

第7条 解体撤去に要する経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費の額は、災害発生直前の標準的な積算基準を基礎にして、甲乙協議して決定するものとする。

#### （災害補償）

第8条 甲は、第4条の協力要請により解体撤去に従事した者について、当該解体撤去の実施に当たり、その者の責めに帰することができない理由により、その者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合に、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令による損害補償の規定の適用がないときは、本人又はその遺族に対し、弘前市消防団員等公務災害補償条例(平成18年弘前市条例第220号)の定めるところにより、その損害を補償する。

2 乙は、会員に対し、労働者災害補償保険法その他関係法令に基づいた、所要の措置を講じさせるものとする。

(防災訓練等)

第9条 甲及び乙は、解体撤去が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙からこの協定について文書による意思表示がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年4月1日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬鋸一

乙 南津軽郡田舎館村大字高樋字川原田35番地  
青森県解体工事業協会  
津軽支部長 小野勝行

## 2 災害時における建築物等の解体撤去に関する協定実施細目

### (趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における建築物等の解体撤去に関する協定（以下「協定」という。）

第10条の規定に基づき、協定の実施に関して必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この実施細目における用語の定義は、協定で使用する用語の例によるものとする。

### (要請)

第3条 協定第4条に規定する書面は、解体撤去協力要請書（様式第1号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 解体撤去を必要とする場所
- (3) 解体撤去の内容
- (4) 解体撤去の期間
- (5) その他解体撤去の実施に当たり必要な事項

### (解体撤去実施者)

第4条 協定第5条第1項の規定に基づき解体撤去を実施する者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 建築物等の解体を実施する者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けているものであること。
- (2) 災害廃棄物の運搬を実施する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定による許可を受けているものであること。

### (報告)

第5条 協定第6条に規定する書面は、解体撤去実施報告書（様式第2号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 解体撤去の実施場所、実施期間、従事人員、従事車両の種類及び数並びに実施に要した資機材の種類及び数
- (2) 解体撤去の実施内容
- (3) 解体撤去に従事した乙の会員名
- (4) その他必要な事項

### (経費の支払)

第6条 協定第7条第1項に規定する経費は、甲が乙の会員と解体撤去について締結した契約に基づき、当該会員に支払うものとし、支払いに係る手続きは、弘前市会計規則（平成18年規則第46号）その他関係法令によるものとする。

### (連絡責任者)

第7条 解体撤去に関する事項の連絡を円滑に行うため、甲においては企画課長を、乙においては支部長社代表取締役を、それぞれ連絡責任者とする。

### (実施日)

第8条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成22年4月1日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬鋸一

乙 南津軽郡田舎館村大字高樋字川原田35番地  
青森県解体工事業協会  
津軽支部長 小野勝行

## 解体撤去協力要請書

青森県解体工事業協会  
津軽支部長 様

弘前市長

「災害時における建築物等の解体撤去に関する協定」第4条の規定に基づき、下記のとおり解体撤去の協力を要請します。

記

1 災害の状況						
2 解体撤去を必要とする場所						
3 解体撤去の内容						
4 解体撤去の期間	年	月	日から	年	月	日まで
5 その他						
6 連絡責任者						
7 連絡先	電話番号： ファクス番号：					
				整理番号		

## 解体撤去実施報告書

弘前市長 殿

青森県解体工事業協会  
津軽支部長

「災害時における建築物等の解体撤去に関する協定」第6条の規定に基づき、下記のとおり解体撤去を実施しましたので報告します。

記

1 解体撤去を実施した 場所						
2 解体撤去の期間	年	月	日から	年	月	日まで
3 解体撤去に従事した 人員、車両、資機材等						
4 解体撤去の実施内容						
5 解体に従事した会員 名						
6 その他						
7 連絡責任者						
8 連絡先	電話番号： ファクス番号：					
整理番号						

## 〔定〕 4-28-6 災害時における放送に関する協定

### 1 災害時等における放送に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）とアップルウェーブ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における放送に関して、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び弘前市地域防災計画に基づき、弘前市内において地震、風水害等の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、甲及び乙が相互に協力して、これらに関する情報をコミュニティFM放送を通じて市民に提供することにより、災害に伴う被害の軽減を図り、もって市民生活の安全確保に寄与することを目的とし、これに関する必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、地震、台風、洪水、大規模火災、危険物の爆発、山崩れ、崖崩れ、放射性物質の大量放出、航空機の墜落等の災害対策基本法第2条第1項に定める災害及び人為的原因により生ずる被害とし、市民生活又は人命に重大な支障が予測できる状況をいう。
- (2) 「災害情報等」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、これらに関する情報をいう。

#### （災害情報等の提供）

第3条 甲は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、乙に対して、適切な手段を用いて速やかに災害情報等を提供し、その放送を要請することができる。

2 乙は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、甲に対して災害情報等の速やかな提供を求めることができる。

#### （災害情報等の放送の実施）

第4条 乙は、災害情報等の放送について、甲の要請を踏まえ、乙の「非常災害時対策規定」に基づき、通常の番組に優先して放送するものとする。ただし、放送が実施できない状態にある場合は、直ちに甲へその旨を連絡するものとする。

#### （秘密の保持）

第5条 乙は、災害情報等の放送目的のため甲から知り得た個人情報について、第三者に漏らしてはならない。

#### （費用の負担）

第6条 災害情報等の放送に関する費用の負担は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、原則として災害情報等の放送に要する費用を甲に請求しない。ただし、災害による被害が甚大であり、災害情報等の放送が相当な期間を要する場合は、甲乙の協議によるものとする。
- (2) 災害情報等の放送の実施により、予定していた提供番組、コマーシャル放送ができなかつた場合は、乙と当該広告主との協議によりその解決を図るものとする。

#### （防災訓練等）

第7条 甲及び乙は、協定に基づく応急対策業務が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時行うものとする。

#### （実施細目）

第8条 この協定の実施に関して必要な細目は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

#### （協議）

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

#### （有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙からこの協定について文書に

する意思表示がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年4月1日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬 錠一

乙 弘前市大字土手町38番地  
アップルウェーブ株式会社  
代表取締役社長 清藤 哲夫

## 2 災害時等における放送に関する協定実施細目

### (趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等における放送に関する協定（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、協定の実施に関する必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この実施細目における用語の定義は、協定で使用する用語の例によるものとする。

### (放送要請の基準)

第3条 協定第3条の規定により甲が乙に対し放送を要請するときは、概ね次の基準により行う。

- (1) 台風等により、気象警報が発令され市民に災害に対する備えが必要と思われる場合
- (2) 災害による被害の軽減のため、市民及び職員に対し、防災情報の伝達が必要と思われる場合

### (要請等の様式)

第4条 甲が乙に対して行う放送の要請は、放送要請書（様式第1号）により行うものとし、乙が甲に対して災害情報等の提供を求める場合は、情報提供依頼書（様式第2号）により行うものとする。

### (要請等の方法)

第5条 放送の要請等は、原則としてファクシミリで行い、電話で確認するものとする。

### (連絡責任者)

第6条 この協定に関し甲乙間の連絡責任者は、甲においては広報広聴課長、乙においては常務取締役とする。

### (実施日)

第7条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成22年4月1日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬 錠一

乙 弘前市大字土手町38番地  
アップルウェーブ株式会社  
代表取締役社長 清藤 哲夫

アップルウェーブ株式会社 殿

弘前市長

放送要請書

「災害時等における放送に関する協定」第3条第1項の規定により、下記のとおり放送を要請します。

記

災害等の名称	
発信時刻	年 月 日 時 分
放送内容等	
その他	
連絡担当者	

年 月 日

弘前市長 殿

アップルウェーブ株式会社

情報提供依頼書

「災害時等における放送に関する協定」第3条第2項の規定により、下記のとおり災害情報等の提供を依頼します。

記

災害等の名称	
発信時刻	年 月 日 時 分
伝達内容等	
その他の	
連絡担当者	

## 〔定〕 4-28-7 災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関する協定

### 1 災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と東北電力株式会社弘前営業所（以下「乙」という。）は、災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関して、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び弘前市地域防災計画に基づき、弘前市内において大震災や台風、大雪などの災害が発生し、電力の復旧対策が必要となった場合に、甲の所有する施設を緊急的に乙が使用できること及び実際に乙が使用する際の手続きが円滑に行われることを目的とし、これらを遂行するために必要な事項を定めるものとする。

#### （対象施設）

第2条 甲が所有し本協定で取扱いを定める施設は、別表に掲げる施設（以下「対象施設」という。）とする。

#### （適用条件）

第3条 この協定は、災害により乙の設備に大規模な被害が発生し、乙の復旧応援隊による大規模な復旧活動が行われる際に、乙から甲に対して対象施設の使用許可申請があり、甲が使用を許可した場合に適用するものとする。

#### （使用許可申請と使用許可）

第4条 乙は対象施設を使用する場合は、電話等により申請し、事後に書面を提出するものとする。

2 甲は、乙から使用許可申請を受けた場合は、特別の事情が無い限りこれを許可するものとし、事後に使用許可書を交付するものとする。

#### （用途指定）

第5条 乙は、対象施設を災害発生時における復旧応援隊の集合・待機場所、復旧資材の受払基地及び宿泊場所など災害復旧全般の用に供するものとし、使用目的以外に使用してはならない。

#### （料金その他の費用負担）

第6条 乙は、対象施設の使用に関連して生ずる水道、ガス、電気などの諸設備の使用料を負担し、甲に対して支払うものとし、その金額については甲の申告にもとづき甲乙双方誠意をもって協議するものとする。

2 乙が対象施設を使用した後、敷地などの整備が必要となった場合は、乙の責任において、原状復帰することを原則とする。

#### （損害賠償）

第7条 乙が対象施設を使用中に甲の施設を破損した場合は、乙は速やかに甲へ報告するとともにその損害を賠償するものとする。ただし、天災など乙の責によらない場合は、乙の損害賠償義務は免責される。

#### （使用の終了）

第8条 乙は第5条に定める用途での使用が終了したときは、電話等により甲に速やかに連絡するものとする。

#### （実施細目）

第9条 この協定の実施に関して必要な細目は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

#### （協議）

第10条 この協定について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

#### （効力）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、この期

間満了の日の30日前までに、甲又は乙からも相手方に対して書面により更新終了の意思が表示されないときは、この協定期間は、さらに1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

2 甲、乙いずれかの事情により本協定内容の見直しまたは解消が必要となった場合は、相手に申入れを行い適宜協議する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年5月28日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬 錠一

乙 弘前市大字本町1番地  
東北電力株式会社弘前営業所  
所長 小坂 淳

別表（第2条関係）

[施設の表示]			
施設名	所在地	希望順位	備考
弘前市運動公園	弘前市大字豊田2丁目3	第1位	西側駐車場 11,376m <sup>2</sup>
堀越雪置き場	弘前市大字川合字岡本地内	第2位	駐車場 13,280m <sup>2</sup>
小栗山農村交流公園	弘前市大字小栗山字沢辺220-1	第3位	駐車場・多目的広場 12,738m <sup>2</sup>
その他甲が指定する施設			

## 2 災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関する協定実施細目

### (趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関する協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、協定の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

### (使用許可申請)

第2条 協定第4条第1項に規定する書面は、弘前市公有財産規則（平成18年弘前市規則第53号。以下「財産規則」という。）第18条に規定する行政財産使用許可申請書（様式第1号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 使用箇所

(2) 使用種目

(3) 使用目的及び方法

(4) 使用面積

(5) 使用期間

(6) 使用料金

(7) その他

### (使用許可)

第3条 協定第4条第2項に規定する使用許可書は、財産規則第19条に規定する行政財産使用許可書（様式第2号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 使用箇所

(2) 使用種目

(3) 使用面積

(4) 使用目的

(5) 使用期間

(6) 使用料金

(7) その他

### (条件)

第4条 乙は、協定第2条に規定する施設の使用にあたって、次の条件を遵守するものとする。

(1) 協定第5条に規定する用途以外に使用しないこと。

(2) 施設使用にあたって必要となる除雪、仮設トイレ等の設置、ゴミ・雑排水等の処分等は乙が行うこと。

(3) 周囲の安全確保に十分留意すること。

### (使用料)

第5条 協定第2条に規定する施設の使用料は無料とする。

### (連絡責任者)

第6条 この協定に関し甲乙間の連絡責任者は、甲においては企画課長、乙においては総務課長とする。

### (実施日)

第7条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成20年5月28日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬 錠一

乙 弘前市大字本町1番地  
東北電力株式会社弘前営業所  
所長 小坂 淳

弘前市長様

弘前市大字本町1番地  
東北電力株式会社 弘前営業所  
所長

行政財産使用許可申請書

弘前市公有財産規則第18条の規定に基づき下記のとおり使用したいので、同規則その他の許可条件等を厳重に守りますから許可くださるよう申請します。

記

1 使用箇所

2 使用種目

3 使用目的及び方法 「災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関する協定」  
第5条に規定する用途として使用する。

4 使用面積  $m^2$

5 使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日

6 使用料金

7 市において必要を生じたときは、使用期間中でも、これを返還いたします。

備考

- 申請者が法人その他団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください。
- 担当者の氏名及び連絡先を下部に記載してください。
- この申請書には、使用箇所の平面図及び計画説明書を添付してください。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

担当者所属・氏名

電 話 ( )

F A X ( )

弘前市大字本町1番地  
東北電力株式会社 弘前営業所  
所長 様

弘前市長

行政財産使用許可書

平成 年 月 日付け（ 第 号）で申請の については、下記のとおり許可します。

記

- 1 使用箇所
- 2 使用種目
- 3 使用面積  $\text{m}^2$
- 4 使用目的 「災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関する協定」  
第5条に規定する用途として使用する。
- 5 使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 6 使用料金
- 7 市で必要を生じたとき、又は公共のために必要があると認めたときは使用期間中でもこれを返還させることがある。この場合、使用者が損害を受けても市は賠償の責を負わない。
- 8 許可なくして使用の目的を変更し、又は他人に転貸し若しくは工作物を設置することができない。これに違反したときはこの許可を取り消す。
- 9 前項の取消処分があった場合で、借受者が原状回復に必要な期間が過ぎても履行する見込みのないとき、又はその履行が不完全であったときは、市で執行し、又は第三者に執行させてその費用はすべて使用者の負担とする。

## 〔定〕 4-28-8 災害時における電気設備等の応急復旧活動に関する協定

### 1 災害時における電気設備等の応急復旧活動に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と弘前地区電気工事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における電気設備等の応急復旧活動について、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び弘前市地域防災計画に基づき、弘前市内において災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又はそのおそれがある場合に、甲及び乙が相互に協力して行う電気設備等の応急復旧活動を迅速かつ的確に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

#### （応急復旧活動）

第2条 甲が乙に対して要請することができる電気設備等の応急復旧活動（以下「応急復旧活動」という。）とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 避難所、公共施設及び防災拠点施設等の電気設備等の機能確保及び回復のための応急復旧に関すること。
- (2) 市内における電気に係る事故の防止に関すること。
- (3) 活動中に二次災害等を発見した場合における、関係機関への通報に関すること。
- (4) その他災害発生時における復旧に関すること。

2 甲は、前項に定めのない事項については、乙と協議のうえ協力を要請することができるものとする。

#### （協力要請）

第3条 甲は、応急復旧活動を実施する必要があると認めるときは、書面により、乙に対し協力を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

#### （応急復旧活動の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から協力要請があったときは、特別の事情がない限り、当該要請に応じ、速やかに応急復旧活動を実施するものとする。

2 乙は、応急復旧活動を実施する際は、甲が指定する現地責任者の指導を受けるものとする。ただし、災害の状況により現地責任者の指導を受けられないときは、この限りでない。

3 甲は、乙が応急復旧活動を円滑に実施できるよう、情報の提供その他必要な協力をを行うものとする。

#### （報告）

第5条 乙は、前条第1項の規定により応急復旧活動を実施したときは、書面により、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

#### （経費の負担）

第6条 乙が甲の要請により実施した応急復旧活動に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費の額は、災害発生直前の実勢価格を基礎として甲乙協議して決定するものとする。

#### （災害補償）

第7条 甲は、第3条の協力要請により応急復旧活動に従事した者について、当該活動の実施に当たり、その者の責めに帰することができない理由により、その者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合において、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他法令による損害補償の規定の適用がないときは、本人又はその遺族に対し、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の定めるところにより、その損害を補償する。

2 乙は、組合員に対し、労働者災害補償保険法その他関係法令に基づいた、所要の措置を講じさせるものとする。

(防災訓練等)

第8条 甲及び乙は、協定に基づく応急復旧活動が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時行うものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関して必要な細目は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙からこの協定について文書による意思表示がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年3月19日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬鋗一

乙 弘前市大字神田四丁目6番地3

弘前地区電気工事業協同組合

理事長 相馬憲保

## 2 災害時における電気設備等の応急復旧活動に関する協定実施細目

### (趣旨)

第1条 この実施細目は、弘前市（以下「甲」という。）と弘前地区電気工事業協同組合（以下「乙」という。）が締結する災害時における電気設備等の応急復旧活動に関する協定（以下「協定」という。）

第9条の規定に基づき、協定の実施に関する必要な事項を定めるものとする。

### (要請)

第2条 協定第3条に規定する書面は、「電気設備等の応急復旧活動協力要請書（様式第1号）」とし、電気設備等の応急復旧活動（以下「応急復旧活動」という。）の実施に係る次に掲げる事項を記載するものとする。

（1）災害の状況

（2）応急復旧活動を必要とする場所

（3）応急復旧活動の内容

（4）応急復旧活動の期間

（5）その他応急復旧活動の実施にあたり必要な事項

### （応急復旧活動実施者）

第3条 協定第4条第1項の規定に基づき応急復旧活動を実施する者は、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年5月23日法律第96号）第3条の規定による登録を受けている者でなければならない。

### （報告）

第4条 協定第5条に規定する書面は、「電気設備等の応急復旧活動実施報告書（様式第2号）」とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1）応急復旧活動の実施場所、実施期間、従事人員、従事車両の種類及び数並びに実施に要した資機材の種類及び数

（2）応急復旧活動の実施内容

（3）応急復旧活動に従事した乙の組合員名

（4）その他必要な事項

### （経費の支払）

第5条 協定第6条第1項に規定する経費は、甲が乙の組合員と応急復旧活動について締結した契約に基づき、当該組合員に支払うものとし、支払いに係る手続きは、弘前市会計規則（平成18年規則第46号）その他関係法令によるものとする。

### （連絡責任者）

第6条 応急復旧活動に関する事項の連絡を円滑に行うため、甲においては企画課長を、乙においては理事長を、それぞれ連絡責任者とする。

### （実施日）

第7条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成22年3月19日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬 錠一

乙 弘前市大字神田四丁目6番地3  
弘前地区電気工事業協同組合  
理事長 相馬 憲保

電気設備等の応急復旧活動協力要請書

弘前地区電気工事業協同組合  
理事長 様

弘前市長

「災害時における電気設備等の応急復旧活動に関する協定」第3条の規定に基づき、下記のとおり電気設備等の応急復旧活動の協力を要請します。

記

1 災害の状況						
2 電気設備等の応急復旧活動を必要とする場所						
3 電気設備等の応急復旧活動の内容						
4 電気設備等の応急復旧活動の期間	年	月	日から	年	月	日まで
5 その他						
6 連絡責任者						
7 連絡先	電話番号： ファックス番号：					
	整理番号					

電気設備等の応急復旧活動実施報告書

弘前市長 殿

弘前地区電気工事業協同組合  
理事長

「災害時における電気設備等の応急復旧活動に関する協定」第5条の規定に基づき、下記のとおり電気設備等の応急復旧活動を実施したので報告します。

記

1 電気設備等の応急復旧活動を実施した場所						
2 電気設備等の応急復旧活動の期間	年 月 日から			年 月 日まで		
3 電気設備等の応急復旧活動に従事した人員、車両、資機材等						
4 電気設備等の応急復旧活動の内容						
5 電気設備等の応急復旧活動に従事した組合員名						
6 その他						
7 連絡責任者						
8 連絡先	電話番号： ファクス番号：					
整理番号						

## 〔定〕 4-28-9 災害時における物資の供給に関する協定

### 1 災害時における物資の供給に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と株式会社イトヨーカ堂（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害が発生、又は発生するおそれがある場合における必要な物資の調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （要 請）

第1条 甲は、弘前市内に災害等が発生し、又は発生するおそれのある場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

2 要請の方法は、甲から乙に対し、物資の供給に関する文書をもって行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合は、電話又はその他の方法により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

#### （調達物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、要請時点で乙が調達・製造可能な物資であり、次に掲げるものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

#### （実 施）

第3条 乙は、甲から供給の要請を受けたときは、速やかに供給を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により、物資の供給を実施した場合は、甲に対し、文書をもって、実施報告を行いうものとする。

#### （物資の運搬、引渡）

第4条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 物資の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、物資を確認のうえ、引き取るものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

#### （車両の通行）

第5条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際は、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

#### （経費負担）

第6条 甲が乙に対し物資の供給を要請した場合において、乙が甲に対して供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲が負担するものとする。

2 経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

3 引き取った物資の代金及び当該運搬に係る費用については、甲は乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

#### （災害補償）

第7条 甲は、この協定に規定する業務に従事した、甲の指定する者又は乙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の定めるところによりその損害を補償する。

#### （支援体制の整備）

第8条 乙は、提携している広域的な団体・企業等がある場合は、広域的な支援が円滑に実施されるよう体制の整備に努めるものとする。

(緊急連絡先の報告等)

第9条 甲及び乙は、担当者の氏名及び緊急連絡先について、あらかじめ取り決めしておくものとする。

2 甲及び乙は、災害発生後、速やかに連絡をとるよう努めるものとし、また、被災状況等について相互に情報提供を行うものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定は、協定締結日から効力を発するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(雑 則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年5月13日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1  
弘前市長 葛西憲之

乙 東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社 イトーヨーカ堂  
代表取締役社長 亀井淳

## 2 災害時における物資の供給に関する協定実施細目

### (趣 旨)

第1条 この実施細目は、災害時における物資の供給に関する協定（以下「協定」という。）第1条の規定に基づき、協定の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2条 この実施細目における用語の定義は、協定で使用する用語の例によるものとする。

### (要 請)

第3条 協定第1条第2項に規定する文書は、物資の供給に関する要請書（様式第1号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 災害の状況

(2) 要請事由

(3) 要請する物資等（品名、数量、引渡日時、引渡場所）

(4) その他物資の供給に関し必要な事項

### (報 告)

第4条 協定第3条第2項に規定する文書は、物資供給実施報告書（様式第2号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 引渡日時、引渡場所

(2) 引渡物資品名、数量

(3) 引渡時立会・確認者職氏名

(4) その他必要な事項

### (支 払)

第5条 協定第6条に規定する費用は、同条第2項に基づく決定等により、甲が乙に支払うものとし、支払いに係る手続きは、弘前市会計規則（平成18年弘前市規則第46号）その他関係法令によるものとする。

### (連絡責任者)

第6条 協定第9条に規定する緊急連絡先は、弘前市商工観光部商工労政課及び株式会社イトーヨーカ堂弘前店とし、甲においては商工労政課長を、乙においては弘前店総務マネージャーを、それぞれ連絡責任者とする。

### (調査票の提出)

第7条 乙は、この協定の締結後、毎年4月1日及び10月1日現在の物資の保有、提供可能数量に係る調査票（様式第3号）を甲に対して提出するものとする。

### (実施日)

第8条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成23年5月13日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1  
弘前市長 葛西憲之

乙 東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社 イトーヨーカ堂  
代表取締役社長 亀井淳

## 物資の供給に関する要請書

平成 年 月 日

株式会社イトーヨーカ堂  
代表取締役社長 様

弘前市長

「災害時における物資の供給に関する協定」の第1条に基づき、下記のとおり要請します。

記

### 1 災害の状況及び要請事由

### 2 要請する物資

引渡日時	引渡場所	品目	規格・寸法	数量

### 3 その他

## 物資の供給実施報告書

平成 年 月 日

弘前市長様

株式会社イトヨーカ堂  
代表取締役社長

下記のとおり要請物資を供給しましたので報告します。

記

### 1 報告事項

(1) 引渡日時及び場所

(2) 引渡品名、規格・寸法及び数量

(3) 立会い確認者

### 2 その他

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

弘前市長様

株式会社イトヨーカ堂弘前店

災害時における物資提供可能数量調査票

品名	種類	規格等	在庫数	災害時提供可能数

年 月 日現在

※本様式により記載できない場合は複写等により適宜対応すること。

## 〔定〕 4-28-10 災害時における飲料水の供給に関する協定

### 災害時における飲料水の供給に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）とみちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、弘前市内における地震、風水害等の災害発生時又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における飲料水の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、弘前市内での大規模な地震、台風等による災害発生に際して、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関する手続等について定め、もって、円滑な災害応急対策及び災害復旧対策に資することを目的とする。

#### （飲料水の確保）

第2条 甲は災害時等における応急対策のため、緊急に飲料水を調達する必要があると認めたときは、乙に対し、飲料水の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、保有又は調達可能な飲料水の供給について速やかに対応する。

#### （要請方法）

第3条 甲は、前条の要請をする場合は、緊急物資供給要請書（様式第1号）により、飲料水の種類、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において緊急物資供給要請書を提出するものとする。

#### （飲料水の運搬及び引渡し）

第4条 飲料水の引渡し場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡し場所までの飲料水の運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、当該場所において、乙の提出する飲料水受領書（様式第2号）により数量等を確認のうえ、飲料水を引き取るものとする。

#### （経費等の負担）

第5条 乙が甲に供給した飲料水の代金、運搬等に要した費用等、その他飲料水の供給に要した費用（以下「経費等」という。）は、甲が負担するものとする。

2 経費等の額は、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

#### （経費等の請求及び支払）

第6条 乙は、飲料水の納入が完了したときは、前条の価格による経費等について、納品書及び別途甲の定める請求書をもって、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの経費等の請求があったときは、その内容を確認のうえ、支払うものとする。

#### （災害補償）

第7条 甲は、この協定に規定する業務に従事した者について、その者の責に帰することができない理由により、死亡その他の事故が生じたときは、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の定めるところによりその損害を補償する。

#### （情報交換及び提供）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、平常時から相互に情報交換を行うとともに、弘前市の災害発生時における、諸活動中に覚知した災害に関する情報についても必要に応じ相互に提供しあうものとする。

#### （連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては上下水道部総務課長、乙においては弘前営業所長とする。

#### （調査票等の提出）

第10条 乙は、この協定の締結後、毎年4月1日現在の緊急連絡先及び物資の保有数量等について、調査票（様式第3号その1）及び災害時飲料水提供可能数量票（様式第3号その2）を甲に

対して提出するものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定は、協定締結日から効力を発するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その一通を保有する。

平成 23 年 9 月 22 日

甲 青森県弘前市大字上白銀町 1 番地 1  
弘前市長 葛西憲之

乙 岩手県紫波郡矢巾町広宮沢第 1 地割 279 番地  
みちのくコカ・コーラボトリング株式会社  
代表取締役社長 谷村邦久

年 月 日

## 緊急物資供給要請書

様

弘前市長

印

災害時における飲料水の供給に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 要 請 日 時	年 月 日 ( ) 時 分
2 納 入 希 望 日	年 月 日 ( ) 時 分
3 納 入 場 所	
4 飲料水の種類・数量	
5 備考	

【担当者】

部署名：

担当者職氏名：

年 月 日

## 飲料水受領書

様

受領確認者

職氏名

印

次のとおり受領しました。

記

### 1 受領場所

### 2 飲料水の種類及び数量等

品名	規格	数量	備考

※ 受領場所、飲料水の種類、規格、数量などは運搬時にあらかじめ記載しておくこと。

※ 受領者の確認印については、必要に応じ省略することができる。

年 月 日

## 調査票

## ■基本事項

商号又は名称			
住 所			
代表者氏名		FAX番号	
電話番号		E-mail	

## ■緊急連絡先

氏 名		役 職	
昼間連絡先		夜間・休日連絡先	
氏 名		役 職	
昼間連絡先		夜間・休日連絡先	

## ■事業所（活動拠点の所在地）

事業所名			
所 在 地			
位 置 図			

## 災害時飲料水提供可能数量票

■ 事業所名

■ 品目／数量等 年 月 日現在

品 名	種 類	規 格		提供可能数量 (本)
		パッケージ	1箱あたり本数	
合 計				

## 〔定〕 4-28-11 災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定

### 災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）、みちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）及び弘前市職員労働組合連合会（以下「丙」という。）は、災害時における災害救援ベンダーの使用について次のとおり協定を締結する。

#### （趣 旨）

第1条 この協定は、災害時における災害救援ベンダーの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （定 義）

第2条 災害救援ベンダーとは、災害時に被災住民に飲料製品を無償で提供する自動販売機で、停電時においても飲料製品の取り出しが可能なものをいう。

2 災害救援専用キーとは、飲料製品の無償提供のために災害救援ベンダーを操作する器具をいう。  
(災害救援ベンダーの位置)

第3条 災害用救援ベンダーの位置は次の場所とし、その手続き等については、第5条に規定する自動販売機フルサービス協定書による。

- (1) 所在地 青森県弘前市大字上白銀町1番地1
- (2) 設置場所 弘前市役所 1階
- (3) 台 数 1台

#### (災害救援ベンダーの使用)

第4条 市内に震度5以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがあり、甲に災害対策警戒本部又は災害対策本部が設置され、かつ甲の責任者により飲料提供が必要と判断された場合は、甲は乙より貸与された災害救援専用キーを使用し、災害救援ベンダーを使用できる。

2 乙が無償で提供する飲料製品は、災害救援ベンダー使用開始時点での機内在庫のみとする。  
3 災害救援専用キーは、乙が甲へ2個貸与し、甲の責任において厳重に管理するものとする。

#### 【専用キー管理先】

青森県弘前市大字上白銀町1番地1 弘前市 企画部 企画課

#### (設置及び管理)

第5条 災害救援ベンダーの設置及び管理については、乙と丙が別に締結する自動販売機フルサービス協定書によるものとする。

#### (期 間)

第6条 本協定の期間は、協定締結の日から効力を有し、甲、乙又は丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

2 甲が丙に対して行う、行政財産の使用に係る許可がなされなかつた場合は、本協定の協力を失うものとする。

#### (協 議)

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年9月1日

甲 青森県弘前市大字上白銀町1番地1  
弘前市長 葛西憲之

乙 青森県南津軽郡大鰐町大字八幡館字山下17番地6  
みちのくコカ・コーラボトリング株式会社  
弘前営業所長 藤田重聰

丙 青森県弘前市大字上白銀町1番地1  
弘前市職員労働組合連合会  
中央執行委員長 柴田弘毅

## 〔定〕 4-28-12 災害時における物資供給に関する協定

### 災害時における物資供給に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

#### （協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

#### （供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

#### （調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

#### （1）別表に掲げる物資

#### （2）その他甲が指定する物資

#### （要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した、物資供給要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

#### （物資供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給後速やかにその実施状況を物資供給実施報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

#### （引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

#### （費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

#### （費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

#### （災害補償）

第10条 甲は、この協定に規定する業務に従事した者について、その者の責に帰することができない理由により、死亡その他の事故が生じたときは、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の定めるところによりその損害を補償する。

#### （情報交換）

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災

害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第12条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては商工観光部商工労政課長、乙においては、NPO法人コメリ災害対策センター事務局長とする。

(調査票等の提出)

第13条 乙は、この協定の締結後、毎年4月1日現在の緊急連絡先及び物資の保有数量等について、調査票（様式第3号その1）及び災害時物資提供可能数量票（様式第3号その2）により甲に報告するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年12月26日

甲 青森県弘前市大字上白銀町1番地1  
弘前市長 葛西 憲之

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1  
NPO法人 コメリ災害対策センター  
理事長 捧 賢一

別表

災害時における緊急対応可能な物資

分 類	主 な 品 種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割りばし、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋、バケツ、モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ、紙おむつ（大人用含む）、生理用品、粉ミルク、哺乳びん、離乳食
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係	ミニトイレ

年 月 日

様

弘前市長

印

### 物資供給要請書

災害時における物資供給に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 要請日時	年 月 日 ( ) 時 分		
2 引渡日時	年 月 日 ( ) 時 分		
3 引渡場所			
4 要請物資			
品 目	数 量	規格・寸法	
5 備考			

【担当者】

部署名：

職氏名

様式第2号（第6条関係）

年　　月　　日

弘前市長様

NPO法人 コメリ災害対策センター

理事長

## 物資供給実施報告書

下記のとおり要請物資を供給しましたので報告します。

記

### 1 報告事項

（1）引渡品名、数量、規格・寸法

（2）引渡日時及び場所

（3）立会者職氏名

### 2 その他

様式第3号その1（第13条関係）

年 月 日

弘前市長様

NPO法人 コメリ災害対策センター

理事長

調査票

■基本事項

名 称			
住 所			
代表者氏名		FAX 番号	
電話番号		E-mail	

■緊急連絡先

氏 名		役 職	
昼間連絡先		夜間・休日連絡先	
氏 名		役 職	
昼間連絡先		夜間・休日連絡先	

■事業所（活動拠点の所在地）

事 業 所 名	
所 在 地	
位 置 図	

様式第3号その2（第13条関係）

年 月 日

弘前市長様

NPO法人 コメリ災害対策センター

理事長

### 災害時における物資提供可能数量調査票

品名	種類	規格等	在庫数	災害時提供可能数

年 月 日現在

※本様式により記載できない場合は複写等により適宜対応すること。

※概ね青森、秋田、岩手県に所在する店舗における状況を記入すること。

## 〔定〕 4-28-13 災害時における市有施設等への燃料の優先供給に関する協定

### 災害時における市有施設等への燃料の優先供給に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と青森県石油商業組合中弘南支部（以下「乙」という。）は、災害時における市有施設等への燃料の優先供給について、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して市有施設等への燃料の優先供給を要する際の手続等について定め、もって災害対策の円滑な実施に寄与することを目的とする。

#### （優先供給の要請）

第2条 甲は、災害時において燃料を調達する必要があると認めるときは、乙に対し燃料の優先供給を要請できるものとする。

#### （優先供給の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、甲に対し燃料の優先供給を実施するものとする。

#### （燃料の種類）

第4条 甲が乙に優先供給を要請する燃料は、次に掲げるものとする。

- (1) ガソリン
- (2) 軽油
- (3) 灯油
- (4) 重油
- (5) L P ガス
- (6) その他甲が指定する燃料であって、乙が供給可能なもの

#### （要請の方法）

第5条 甲は、燃料の優先供給を受けようとするときは、燃料優先供給要請書（別記様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は乙に対して、口頭による要請を行い、事後に要請書を提出するものとする。

#### （燃料の引渡）

第6条 燃料の引渡場所は、甲が指定するものとする。この場合において、当該場所に甲の職員が立会い、納品書を確認のうえ、燃料を受け取るものとする。

#### （費用の負担）

第7条 乙が優先供給をした燃料の対価及び運搬に要した費用（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、甲と青森県石油商業協同組合が締結している物件売買単価契約書に記載されている契約単価とする。ただし、これにより難い理由がある場合には、甲乙協議のうえ決定するものとする。

#### （費用の支払）

第8条 甲は、乙から前条の規定により甲が負担する費用に係る請求があったときは、速やかに当該費用を乙に支払うものとする。ただし、災害の規模等により、速やかに支払うことが困難な場

合は、甲乙協議のうえ、支払い方法等について決定するものとする。

(連絡体制の整備)

第9条 甲及び乙は、災害時における情報伝達を円滑に行うことができるよう連絡体制を整備するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては商工観光部商工労政課長、乙においては青森県石油商業組合中弘南支部事務局長とする。

(情報交換及び提供)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、平常時から相互に情報交換を行うとともに、弘前市の災害発生時における、諸活動中に覚知した災害に関する情報についても必要に応じ相互に提供しあうものとする。

(平時からの備え)

第12条 乙は、災害時の燃料優先供給に備え、平常時より燃料の備蓄・確保に努めるものとする。

(その他必要な支援)

第13条 この協定に定める事項のほか、被災者や公共交通機関等への供給支援に関して必要な事項は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結日から効力を発するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年2月17日

甲 青森県弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 葛西憲之

乙 青森県弘前市大字撫牛子四丁目4番地14

青森県石油商業組合中弘南支部

執行役員代表 三浦勝正

別記様式（第5条関係）

第 年 月 号 日

青森県石油商業組合中弘南支部  
様

弘前市長

燃 料 優 先 供 給 要 請 書

災害時における市有施設等への燃料の優先供給に関する協定第5条の規定に基づき、以下の燃料の優先供給を要請します。

種類・数量	種類	数量
	ガソリン	
	軽油	
	灯油	
	重油 (特A・A、B、C)	
	L Pガス	
	その他( )	
納入日時	年 月 日 ( )	時 分
納入場所		
その他		

【担当】所 属：

職氏名：

連絡先：

## 〔定〕 4-28-14 災害時の情報交換に関する協定

### 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、弘前市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

#### （目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

#### （情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 弘前市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 弘前市災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

#### （情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

#### （災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

#### （災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

#### （平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

#### （協議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年 2月15日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号  
国土交通省 東北地方整備局長 徳山 日出男

乙 弘前市大字上白銀町1番地1  
弘前市長 葛西 憲之

## 〔定〕 4-28-15 災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定

### 災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北支社青森支店（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）並びに弘前市地域防災計画に基づく災害復旧における、甲と乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 本協定は、弘前市及びその周辺において地震及び台風・雪害等による災害（以下「災害等」という。）の発生に伴い大規模な通信の途絶等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するため通信設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

#### （災害情報の提供）

第2条 甲及び乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するよう努めるものとする。

2 乙は大規模な通信の途絶等が発生した場合、その影響を受けた地域、故郷等の原因、発生時間及び復旧時間等の情報を甲に提供するよう努めるものとする。また、甲は必要に応じその情報を市町村防災行政無線等により、影響を受けた地域の住民へ伝達するものとする。

#### （災害対策本部等への社員の派遣）

第3条 災害等が発生、又は発生のおそれがあり、それに伴い甲が災害対策本部等を設置した場合は、乙は甲との連携のうえ必要に応じ、甲が設置した災害対策本部等に乙の社員（以下「連絡員」という。）を派遣できるものとする。

2 連絡員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

#### （通信設備の復旧）

第4条 災害等の発生により大規模な通信の途絶等が発生した場合、乙は、乙のサービスエリア区域内の被害状況を総合的に判断した上で、乙を含むエヌ・ティ・ティ・ドコモグループ（以下「ドコモグループ」という。）の災害対策組織の連携の下で優先順位を見極めながら行政機関、公共機関等重要機関に対する重要通信の確保並びに避難所等への通信確保を実施するよう努めるものとする。

2 前項の通信設備の確保にあたり、移動無線車等災害対策機器等の使用については、乙を含むドコモグループの災害対策組織の連携の下での判断によるものとする。

#### （復旧作業に対する協力）

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、ドコモグループの通信設備復旧作業に支障をきたした場合、又は支障をきたすおそれのある場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

#### （資材置場・車両駐車場等の確保に対する協力）

第6条 災害等の発生時において、ドコモグループの通信設備復旧作業に必要な資材置場、駐車場、幕営地及びヘリポート等（以下「資材置場等」という。）の確保にあたっては、甲は乙の要請に応じて、その確保に協力するものとする。

#### （利用の終了連絡及び原状回復義務）

第7条 乙は、資材置場等の利用が終了したときは、電話等により甲に速やかに連絡するとともに、乙の責任において資材置場等を現状に回復するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が現状に回復する必要ないと認めるときは、乙は資材置場施設を現状に回復することを要しないものとする。

#### （損害賠償）

第8条 ドコモグループが、甲が確保した資材置場等の利用中にドコモグループの故意又は過失によって当該資材置場等を破損した場合、乙は速やかに甲へ報告するとともにその損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他ドコモグループの責に因らない場合は、ドコモグループの損害賠償義務は免責される。

#### （災害訓練時の協力）

第9条 ドコモグループが災害時に通信設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、災害訓練等を行う場合は、甲は乙の協力依頼により、第6条に定める資材置場等の確保に協力するものとする。

2 前項の資材置場等の利用にあたっては、前2条の規定を準用する。

(連絡責任者)

第10条 本協定書に関する連絡責任者、連絡先等は別紙による。

2 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

(協議)

第11条 本協定の履行にあたり疑義を生じた事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の翌日から1年間継続とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申出がないときは、本協定は同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年5月24日

甲 青森県弘前市大字上白銀町1番地1  
弘前市長 葛 西 憲 之

乙 青森県青森市中央3丁目19番1号  
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ  
東北支社青森支店 支店長 吉 澤 啓 介

別紙

(連絡責任者について)

甲乙の連絡責任者は、以下のとおりとする。

甲：弘前市

市民環境部 防災安全課 防災担当

電話 0172-40-7100

乙：株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東北支社青森支店

正 技術サービス担当課長

電話 017-774-8002

副 法人営業担当課長

電話 017-774-6001

## 〔定〕 4-28-16 災害時における建築物等の解体撤去に関する協定

### 1 災害時における建築物等の解体撤去に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と一般社団法人青森県解体工事業協会（以下「乙」という。）は、災害時における建築物等の解体撤去に関して、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び弘前市地域防災計画に基づき、弘前市内において災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、甲及び乙が相互に協力して行う建築物等の解体及び災害廃棄物の撤去（以下「解体撤去」という。）を迅速かつ的確に実施するため、甲の乙に対する協力の要請及び当該要請に基づき乙が行う解体撤去に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に定める災害をいう。
- (2) 「建築物等」とは、住宅、業務の用に供する建築物及び工作物、公共施設、橋梁、鉄道・道路施設その他の全ての建築物及び工作物等をいう。
- (3) 「解体撤去」とは、建築物等構造物の全部又は一部を解体し、その場所から取り除くことをいう。
- (4) 「災害廃棄物」とは、災害により倒壊、焼失等した建築物等の解体撤去に伴って発生する木くず、金属くず、コンクリート塊等及びこれらの混合物をいう。

#### （解体撤去の内容）

第3条 解体撤去の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 応急活動又は復旧活動に支障となる建築物等の解体
- (2) 被害者の救出を目的とした建築物等の解体
- (3) 前2号に掲げる建築物等の解体に伴い発生する災害廃棄物の撤去
- (4) 前3号に掲げる事項の実施に伴う必要な措置

#### （協力要請）

第4条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、書面により、乙に対し、解体撤去の協力を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

#### （解体撤去の実施）

第5条 乙は、甲から解体撤去の要請を受けたときは、特別の事情がない限り、当該要請に応じるものとする。

2 乙は、解体撤去を実施する際は、甲の指定する現地責任者の指導を受けるものとする。ただし、災害の状況により現地責任者の指導を受けられないときは、この限りでない。

3 甲は、災害廃棄物を他の場所に移動させる場合は、乙に対し、その場所を指定するものとする。ただし、災害の状況により甲が指定することができない場合は、乙は、甲の承諾を得て、災害廃棄物を他の場所に移動させることができる。

4 甲は、乙が解体撤去を円滑に実施できるよう、情報の提供その他必要な協力をを行うものとする。

#### （報告）

第6条 乙は、前条第1項の規定により解体撤去を実施した場合は、書面により、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

#### （経費の負担）

第7条 解体撤去に要する経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費の額は、災害発生直前の標準的な積算基準を基礎にして、甲乙協議して決定するものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、第4条の協力要請により解体撤去に従事した者について、当該解体撤去の実施に当たり、その者の責めに帰することができない理由により、その者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合に、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令による損害補償の規定の適用がないときは、本人又はその遺族に対し、弘前市消防団員等公務災害補償条例(平成18年弘前市条例第220号)の定めるところにより、その損害を補償する。

2 乙は、会員に対し、労働者災害補償保険法その他関係法令に基づいた、所要の措置を講じさせるものとする。

(防災訓練等)

第9条 甲及び乙は、解体撤去が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結日からその協力を発するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年7月3日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 葛 西 憲 之

乙 青森市大字大野字若宮33番地16  
一般社団法人 青森県解体工事業協会  
会長 大矢 進

## 2 災害時における建築物等の解体撤去に関する協定実施細目

### (趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における建築物等の解体撤去に関する協定（以下「協定」という。）

第10条の規定に基づき、協定の実施に関して必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この実施細目における用語の定義は、協定で使用する用語の例によるものとする。

### (要請)

第3条 協定第4条に規定する書面は、解体撤去協力要請書（様式第1号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1）災害の状況

（2）解体撤去を必要とする場所

（3）解体撤去の内容

（4）解体撤去の期間

（5）その他解体撤去の実施に当たり必要な事項

### （解体撤去実施者）

第4条 協定第5条第1項の規定に基づき解体撤去を実施する者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

（1）建築物等の解体を実施する者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けているものであること。

（2）災害廃棄物の運搬を実施する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定による許可を受けているものであること。

### （報告）

第5条 協定第6条に規定する書面は、解体撤去実施報告書（様式第2号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1）解体撤去の実施場所、実施期間、従事人員、従事車両の種類及び数並びに実施に要した資機材の種類及び数

（2）解体撤去の実施内容

（3）解体撤去に従事した乙の会員名

（4）その他必要な事項

### （経費の支払）

第6条 協定第7条第1項に規定する経費は、甲が乙の会員と解体撤去について締結した契約に基づき、当該会員に支払うものとし、支払いに係る手続きは、弘前市会計規則（平成18年規則第46号）その他関係法令によるものとする。

### （連絡責任者）

第7条 解体撤去に関する事項の連絡を円滑に行うため、甲においては防災安全課長を、乙においては津軽支部長を、それぞれ連絡責任者とする。

### （実施日）

第8条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成24年7月3日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 葛 西 憲 之

乙 青森市大字大野字若宮33番地16  
一般社団法人青森県解体工事業協会  
会長 大矢 進

解 体 撤 去 協 力 要 請 書

一般社団法人青森県解体工事業協会  
会 長 様

弘 前 市 長

「災害時における建築物等の解体撤去に関する協定」第4条の規定に基づき、下記のとおり解体撤去の協力を要請します。

記

1 災害の状況								
2 解体撤去を必要とする場所								
3 解体撤去の内容								
4 解体撤去の期間	年	月	日	から	年	月	日	まで
5 その他								
6 連絡責任者								
7 連絡先	電話番号： ファクス番号：							
整理番号								

解 体 撤 去 実 施 報 告 書

弘前市長 殿

一般社団法人青森県解体工事業協会  
会長

「災害時における建築物等の解体撤去に関する協定」第6条の規定に基づき、下記のとおり解体撤去を実施しましたので報告します。

記

1 解体撤去を実施した場所								
2 解体撤去の期間	年	月	日	から	年	月	日	まで
3 解体撤去に従事した人員、車両、資機材等								
4 解体撤去の実施内容								
5 解体に従事した会員名								
6 その他								
7 連絡責任者								
8 連絡先	電話番号： ファクス番号：							
		整理番号						

## 〔定〕 4-28-17 災害時における食料供給に関する協定

### 災害時における食料供給に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と弘前仕出し商組合（以下「乙」という。）との間で、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合における必要な食料の調達及び供給（以下「供給等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、食料の供給等の必要が生じたときは、乙に対して、その保有する食料の供給等を要請することができる。

(1) 弘前市内に災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 弘前市外の災害等について、青森県又は他の市町村から食料の供給等のあっせんを要請されたとき、又は救援の必要があるとき。

2 要請の方法は、甲から乙に対して次の各号に掲げる事項を記載した食料の供給等に関する要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害等の状況

(2) 要請事由

(3) 供給の内容（品名・数量）

(4) 引渡し日時及び場所

(5) その他必要事項

#### （実 施）

第2条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、速やかに、原材料、設備機器及び労務を提供し、食料の供給等を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により食料の供給等を実施した場合は、甲に対し、食料の供給等に関する報告書（様式第2号）により報告するものとする。

#### （運搬、引渡し）

第3条 食料の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの食料の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

2 食料の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、数量等を確認のうえ、受け取るものとする。

3 甲は前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

#### （車両の通行）

第4条 甲は、乙が食料を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

#### （経費の負担）

第5条 乙が供給した食料の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

なお、経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

2 受け取った食料の代金及び運搬に係る費用は、乙からの請求後、速やかに甲又は甲の指定する地方公共団体から乙の指定口座への振込みにより支払うものとする。

#### （連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ定め、それぞれに報告しておくものとする。また、連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 連絡責任者は、甲においては介護保険課長、乙にあっては、事務局長とする。

#### （災害補償）

第7条 甲は、この協定に規定する業務に従事した甲の指定する者又は乙の雇用する者について、

その者の責に帰することができない理由により死亡し、又はその他の事故が生じたときは、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の定めるところにより、その損害を補償する。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

（協議）

第9条 この協定の実施に必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年11月9日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1  
弘前市長 葛西憲之

乙 弘前市大字和徳町142番地  
弘前仕出し商組合  
組合長 小林忠則

年 月 日

弘前仕出し商組合  
組合長 様

弘前市長

食料の供給等に関する要請書

災害時における食料供給に関する協定第1条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害等の状況及び要請事由

2 要請する食料等

要請品名	数量	引渡日時	引渡場所

3 その他

担当者職氏名  
連絡先

様式第2号（第2条第2項関係）

年 月 日

弘前市長様

弘前仕出し商組合  
組合長

### 食料の供給等に関する報告書

下記のとおり要請食料を供給しましたので、災害時における食料供給に関する協定第2条第2項に基づき、報告します。

記

#### 1 報告事項

- (1) 引渡日時及び場所
- (2) 引渡品名及び数量
- (3) 立会い確認者職氏名

#### 2 その他

## 〔定〕 4-28-18 災害時における飲料品の供給に関する協定

### 災害時における飲料品の供給に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）とダイドードリンコ株式会社東北第二営業部（以下「乙」という。）及び株式会社菊池商店（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結するものとする。

#### （趣 旨）

第1条 この協定は、弘前市内で地震、風水害その他大規模災害等（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合における必要な飲料品の供給に関して必要な事項を定めるものとする。

#### （要請事項）

第2条 甲は、災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙及び丙に対して協力を要請することができる。

- (1) 乙及び丙の事業所その他関係する事業所に保有する飲料品の供給
- (2) その他災害時における応急対策に必要と認められる事項

#### （要 請）

第3条 前条の規定による要請は、甲から乙又は丙に対して次の各号に掲げる事項を記載した飲料品供給要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害等の状況
- (2) 要請事由
- (3) 供給の内容（品名・数量）
- (4) 引渡し日時及び場所
- (5) その他必要事項

#### （実 施）

第4条 前項の規定により、甲から要請を受けた場合、乙又は丙は可能な範囲内においてこれに協力するもとする。

2 乙又は丙は、前項の規定により飲料品の供給を実施した場合は、甲に対して飲料品の供給に関する報告書（様式第2号）により報告するものとする。

#### （運搬・引渡し）

第5条 飲料品の引渡し日時及び場所については、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡し場所までの運搬は原則として乙又は丙が行うものとする。ただし、乙又は丙による運搬が困難な場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

- 2 乙と丙は、甲からの要請に対しての、運搬及び供給に係る手順等についてあらかじめ調整しておくものとする。
- 3 飲料品の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、数量等を確認のうえ受け取るものとする。
- 4 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

#### （車両の通行）

第6条 甲は、乙又は丙が飲料品を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

#### （経費の負担）

第7条 乙又は丙が供給した飲料品の対価及び引渡し場所までの運搬に係る実費経費は、甲が負担するものとする。なお、経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲乙丙協議して決定するものとする。

2 受け取った飲料品の代金及び運搬の経費は、乙又は丙からの請求後、速やかに乙又は丙の指定口座への振り込みにより支払うものとする。

#### （連絡責任者）

第8条 甲、乙及び丙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者、連絡体制・方法等を協議のうえ、

あらかじめ定め、それぞれに報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 連絡責任者は、甲においては市民環境部防災安全課長、乙にあっては、東北第二営業部開発担当参事、丙にあっては株式会社菊池商店営業課長とする。

(災害補償)

第9条 甲は、この協定に規定する業務に従事した甲の指定する者又は乙及び丙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡又はその他の事故が生じたときは、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の定めるところにより、その損害を補償する。

(調査票等の提出)

第10条 乙及び丙は、この協定の締結後、毎年4月1日現在の緊急連絡先及び飲料品の保有数量等について、調査票（様式第3号）及び災害時飲料品提供可能数量票（様式第3号の2）を甲に對して提出するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第12条 この協定の実施に必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成24年1月25日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1  
弘前市長 葛西 憲之

乙 青森市大字第二問屋町二丁目7番19号  
ダイドードリンコ株式会社  
東北第二営業部  
営業部長 野口 光春

丙 弘前市大字新里字東里見113番地1  
株式会社菊池商店  
代表取締役社長 樽澤 憲雄

## 飲料品供給要請書

様

弘前市長

災害時における飲料品の供給に関する協定第3条第1項の規定に基づき、次のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請事由

2 要請する飲料品

要請品名	数量	引渡日時	引渡場所

3 その他

【担当者】  
部署名：  
担当者職氏名：  
連絡先：

様式第2号（第4条第2項関係）

年 月 日

弘前市長様

（ダイドードリンコ株式会社・株式会社菊池商店）

## 飲料品の供給に関する報告書

下記のとおり要請飲料品を供給しましたので、災害時における飲料品の供給に関する協定第4条第2項に基づき、報告します。

記

### 1 報告事項

- (1) 引渡日時及び場所
- (2) 引渡品名及び数量
- (3) 立会い確認者職氏名

### 2 その他

年 月 日

## 調査票

### ■基本事項

商号又は名称			
住 所			
代表者氏名		FAX番号	
電話番号		E-mail	

### ■緊急連絡先

氏 名		役 職	
昼間連絡先		夜間・休日連絡先	
氏 名		役 職	
昼間連絡先		夜間・休日連絡先	

### ■事業所（活動拠点の所在地）

事 業 所 名			
所 在 地			
位 置 図			

## 災害時飲料品提供可能数量票

■ 事業所名

■ 品目／数量等 年 月 日現在

品 名	種 類	規 格		提供可能数量 (本)
		パッケージ	1箱あたり本数	
合 計				

## 〔定〕 4-28-19 福祉避難所の確保に関する協定

### 福祉避難所の確保に関する協定書

弘前市（以下（甲）という。）と〇〇〇〇（事業所名）（以下「乙」いう。）は、弘前市内で災害が発生した場合において、甲の指定避難所での生活に支障があると認められる者（以下「要援護者」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）の確保等について、次のとおり協定を締結する。

#### （総則）

第1条 この協定は、要援護者を福祉避難所に受け入れる場合の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

#### （福祉避難所）

第2条 甲が、福祉避難所に指定できる乙の施設は次のとおりとする。

施設名	所在地	受け入れ数

#### （要援護者の受入等）

第3条 甲は、要援護者の受け入れの必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所への当該要援護者の受け入れを要請するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、当該要援護者の受け入れの可否を速やかに判断し、受け入れが可能な場合は、その旨を甲に連絡するものとする。

3 乙は、前項の判断をするにあたり、当該要援護者を介助する者（以下「介助者」という。）と一緒に避難させることの必要性について甲と協議するものとする。

4 乙は、要援護者の受け入れにあたり、当該要援護者の移送について、可能な範囲で甲に協力するように努めるものとする。

5 乙は、第1項の要請がない場合において、避難してきた者（以下この項において「避難者」という。）を乙の判断により第2条に掲げる施設に受け入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。この場合において、甲は、当該避難者が指定避難所で生活することに支障があると認めるときは、当該避難者は第1項の要請により受け入れられたものとみなす。

#### （受け入れ期間）

第4条 前条第1項の要請に基づく要援護者の受け入れ期間は、受け入れの日から起算して7日以内とする。ただし、甲が必要と認める場合は、7日以内で延長することができるものとし、更に受け入れ期間の延長が必要と認められる場合は、甲乙協議して定めるものとする。

#### （物資の提供等）

第5条 乙は、受け入れた要援護者及びその介助者に対し、必要な食品、被服、寝具、その他の生活必需品を提供するとともに、要援護者に対し、日常生活上の支援並びに当該要援護者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

#### （費用の負担）

第6条 甲は、乙に対し、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第8条 乙は、次条に定めるものを除くほか、要援護者の受け入れに伴い知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第9条 乙はこの協定による事務を処理するため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができるものとする。

- (1) 受け入れた要援護者に対する乙の対応がはなはだしく不誠実と認められ、又は、乙がこの協定を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- (2) 乙が福祉避難所を維持することができないと認められるとき。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1カ月前までに甲又は乙が更新しない旨の意思表示を行わない場合は、有効期間はさらに1年更新されるものとし、その後もまた同様とする。

- 2 甲又は乙は、前項の意思表示を行うときは、文書により通知するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

弘前市大字上白銀町1-1

(甲) 弘前市長 葛西憲之

所在地

(乙) 事業所名

代表者名

## 〔定〕 4-28-20 災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定

### 災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と一般社団法人青森県エルピーガス協会（以下「乙」という。）は、災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （趣 旨）

第1条 この協定は、弘前市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する災害応急対策業務に必要な液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達について、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

#### （要 請）

第2条 甲は、液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達の必要があると認めたときは、乙に対して、その調達についての協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとする。

3 石油備蓄法第33条第3項の規定により、経済産業大臣の勧告が出された場合は、予め指定された中核充填所を中心に対応するものとする。

#### （手 続）

第3条 甲は、乙に対して前条の要請をする場合は、次の事項を明らかにした文書により行うものとする。ただし、文書により行ういとまがないときは、電話等により乙に対して要請することとし、後日、文書を乙に対して提出するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 液化石油ガス及び応急対策用資機材品名およびその数量
- (3) 調達を必要とする日時及び場所
- (4) その他必要な事項

2 乙又は乙に加盟する会員は、甲の要請を受け、液化石油ガス及び応急対策用資機材を調達した場合、液化石油ガスの保安に関し最大限留意する。

3 乙又は乙に加盟する会員は、事前に液化石油ガス及び応急対策用資機材の輸送に係る緊急通行車両の事前届出書を県公安委員会に提出し、緊急通行車両確認証明書を取得しておくものとする。

#### （費用負担）

第4条 乙又は乙に加盟する会員が第2条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に要した費用（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料及び駐車場使用料等を含む。）は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における甲と液化石油ガス販売事業者が交わした単価契約の価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

ただし、単価契約を締結していない液化石油ガス及び応急対策用資機材については、災害発生直前における県内の市場価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

#### （報 告）

第5条 乙又は乙に加盟する会員は、第2条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達を実施した場合は、乙が取りまとめの上速やかに甲に対して次の事項を報告するものとする。

- (1) 調達を実施した液化石油ガス及び応急対策用資機材の品名および数量
- (2) 調達を実施した日時及び場所
- (3) その他必要な事項

#### （事故報告）

第6条 乙又は乙に加盟する会員は、第2条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の輸送中に事故が発生したときは、速やかに甲に対してその状況を報告しなければならない。

#### （情報収集 報告及び周知）

- 第7条 甲は、災害に関する被害状況等を収集し、第2条に規定する液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に必要な情報を可能な限り乙へ提供する。
- 2 乙は、甲が必要と認める情報収集及び周知に可能な限り協力する。
- 3 甲は、この協定に基づく調達の要請が円滑に行われるために必要があると認めた時は、乙に対して、乙又は乙に加盟する会員等が保有する液化石油ガス及び応急対策用資機材の数量等の状況について報告を求めることができる。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、弘前市防災安全課、乙においては、一般社団法人青森県エルピーガス協会事務局とする。

(災害補償)

第9条 甲は、この協定に規定する業務に従事した甲の指定する者又は乙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡又はその他の事故が生じたときは、弘前市消防団員等公務災害補償条例(平成18年弘前市条例第220号)の定めるところにより、その損害を補償する。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じた場合においては、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年3月26日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1  
弘前市長 葛西憲之

乙 青森市本町二丁目4番10号  
一般社団法人青森県エルピーガス協会  
会長 黒澤吉典

別 紙 (第2条関係)

中 核 充 填 所

No.	地 区	事 業 所 名
①	東 青	ENEOS グローブエナジー㈱青森東充填所 青森市大字野内字浦島 84-1 【対象市町村】 青森市〔浪岡除く〕、外ヶ浜町、平内町、今別町、蓬田村
②	中弘南	日通商事㈱青森支店浪岡充填所 青森市浪岡大字女鹿沢字西花岡 12-17 【対象市町村】 青森市浪岡、弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、 田舎館村、西目屋村
③	三 八	カメイ物流サービス㈱八戸ガスターミナル 八戸市豊洲 2-38 【対象市町村】 八戸市、階上町、南部町、五戸町、三戸町、田子町 新郷村
④	西北五	東北アストモスガス㈱青森充填所 青森市浪岡大字大釈迦字前田 76-1 【対象市町村】 五所川原市、つがる市、中泊町、鶴田町、板柳町、深浦町、鰺ヶ沢町
⑤	上十三	伊藤忠エネクスホームライフ東北㈱ 上北郡おいらせ町青葉五丁目 50-1727 【対象市町村】 十和田市、三沢市、野辺地町、東北町、六戸町、七戸町、おいらせ町
⑥	下 北	(有)下北ガス むつ市南赤川町 10-27 【対象市町村】 むつ市、大間町、横浜町、 東通村、六ヶ所村、風間浦村、佐井村

様式（第3条関係）

液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する要請書

平成 年 月 日

一般社団法人青森県エルピーガス協会

弘前市長

「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請理由

2 調達を要請する液化石油ガス及び応急対策用資機材

実施日時	実施場所	要請品名	数量
月 日 時頃			

3 その他

様式（第5条関係）

液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する報告書

平成 年 月 日

弘前市長殿

一般社団法人青森県エルピーガス協会

下記のとおり要請を受けた液化石油ガスを供給しましたので、「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」第5条に基づき、報告します。

記

1 報告事項

（1）調達を実施した液化石油ガス及び応急対策用資機材の品名及び数量

（2）調達を実施した日時及び場所

（3）立会い確認者名

2 その他

## 〔定〕 4-28-21 災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定

### 災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）、サントリービバレッジサービス株式会社東北営業本部弘前支店（以下「乙」という。）及び弘前市職員労働組合連合会（以下「丙」という。）は、災害時における災害救援ベンダーの使用について次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時における災害救援ベンダーの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 災害救援ベンダーとは、災害時に被災住民に飲料製品を無償で提供する自動販売機で、停電時においても飲料製品の取り出しが可能なものをいう。

2 災害救援専用キーとは、飲料製品の無償提供のために災害救援ベンダーを操作する器具をいう。

#### （災害救援ベンダーの位置）

第3条 災害用救援ベンダーの位置は次の場所とし、その手続き等については、第5条に規定する自動販売機フルサービス協定書による。

- (1) 所在地 青森県弘前市大字上白銀町1番地1
- (2) 設置場所 弘前市役所 1階
- (3) 台数 1台

#### （災害救援ベンダーの使用）

第4条 市内に震度5以上の中規模地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがあり、甲に災害対策警戒本部又は災害対策本部が設置され、かつ甲の責任者により飲料提供が必要と判断された場合は、甲は乙より貸与された災害救援専用キーを使用し、災害救援ベンダーを使用できる。

2 乙が無償で提供する飲料製品は、災害救援ベンダー使用開始時点での機内在庫のみとする。  
3 災害救援専用キーは、乙が甲へ2個貸与し、甲の責任において厳重に管理するものとする。

#### 【専用キー管理先】

青森県弘前市大字上白銀町1番地1 弘前市 経営戦略部 防災安全課

#### （設置及び管理）

第5条 災害救援ベンダーの設置及び管理については、乙と丙が別に締結する自動販売機フルサービス協定書によるものとする。

#### （期間）

第6条 本協定の期間は、協定締結の日から効力を有し、甲、乙又は丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

2 甲が丙に対して行う、行政財産の使用に係る許可がなされなかった場合は、本協定の協力を失うものとする。

#### （協議）

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年4月21日

- 甲 青森県弘前市大字上白銀町1番地1  
弘前市長 葛西憲之
- 乙 青森県平川市松崎西田41番15  
サントリービバレッジ株式会社東北営業本部  
弘前支店長 中屋敷圭祐
- 丙 青森県弘前市大字上白銀町1番地1  
弘前市職員労働組合連合会  
中央執行委員長 柴田弘毅

## 〔定〕 4-28-22 災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定

### 災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）、みちのくキヤンティーン株式会社弘前営業所（以下「乙」という。）及び弘前市職員労働組合連合会（以下「丙」という。）は、災害時における災害救援ベンダーの使用について次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時における災害救援ベンダーの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 災害救援ベンダーとは、災害時に被災住民に飲料製品を無償で提供する自動販売機で、停電時においても飲料製品の取り出しが可能なものをいう。

2 災害救援専用キーとは、飲料製品の無償提供のために災害救援ベンダーを操作する器具をいう。

#### （災害救援ベンダーの位置）

第3条 災害用救援ベンダーの位置は次の場所とし、その手続き等については、第5条に規定する自動販売機フルサービス協定書による。

- （1） 所在地 青森県弘前市大字上白銀町1番地1
- （2） 設置場所 弘前市役所 1階
- （3） 台数 1台

#### （災害救援ベンダーの使用）

第4条 市内に震度5以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがあり、甲に災害対策警戒本部又は災害対策本部が設置され、かつ甲の責任者により飲料提供が必要と判断された場合は、甲は乙より貸与された災害救援専用キーを使用し、災害救援ベンダーを使用できる。

2 乙が無償で提供する飲料製品は、災害救援ベンダー使用開始時点での機内在庫のみとする。  
3 災害救援専用キーは、乙が甲へ2個貸与し、甲の責任において厳重に管理するものとする。

#### 【専用キー管理先】

青森県弘前市大字上白銀町1番地1 弘前市 経営戦略部 防災安全課

#### （設置及び管理）

第5条 災害救援ベンダーの設置及び管理については、乙と丙が別に締結する自動販売機フルサービス協定書によるものとする。

#### （期間）

第6条 本協定の期間は、協定締結の日から効力を有し、甲、乙又は丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

2 甲が丙に対して行う、行政財産の使用に係る許可がなされなかつた場合は、本協定の協力を失うものとする。

#### （協議）

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年4月21日

- 甲 青森県弘前市大字上白銀町1番地1  
弘前市長 葛西憲之
- 乙 青森県南津軽郡田舎館村大字川部字上船橋50番地2  
みちのくキヤンティーン株式会社  
弘前営業所長 鳴海透
- 丙 青森県弘前市大字上白銀町1番地1  
弘前市職員労働組合連合会  
中央執行委員長 柴田弘毅

〔表〕 1-6-1 河川一覧

(建設政策課 平成25年4月)

名 称	河川法上の種別	管理区間のうち関係する市域（上流より）	
岩木川	一級河川	国土交通省管理区間	下湯口 → 三和
		青森県管理区間	番館
山田川	〃	青森県管理区間	普通河川長前川下流端（十腰内） → 新小戸六ダム合流点（十腰内）
新和川	〃	青森県管理区間	小友 → 一級河川岩木川合流点（三和）
宇多野川	〃	青森県管理区間	小友 → 一級河川新和川合流点（三和）
旧大蜂川	〃	国土交通省管理区間	小友（小友橋下流端） → 一級河川岩木川合流点（三和）
		青森県管理区間	高杉 → 小友（小友橋下流端）
大石川	〃	青森県管理区間	普通河川大石川下流端（貝沢） → 一級河川旧大蜂川合流点（小友）
前蕩川	〃	青森県管理区間	普通河川前蕩川下流端（鬼沢） → 一級河川旧大蜂川合流点（小友）
大蜂川	〃	青森県管理区間	普通河川大蜂川下流端（折笠） → 一級河川岩木川合流点（青女子）
多沢川	〃	青森県管理区間	普通河川多沢川下流端（中別所） → 一級河川大蜂川合流点（高杉）
鶴川	〃	青森県管理区間	普通河川鶴川下流端（中別所） → 一級河川大蜂川合流点（宮館）
平川	〃	国土交通省管理区間	撫牛子（JR奥羽本線平川第一鉄橋） → 津賀野
		青森県管理区間	小金崎 → 撫牛子（JR奥羽本線平川第一鉄橋）
加藤川	〃	青森県管理区間	準用河川加藤川下流端（向外瀬） → 清野袋
加藤川	準用河川	弘前市管理区間	青山一丁目 → 一級河川加藤川上流端（向外瀬）
土淵川	一級河川	国土交通省管理区間	撫牛子四丁目（大久保橋下流端） → 一級河川平川合流点（大久保） 坂元（農道橋下流端） → 撫牛子四丁目（大久保橋下流端）
腰巻川	準用河川	弘前市管理区間	高崎 → 一級河川土淵川合流点（撫牛子二丁目）
長四郎川	〃	弘前市管理区間	城東中央三丁目 → 準用河川腰巻川合流点（和泉二丁目）
寺沢川	一級河川	青森県管理区間	小沢 → 一級河川土淵川合流点（銅屋町）
童子森川	〃	青森県管理区間	普通河川童子森川下流端（自由ヶ丘四丁目） → 一級河川寺沢川合流点（樹木三丁目）
清水川	〃	青森県管理区間	清水富田 → 一級河川寺沢川合流点（清水富田）
腰巻川	〃	青森県管理区間	普通河川三岳川合流点（南大町一丁目） → 一級河川平川合流点（境関）

名 称	河川法上の種別	管理区間のうち関係する市域（上流より）	
境 関 川	準用河川	弘前市管理区間 福村 → 一級河川境関川上流端（福村一丁目）	
高 崎 川	一級河川	青森県管理区間 普通河川高崎川下流端（高田） → 一級河川腰巻川合流点（高田三丁目）	
万 助 川	〃	青森県管理区間 準用河川万助川下流端（門外一丁目） → 一級河川腰巻川合流点（豊田三丁目）	
万 助 川	準用河川	弘前市管理区間 大清水三丁目 → 一級河川万助川上流端（門外一丁目）	
洞 噴 川	〃	弘前市管理区間 松原東三丁目 → 一級河川腰巻川合流点（城東五丁目）	
森 川	〃	弘前市管理区間 大清水一丁目 → 準用河川洞噴川合流点（川先一丁目）	
大和沢川	一級河川	青森県管理区間 一野渡 → 一級河川平川合流点（川合）	
前 川	〃	青森県管理区間 準用河川大沢合流点（大沢） → 一級河川平川合流点（川合）	
大 沢 川	準用河川	弘前市管理区間 大沢 → 一級河川前川合流点（大沢）	
前 川	〃	弘前市管理区間 普通河川前川下流端（松木平） → 準用河川大沢川合流点（大沢）	
稻刈沢川	〃	弘前市管理区間 普通河川稻刈沢川下流端（小栗山） → 準用河川前川合流点（大沢）	
後長根川	〃	青森県管理区間 普通河川後長根川下流端（新法師） → 一級河川岩木川合流点（三世寺）	
羽 黒 川	〃	弘前市管理区間 宮地 → 一級河川後長根川合流点（宮地）	
さだご川	〃	弘前市管理区間 普通河川四ッ谷川合流点（葛野） → 一級河川後長根川合流点（葛原）	
二階堰川	〃	弘前市管理区間 一級河川岩木川（五所） → 一級河川岩木川（栄町四丁目）	
さくら川	〃	弘前市管理区間 準用河川二階堰川合流地点（下白銀町） → 下白銀町	
新土淵川	一級河川	青森県管理区間 一級河川土淵川分派店 → 一級河川岩木川合流点（樋の口町）	
棚 内 川	〃	青森県管理区間 普通河川棚内川下流端（湯口） → 一級河川岩木川合流点（下湯口）	
相 馬 川	〃	青森県管理区間 西股沢合流点 → 一級河川岩木川合流点（紙漉沢）	
作 沢 川	〃	青森県管理区間 舟打沢合流点 → 一級河川相馬川合流点（藤沢）	
鳴ヶ沢川	〃	青森県管理区間 普通河川鳴ヶ沢川下流端（相馬） → 一級河川相馬川合流点（相馬）	
蔵助沢川	〃	青森県管理区間 百沢 → 一級河川岩木川合流点（国吉）	
冷 田 川	準用河川	弘前市管理区間 普通河川石切沢川合流点I（百沢） → 一級河川蔵助沢川合流点（百沢）	
大 秋 川	一級河川	青森県管理区間 黒沢の合流点 → 一級河川岩木川合流点（国吉）	
平 沢 川	準用河川	弘前市管理区間 百沢 → 一級河川大秋川合流点（百沢）	

名称	河川法上の種別	管理区間のうち関係する市域（上流より）	
中村川	二級河川	青森県管理区間	普通河川湯段川合流点（常盤野） → 常盤野
井戸ノ沢	〃	青森県管理区間	常盤野 → 二級河川中村川合流点（常盤野）

[表] 1-6-2 湖沼一覧

(農村整備課 平成25年6月)

名称	満水位面積 (ha)	利用目的	所在地	関係河川名
砂沢ため池（上）	35.7	かんがい用水	三和字下池神	岩木川
砂沢ため池（下）	6.2	〃	〃	〃
新ため池（権左エ門）	1.3	〃	三和字下恋塚	大石川
中畑ため池	2.0	〃	〃	〃
奈良寛ため池	7.1	〃	鬼沢字猿沢	前渕川
手代森ため池	1.4	〃	高杉字尾上山	〃
檜の木ため池（3）	2.7	〃	檜木字牧野	大蜂川
神原ため池	2.1	〃	高杉字神原	旧大蜂川
松の木ため池	1.0	〃	高杉字神原	〃
堰戸池	1.2	〃	高杉字神原	多沢川
高野ため池	2.5	〃	高野字山越	岩木川
大開ため池	1.5	〃	悪戸字後沢	土淵川
鶴の子沢ため池	2.3	〃	小沢字鶴子沢	〃
小館ため池	1.4	〃	小沢字根子屋沢	〃
鍋川ため池	1.4	〃	十腰内字猿沢	鳴沢川
七平ため池	2.0	〃	中別所字向野	多沢川
後山ため池	1.0	〃	坂元字山元	土淵川
牛沢ため池	1.0	〃	松木平字松元	前川
芹沢ため池	1.0	〃	小栗山字芹沢	稻刈沢川
長坂貯水池	1.4	〃	五代字従弟沢	後長根川

[表] 1-6-3 市道の状況

(建設政策課 平成25年4月)

市道	
実延長	舗装率
1,427.6 km	70.6 %

〔表〕 1-6-4 土地の利用状況

(資産税課 平成26年1月)

区分	面積 (ha)	構成比 (%)
田	5,311	10.13
畑	11,423	21.80
宅地	3,681	7.02
池沼	180	0.34
山林	10,895	20.79
原野	3,010	5.74
雜種地	931	1.78
その他	16,981	32.40
合計	52,412	100.00

〔表〕 2-1-1 弘前市防災会議委員名簿

(防災安全課 平成26年6月)

弘前市防災会議条例第3条による区分	機 関 名	職 名
1号 指定地方行政機関の職員	青森地方気象台	次 長
	東北地方整備局青森河川国道事務所	所 長
	東北農政局青森地域センター	次 長
	津軽森林管理署	署 長
2号 青森県知事の部内職員	中南地域県民局地域整備部	部 長
3号 青森県警察の警察官	弘前警察署	署 長
4号 消防長	弘前地区消防事務組合	消防長
5号 市部内職員	弘前市	副市長
6号 教育長	弘前市教育委員会	教育長
7号 消防団長	弘前市消防団	団 長
8号 指定公共機関または指定地方公共機関の職員	東日本電信電話株式会社	弘前支店長
	東日本旅客鉄道株式会社	津軽地区長
	東北電力株式会社	弘前営業所長
	日本放送協会青森放送局	局 長
	青森放送株式会社	弘前支社長
	株式会社青森テレビ	弘前支社長
	青森朝日放送株式会社	弘前支社長
	弘前ガス株式会社	取締役社長
	青森県トラック協会	弘前支部長
9号 その他市長が必要と認めた者	陸上自衛隊弘前駐屯地第39普通科連隊	連隊長
	弘前市町会連合会	会 長
	弘前市民生委員児童委員協議会	副会長
	弘前市議会	総務常任委員長
	弘前市議会	厚生常任委員長
	弘前市議会	経済文教常任委員長
	弘前市議会	建設常任委員長
	弘前市農業委員会	会 長
	一般社団法人弘前市医師会	理 事
	社会福祉法人弘前市社会福祉協議会	会 長
	弘前市連合婦人会	副会長
	弘前市赤十字奉仕団	委員長
	弘前建設業協会	協会長
	弘前地区婦人防火クラブ連絡協議会	監 事
	株式会社エフエム青森	弘前支局長
	アップルウェーブ株式会社	専務取締役

〔表〕2-3-1 動員可能数

(人材育成課 平成26年4月)

所属 区分	人員			事務系		技能労務職		医療職	
	計	男	女	男	女	男	女	男	女
経営戦略部	91	74	17	74	16				1
財務部	140	106	34	97	34	9			
市民文化スポーツ部	67	30	37	30	37				
健康福祉部	219	114	105	114	76		1		28
農林部	57	50	7	50	7				
商工振興部	25	21	4	21	4				
観光振興部	20	15	5	15	5				
建設部	94	90	4	61	4	29			
都市環境部	91	81	10	61	10	20			
岩木総合支所	19	15	4	15	4				
相馬総合支所	16	13	3	13	3				
市立病院	233	58	175	15	6			43	169
上下水道部	116	102	14	88	14	14			
教育委員会	161	120	41	85	30	35	11		
東目屋出張所	3	2	1	2	1				
船沢出張所	3	2	1	2	1				
高杉出張所	2		2		2				
裾野出張所	3	3		3					
新和出張所	3	3		3					
石川出張所	3	2	1	2	1				
会計課	10	7	3	7	3				
議会事務局	11	9	2	9	2				
選挙管理委員会事務局	4	4		4					
監査委員事務局	5	5		5					
農業委員会事務局	13	9	4	9	4				
計	1,409	935	474	785	264	107	12	43	198

[表] 3-2-1 地震観測施設（弘前市周辺を含む主なもの）

①弘前大学理工学部附属地震火山観測所地震観測システム

（防災安全課 平成26年3月）

観測点	緯度	経度	標高	備考
弘前	40° 35' 08.0"N	140° 28' 36.7"E	50m	
岩崎	40° 28' 34.0"N	139° 57' 37.4"E	110m	
三厩	41° 09' 31.1"N	140° 24' 49.1"E	90m	
泊	41° 05' 53.6"N	141° 23' 15.5"E	130m	
百沢	40° 37' 02.4"N	140° 19' 36.5"E	290m	
浜横沢	40° 42' 57.5"N	140° 14' 13.9"E	70m	
梵珠山	40° 47' 31.7"N	140° 34' 25.5"E	240m	
岳	40° 37' 49.3"N	140° 16' 20.8"E	500m	青森県より委託
易国間	41° 29' 45.6"N	140° 59' 12.8"E	35m	"
沖揚平	40° 37' 37.2"N	140° 48' 9.0"E	805m	"
宇樽部	40° 26' 23.6"N	140° 57' 15.8"E	340m	"
三本木	40° 38' 18.2"N	141° 16' 34.3"E	-230m	"
名久井岳	40° 23' 31.9"N	141° 17' 45.2"E	92m	"

備考 1 宇樽部、三本木、名久井岳については、地震計埋設地点の標高である。

2 宇樽部・名久井岳は地下100m、三本木は地下300mに地震計を設置

3 弘前大学理工学部附属地震火山観測所 電話（直通） 39-3652  
FAX（直通） 34-5325

②防災科学技術研究所設置の地震観測用観測施設

（防災安全課 平成26年3月）

観測点	緯度	経度	標高	備考
AOM 016（弘前）	40° 6018N	140° 4990E	28m	強震計
所在地地番	弘前市大字城東中央五丁目6-1 市立東小学校内			

備考 独立行政法人 防災科学技術研究所 地震研究部地震観測データセンター強震観測管理室

電話 029-854-4940

FAX 029-854-4941

③気象庁計測震度観測点

（防災安全課 平成26年3月）

地域コード	地域名称	市町村コード	市町村名	観測点コード	震度発表名称	観測点所在地	緯度(度分)	緯度(度分)
201 青森県津軽南部 アオモリケンツガルナンブ	弘前市 ヒロサキ	20100	弘前市 ヒロサキ	2010000	弘前市和田町 ヒロサキシダチヨウ	弘前市大字和田町 6-2	40° 37'	140° 28'
		20100	弘前市 ヒロサキ	2010001	弘前市弥生 ヒロサキシヤヨイ	弘前市大字百沢字 東岩木山2524-1	40° 39'	140° 22'
	鰯ヶ沢町 アシガサワマチ	20102	鰯ヶ沢町 アシガサワマチ	2010200	鰯ヶ沢町本町 アシガサワマチホンチヨウ	西津軽郡鰯ヶ沢町 本町209-2	40° 47'	140° 13'
		20103	深浦町 カウラマチ	2010302	深浦町深浦 カウラマチカウラ	西津軽郡深浦町大字 深浦字岡町210-3	40° 39'	139° 56'
		20103	深浦町 カウラマチ	2010301	深浦町長慶平 カウラマチヨウケイタヒ	西津軽郡深浦町大字 長慶平字仁瀬4-1	40° 36'	140° 00'

備考 青森地方気象台 電話 017-741-7411

〔表〕3-2-2 その他の気象観測施設

(防災安全課 平成25年4月)

種別	観測所名	所在地	設置者	連絡先
気温、降水量、風、日照時間、積雪、震度	弘前(岩木川)	弘前市大字和田町6-2	青森地方気象台	017-741-7411 技術課
降水量	大鰐(平川)	大鰐町大字早瀬野字小金沢117	〃	〃
降水量	岳(湯沢)	弘前市大字常盤野字湯の沢45-4 常盤野小中学校	〃	〃
気温、降水量、風、日照時間、積雪	碇ヶ関(平川)	平川市碇ヶ関字河原23-2	〃	〃
降水量	温川(浅瀬石川)	平川市切明字津根川森1-39 温川多目的集会所付近	〃	〃
気温、降水量、風、日照時間	黒石(浅瀬石川)	黒石市大字馬場尻南170-16	〃	〃
降水量	弘前県土整備	弘前市大字蔵主町4番地 中南地域県民局	青森県	34-1284 中南河川砂防施設課
降水量	目屋ダム(岩木川)	西目屋村大字藤川字瀬の上 181-29 目屋ダム管理所	〃	85-2212 目屋ダム管理所 85-3020 FAX 兼用
降水量	八方(岩木川)	西目屋村大字大川沢 国有林61林班区	〃	〃 ※冬期間観測休止
降水量	弁天(岩木川)	西目屋村大字尾太 国有林28林班区	〃	〃 ※冬期間観測休止
降水量	鬼川辺(岩木川)	西目屋村大字鬼川辺 国有林178林班区	〃	〃 ※冬期間観測休止
降水量	暗門(岩木川)	西目屋村大字川原平字暗門 沢国有林162林班	〃	〃
降水量	遠部ダム(遠部沢)	平川市碇ヶ関字西碇ヶ関山神堂 碇ヶ関国有林	〃	34-1284 中南河川砂防施設課
降水量	西碇ヶ関(遠部沢)	平川市碇ヶ関字西碇ヶ関山 碇ヶ関国有林	〃	〃 ※冬期間観測休止
降水量	久吉ダム(津刈川)	平川市碇ヶ関東碇ヶ関山	〃	〃
降水量	鍋倉(津刈川)	平川市碇ヶ関東碇ヶ関山 碇ヶ関国有林	〃	〃 ※冬期間観測休止
降水量	土淵川上流(土淵川)	弘前市大字坂元字山下46地先 県道上流左岸河川敷	〃	34-1284 中南河川砂防施設課
降水量	三ツ目内(三ツ目内川)	大鰐町大字居士字花岡21-22 河川敷	〃	〃
降水量	関ヶ平(相馬川)	弘前市大字藍内字富田94-7 河川敷	〃	〃
降水量	堰口(岩木川)	弘前市大字番館字長田118-12 河川敷	〃	〃
降水量	高杉(大蜂川)	弘前市大字前坂字赤井96-1 河川敷	〃	〃
降水量	石川(平川)	弘前市大字石川字春仕内50-4 地先河川敷	〃	〃
降水量	中野川(中野川)	黒石市大字板留字落合野3-4 地先河川敷	〃	〃
降水量	大石(大石川)	弘前市大字大森字勝山1095-1 河川敷	〃	〃
降水量	長峰(平川)	大鰐町大字長峰字前田307-1 国有林	〃	〃
降水量	百沢(蔵助沢川)	弘前市大字百沢字岩木山3166 市有地	〃	〃
降水量	尾崎(浅井川)	平川市大字尾崎字川合33-1 平賀東小学校(借地)	〃	〃
降水量	岩木山(岩木川)	弘前市大字百沢字岩木山 国有林	〃	〃 ※冬期間観測休止

種 別	観測所名	所 在 地	設 置 者	連 絡 先
降水量	毛 無 (浅瀬石川)	黒石市大字沖浦字青荷沢 1-738 畑地内	国土交通省	54-8782 浅瀬石川ダム管理所
降水量	黒 石 (浅瀬石川)	黒石市東町 50 情報連絡所	〃	〃
降水量	滝 の 森 (浅瀬石川)	平川市大字切明字滝の森 1-1 国有林	〃	〃 ※冬期間観測休止
降水量	滝 の 沢 (浅瀬石川)	平川市大字切明字津根川森 169 牧場地内	〃	〃 ※冬期間観測休止
降水量	平 賀 (浅瀬石川)	平川市大字平賀町字小国字 深沢 21-121 白毛山放牧場	〃	〃 ※冬期間観測休止
降水量	青 荷 沢 (浅瀬石川)	黒石市大字沖浦字青荷沢 1-1 国有林	〃	〃 ※冬期間観測休止
降水量	浅瀬石川ダム (浅瀬石川)	黒石市大字板留字杉ノ沢 2 番地ダムサイト	〃	〃
降水量	相 馬 (相馬川)	弘前市大字紙漉沢字山越 25	〃	017-734-4521 青森河川国道事務所
降水量	弥 生 (大蜂川)	弘前市大字弥生字弥生平 581 (旧弥生小学校)	〃	〃
降水量	早 濑 野 (虹貝川)	大鰐町大字早瀬野字小金沢 117	〃	〃
降水量	深 山 沢 (大和沢川)	弘前市大字大和沢字上岸田 165-234	〃	〃
降水量	相馬ダム	弘前市大字沢田字園村 63-24 相馬ダム管理所	農林水産省 及び青森県	84-3320 相馬ダム管理所
降水量	洪 水 森	弘前市大字相馬字萱蒔 国有林 388 林班に小班	〃	〃 ※冬期間観測休止
水位、流量	上岩木橋 (岩木川)	弘前市大字下湯口字青柳	国土交通省	017-734-4521 青森河川国道事務所
水 位	幡 龍 橋 (岩木川)	板柳町大字板柳字土井	〃	〃
水位、流量	百 田 (平川)	弘前市大字百田字宮崎 平川橋	〃	〃
水位、流量	温 湯 (浅瀬石川)	黒石市大字袋字村元 2-11	〃	54-8782 浅瀬石川ダム管理所
水位、流量	葛 川 (浅瀬石川)	平川市大字葛川字折戸 5-2	〃	〃
水位、流量	朝 日 橋 (浅瀬石川)	田舎館村大字川部字下川原 10-3	〃	〃
水位、流量	大 曲 (浅瀬石川)	田舎館村大字大曲字船橋 240-1	〃	〃
水 位	三 世 寺 (岩木川)	弘前市大字三世寺字鳴瀬	〃	017-734-4521 青森河川国道事務所
水 位	石 川 (平川)	弘前市大字石川	〃	〃
水 位	豊 平 橋 (平川)	田舎館村大字豊蒔字川崎 2-1	〃	〃
水 位	下 十 川	藤崎町大字福島字富田 62-1 地先	青 森 県	34-1284 中南河川砂防施設課
水 位	高 杉 (大蜂川)	弘前市大字前坂字赤井 84-4	〃	〃
水 位	独 狐 (後長根川)	弘前市大字町田字沖田 86-3	〃	〃
水 位	堰 口 (岩木川)	弘前市大字番館字長田 118-12	〃	〃
水 位	平川合流点 (加藤川)	弘前市大字津賀野字瀬ノ上 143-28	〃	〃
水 位	土淵川分流 (新土淵川)	弘前市大字桜ヶ丘	〃	〃

種 別	観測所名	所 在 地	設 置 者	連 絡 先
水 位	寺沢川合流 (新土淵川)	弘前市大字樹木	青 森 県	34-1284 中南河川砂防施設課
水 位	土淵川開水路 (新土淵川)	弘前市大字樋の口	〃	〃
水 位	杉 館 (引座川)	平川市大字館山字下扇田 61-1 地先	〃	〃
水 位	大 和 沢 (大和沢川)	弘前市大字小栗山字川合 119-15 地先	〃	〃
水 位	三ツ目内 (三ツ目内川)	大鰐町大字居土字花岡 21-22	〃	〃
水 位	虹 貝 (虹貝川)	大鰐町大字虹貝字清川 141-5	〃	〃
水 位	旧大蜂川 (旧大蜂川)	弘前市大字檜木字富岡 1-2	〃	〃
水 位	相 馬 (相馬川)	弘前市大字水木在家字桜井 25	〃	〃
水 位	大 秋 川 (大秋川)	西目屋村大字大秋字開野 58-2	〃	〃
水 位	腰 卷 (腰卷川)	弘前市大字高田 2 丁目 101-18	〃	〃
水 位	中 野 川 (中野川)	黒石市大字板留字落合野 3-4 地先	〃	〃
水 位	国 吉 (岩木川)	弘前市大字国吉字目屋川 20-1	〃	85-2212 目屋ダム管理所
水 位	村 市 (岩木川)	西目屋村大字村市字生田 48-1	〃	〃
水 位	目屋ダム (岩木川)	西目屋村大字藤川字瀬の上 181-29	〃	〃
水 位	大 川 (岩木川)	西目屋村大字川原平字大川添 99-1	〃	〃
水 位	湯 ノ 沢 (湯ノ沢川)	西目屋村大字砂子瀬尾太 国有林内	〃	〃
水 位	平川第一 頭 首 工	大鰐町大字宿川原字川崎	〃	34-1284 中南河川砂防施設課
水 位	大 鰐 (平 川)	大鰐町大字大鰐字川辺 18-1	〃	〃
水 位	遠部ダム (遠部沢)	平川市碇ヶ関字西碇ヶ関山禅堂 87-7 国有林	〃	〃
水 位	久吉ダム (津刈川)	平川市碇ヶ関字東碇ヶ関山 国有林	〃	〃
水 位	舟 打 (作沢川)	弘前市大字相馬字萱蕪 30	〃	84-3320 相馬ダム管理所
水 位	藤 沢 (作沢川)	弘前市大字藤沢字野田 64-6	〃	〃
積雪量	百 沢	弘前市大字百沢字笹平 8-16	〃	32-0800 中南道路施設課
積雪量	大 石	弘前市大字十腰内字猿沢	〃	〃

(注) 観測所名欄のカッコ書きは、河川名

〔表〕3-2-3 消防施設等の現況

(消防本部、防災安全課 平成26年3月)

区分	消防吏員・団員数(人)	普通ポンプ自動車(台)	水槽付ポンプ自動車(台)	小型動力ポンプ付水槽車(台)	はしご車(台)	救助工作車(台)	救急車(台)	化学車(台)	小型動力ポンプ付積載車(台)	指揮車・警備車(台)	司令車(台)	広報連絡車(台)	資材搬送車(台)	燃料補給車(台)
弘前消防本部	51										1	4		
弘前消防署	40		1		1	1	2			1		1		
藤代分署	20		1				1					1	1	1
西北分署	12		1				1					1	1	1
西分署	20	1	2				1					1	1	
目屋分署	12		1				1					1		
東消防署	39		1	1	1	1	2	1		1		1	1	
柳形分署	25	1	1	1			1							
小計	219	2	7	1	2	2	9	1		2	1	7	3	1
団本部	39										1			
東地区団	53	2									1			
西地区団	63	2									2			
南地区団	79	2									1			
北地区団	45	2									2			
清水地区団	69	2									2			
和徳地区団	98	2									4			
豊田地区団	54	2									1			
堀越地区団	82	2									2	1		
千年地区団	140	4									3	1		
石川地区団	83	2									3			
藤代地区団	138	2									7			
東目屋地区団	61	2									2			
船沢地区団	143	2									7			
高杉地区団	94	2									4			
裾野地区団	118	3									4			
新和地区団	117	2									5			
岩木南地区団	99	3									2			
岩木東地区団	118	4									1			
岩木西地区団	152	6									2			
相馬地区団	123	4												
小計	1,968	52								51	8	1		
合計	2,187	54	7	1	2	2	9	1	51	10	2	7	3	1

[表] 3-2-4 消防ポンプ自動車等、消防水利整備計画

①消防ポンプ自動車等整備計画

(消防本部、防災安全課 平成26年3月)

区分	消防本部					消防団				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
普通消防ポンプ自動車						1				
水槽付消防ポンプ自動車										
小型動力ポンプ付積載車	1					1	4	5	5	5
はしご車				1						
救助工作車										
救急車					1					
化学車			1							
小型動力ポンプ付積載車										
指揮車・警備車							2			
司令車				1						
広報連絡車		1								
資材搬送車		1								
燃料補給車										

②消防水利整備計画

(防災安全課 平成26年3月)

区分	現有数	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
消火栓	公設 2,437	1	1	1	1	1
	私設 7					
防火水槽	40m <sup>3</sup> 未満 33					
	40m <sup>3</sup> 以上100m <sup>3</sup> 未満 706					
	100m <sup>3</sup> 以上 10					
	私設 8					
その他の消防水利						
計	3,201	1	1	1	1	1

〔表〕3-2-5 市防災行政無線（同報系）

(防災安全課 平成26年6月)

## (1) 市有無線設備

## ①アナログ式

所 属	局種別	呼出名称 (識別信号)	電波の型式、周波数、空中線電力			設置場所
			型式	周波数	電力	
弘 前 市	①固定局	ぼうさいひろさきいわきこうほう	F3E	68.595MHZ	10W	岩木総合支所総務課
	②固定局	じえいえいつがるひろさきいわきこうほう	F3E	68.595MHZ	10W	つがる弘前農協岩木支店
	③固定局	ぼうさいひろさきそうまこうほう	F3E	69.750MHZ	10W	相馬総合支所総務課
	④固定局	そうまのうきょうこうほう	F3E	69.750MHZ	10W	相馬村農協本店

※①及び②は平成26年度中、③及び④は平成27年度中にデジタル式へ更新予定

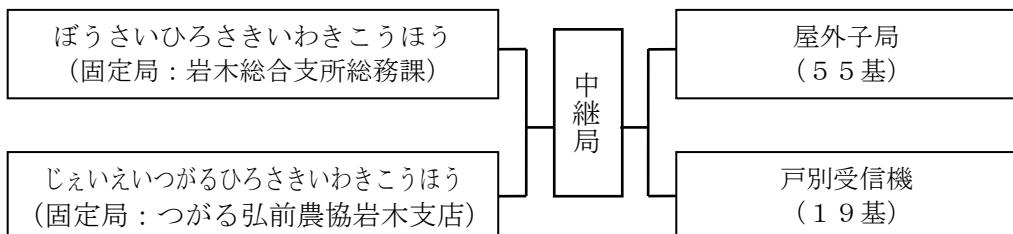
## ②デジタル式（平成26年度～）

所 属	局種別	呼出名称 (識別信号)	電波の型式、周波数、空中線電力			設置場所
			型式	周波数	電力	
弘 前 市	固定局	ぼうさいひろさきしやくしょ こうほう	15K0D7W	59.225MHZ	10W	弘前市役所 防災無線室

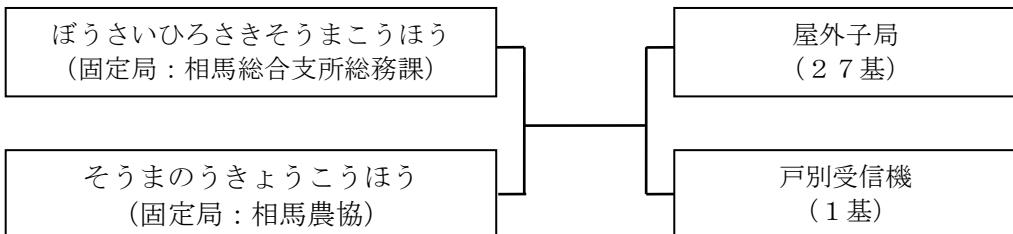
## (2) 通信系統図

## ①アナログ式

a ぼうさいひろさきいわき



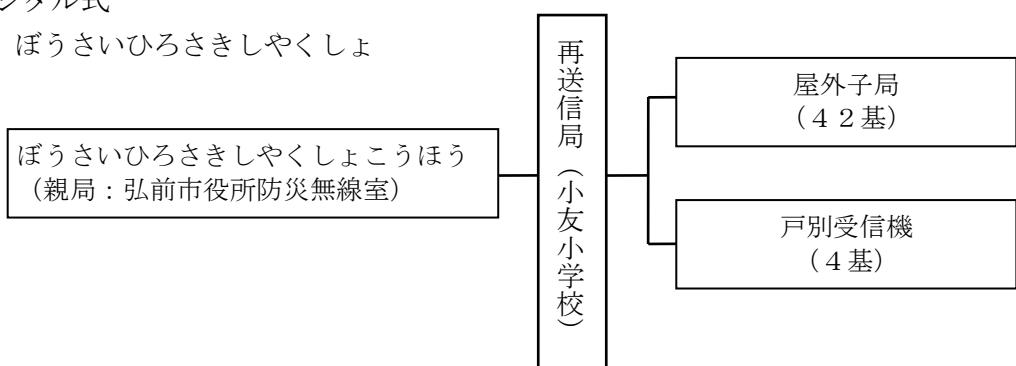
b ぼうさいひろさきそうま



※ 「じえいえいつがるひろさきいわきこうほう」と「そうまのうきょうこうほう」は、  
遠隔制御局である。

②デジタル式

a ぼうさいひろさきしやくしょ



(3) 受信設備の設置場所 (同報系)

①アナログ式

a ぼうさいひろさきいわきこうほう

No	局名	個別番号	設置場所
0	支所	100	賀田一丁目1-1
1	駒越1	101	駒越字高田2-8
2	駒越2	102	駒越字村元93
3	熊嶋	103	熊嶋字龜田116-3
4	高屋1	104	横町字豊田565-3
5	高屋2	105	高屋字豊田102-1
6	八幡	106	八幡字北原43-1
7	深山	107	一町田字早稻田702先
8	二本木	108	一町田字浅井461-1
9	五代	109	五代字沼田41-3
10	真土	110	真土字刈田59-1
11	龍ノ口	111	龍ノ口字村元番外地
12	馬子橋	112	宮地字沢田30-6
13	宮地	113	宮地字宮本150-6
14	蔵王	114	五代字山本714-1
15	兼平	115	兼平字富田72
16	高館	116	五代字従弟沢1030-150
17	大清水	117	鳥井野字長田167-3
18	鳥井野	118	鳥井野字長田50-8
19	如来瀬	119	如来瀬字種本53-4
20	大久保	120	如来瀬字大久保平78
21	新法師	121	新法師字稔172-4
22	奥新法師	122	新法師字泉150-3
23	高岡	123	高岡字獅子沢48-2
24	百沢	124	百沢字寺沢88-2
25	小松野	125	百沢字笛平8-44
26	三本柳	126	百沢字三本柳57-3
27	小森山	127	百沢字東岩木山1846-4
28	常盤野入口	128	百沢字裾野431-2
29	常盤野	129	常盤野字湯の沢127-4
30	瑞穂	130	常盤野字上黒沢150-1
31	湯段	131	常盤野字湯段范13-1
32	枯木平1	132	常盤野字黒沢25-73

No	局名	個別番号	設置場所
33	鼻和	133	鼻和字西田22-3
34	植田	134	愛宕字山下42-1
35	新岡1	135	新岡字山本15-1
36	葛原	136	葛原字大柳179-10
37	上弥生1	137	百沢字東岩木山876-1
38	杉山1	138	百沢字東岩木山141-4
39	高館2	139	五代字従弟沢874-3
40	兼平山	140	兼平字石山添174-225
41	奥新法師2	141	新法師字泉256
42	根の山	142	百沢字山田17-5
43	総合公園	143	百沢字裾野195-1
44	地蔵茶屋	144	百沢字裾野499
45	枯木平2	145	常盤野字上黒沢29-180
46	森山	146	百沢字裾野1-1777
47	茂山	147	新岡字薬師245-4
48	新岡2	148	新岡字片付1-4
49	新岡3	149	新岡字片付42-1
50	東岩木山	150	百沢字東岩木山246-1
51	高岡2	151	百沢字東岩木山1281-3
52	平和	152	百沢字東岩木山141-1
53	杉山2	153	百沢字東岩木山2723-2
54	上弥生2	154	百沢字東岩木山809-5

※平成26年度中にデジタル式へ更新予定

b ぼうさいひろさきそうまこうほう

No	局名	個別番号	設置場所
0	支所	100	五所字野沢41-1
1	湯口	101	湯口字一ノ安田21-3
2	黒滝	102	黒滝字一ノ川瀬17
3	水木在家	103	水木在家字桜井81-1
4	桜井	104	水木在家字桜井161-1
5	前相馬	105	相馬字夏川17地先
6	桐ノ木沢1	106	相馬字薬師堂下34-4
7	桐ノ木沢2	107	相馬字羽根山36-1
8	立石	108	藍内字立石31
9	藍内	109	藍内字富田70-4
10	相馬	110	相馬字一丁木58
11	山田	111	相馬字山田42
12	大助	112	大助字野田21
13	沢田	113	沢田字園村18-2
14	藤沢	114	藤沢字野田47-1
15	坂市	115	坂市字龜田102-2地先
16	紙漉沢1	116	紙漉沢字山越164-2
17	紙漉沢2	117	紙漉沢字山越19-1
18	果樹1	118	湯口字一ノ下り山156
19	果樹2	119	湯口字一ノ下り山87-436
20	果樹3	120	相馬字野脇114-586

No	局名	個別番号	設置場所
21	果樹4	121	相馬字竜ヶ平276-1
22	果樹5	122	相馬字竜ヶ平214-88
23	果樹6	123	藤沢字野田204-24
24	果樹7	124	坂市字坂市沢292-3
25	果樹8	125	紙漉沢字山越417-5
26	果樹9	126	水木在家字岩浪沢4-79

※平成27年度中にデジタル式へ更新予定

②デジタル式（平成26年度～）

a ぼうさいひろさきしやくしょこうほう

No	局名	個別番号	設置場所	備考
0	弘前市役所	100	上白銀町1-1	市役所
1	修賀小学校	101	十面沢字赤坂1-1	修賀小学校
2	三和小学校	102	三和字川合251-2	三和小学校
3	裾野中学校	103	十面沢字湯ヶ森40	裾野中学校
4	草薙小学校	104	大森字田浦12-1	草薙小学校
5	小友小学校	105	小友字宇多野1140	小友小学校
6	新和中学校	106	種市字小島57-2	新和中学校
7	新和小学校	107	青女子字桜町292-4	新和小学校
8	自得小学校	108	鬼沢字菖蒲沢109-4	自得小学校
9	北辰中学校	109	高杉字五反田191	北辰中学校
10	弥生小学校	110	弥生字弥生平580	旧弥生小学校
11	高杉小学校	111	高杉字神原7-1	高杉小学校
12	三省小学校	112	中崎字野脇142-2	三省小学校
13	船沢小学校	113	細越字早稲田42	船沢小学校
14	城東小学校	114	大久保字西田105-40	城東小学校
15	致遠小学校	115	浜の町北一丁目7-1	致遠小学校
16	北小学校	116	青山三丁目15-1	北小学校
17	時敏小学校	117	宮園一丁目5-1	時敏小学校
18	城西小学校	118	新町236-1	城西小学校
19	第一中学校	119	和徳町363-13	第一中学校
20	福村小学校	120	福村一丁目1-1	福村小学校
21	和徳小学校	121	代官町107-3	和徳小学校
22	東中学校	122	末広三丁目2-1	東中学校
23	東小学校	123	城東中央五丁目6-1	東小学校
24	西小学校	124	茜町三丁目2-1	西小学校
25	朝陽小学校	125	在府町36	朝陽小学校
26	大成小学校	126	御幸町13-1	大成小学校
27	豊田小学校	127	豊田一丁目4-1	豊田小学校
28	桔梗野小学校	128	桔梗野二丁目21	桔梗野小学校
29	青柳小学校	129	悪戸字村元7-2	青柳小学校
30	東目屋小学校	130	桜庭字清水流39	東目屋小学校
31	第四中学校	131	樹木五丁目2-6	第四中学校
32	第三大成小学校	132	富田町47	第三大成小学校
33	第五中学校	133	川先二丁目4-1	第五中学校
34	文京小学校	134	中野一丁目1-1	文京小学校
35	堀越小学校	135	門外一丁目3-3	堀越小学校

No	局名	個別番号	設置場所	備考
36	松原小学校	136	松原東二丁目5-1	松原小学校
37	小沢小学校	137	大開二丁目5-1	小沢小学校
38	千年小学校	138	小栗山字川合119-7	千年小学校
39	南中学校	139	原ヶ平字山中20-13	南中学校
40	大和沢小学校	140	狼森字天王12-1	大和沢小学校
41	石川小学校	141	石川字庄司川添19-1	石川小学校

(4) 戸別受信機の設置場所

①アナログ式

a ぼうさいひろさきいわきこうほう

No	局名	個別番号	台数	備考
1	岩木庁舎2階	—	1	モニター受信機
2	岩木庁舎1階	—	1	モニター受信機
3	中央公民館岩木館	102	1	
4	保健福祉センター	103	1	
5	いわき荘	104	1	
6	岩木山総合公園	105	1	
7	岩木B&G海洋センター	106	1	
8	岩木小	107	1	
9	百沢小	108	1	
10	常盤野小中	109	1	
11	津軽中	110	1	
12	岩木高校	111	1	
13	真土保育園	113	1	
14	鳥井野保育所	114	1	
15	大浦保育所	115	1	
16	岳陽保育園	116	1	
17	百沢保育所	117	1	
18	常盤野保育所	118	1	

※平成26年度中のデジタル式への移行に伴い、設置場所を見直す予定

b ぼうさいひろさきそうまこうほう

No	局名	個別番号	台数	備考
1	ロマントピア	—	1	星と森のロマントピア

※平成27年度中のデジタル式への移行に伴い、設置場所を見直す予定

②デジタル式

a ぼうさいひろさきしやくしょこうほう

No	局名	個別番号	台数	備考
1	市役所1	001	1	モニター受信機
2	消防本部	003	1	
3	和徳幼稚園	004	1	
4	アップルウェーブ	006	1	

〔表〕3-2-6 市防災行政無線（移動系（ML））

(防災安全課 平成26年6月)

## (1) 市有無線設備

デジタル式（平成26年度～）

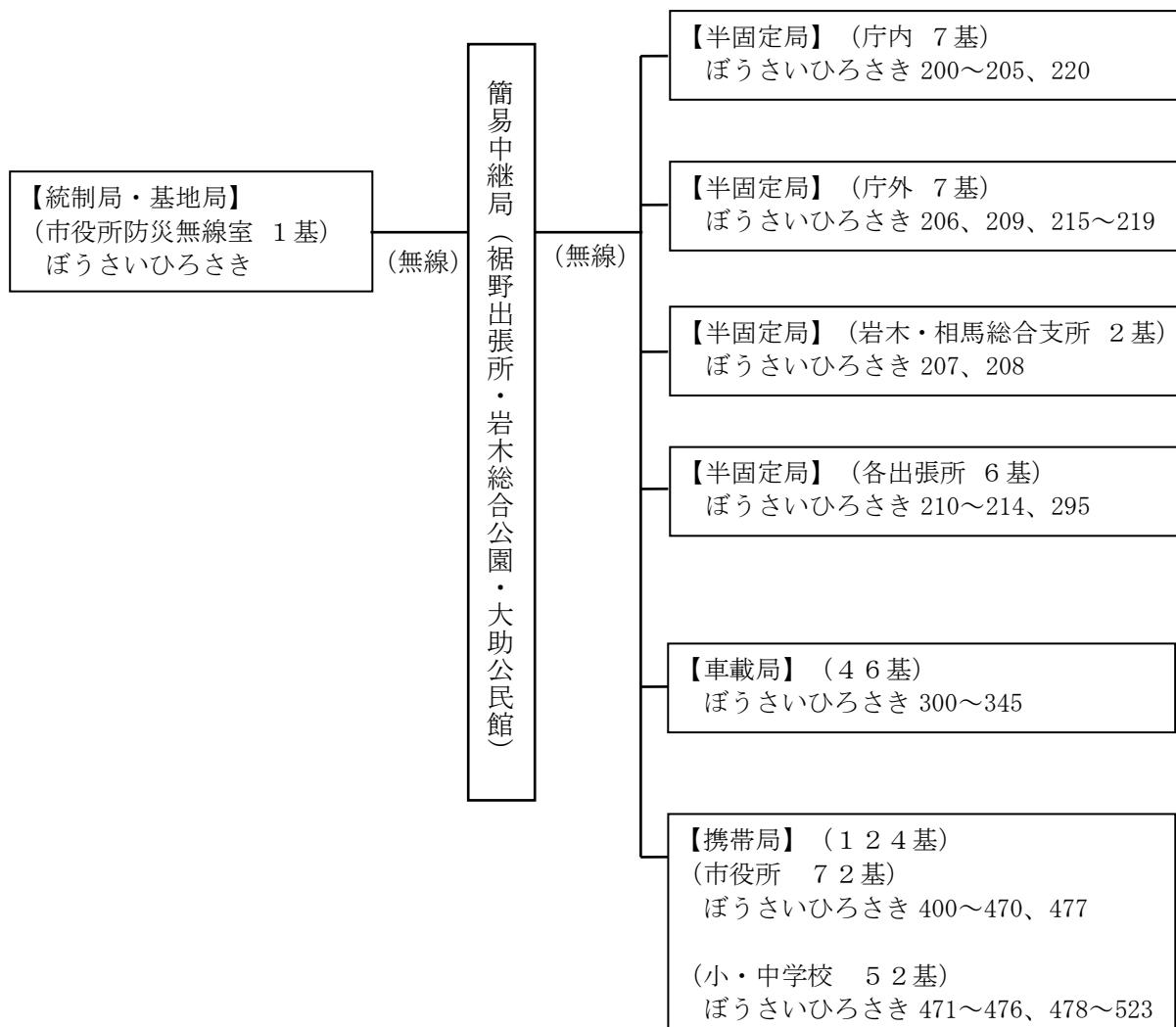
所属	局種別	基数	出力	呼出名称（識別信号）	設置（配備）場所
弘前市	統制局 (基地局)	1基	10W	ぼうさいひろさき	市役所防災無線室
	半固定局	22基	5W	ぼうさいひろさき 200 ぼうさいひろさき 201 ぼうさいひろさき 202 ぼうさいひろさき 203 ぼうさいひろさき 204 ぼうさいひろさき 205 ぼうさいひろさき 206 ぼうさいひろさき 207 ぼうさいひろさき 208 ぼうさいひろさき 209 ぼうさいひろさき 210 ぼうさいひろさき 211 ぼうさいひろさき 212 ぼうさいひろさき 213 ぼうさいひろさき 214 ぼうさいひろさき 215 ぼうさいひろさき 216 ぼうさいひろさき 217 ぼうさいひろさき 218 ぼうさいひろさき 219 ぼうさいひろさき 220 ぼうさいひろさき 294	防災安全課 農村整備課 環境管理課 建設政策課 福祉総務課 生活福祉課 道路維持課 岩木総合支所 相馬総合支所 教育政策課 新和出張所 東目屋出張所 石川出張所 船沢出張所 高杉出張所 上下水道部総務課 消防本部 市立病院 市民課城東分室 健康づくり推進課 介護福祉課 裾野出張所
	車載局	46基	5W	ぼうさいひろさき 300 ぼうさいひろさき 301 ぼうさいひろさき 302 ぼうさいひろさき 303 ぼうさいひろさき 304 ぼうさいひろさき 305 ぼうさいひろさき 306 ぼうさいひろさき 307 ぼうさいひろさき 308 ぼうさいひろさき 309 ぼうさいひろさき 310 ぼうさいひろさき 311 ぼうさいひろさき 312 ぼうさいひろさき 313 ぼうさいひろさき 314 ぼうさいひろさき 315 ぼうさいひろさき 316 ぼうさいひろさき 317 ぼうさいひろさき 318 ぼうさいひろさき 319 ぼうさいひろさき 320	財産管理課 財産管理課 環境事業所 環境管理課 市民協働政策課 福祉政策課 福祉政策課 建設政策課 建設政策課 建設政策課 建設政策課 建設政策課 建設政策課 道路維持課 道路維持課 道路維持課 道路維持課 道路維持課 道路維持課 道路維持課 道路維持課

所属	局種別	基数	出力	呼出名称（識別信号）	設置（配置）部署
弘前市	(車載局)			ぼうさいひろさき 3 2 1	道路維持課
				ぼうさいひろさき 3 2 2	農村整備課
				ぼうさいひろさき 3 2 3	農村整備課
				ぼうさいひろさき 3 2 4	岩木総合支所総務課
				ぼうさいひろさき 3 2 5	岩木総合支所民生課
				ぼうさいひろさき 3 2 6	相馬総合支所総務課
				ぼうさいひろさき 3 2 7	相馬総合支所民生課
				ぼうさいひろさき 3 2 8	生涯学習課
				ぼうさいひろさき 3 2 9	防災安全課
				ぼうさいひろさき 3 3 0	防災安全課
				ぼうさいひろさき 3 3 1	防災安全課
				ぼうさいひろさき 3 3 2	農業委員会
				ぼうさいひろさき 3 3 3	建築指導課
				ぼうさいひろさき 3 3 4	りんご課
				ぼうさいひろさき 3 3 5	農業政策課
				ぼうさいひろさき 3 3 6	東目屋出張所
				ぼうさいひろさき 3 3 7	船沢出張所
				ぼうさいひろさき 3 3 8	高杉出張所
				ぼうさいひろさき 3 3 9	裾野出張所
				ぼうさいひろさき 3 4 0	新和出張所
				ぼうさいひろさき 3 4 1	石川出張所
				ぼうさいひろさき 3 4 2	上下水道部営業課
				ぼうさいひろさき 3 4 3	上下水道部工務課
				ぼうさいひろさき 3 4 4	上下水道部上水道施設課
				ぼうさいひろさき 3 4 5	上下水道部下水道施設課
弘前市	携帯局	124基	2W	ぼうさいひろさき 4 0 0	防災安全課
				ぼうさいひろさき 4 0 1	防災安全課
				ぼうさいひろさき 4 0 2	防災安全課
				ぼうさいひろさき 4 0 3	防災安全課
				ぼうさいひろさき 4 0 4	防災安全課
				ぼうさいひろさき 4 0 5	防災安全課
				ぼうさいひろさき 4 0 6	防災安全課
				ぼうさいひろさき 4 0 7	防災安全課
				ぼうさいひろさき 4 0 8	防災安全課
				ぼうさいひろさき 4 0 9	防災安全課
				ぼうさいひろさき 4 1 0	防災安全課
				ぼうさいひろさき 4 1 1	防災安全課
				ぼうさいひろさき 4 1 2	防災安全課
				ぼうさいひろさき 4 1 3	防災安全課
				ぼうさいひろさき 4 1 4	防災安全課
				ぼうさいひろさき 4 1 5	政策推進課
				ぼうさいひろさき 4 1 6	広聴広報課
				ぼうさいひろさき 4 1 7	財務政策課
				ぼうさいひろさき 4 1 8	財産管理課
				ぼうさいひろさき 4 1 9	情報システム課
				ぼうさいひろさき 4 2 0	市民協働政策課
				ぼうさいひろさき 4 2 1	福祉政策課
				ぼうさいひろさき 4 2 2	生活福祉課
				ぼうさいひろさき 4 2 3	生活福祉課
				ぼうさいひろさき 4 2 4	生活福祉課

所属	局種別	基数	出力	呼出名称（識別信号）	設置（配置）部署
弘前市	(携帯局)			ぼうさいひろさき 4 2 5	生活福祉課
				ぼうさいひろさき 4 2 6	生活福祉課
				ぼうさいひろさき 4 2 7	介護福祉課
				ぼうさいひろさき 4 2 8	子育て支援課
				ぼうさいひろさき 4 2 9	健康づくり推進課
				ぼうさいひろさき 4 3 0	健康づくり推進課
				ぼうさいひろさき 4 3 1	農業政策課
				ぼうさいひろさき 4 3 2	りんご課
				ぼうさいひろさき 4 3 3	りんご課
				ぼうさいひろさき 4 3 4	農村整備課
				ぼうさいひろさき 4 3 5	農村整備課
				ぼうさいひろさき 4 3 6	農村整備課
				ぼうさいひろさき 4 3 7	商工政策課
				ぼうさいひろさき 4 3 8	建設政策課
				ぼうさいひろさき 4 3 9	建設政策課
				ぼうさいひろさき 4 4 0	建設政策課
				ぼうさいひろさき 4 4 1	道路維持課
				ぼうさいひろさき 4 4 2	道路維持課
				ぼうさいひろさき 4 4 3	道路維持課
				ぼうさいひろさき 4 4 4	建築指導課
				ぼうさいひろさき 4 4 5	建築指導課
				ぼうさいひろさき 4 4 6	都市政策課
				ぼうさいひろさき 4 4 7	区画整理課
				ぼうさいひろさき 4 4 8	公園緑地課
				ぼうさいひろさき 4 4 9	公園緑地課
				ぼうさいひろさき 4 5 0	環境管理課
				ぼうさいひろさき 4 5 1	環境事業所
				ぼうさいひろさき 4 5 2	市立病院事務局総務課
				ぼうさいひろさき 4 5 3	市立病院事務局総務課
				ぼうさいひろさき 4 5 4	教育政策課
				ぼうさいひろさき 4 5 5	学校企画課
				ぼうさいひろさき 4 5 6	学務健康課
				ぼうさいひろさき 4 5 7	生涯学習課
				ぼうさいひろさき 4 5 8	農業委員会
				ぼうさいひろさき 4 5 9	岩木総合支所民生課
				ぼうさいひろさき 4 6 0	岩木総合支所民生課
				ぼうさいひろさき 4 6 1	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 6 2	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 6 3	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 6 4	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 6 5	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 6 6	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 6 7	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 6 8	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 6 9	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 7 0	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 7 1	修齊小学校
				ぼうさいひろさき 4 7 2	三和小学校
				ぼうさいひろさき 4 7 3	草薙小学校
				ぼうさいひろさき 4 7 4	小友小学校

所属	局種別	基数	出力	呼出名称（識別信号）	設置（配置）部署
弘前市	(携帯局)			ぼうさいひろさき 4 7 5	自得小学校
				ぼうさいひろさき 4 7 6	新和小学校
				ぼうさいひろさき 4 7 7	防災安全課
				ぼうさいひろさき 4 7 8	高杉小学校
				ぼうさいひろさき 4 7 9	三省小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 0	船沢小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 1	城東小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 2	致遠小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 3	北小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 4	時敏小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 5	東小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 6	西小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 7	城西小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 8	福村小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 9	和徳小学校
				ぼうさいひろさき 4 9 0	朝陽小学校
				ぼうさいひろさき 4 9 1	大成小学校
				ぼうさいひろさき 4 9 2	文京小学校
				ぼうさいひろさき 4 9 3	豊田小学校
				ぼうさいひろさき 4 9 4	桔梗野小学校
				ぼうさいひろさき 4 9 5	青柳小学校
				ぼうさいひろさき 4 9 6	第三大成小学校
				ぼうさいひろさき 4 9 7	堀越小学校
				ぼうさいひろさき 4 9 8	千年小学校
				ぼうさいひろさき 4 9 9	松原小学校
				ぼうさいひろさき 5 0 0	小沢小学校
				ぼうさいひろさき 5 0 1	石川小学校
				ぼうさいひろさき 5 0 2	大和沢小学校
				ぼうさいひろさき 5 0 3	常盤野小学校
				ぼうさいひろさき 5 0 4	百沢小学校
				ぼうさいひろさき 5 0 5	岩木小学校
				ぼうさいひろさき 5 0 6	東目屋小学校
				ぼうさいひろさき 5 0 7	相馬小学校
				ぼうさいひろさき 5 0 8	裾野中学校
				ぼうさいひろさき 5 0 9	新和小学校
				ぼうさいひろさき 5 1 0	北辰中学校
				ぼうさいひろさき 5 1 1	船沢中学校
				ぼうさいひろさき 5 1 2	第二中学校
				ぼうさいひろさき 5 1 3	第一中学校
				ぼうさいひろさき 5 1 4	東中学校
				ぼうさいひろさき 5 1 5	第四中学校
				ぼうさいひろさき 5 1 6	第五中学校
				ぼうさいひろさき 5 1 7	第三中学校
				ぼうさいひろさき 5 1 8	南中学校
				ぼうさいひろさき 5 1 9	石川中学校
				ぼうさいひろさき 5 2 0	津軽中学校
				ぼうさいひろさき 5 2 1	常盤野中学校
				ぼうさいひろさき 5 2 2	東目屋中学校
				ぼうさいひろさき 5 2 3	相馬中学校

(2) 通信系統図  
デジタル式 (平成 26 年度~)



〔表〕3-2-7 消防無線

(消防本部 平成26年3月)

## ①消防無線設備

局種別	設置基數	設置・保管場所	出 力			
			携帯移動局		消防移動局	
			1 W	5 W	10 W	10 W
基地局	3 基	消防本部通信指令課				
基地局 及 び 固定局	1 基	弘前消防署藤代分署				
	1 基	弘前消防署西北分署				
	1 基	弘前消防署西分署				
	1 基	弘前消防署目屋分署				
	1 基	東消防署				
	1 基	東消防署杵形分署				
携 帯 移動局  消防 移動局	108 基	消防本部通信指令課		20 基	11 基	5 基
		弘前消防署	2 基	6 基	1 基	6 基
		弘前消防署藤代分署	1 基	3 基		2 基
		弘前消防署西北分署	2 基	3 基		3 基
		弘前消防署西分署	1 基	4 基		4 基
		弘前消防署目屋分署	3 基	2 基		2 基
		東消防署	3 基	7 基	1 基	5 基
		東消防署杵形分署	2 基	3 基		3 基
		弘前市消防団		1 基		1 基
		弘前市役所		1 基		
			14 基	50 基	13 基	31 基

局種別	設置基數	設置・保管場所	救急携帯移動局			救 急 移動局
			1 W	5 W	10 W	
救急携帯 移動局  救 急 移動局	11 基	消防本部通信指令課	1 基		1 基	
		弘前消防署				2 基
		弘前消防署藤代分署				2 基
		弘前消防署西北分署				1 基
		弘前消防署西分署				1 基
		弘前消防署目屋分署				1 基
		東消防署				1 基
		東消防署杵形分署				1 基
			1 基		1 基	9 基

## ②通信系統図



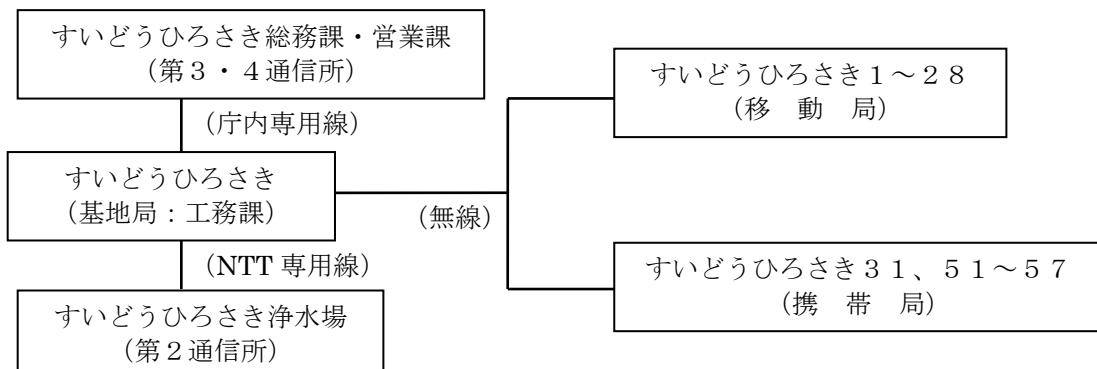
〔表〕3-2-8 水道無線

(上下水道部 平成26年3月)

## ①水道無線設備

局種別	設置基數	出力	呼出名稱	課・係	搭載車両
基地局	1基	10W	すいどうひろさき	工務課	
第2通信所		10W	すいどうひろさき	上水道施設課	
第3通信所	3基	有線	すいどうひろさき	総務課	
第4通信所		有線	すいどうひろさき	営業課	
移動局	28基	10W	すいどうひろさき 1	総務係	レガシー 5613
			すいどうひろさき 2	修繕係	タウンエース 3162
			すいどうひろさき 3	修繕係	エルフ 2790
			すいどうひろさき 4	修繕係	アトラス 477
			すいどうひろさき 5	給排水係	フォレスター 1791
			すいどうひろさき 6	修繕係	インプレッサ 7550
			すいどうひろさき 7	上水道施設課	ボンゴ 6863
			すいどうひろさき 8	修繕係	バネット 4297
			すいどうひろさき 9	収納係	タウンボックス 4837
			すいどうひろさき 10	修繕係	コンプ載 8827
			すいどうひろさき 11	修繕係	BH載 7876
			すいどうひろさき 12	給排水係	ムーヴ 397
			すいどうひろさき 13	上水道建設係	エクシーガ 7017
			すいどうひろさき 14	上水道施設課	フォレスター 5919
			すいどうひろさき 15	給排水係	ウイングロード 1730
			すいどうひろさき 16	修繕係	マツダ特装 3910
			すいどうひろさき 17	上水道施設課	トラック 9451
			すいどうひろさき 18	給排水係	ステラ 8357
			すいどうひろさき 19	修繕係	カリブ 8873
			すいどうひろさき 20	上水道建設係	エクストレイル 4251
			すいどうひろさき 21	給排水係	プレオ 4860
			すいどうひろさき 22	上水道施設課	フォレスター 719
			すいどうひろさき 23	上水道建設係	タウンボックス 4838
			すいどうひろさき 24	営業係	ステラ 8356
			すいどうひろさき 25	営業係	ウイングロード 8495
			すいどうひろさき 26	収納係	アヴェニール 2176
			すいどうひろさき 27	上水道施設課	RAV4 6016
			すいどうひろさき 28	修繕係	ダイナ 6888
携帯局	8基	5W	すいどうひろさき 31	上水道施設課	
			すいどうひろさき 51	修繕係	
			すいどうひろさき 52	修繕係	
			すいどうひろさき 53	上水道施設課	
			すいどうひろさき 54	修繕係	
			すいどうひろさき 55	修繕係	
			すいどうひろさき 56	修繕係	
			すいどうひろさき 57	修繕係	

## ②通信系統図



〔表〕3-2-9 各水防倉庫の資機材の備蓄状況

(防災安全課 平成26年3月)

倉庫名	種市	新里	石川	一野渡	水防資材センター	岩木	相馬	
倉庫所在地	種市字高瀬 89-5	新里字東里 見59-1	石川字石川 114-1	一野渡字岡 本17-1	茜町 2-5-3	賀田一丁目 1-1	五所字野沢 41-1	
規模 (m <sup>2</sup> )	32.40	29.87	33.17	14.91	185.49	25.00	20.00	
機材	スコップ 掛矢 たこ鎌 唐鍬 ベンチ 斧 鋸 鎌 照明具 ハンマー ツルハシ 一輪車 胴長 発電機 投光器 安定器 救命胴衣 救助用ボート 船外機	10丁 3丁 1丁 3丁 3丁 3丁 3丁 5丁 3個 1台	10丁 3丁 1丁 3丁 3丁 3丁 3丁 5丁 3個	10丁 3丁 1丁 3丁 3丁 3丁 3丁 5丁 3個	45丁 10丁 9丁 12丁 5丁 5丁 6丁 20丁 10個 9丁 15丁 12台 5着 2台 2台 2台 20着 3台 1台	8丁 2丁 2丁 2丁 3丁 1丁 5丁 10丁 2丁 3丁 3丁 2台 3台	20丁 2丁 2丁 2丁 10丁 1丁 5丁 10丁 3丁 5丁 3台 3台	
資材	丸太3.5m 丸太2.5m 丸太2.0m ビニール土のう むしろ 縄 鉄線 かます 鉄杭 ワイヤーロープ ビニールシート ロープ 白ロープ なた 麻俵	28本 24本 67本 5,200袋 350枚 29丸 20kg 189本 20枚	85本 30本 97本 5,200袋 70枚 35丸 20kg 175本 20枚	32本 31本 54本 5,200袋 78枚 36丸 20kg 160本 22枚	20本 30本 50本 5,200袋 75枚 17丸 20kg 180本 20枚	527本 22,000袋 268枚 79丸 2kg 226本 117枚 900m	1,500袋 500袋 30kg 40本 20m 45枚 250m 250m 1丁	500袋 30kg 30枚 100m 3丁
毛布等	毛布 ロウソク 等 懐中電灯				142枚	80枚	50枚 30本 10個	
資機材管理者				防災安全課長	道路維持課長	総務課長	総務課長	
鍵保管者	職名	新和地区団 第2分団長	豊田地区団 第1分団長	石川出張所 所長	千年地区団 第1分団長	道路維持課長	総務課長	
	電話	防災安全課 40-7117	防災安全課 40-7117	出張所 92-2112	防災安全課 40-7117	道路維持課 32-8555	総務課 82-3111	総務課 84-2111
設置年 建築年	昭和50年 昭和50年	昭和44年 平成4年	昭和42年 昭和42年	昭和55年 平成元年	昭和53年 昭和53年	昭和55年 昭和55年	昭和60年 昭和60年	

## 土のう用土砂備蓄状況

種類	数量	備蓄場所	管理者
白砂	50.0m <sup>3</sup>	道路維持課構内	道路維持課長

〔表〕 3-2-10 平成26年度青森県水防計画書に定める基準

(平成26年度青森県水防計画書)

資機材名		単位	数量
機材	スコップ	丁	10
	掛矢	丁	3
	たこ鎌	丁	1
	唐鍬	丁	3
	ペンチ	丁	3
	おの	丁	3
	のこぎり	丁	3
	鎌	丁	5
資材	照明具	個	3
	丸太 (3.5m)	本	20
	丸太 (2.5m)	本	30
	丸太 (2.0m)	本	50
	ビニール袋または麻袋	袋	5,000
	繩	丸	20
	鉄線	kg	20
ビニールシート		枚	10

- 備考 1 竹林、その他水防工法上必要な資機材若干量をも備蓄しておくこと。  
 2 低湿地帯で、土のう用土砂の採取不可能な地区については水防管理団体においては適当な土砂を備蓄すること。  
 3 ビニールシートは、弘前市水防計画で追加したもの。

〔表〕 3-2-11 水防資材センターの備蓄基準

資 器 材 名		単位	数 量
機 材	スコップ	丁	3 0
	掛 矢	丁	5
	たこ槌	丁	4
	唐 鍬	丁	1 2
	ペンチ	丁	5
	斧	丁	6
	鋸	丁	6
	鎌	丁	5
	照明灯	個	1 0
	ハンマー	丁	5
資 材	ツルハシ	丁	5
	一輪車	台	5
	発電機	台	2
	投光機	個	2
	丸太 (4. 0 m×9 cm)	本	8 0
	丸太 (3. 0 m×7. 5 cm)	本	1 5 0
	丸太 (2. 0 m×7. 5 cm)	本	3 0 0
	フルコン (7 0 cm×4 8 cm)	袋	6, 0 0 0
	フルコン (8 7 cm×4 8 cm)	袋	5, 0 0 0
	むしろ	枚	3 0 0
	縄	丸	1 0 0
	鉄 線	kg	1 0 0
	白 砂	%	1 0 0
	切り込み砕石	%	1 0 0
	ビニールシート	枚	1 0

〔表〕3-2-12 救助資機材等の整備状況

(消防本部 平成25年4月)

区分	一般救助器具						重量物排除用器具			切断用器具							
	かぎ付きはしご	三連はしご	金属製折りたたみはしご	空気式救助マット	救命索発射銃	救命用縛帶	平担架	油圧ジャッキ	油圧スプレッダー	可搬ワインチ	マソット型空気ジャッキ	油圧切断機	エンジンカッター	ガス溶断機	エンソーサー	鉄線カッター	空気鋸
数量	10	10	5	3	4	10	8	2	3	9	4	2	11	2	9	7	2

区分	破壊用器具				測定用器具				隊員保護用器具							
	万能斧	ハンマー	削岩機	ハンマドリル	可燃性ガス測定器	有毒ガス測定器	酸素濃度測定器	放射線測定器	耐電手袋	耐電衣	耐電ズボン	耐電長靴	防毒衣	耐熱服	放射線防護服	化学防護服（陽圧式）
数量	7	7	2	2	7	2	7	6	31	9	9	9	4	8	6	8

区分	水難救護用器具						呼吸保護用器具			山岳救助用	その他の救助用器具						
	潜水器具	救命胴衣	水中投光器	救命浮環	浮標	救命ボート	船外機	空気呼吸器	酸素呼吸器	簡易呼吸器	送排風機	登山器具	バスクエット型担架	投光器	携帯拡声器	携帯無線機	ロープ登降機
数量	6	45	4	14	4	1	1	71	5	2	2	10	3	8	12	32	10

[表] 3-2-13 河川等災害対策施設・設備等の整備状況

(消防本部、環境管理課 平成25年4月)

区分	油吸着剤 (kg)	油吸着マット (枚)	オイルフェンス (m)
消防本部	200	500	
弘前市		100	2m×20

[表] 3-2-14 その他施設・設備等の整備状況

(道路維持課 平成26年4月)

機材名	バックホー※1	ダンプトラック※2	ショベルロード	モルタルグレーダー	作業車(キャブタイプ)	道路清掃車	ロードタリ除雪車
台数	1	13	11	5	2	2	11

※1 小型バックホー

※2 ダンプトラック 13台のうち、クレーン付き1台

〔表〕3-4-1 山腹崩壊危険地区

(青森県農林水産部林政課 平成26年4月)

危険地区番号	位 置		公 共 施 設 等			
	大 字	字	人 家	公共施設	道 路	
202	S 0 0 0 1	中 野	小三島	0	0	市 道
	S 0 0 0 2	桜 庭	狼ノ平	1 7	1	県 道
	S 0 0 0 3	桜 庭	外 山	5 6	2	県 道
	S 0 0 0 4	黒 土	山 補	0	0	農 道
	S 0 0 0 5	吉 土	耕 田	0	0	県 道
	S 0 0 0 6	平 山	赤 沢	1 8	1	市 道
	S 0 0 0 7	高 野	突 山	0	0	農 道
	S 0 0 0 8	坂 元	山 元	6	0	県 道
	S 0 0 0 9	十 面	轡 轡	2 0	0	県 道
	S 0 0 1 0	面 沢	轡 轡	4 0	1	県 道
	S 0 0 1 1	大 沢	堂 ケ 平	0	0	林 道
	S 0 0 1 2	一 野	山 下	0	0	市 道
	S 0 0 1 3	如 来	大 久 保 平	0	0	道 道
	S 0 0 1 4	瀬	山 田	0	0	道 道
	S 0 0 1 5	瀬	山 田	0	0	道 道
	S 0 0 1 6	宮 地	宮 本	9	0	市 道
	S 0 0 1 7	新 法 師	泉	2 1	0	市 道
	S 0 0 1 8	百 沢	東 岩 木 山	1 0	0	市 道
	S 0 0 1 9	常 盤 野	上 黒 沢	0	0	県 道
	S 0 0 2 0	紙 漢 沢	堰 根	0	1	市 道
	S 0 0 2 1	紙 漢 沢	堰 根	2 3	0	市 道
	S 0 0 2 2	紙 漢 沢	山 越	5 2	0	県 道
	S 0 0 2 3	紙 漢 沢	山 越	1 7	0	市 道
	S 0 0 2 4	坂 市	亀 田	5	0	県 道
	S 0 0 2 5	坂 市	亀 田	2 1	0	県 道
	S 0 0 2 6	藤 沢	野 田	2	0	県 道
	S 0 0 2 7	藤 沢	野 田	1 0	0	県 道
	S 0 0 2 8	大 助	野 田	2 2	1	市 道
	S 0 0 2 9	相 馬	竜 ケ 平	0	0	市 道
	S 0 0 3 0	相 馬	籠 九 枚	0	0	市 道
	S 0 0 3 1	相 馬	籠 九 枚	0	0	市 道
	S 0 0 3 2	相 馬	野 脇	2	0	市 道
	S 0 0 3 3	相 馬	野 脇	1 1	0	市 道
	S 0 0 3 4	相 馬	薬 師 平	2 0	1	県 道
	S 0 0 3 5	藍 内	立 石	0	0	県 道
	S 0 0 3 6	藍 内	立 石	7	0	県 道
	S 0 0 3 7	藍 内	富 田	1	0	県 道
	S 0 0 3 8	藍 内	富 田	1 1	2	県 道
	S 0 0 3 9	藍 内	富 田	0	0	林 道
	S 0 0 4 0	藍 内	関 ケ 平	0	0	林 道
	S 0 0 4 1	水 木 在 家	清 水 沢	0	0	林 道
	S 0 0 4 2	沢 田	園 村	1 2	2	市 道
	S 0 0 4 3	坂 市	坂 市 沢	0	0	市 道
	S 0 0 4 4	相 馬	鳴 ケ 沢	0	0	農 道
	S 0 0 4 5	湯 口	三 ノ 細 川	0	0	農 道

〔表〕3-4-2 崩壊土砂流出危険地区

## ①国有林

(東北森林管理局津軽森林管理署 平成26年4月)

位 置		直 接 保 全 対 象 施 設		
大 字	字 (林班)	人 家	公 共 施 設	道 路
一野渡	鷺ノ巣 (316~321)	0	0	市道 200m
一野渡	鷺ノ巣 (313・315)	0	0	市道 200m
常盤野	黒森 (25)	14	0	県道 300m
常盤野	黒森 (25・26)	7	0	県道 500m
百沢	東岩木山 (27)	32	0	県道 400m
百沢	東岩木山 (28)	15	0	県道 200m
百沢	東岩木山 (28・29)	0	0	県道 300m
百沢	東岩木山 (29・30)	1	0	県道 300m
百沢	東岩木山 (30・31)	1	0	県道 200m
百沢	東岩木山 (31)	3	0	県道 300m
百沢	東岩木山 (32)	7	0	県道 200m
百沢	東岩木山 (〃)	15	0	県道 200m
百沢	東岩木山 (32・33)	0	0	市道 200m
百沢	東岩木山 (33)	6	0	県道 400m・市道300m
百沢	東岩木山 (37・38)	60	0	市道 200m
百沢	東岩木山 (41・42)	0	0	市道 300m
百沢	東岩木山 (44・45)	6	0	県道 200m
相馬	萱 范 (398~407)	0	0	市道 400m
相馬	萱 范 (391)	0	ダム 1箇所	林道 70m
藍内	関ヶ平 (358~374・380~384)	0	0	併用林道 3100m
藍内	関ヶ平 (356)	0	0	市道 200m
湯口	湯口山 (348~350)	0	0	市道 200m
湯口	湯口山 (341~347・351~355)	1	0	市道 400m

## ②民有林

(青森県農林水産部林政課 平成26年4月)

危険地区番号		位 置		公 共 施 設 等		
		大 字	字	人 家	公共施設	道 路
202	H0001	中 番	外 山	0	0	県道
	H0002	中 野	小三島	18	3	県道
	H0003	番 館	山 腰	0	0	農道
	H0004	番 館	山 腰	0	0	農道
	H0005	番 館	山 腰	10	0	市道
	H0006	吉 川	山 下	10	0	農道
	H0007	高 野	オツカ沢	6	0	市道
	H0008	館 後	新 田	0	0	県道
	H0009	国 吉	耕 田	1	1	県道
	H0010	悪 戸	後 沢	0	0	農道
	H0011	坂 元	山 元	20	0	県道
	H0012	坂 元	山 元	20	1	県道
	H0013	小 沢	大畠沢	0	0	県道

危険地区番号	位 置		公 共 施 設 等			
	大 字	字	人 家	公共施設	道 路	
	H 0014	一野渡	野 尻	1 0	0	市 道
	H 0015	一野渡	野 尻	0	0	農 道
	H 0016	一野渡	山 下	0	0	農 道
	H 0017	一野渡	山 下	0	0	農 道
	H 0018	一野渡	西 平山	1 5	0	市 道
	H 0019	一野渡	西 平山	1 5	0	市 道
	H 0020	大和沢	鷺ノ巣	0	0	市 道
	H 0021	大和沢	鷺ノ巣	0	0	農 道
	H 0022	小栗山	小松ヶ沢	6 0	2	県 道
	H 0023	小栗山	鷺ノ巣	6 0	2	県 道
	H 0024	松木平	鷺ノ巣	6 0	2	県 道
	H 0025	大 沢	寺ヶ沢	6 0	3	県 道
	H 0026	大 沢	次郎ヶ沢	6 0	3	県 道
	H 0027	大 沢	梨子平	7 0	3	県 道
	H 0028	大 沢	南ヶ沢	6 0	3	県 道
	H 0029	大 沢	南ヶ沢	1 0 0	3	県 道
	H 0030	石 川	西ノ沢	1 0 0	3	県 道
	H 0031	石 川	西ノ沢	1 0 0	3	県 道
	H 0032	石 川	西ノ沢	1 0 0	3	県 道
	H 0033	石 川	外ネブコ	1 0 0	3	県 道
	H 0034	乳 井	沢 田	3 0	3	国 道
	H 0035	薬師堂	錢神石	3 0	3	国 道
	H 0036	番 館	山 腰	1	0	農 道
	H 0037	番 館	山 腰	0	0	農 道
	H 0038	米ヶ袋	岡 部	0	0	農 道
	H 0039	米ヶ袋	岡 部	0	0	農 道
	H 0040	米ヶ袋	岡 部	0	0	農 道
	H 0041	大和沢	鷺ノ巣	0	0	林 道
	H 0042	如来瀬	大久保平	0	0	県 道
	H 0043	如来瀬	山 田	0	0	県 道
	H 0044	如来瀬	山 田	0	1	市 道
	H 0045	兼 平	山下林添	1 7	0	市 道
	H 0046	兼 平	山下林添	5	0	市 道
	H 0047	五 代	山 本	1 5	0	市 道
	H 0048	宮 地	宮 本	4 5	2	市 道
	H 0049	宮 地	宮 本	3 0	1	市 道
	H 0050	宮 地	宮 本	5 0	2	県 道
	H 0051	常盤野	上黒沢	2 0	1	県 道
	H 0052	兼 平	林元林添	3 0	0	市 道
	H 0053	百 沢	東岩木山	3	0	県 道
	H 0054	相 馬	野 脇	0	0	市 道
	H 0055	相 馬	野 脇	2	1	市 道
	H 0056	相 馬	野 脇	1 1	0	市 道
	H 0057	相 馬	野 脇	0	0	市 道
	H 0058	相 馬	羽根山	5	0	市 道
	H 0059	相 馬	鳴ヶ沢	0	0	市 道
	H 0060	相 馬	竜ヶ平	0	0	市 道
	H 0061	相 馬	鳴ヶ沢	0	0	市 道

危険地区番号		位 置		公 共 施 設 等		
		大 字	字	人 家	公共施設	道 路
202	H0062	相 馬	竜ヶ平	7	0	市 道
	H0063	相 馬	竜ヶ平	0	0	市 道
	H0064	相 馬	竜ヶ平	0	0	市 道
	H0065	相 馬	相 馬	0	0	県 道
	H0066	相 馬	籠九枚	0	0	県 道
	H0067	相 馬	籠九枚	0	0	県 道
	H0068	沢 田	鉢呑沢	0	0	県 道
	H0069	沢 田	園 村	1 3	3	市 道
	H0070	沢 田	園 村	1 3	2	市 道
	H0071	沢 田	シモミ沢	0	0	県 道
	H0072	沢 田	園 村	1 3	2	市 道
	H0073	沢 田	園 村	0	0	市 道
	H0074	相 馬	籠九枚	0	0	市 道
	H0075	相 馬	籠九枚	0	0	市 道
	H0076	相 馬	籠九枚	0	0	市 道
	H0077	相 馬	籠九枚	0	0	市 道
	H0078	相 馬	籠九枚	0	0	市 道
	H0079	相 馬	籠九枚	0	0	市 道
	H0080	藍 内	立 石	6	0	県 道
	H0081	藍 内	立 石	6	0	県 道
	H0082	藍 内	立 石	6	0	県 道
	H0083	藍 内	立 石	7	0	県 道
	H0084	藍 内	立 石	7	0	県 道
	H0085	藍 内	富 田	7	1	農 道
	H0086	藍 内	閑ヶ平	2 0	2	県 道
	H0087	藍 内	富 田	1	1	国 道
	H0088	藍 内	富 田	5	1	市 道
	H0089	水木在家	桜 井	1 5	1	市 道
	H0090	水木在家	桜 井	1 3	1	市 道
	H0091	五 所	野 沢	1 4	0	市 道
	H0092	五 所	野 沢	6 0	2	県 道
	H0093	湯 口	一ノ下り山	0	0	市 道
	H0094	湯 口	一ノ下り山	0	0	市 道
	H0095	湯 口	一ノ下り山	0	0	市 道
	H0096	紙 滉沢	堰 根	0	0	市 道
	H0097	紙 滉沢	山 越	3 0	0	市 道
	H0098	湯 口	一ノ下り山	0	0	林 道
	H0099	水木在家	清水沢	0	0	市 道

[表] 3-4-3 地すべり危険地区（治山関連）

（青森県農林水産部林政課 平成26年4月）

危険地区番号		位 置		地区名	直接保全対象			
		大字	字		人 家	公共施設		
						種類	数 量	
202	G0001 G0002	一野渡 藍 内	中平山 立 石	中泊沢 立 石	0 0	市 道 県 道	500m 1,300m	

[表] 3-4-4 小規模山地崩壊危険地

（青森県農林水産部林政課 平成26年4月）

危険地区番号		位 置		公共施設等			
		大字	字	人 家	公共施設	道 路	
202	小0001 小0002 小0003 小0004 小0005	黒 湯 湯 口 藍 内 相 馬 相 馬	土 口 三ノ細川 富 田 山 田 一丁木	鎧 田 三ノ細川 富 田 山 田 一丁木	3 0 0 3 3	0 0 0 0 0	農道 農道 農道 — 市道

[表] 3-4-5 なだれ危険箇所（治山関連）

（青森県農林水産部林政課 平成26年4月）

危険地区番号		位 置		公共施設等		
		大字	字	人 家	公共施設	道 路
202	な0001 な0002 な0003 な0004 な0005 な0006 な0007 な0008	国 吉 十面沢 如来瀬 常盤野 坂 市 沢 田 沢 田 藤 沢	耕 田 沢 田 大久保平 上黒沢 亀 田 鉢呑沢 園 村 野 田	0 10 0 5 19 0 4 8	0 0 0 0 0 0 1 0	県道 県道 県道 県道 県道 県道 市道 県道

〔表〕3-4-6 土石流危険渓流

(青森県県土整備部河川砂防課 平成26年6月)

渓流名			所在地	保全対象	
水系名	河川名	渓流名	字	人家	災害時要援護者関連施設 (その他公共的建物)
岩木川	平川	外の沢	村元	35	
岩木川	平川	東大沢	村元	16	
岩木川	平川	中大沢	山元	5	
岩木川	平川	久渡寺沢	山元	16	
岩木川	平川	羽黒沢	山元	16	(他の建物2) (集会施設1)
岩木川	平川	北羽黒沢	坂元字山下	5	(他の建物2)
岩木川	平川	北久渡寺南沢	山下	3	(坂元第二共防組合) (小沢第三増圧ポンプ場)
岩木川	平川	北久渡寺沢	山越	4	(小沢龍神温泉)
岩木川	岩木川	堰口沢	西田	8	
岩木川	岩木川	北八幡沢	沢辺	21	
岩木川	大秋川	湯ノ沢	湯の沢	10	(他の建物1) (郵便局1) (宿泊施設5)
岩木川	大秋川	戸上沢	裾野	13	
岩木川	大秋川	柴柄沢川	裾野		(岩木山総合公園体育館) (みちのくスポーツ愛ランド)
岩木川	大秋川	平沢川	裾野		(岩木山総合公園体育館) (みちのくスポーツ愛ランド)
岩木川	大秋川	滝ノ沢	小松野		(岩木山総合公園体育館)
岩木川	蔵助沢川	石切沢	高田	32	特別養護老人ホーム松山荘 松山荘ディケアセンター 松山荘在宅介護支援センター 養護(盲)老人ホーム津軽ひかり荘 (自治体保養所1) (民間保養所4)
岩木川	蔵助沢川	百沢	高田	48	(百沢担い手センター) (百沢簡易水道) (民間保養所2) (宿泊温泉施設2)
岩木川	蔵助沢川	蔵助沢	田川	29	(宿泊施設6)
岩木川	蔵助沢川	頭無沢	百沢	27	(官公署1) (宿泊施設1)
岩木川	後長根川	後長根沢	上黒沢		(百沢小学校)
中村川	黒沢	枯木平沢	上黒沢	5	
中村川	黒沢	東常盤野沢	上黒沢	10	(宿泊施設3)

溪 流 名			所在地	保 全 対 象	
水系名	河 川 名	溪 流 名	字	人 家	災害時要援護者関連施設 (その他公共的建物)
中村川	黒 沢	常盤野沢	上黒沢	4	(民宿じょっぱり) (富士建設㈱保養所)
中村川	黒 沢	西常盤野沢	裾 野	6	
岩木川	相 馬 川	五所沢	川 袋	9	
岩木川	相 馬 川	東水木在家沢	桜 井	10	
岩木川	相 馬 川	西水木在家沢	桜 井	7	
岩木川	相 馬 川	藍内沢	関ヶ平	10	
岩木川	作 沢 川	鳴ヶ沢	山 田	4	(山田集落センター)
岩木川	作 沢 川	竜ヶ平沢	山 田	11	
岩木川	作 沢 川	沢田沢	園 村	5	
岩木川	相 馬 川	坂市沢	坂市沢	7	
岩木川	相 馬 川	紙漉沢	山 越	24	
岩木川	相 馬 川	堰根沢	堰 根	17	
岩木川	旧大蜂川	大石川	山 平	1	
岩木川	大 秋 川	毒蛇沢	上黒沢	2	
中村川	黒 沢	黒森沢	上黒沢	1	
中村川	黒 沢	小倉沢	上黒沢	4	
中村川	黒 沢	下小倉沢	上黒沢	3	
中村川	黒 沢	下湯段沢	上黒沢	4	
中村川	黒 沢	湯段沢	黒 森	2	
岩木川	相 馬 川	向山沢	松ノ木	2	
岩木川	相 馬 川	羽根山沢	羽根山	4	
岩木川	相 馬 川	松倉沢	関ヶ平	3	
岩木川	相 馬 川	上立石沢	立 石	4	
岩木川	相 馬 川	下立石沢	立 石	3	
岩木川	大 秋 川	柴柄西沢	裾 野	0	
岩木川	岩 木 川	上如来瀬沢	山下林添	0	
岩木川	岩 木 川	下如来瀬沢	山下林添	0	
岩木川	岩 木 川	天満の沢	林元林添	0	
岩木川	岩 木 川	兼平沢	山 本	0	
岩木川	岩 木 川	蔵王沢	官 地	0	
岩木川	岩 木 川	大山祇沢	東岩木山	0	

〔表〕3-4-7 砂防指定地

(青森県県土整備部河川砂防課 平成26年6月)

番号	告示年月日	告示番号	渓流名	所在地		延長 (m)	面積 (ha)	摘要
				大字	字			
1	昭 11.11.19	604	股鬼沢	一野渡	鷺ノ巣	2,600×210	54.600	大和沢川
2	11.11.19	604	尾神沢	一野渡	鷺ノ巣	3,060×210	64.260	〃
3	15.10.21	554	大和沢川	一野渡	岡本外5字	1,240× 40	4.960	〃
4	19.12.20	604	大和沢川	一野渡	東平山外2字	450× 40	1.800	〃
5	26.11.13	963	深山沢	一野渡	深山沢	30× 10	0.030	〃
6	26.11.13	963	深山沢	一野渡	深山沢	2,500×160	40.000	〃
7	27. 9.11	1,206	大和沢川	一野渡	下岸田川合	2,670× 80	21.360	〃
8	27. 9.11	1,206	大和沢川	一野渡	下岸田川合	2,900× 80	23.200	〃
9	27. 9.11	1,206	藍内川	藍内	見継山外2字	1,200× 20	2.400	相馬川
10	27. 9.11	1,206	藍内川	藍内	見継山外2字	1,200× 80	9.600	〃
11	28.11.10	1,410	相馬川	相馬	向山外12字	1,000× 50 2,300× 70	21.100	〃
12	28.11.10	1,410	相馬川	相馬	向山外12字	1,000× 60 2,300×100	29.000	〃
13	28.11.10	1,410	栩内川	湯口	一ノ下り山	300× 10	0.300	栩内川
14	28.11.10	1,410	栩内川	湯口	一ノ下り山	300× 40	1.200	〃
15	30. 5.10	629	栩内川	湯口	一ノ下り山	2,740× 8	2.192	〃
16	30. 9. 7	1,176	中止沢	一野渡	中平山岡本	740× 40	2.960	大和沢川
17	30. 9. 7	1,176	中止沢	一野渡	中平山岡本	0×0	0.800	〃
18	31. 4.16	722	湯の沢川	常盤野	黒森山	1,100× 30	3.300	大秋川
19	34. 3.30	602	藍内川	藍内	関ヶ平	400× 30	1.200	相馬川
20	36. 3. 7	318	藍内川	藍内	関ヶ平	450× 40	1.800	〃
21	36. 8. 2	1,579	大和沢川	一野渡	野尻山下	2,120× 40	8.480	平川
22	38.10.14	2,612	栩内川	湯口	湯口山	800×100	7.760	栩内川
23	41. 6.10	1,854	藍内川	藍内	関ヶ平	2,000× 80	14.800	相馬川
24	41. 6.10	1,854	蔵助沢	百沢	東岩木山国有林	1,700× 20	3.400	岩木川
25	42. 3.31	1,159	作沢川	藤沢 沢田	野田・園村	4,935× 60	29.610	相馬川
26	42.11.30	3,935	作沢川	沢田	萱泡	4,233× 60	25.400	〃
27	42.11.30	3,935	藤倉川	相馬	萱泡	2,540× 60	15.240	〃
28	45. 3. 5	242	湯ノ沢	常盤野	湯の沢	1,100× 30	3.300	大秋川
29	46. 2.13	160	深山沢	一野渡	深山沢	2,300× 40	9.200	大和沢川
30	47. 8. 4	1,353	土淵川	小沢	大畠沢	400× 60	2.400	土淵川
31	47. 8. 4	1,353	相馬川	藍内	関ヶ平国有林	450× 60	2.700	相馬川
32	48. 2. 1	221	栩内川	湯口	一ノ下り山国有林 湯口山国有林	820× 80	6.560	栩内川
33	49. 1.18	49	後長根川	百沢	東岩木山	400×100	4.000	後長根川

番号	告示年月日	告示番号	渓流名	所在地		延長(m)	面積(ha)	摘要
				大字	字			
3 4	49. 12. 5	1, 443	後長根川	宮地百沢	富田・大柳等	2,900× 40	11. 600	後長根川
3 5	50. 9. 29	1, 306	藏助沢	百沢	寺沢・高田等	3,900×130	31. 040	岩木川
3 6	51. 2. 9	111	大深山沢	大和沢	上岸田	200×	0. 372	大深山沢
3 7	51. 2. 9	111	ネゴヤ沢	小栗山大和沢	鷺ノ巣・上岸田	80×	0. 211	〃
3 8	51. 2. 9	111	後長根川	宮地百沢	富田・大柳・稔	2,500× 70	17. 500	後長根川
3 9	52. 1. 24	55	石切沢	百沢	東岩木山国有林	200×	0. 638	藏助沢
4 0	52. 1. 24	55	後長根川	百沢	東岩木山国有林	600×	1. 620	後長根川
4 1	52. 8. 16	1, 137	藏助沢	百沢	田川・高田・寺沢	130×	0. 240	藏助沢
4 2	54. 1. 30	101	大秋川	中畠百沢	外山・山田	552×	3. 930	大秋川
4 3	55. 4. 23	911	中泊沢	一野渡	鷺ノ巣	300×	0. 988	大和沢川
4 4	56. 4. 22	928	姥ノ沢	百沢	東岩木山	100×	0. 293	藏助沢
4 5	56. 4. 22	928	石切沢	百沢	東岩木山	180×	0. 486	藏助沢
4 6	59. 1. 30	97	滝ノ沢	湯口	湯口山一番国有林	336×	1. 036	棚内川
4 7	61. 7. 24	1, 345	後長根川	百沢	東岩木山	333×	1. 160	後長根川
4 8	62. 10. 25	1, 764	金ヶ沢	湯口	湯口山国有林	279×	0. 820	棚内川
4 9	63. 11. 8	2, 157	一本木沢	百沢	東岩木山	254×	1. 530	大蜂川
5 0	平1.8. 4	1, 384	後長根川	百沢	東岩木山	285×	0. 710	後長根川
5 1	1. 10. 6	1, 691	湯ノ沢	百沢	東岩木山国有林	279×	0. 650	湯ノ沢
5 2	4. 3. 13	626	湯ノ沢	百沢	裾野	791×	7. 860	大秋川
5 3	5. 11. 2	2, 091	鳴ヶ沢川	相馬	鳴ヶ沢・竜ヶ沢	850×	2. 860	鳴ヶ沢川
5 4	7. 2. 13	216	湯ノ沢	百沢	裾野	959×	7. 300	大秋川
5 5	8. 2. 5	156	戸上沢	百沢	東岩木山国有林	288×	1. 270	戸上沢
5 6	10. 7. 16	1, 467	湯ノ沢	常盤野	湯の沢・黒森	160. 3×	0. 370	大秋川
5 7	12. 5. 10	1, 272	湯ノ沢	百沢	東岩木山国有林	630×	0. 640	大秋川
5 8	13. 3. 16	219	藏助沢	百沢	東岩木山国有林	155. 6×	0. 200	岩木川
5 9	14. 3. 7	140	石切沢	百沢	東岩木山	735×	14. 840	藏助沢川
6 0	15. 3. 14	214	戸上沢	イ 常盤野 百沢 百沢 口 常盤野 百沢	湯の沢 裾野 東岩木山 黒森国有林 東岩木山国有林	693×	4. 910	大秋川
6 1	15. 3. 14	214	外の沢	乳井	外ノ沢	310×	2. 790	平川
6 2	16. 3. 17	276	頭無沢	百沢	寺沢・東岩木山	838. 1×	17. 969	藏助沢川
6 3	18. 2. 9	214	頭無沢	百沢	寺沢	536×	6. 1412	藏助沢川
6 4	19. 5. 18	629	堰口沢	番館	山越	141. 2×	0. 3696	岩木川

番号	告示年月日	告示番号	渓流名	所在地		延長(m)	面積(ha)	摘要
				大字	字			
65	21.7.29	813	石切沢	百沢	東岩木山国有林	277.6×	9.833	蔵助沢川
66	22.3.5	148	東大沢	大沢	戸谷・大藪・杉久保	1009.6×	2.501	平川
67	23.3.7	248	中大沢	大沢	大藪	200×	0.7735	平川
68	24.5.23	622	中大沢	大沢	大藪・梨子平	386.7×	1.8832	前川
69	25.11.26	1,142	後長根沢2号	百沢	寺沢	403.4×	1.2376	後長根川

[表] 3-4-8 地すべり危険地区

(青森県農林水産部林政課、農村整備課 平成26年4月)

地区番号・名	位置	面積(ha)	保全対象				主な施設等
			人家(戸)	耕地(ha)	その他(ha)		
202-G0001 兼平 大助 202-G0002	大字一野渡	—	0	—	—	—	市道500m
	大字兼平	37.0	0	29.0	8.0	—	農道
	大字大助	45.0	10	36.0	9.0	—	農道
	大字藍内	—	0	—	—	—	県道1,300m

[表] 3-4-9 地すべり危険箇所

(青森県国土整備部河川砂防課 平成26年6月)

地区名	位置	面積(ha)	河川名	区域内の保全対象				公共施設等	摘要(指定状況)		
				人 家 (戸)	耕 地 (ha)	公共的建物					
						災害時要援 護者施設等	左記以外の 公共的建物				
坂市 富田 関ヶ平	大字坂市	11.5	相馬川	20	6.0	長慶苑	—	県道450m	—		
	大字藍内	21.9	相馬川	7	2.9	—	—	県道700m	—		
	大字藍内	50.7	相馬川	—	2.2	—	—	県道300m	S43.3.30 関ヶ平		

[表] 3-4-10 地すべり防止区域

(地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)による指定箇所)

(青森県農林水産部農村整備課、県土整備部河川砂防課 平成26年4月)

地域名	位 置	土 地			家 屋	公 共 施 設	
		田 畑	山 林	その 他	その 他	道 路	その 他
中野	弘前市大字中野 西目屋村大字杉ヶ沢	54.8ha	23.3ha	10.3ha	神社1	農道6,070m	水路3,508m
告 示		平成4年8月27日、告示945号					
備 考		地すべり対策事業完了(平成13年度)					

地域名	位 置	土 地			家 屋	公 共 施 設	
		田 畑	山 林	その 他	その 他	道 路	その 他
園村	弘前市大字沢田字甚沢	—	27.47ha	2.36ha	—	—	—
告 示		平成19年1月30日、告示102号					
備 考		地すべり対策事業実施中(平成19年度~)					

地域名	位 置	土 地			家 屋	公 共 施 設	
		田畑	山 林	その他の	その他の	道 路	その他の
大久保	弘前市大字如来瀬字大久保平	9. 65ha	4. 3ha	0. 35ha	-	農道 520m	-
告 示		平成 12 年 4 月 5 日、告示 563 号					
備 考		地すべり対策事業完了(平成 17 年度)					

地域名	位 置	土 地			家 屋	公 共 施 設	
		田畑	山 林	その他の	その他の	道 路	その他の
関ヶ平	弘前市大字藍内字関ヶ平	2. 2ha	19. 7ha	6. 1ha	-	県道 3, 000m 橋梁 4 橋	砂防 2 基 頭首工 2 基
告 示		昭和 43 年 3 月 30 日、告示 1040 号					
備 考		地すべり対策事業完了(昭和 46 年度)・(平成 17 年度)					

[表] 3-4-11 急傾斜地崩壊危険箇所及び危険区域  
(青森県県土整備部河川砂防課 平成26年6月)

箇所名	位置	地形			保全対象区域の現況		摘要	
		角度 (度)	延長 (m)	高さ (m)	人家戸数 (戸)	公共施設名	危険区域名 (指定年月日)	
宇田野	小友字神原	65	101	15	6	—	—	
鶴喰1号	鬼沢字菖蒲沢	55	220	8	9	市道	H17. 12. 28	鶴喰1号
茂森町2号	西茂森一丁目	45	80	10	8	市道老人福祉センター、社務所	H22. 2. 24	茂森町2号
茂森新町	西茂森一丁目	60	155	15	5	河川	H26. 6. 16	茂森新町
桜庭3号	桜庭字外山	35	270	20	13	市道	S61. 1. 23	桜庭
桜庭1号	桜庭字久保	30	200	20	5	県道	—	
米ヶ袋1号	桜庭字西田	45	160	13	6	河川	—	
中畑	中畑字旭岡・日暮	50	350	13	10	市道	H 4. 3. 27	中畑
番館	番館字長田	60	170	10	5	河川	—	
米ヶ袋2号	中野字岩井	45	300	15	5	県道、河川	—	
平山	平山字平山	30	170	30	5	—	—	
桜ヶ丘四丁目1号	大原一丁目	60	60	6	10	—	—	
山元3号	坂元字山元	30	94	45	1	久渡寺	—	
石川	石川字大仏	60	290	15	10	市道、公園	S63. 3. 26他	石川
乳井3号	乳井字乳井	40	140	5	7	—	H 5. 3. 19	乳井3号
乳井1号	乳井字乳井	50	150	7	5	県道、公民館	S62. 2. 21	乳井
乳井2号	乳井字乳井	32	300	40	10	市道	S63. 3. 26	乳井2号
宮川3号	折笠字宮川	40	130	5	0	中学校、公民館、集会所	—	
茂森町	茂森町	50	80	10	8	老人福祉センター	—	
館後	館後字館後	35	150	10	5	—	—	
国吉	国吉字坂本	50	410	10	16	市道、稲荷神社	H 1. 3. 18	国吉
桜庭2号	桜庭字鳴瀬	40	240	9	0	小学校、中学校	—	
番館2号	番館字長田	65	70	6	5	—	H12. 9. 20	番館2号
一野渡	一野渡字岡本	45	650	6	36	市道	H14. 3. 25	一野渡他
大沢5号	大沢字大泡	42	30	12	16	—	H22. 2. 24	大沢5号
大仏	石川字大仏	36	30	7	1	老人福祉センター	—	
乳井4号	乳井字乳井	45	54	5	5	—	H16. 7. 9	乳井4号
愛宕(植田)	愛宕字山下	30	150	15	6	市道	S54. 1. 23	植田
山下	愛宕字山下	30	150	20	15	市道	S56. 12. 24	山下
富田4号	富田字富田	40	150	5	5	—	—	
宮地	宮地字諏訪林	30	180	20	6	市道、神社	—	
堰根	紙漉沢字堰根	34	30	40	0	岩木川第二発電所	—	
坂市	坂市字龜田	40	230	15	11	県道、神社	S62. 2. 21	坂市
里見4号	五所字里見	40	85	7	1	老人福祉センター、宿泊施設、事業所	—	
沢田	沢田字園村	55	500	50	11	県道、神社、集会施設	S51. 3. 18他	沢田
大助	大助字野田	35	200	30	6	県道	H 3. 3. 11	大助
山田5号	相馬字山田	40	120	15	6	市道	S55. 3. 29他	山田2号
山田4号	相馬字山田	40	40	15	6	—	S51. 3. 18他	山田
山田3号	相馬字山田	40	150	15	6	—	S51. 3. 18他	山田
山田2号	相馬字山田	45	110	13	5	市道	S51. 3. 18他	山田
藤沢1号	藤沢字野田	35	160	15	13	—	—	
山田1号	相馬字山田	45	110	13	5	簡易水道配水池	—	
南川端町	南川端町、銅屋町	40	220	5	14	市道	H13. 2. 26	銅屋町
桔梗野一丁目	桔梗野一丁目	60	110	8	8	市道	—	
吉川	吉川字山下	30	220	10	5	市道	—	

備考

- 急傾斜地崩壊危険箇所については、被害想定区域内に人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院及び社会福祉施設等の災害弱者関連施設、駅、旅館等がある場合を含む。）の自然斜面箇所を掲載。このほか、被害想定区域内に人家5戸未満の自然斜面箇所と人工斜面箇所があるが、青森県地域防災計画資料編を参照。
- 表中「植田」は、合併後に「愛宕」へ町名改正している。

〔表〕3-4-12 なだれ危険箇所（砂防関連）

(青森県県土整備部河川砂防課 平成26年6月)

番号	箇所名	位置(大字等)	人家戸数	備考
1	国吉	国吉	23	市道
2	石川	石川	10	市道
3	桜庭1号	桜庭	38	県道、市道
4	平山	平山	13	市道
5	吉川	吉川	13	市道
6	大和沢	上岸田	15	市道
7	久渡寺	久渡寺	11	市道
8	南川端町	大和沢上岸田	14	—
9	十面沢	十面沢	11	県道
10	乳井	乳井	24	県道
11	高野	高野	7	市道
12	乳井2号	乳井	11	県道、市道
13	宇田野	貝沢小友	10	—
14	山元	坂本山本	5	県道
15	大沢	大沢梨小平	36	市道
16	愛宕	愛宕	20	市道
17	宮地1号	宮地	17	市道
18	新岡	新岡	12	市道
19	枯木平	枯木平	7	県道
20	湯段	湯段	14	市道
21	宮地2号	宮地	8	県道、市道
22	愛宕2号	愛宕	12	市道
23	沢田	沢田	11	市道、河川
24	山田	相馬	28	市道
25	坂市	坂市	13	市道
26	堰根	堰根	10	市道
27	紙漉沢	紙漉沢	14	市道
28	山越	山越	18	県道、市道
29	藤沢	藤沢	13	県道、市道
30	大助	大助	7	市道
31	藍内	藍内	7	県道
32	桜井	桜井	22	市道
33	向山	向山	8	市道
34	薬師平2号	薬師堂下	12	県道、市道
35	立石1号	相馬立石	6	県道、河川

備考 なだれ危険箇所については、なだれ危険区域内に人家5戸以上の箇所を掲載している。このほか、なだれ危険区域内に人家5戸未満の箇所があるが、青森県地域防災計画資料編を参照

〔表〕3-4-13 河川表

(建設政策課 平成26年4月)

水系	河川名	水源地 (上流端)	流路延長 (km)	市域延長 (指定延長) (km)	管理者
(一級河川)	岩木川	中津軽郡西目屋村	101.6	34.0	国土交通省・青森県
	旧大蜂川	弘前市大字高杉	7.2	7.2	〃
	平川	平川市碇ヶ関	40.6	18.0	〃
	土淵川	弘前市大字坂元	14.7	14.6	〃
	山田川	西津軽郡鰺ヶ沢町	34.6	1.6	青森県
	新和川	弘前市大字小友	3.2	3.2	〃
	宇田野川	〃	1.1	1.1	〃
	大石川	百沢	9.8	2.2	〃
	前范川	〃	7.4	6.1	〃
	大蜂川	〃	14.4	7.7	〃
	多沢川	〃	5.1	3.0	〃
	鶴川	〃	6.4	2.1	〃
	加藤川	田町三丁目	4.7	3.1	〃
	寺沢川	小沢	6.1	4.7	〃
	童子森川	〃	1.3	0.4	〃
	岩木川	清水川	悪戸	0.3	〃
		腰巻川	大和沢	7.7	4.2
		境関川	新里	2.3	0.7
		高崎川	石川	3.8	0.5
		万助川	一野渡	3.9	1.6
		大和沢川	〃	15.1	7.9
		前川	松木平	9.0	2.0
		後長根川	百沢	17.9	12.4
		新土淵川	小沢	—	3.2
		棚内川	湯口	11.1	3.0
		相馬川	藍内	12.4	9.9
		作沢川	沢田	17.2	10.7
		鳴ヶ沢川	相馬	3.7	1.8
		蔵助沢川	百沢	5.0	5.0
		大秋川	中津軽郡西目屋村	19.6	6.2
(二級河川)	中村川	弘前市大字常盤野	44.9	6.6	青森県
	中村川	井戸ノ沢	〃	1.0	〃

水系	河川名	水源地 (上流端)	流路延長 (km)	市域延長 (指定延長) (km)	管理者
(準用河川)	加藤川	弘前市大字田町三丁目	4.7	1.3	弘前市
	腰巻川	外崎五丁目	3.2	1.3	〃
	長四郎川	土手町	2.2	1.3	〃
	境関川	新里	2.3	0.6	〃
	万助川	一野渡	3.9	0.4	〃
	洞喰川	大和沢	3.7	3.4	〃
	森川	松原西三丁目	1.9	0.7	〃
	大沢川	大沢	3.7	3.4	〃
	前川	松木平	9.0	2.2	〃
	稻刈沢川	小栗山	7.4	3.2	〃
	羽黒川	百沢	1.8	0.9	〃
	さだご川	新岡	2.5	0.9	〃
	二階堰川	五所	9.2	3.0	〃
	さくら川	下白銀町	2.1	2.1	〃
(普通河川等)	冷田川	百沢	1.9	1.9	〃
	平沢川	〃	4.5	3.5	〃
岩木川	上の川	弘前市大字十面沢	6.2	6.2	弘前市
	元宮川	〃	1.4	1.4	〃
	はらい川	〃	0.9	0.9	〃
	長前川	西津軽郡鰺ヶ沢町	4.2	4.2	〃
	白狐川	弘前市大字大森	3.8	3.8	〃
	轡川	〃	3.0	3.0	〃
	大森川	〃	5.2	5.2	〃
	大石川	百沢	9.8	7.6	〃
	前蒔川	〃	7.4	1.3	〃
	大黒沢川	中別所	1.6	1.6	〃
	多沢川	百沢	5.1	2.1	〃
	鶏川	〃	6.4	4.3	〃
	大蜂川	〃	14.4	6.7	〃
	釜蒔川	一野渡	9.3	9.3	〃
	茂森川	茂森新町四丁目	0.4	0.4	〃
	童子森川	小沢	1.3	0.9	〃
	刈間川	悪戸	2.1	2.1	〃
	後山川	坂元	0.7	0.7	〃
	高崎川	石川	3.8	0.4	〃
	三岳川	大和沢	3.5	3.5	〃
	稻刈沢川	小栗山	7.4	4.2	〃
	前川	松木平	9.0	4.8	〃
	梨子平川	大沢	0.8	0.8	〃

水系	河川名	水源地 (上流端)	流路延長 (km)	市域延長 (指定延長) (km)	管理者
(普通河川等)	大 范 川	大沢	0.4	0.4	〃
	錢神石川	薬師堂	2.6	2.6	〃
	沢 田 川	乳井	2.1	2.1	〃
	四 ツ 谷 川	百沢	1.8	1.8	〃
	葛 原 川	〃	0.8	0.8	〃
	後長根川	〃	17.9	5.5	〃
	樋の口川	茜町三丁目	1.3	1.3	〃
	栩 内 川	湯口	11.1	8.1	〃
	安 田 川	〃	0.3	0.3	〃
	地 形 川	紙漉沢	0.1	0.1	〃
	野 沢 川	五所	0.1	0.1	〃
	水 木 川	水木在家	0.5	0.5	〃
	派 立 川	紙漉沢	1.3	1.3	〃
	大 石 川	〃	0.3	0.3	〃
	桜 井 川	水木在家	0.5	0.5	〃
	小 清 水 川	〃	0.4	0.4	〃
	清 水 沢 川	〃	2.7	2.7	〃
	岩 浪 川	〃	1.5	1.5	〃
	坂 市 川	坂市	1.2	1.2	〃
	岩 木 川	竜ヶ平川	0.2	0.2	〃
	山田上沢川	〃	0.1	0.1	〃
	籠九枚川	〃	0.8	0.8	〃
	甚 沢 川	沢田	1.7	1.7	〃
	鉢 吞 川	〃	1.2	1.2	〃
	淋 代 川	相馬	0.4	0.4	〃
	野 脇 川	〃	0.4	0.4	〃
	鳴ヶ沢川	〃	3.7	1.9	〃
	立 石 川	藍内	0.1	0.1	〃
	雨 池 川	〃	0.2	0.2	〃
	小藍内川	〃	0.7	0.7	〃
	中 村 川	紙漉沢	0.2	0.2	〃
	石切沢川	百沢	1.3	1.3	〃
	毒蛇沢川	〃	1.9	1.9	〃
	滝ノ沢川	〃	0.5	0.5	〃
	柴柄沢川	〃	2.3	2.3	〃
	湯ノ沢川	常盤野	5.6	5.6	〃
	大久保堰	紺屋町	5.0		弘前市和徳土地改良区
	撫牛子堰	北横町	4.0		弘前市和徳土地改良区

水 系	河 川 名	水 源 地 (上 流 端)	流路延長 (km)	市域延長 (指定延長) (km)	管 理 者
(普通河川等) 岩木川	釜 范 堀	一野渡	9.6		弘 前 市
	駐屯地排水路 (土淵川べト)	原ヶ平	2.9		〃
	駐屯地排水路 (大和沢川べト) 他	〃	2.0		〃
(普通河川等) 中村川	湯 段 川	弘前市大字常盤野	4.9	4.9	弘 前 市

〔表〕 3-4-14 ため池分布状況

①農業用ため池

(農村整備課 平成25年6月)

地域区分	ため池数	緊急度別の内訳			
		緊急度1	緊急度2	緊急度3	緊急度4
清水	20	6	8	3	3
千年	6	5			1
東目屋	5		1		4
船沢	4		1		3
高杉	9		1		8
裾野	41	1	13		27
新和	9		3		6
石川	7		6		1
岩木	24	3	5	1	15
相馬	9	2		7	
計	134	17	38	11	68

②その他のため池

(農村整備課 平成25年6月)

地域区分	ため池数	緊急度別の内訳			
		緊急度1	緊急度2	緊急度3	緊急度4
藤代	2		2		
船沢	2		1		1
新和	1		1		
計	5		4		1

【緊急度ランクの判定基準】

緊急度1 ため池の設置点が沢で鉄砲水の恐れがあり、下流に人家、市街地がある。

緊急度2 ため池の設置点が台地等で鉄砲水の恐れはないが、下流に人家、市街地がある。

緊急度3 ため池の設置点が沢で鉄砲水の恐れがあるが、下流は農地である。

緊急度4 ため池の設置点が台地等で鉄砲水の恐れがなく、下流は農地である。

③要整備ため池一覧

(農村整備課 平成25年6月)

番号	ため池名	所在地	貯水量 (千m <sup>3</sup> )	緊急度
1	悪戸堤	悪戸字中野	10.0	1
2	後山ため池	坂元字山元	30.0	1
3	上茂兵衛堤	小沢字大開	3.0	2
4	小館堤	小沢字根子屋沢	5.0	2
5	井沢堤	小沢字広野	5.6	2
6	石山堤	悪戸字後沢	2.8	4
7	よご沢堤	小沢字山崎	2.7	4
8	新田堤(1)	〃(井沢)	1.3	4
9	新田堤(2)	〃(井沢)	1.9	4
10	稻刈沢の上	小栗山字鷺ノ巣(稻刈沢)	6.7	2
11	下堤	平山字赤沢	1.1	4
12	金次郎堤	〃坂市沢	1.4	4
13	太七堤	〃	0.8	4
14	安衛門ため池	中別所字向野	0.6	2
15	長兵衛堤	〃平山	3.2	4

番号	ため池名	所在地	貯水量 (千m <sup>3</sup> )	緊急度
16	手代森堤	高杉字尾上山	45.0	4
17	藤田堤	高杉字神原	2.0	4
18	長内堤	十腰内字猿沢	3.2	2
19	平田森堤	十面沢字轡	1.7	2
20	仁田堤	〃	3.0	2
21	高田堤	十腰内字猿沢	4.0	2
22	下ため池(大開3)	貝沢字沢辺	1.5	2
23	金山3号堤	鬼沢字山ノ越	5.0	2
24	金山2号堤	〃	3.0	2
25	金山1号堤	〃	5.0	2
26	猿沢ため池	〃	4.0	2
27	中村堤	十腰内字猿沢	1.7	4
28	丸岡堤	〃	2.6	4
29	和島堤	〃	4.7	4
30	轡堤	〃	3.5	4
31	湯湧場堤	貝沢字沢辺	8.0	4
32	小山内堤	鬼沢字猿沢	6.0	4
33	佐藤堤	〃	2.4	4
34	子之助堤	〃	3.2	4
35	義武堤	〃	6.7	4
36	木村堤	〃	0.6	4
37	今堤下堤	〃	3.7	4
38	下堤	大森字田浦	1.5	4
39	弥八ため池(大開2)	貝沢字沢辺	1.4	4
40	新ため池(大開1)	〃	3.3	4
41	中畑ため池	三和字下恋塚	13.0	4
42	権左エ門ため池	〃	6.0	4
43	背鍋ため池	小友字神原	14.0	4
44	寺ヶ沢1号ため池	大沢字寺ヶ沢	1.1	2
45	寺ヶ沢2号ため池	〃	2.0	2
46	堤ヶ沢堤(上)	大沢字寺ヶ沢	3.3	2
47	堤ヶ沢堤(下)	〃	4.8	2
48	熊の沢池	薬師堂字南熊沢	8.0	2
49	朝鮮溜池	常盤野字黒沢	8.0	1
50	高岡溜池	高岡	12.2	2
51	下堤	葛原	8.0	2
52	源治堤	常盤野字湯段	3.5	4
53	小杉沢2号	百沢字東岩木山	14.1	4
54	葛西堤	百沢字東岩木山	17.5	4
55	長谷川堤	〃	4.0	4
56	中野堤	常盤野字黒沢	2.2	4
57	よね堤	〃	0.8	4
58	越善谷堤	常盤野字湯段	1.5	4
59	鍋倉堤	百沢字東岩木山	10.0	4
60	大畑溜池	坂市字坂市沢	4.0	1
61	太平森堤	紙漉沢	5.4	1
62	大森堤	水木在家字桜井	4.2	3

[表] 3-4-15 道路注意箇所（一般国道、主要地方道、一般県道、市道）

①一般国道

(青森県県土整備部道路課 平成26年4月)

点検対象項目	路線名	迂回路	事前規制	延長(m)	所在地	評価ランク
地吹雪	国道102号	有	未指定	2,540	大字福村	カルテ監視

②主要地方道

(青森県県土整備部道路課 平成26年4月)

点検対象項目	路線名	迂回路	事前規制	延長(m)	所在地	評価ランク
地吹雪	弘前岳鰯ヶ沢線	有	未指定	460	大字熊嶋字亀田	カルテ監視
地吹雪	弘前鰯ヶ沢線	有	未指定	100	大字宮地字富田	カルテ監視
地吹雪	弘前鰯ヶ沢線	有	未指定	80	大字常盤野字湯段范	カルテ監視
落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	無	指定	70	大字国吉字耕田37-4	要対策
地吹雪	岩木山環状線	無	未指定	1,800	大字十腰内字猿沢	要対策
地吹雪	岩木山環状線	有	未指定	400	大字大森字勝山	要対策
地吹雪	弘前鰯ヶ沢線	有	未指定	220	大字独狐字島田	カルテ監視
地吹雪	弘前鰯ヶ沢線	有	未指定	100	大字鬼沢字山ノ越	カルテ監視
地吹雪	弘前鰯ヶ沢線	有	未指定	180	大字大森字勝森	カルテ監視
地吹雪	五所川原岩木線	無	未指定	1,660	大字青女子字吉野	カルテ監視
地吹雪	五所川原岩木線	無	未指定	380	大字高杉字山下	カルテ監視
地吹雪	弘前環状線	有	未指定	500	大字元薬師堂字元薬 師堂	カルテ監視

③一般県道

(青森県県土整備部道路課 平成26年4月)

点検対象項目	路線名	迂回路	事前規制	延長(m)	所在地	評価ランク
地吹雪	石川土手町線	無	未指定	400	大字大沢字荒田	カルテ監視
地吹雪	石川土手町線	無	未指定	520	大字大沢字西前田	カルテ監視
落石・崩壊	関ヶ平五代線	有	未指定	120	大字藤沢字野田	カルテ監視
落石・崩壊	相馬常盤野線	有	指定	37	大字大助字野田 240-29	要対策
落石・崩壊	相馬常盤野線	有	指定	130	大字大助字野田 240-29	カルテ監視
雪崩	相馬常盤野線	無	指定	50	大字大助字竜ノ口	カルテ監視
落石・崩壊	相馬常盤野線	有	指定	60	大字大助字竜ノ口 78-35	カルテ監視
落石・崩壊	相馬常盤野線	有	指定	121	大字大助字竜ノ口 123-1	要対策
雪崩	相馬常盤野線	無	指定	40	大字大助字竜ノ口	カルテ監視
落石・崩壊	相馬常盤野線	有	指定	33	大字沢田字園村 174-4	カルテ監視
雪崩	相馬常盤野線	無	指定	40	大字沢田字園村	カルテ監視
落石・崩壊	相馬常盤野線	有	指定	35	大字沢田字甚沢 50-8	カルテ監視
落石・崩壊	相馬常盤野線	有	指定	135	大字沢田字甚沢 50-21	カルテ監視
雪崩	相馬常盤野線	無	未指定	80	大字中畠字外山	カルテ監視
地吹雪	石川百田線	有	未指定	1,080	大字石川字外坪	カルテ監視

④市道

(建設政策課 平成26年4月)

点検対象項目	路線名	迂回路	事前規制	延長 (m)	所在地	評価ランク
落石・崩壊	長坂線	あり	未指定	84	大字下湯口字扇田	カルテ監視
落石・崩壊	大沢・堂ヶ平線	あり	未指定	98	大字大沢字上山ヶ田	カルテ監視
落石・崩壊	向山五所線	あり	未指定	548	大字相馬字野脇	要対策
落石・崩壊	向山五所線	あり	未指定	130	大字相馬字野脇	要対策
落石・崩壊	堰根線	あり	未指定	282	大字紙漉沢字堰根	要対策
落石・崩壊	大石線	あり	未指定	50	大字紙漉沢字山越	要対策
落石・崩壊	山田線	あり	未指定	60	大字相馬字竜ヶ平	要対策
落石・崩壊	舟打沢田線	なし	未指定	260	大字相馬字竪九枚	要対策
落石・崩壊	舟打沢田線	なし	未指定	130	大字相馬字竪九枚	要対策
落石・崩壊	舟打沢田線	なし	未指定	73	大字相馬字竪九枚	要対策
落石・崩壊	舟打沢田線	なし	未指定	19	大字相馬字竪九枚	要対策
落石・崩壊	舟打沢田線	なし	未指定	127	大字相馬字竪九枚	要対策
落石・崩壊	舟打沢田線	なし	未指定	28	大字相馬字竪九枚	要対策
落石・崩壊	茶臼線	あり	未指定	89	大字湯口字一/安田	要対策
落石・崩壊	茶臼線	あり	未指定	43	大字湯口字一/下り山	要対策
落石・崩壊	茶臼線	あり	未指定	44	大字湯口字一/下り山	要対策
落石・崩壊	竜ヶ平線	あり	未指定	123	大字相馬字竪九枚	要対策
岩石崩壊	薬師道沢田1号	あり	未指定	25	大字薬師堂字沢田	カルテ監視
岩石崩壊	舟打沢田線	なし	未指定	75	大字相馬字竪九枚	要対策
岩石崩壊	舟打沢田線	なし	未指定	120	大字相馬字竪九枚	要対策
岩石崩壊	舟打沢田線	なし	未指定	20	大字沢田字園村	要対策
岩石崩壊	竜ヶ平線	あり	未指定	125	大字相馬字竪九枚	カルテ監視
雪崩	大助平山線	あり	未指定	55	大字大助字野田	カルテ監視
雪崩	舟打沢田線	なし	未指定	90	大字沢田字鉢呑沢	カルテ監視
雪崩	舟打沢田線	なし	未指定	25	大字沢田字園村	要対策
盛土	大森三和線	あり	未指定	42	大字三和字下恋塚	カルテ監視
盛土	大森三和線	あり	未指定	88	大字三和字下恋塚	カルテ監視
盛土	大森三和線	あり	未指定	115	大字三和字下恋塚	カルテ監視
盛土	十面沢笹館線	あり	未指定	240	大字笹館字福山	カルテ監視
盛土	十面沢笹館線	あり	未指定	185	大字笹館字福山	カルテ監視
盛土	檜木用田4号線	あり	未指定	65	大字鬼沢字山/越	カルテ監視
盛土	檜木用田4号線	あり	未指定	60	大字鬼沢字二千苅	カルテ監視
盛土	桜ヶ丘12号線	あり	未指定	90	大字小沢字山崎	カルテ監視
擁壁	大森三和線	あり	未指定	33	大字三和字下恋塚	要対策
擁壁	十面沢笹館線	あり	未指定	37.3	大字十面沢字沢田	カルテ監視

点検対象項目	路線名	迂回路	事前規制	延長 (m)	所 在 地	評価ランク
擁壁	悪戸小沢線	あり	未指定	39.7	大字悪戸字中野	カルテ監視
擁壁	悪戸小沢線	あり	未指定	125	大字悪戸字中野	カルテ監視
擁壁	悪戸小沢線	あり	未指定	78	大字悪戸字中野	カルテ監視
擁壁	中野座頭石線	あり	未指定	175	大字一野渡字西平山	カルテ監視
擁壁	常源寺線	あり	未指定	14	大字西茂森一丁目	カルテ監視
擁壁	悪戸中野1号線	あり	未指定	52	大字悪戸字中野	要対策
擁壁	向山五所線	あり	未指定	59	大字五所字野沢	要対策
擁壁	向山五所線	あり	未指定	71	大字五所字野沢	要対策
擁壁	山越地形線	あり	未指定	66	大字紙漉沢字山越	要対策
擁壁	堰根線	あり	未指定	65	大字紙漉沢字堰根	要対策
擁壁	坂市沢枝線	あり	未指定	32	大字坂市字坂市沢	要対策
擁壁	坂市沢枝線	あり	未指定	90	大字坂市字坂市沢	要対策
擁壁	坂市沢枝線	あり	未指定	67	大字坂市字坂市沢	要対策
擁壁	坂市沢枝線	あり	未指定	33	大字坂市字坂市沢	要対策
擁壁	藤沢大助線	あり	未指定	16	大字藤沢字野田	要対策
擁壁	舟打沢田線	なし	未指定	21	大字沢田字園村	カルテ監視
橋梁基礎の洗掘	山越地形線	あり	未指定	61	大字紙漉沢字地形	カルテ監視
橋梁基礎の洗掘	舟打沢田線	なし	未指定	63	大字沢田字園村	カルテ監視
橋梁基礎の洗掘	湯口東線	あり	未指定	42	大字湯口字一ノ細川	カルテ監視
地吹雪	大森・大石線	あり	未指定	550	大字大森	カルテ監視
地吹雪	小友・笛館線	あり	未指定	350	大字小友	カルテ監視
地吹雪	青女子・糠坪線	あり	未指定	1450	大字青女子	カルテ監視
地吹雪	中崎・小山線	あり	未指定	450	大字中崎	カルテ監視
地吹雪	平山線	あり	未指定	180	大字平山	カルテ監視
地吹雪	駒越・土堂線	あり	未指定	900	大字藤代	カルテ監視
地吹雪	岳・湯段・瑞穂線	あり	未指定	200	大字常盤野字湯段范	要対策
地吹雪	岳・湯段・瑞穂線	あり	未指定	200	大字常盤野字湯段范	要対策
地吹雪	岳・湯段・瑞穂線	あり	未指定	200	大字常盤野字湯段范	要対策
地吹雪	岳・湯段・瑞穂線	あり	未指定	200	大字常盤野字湯段范	要対策

〔表〕 3-5-1 自主防災組織一覧

(防災安全課 平成26年1月)

△	自主防災組織の名称	結成日
1	和徳大通り町会	平成元年4月1日
2	大清水町会	平成10年11月9日
3	早稲田中央町会	平成17年11月1日
4	岩木地区婦人防火クラブ	—
5	相馬地区婦人防火クラブ	—
6	常盤野町会自主防災組織	平成23年7月26日
7	梶子町会自主防災会	平成23年10月28日
8	沢田町会自主防災会	平成23年12月5日
9	藍内町会自主防災会	平成23年12月2日
10	石渡町会自主防災会	平成24年4月13日
11	葛原町会自主防災会	平成24年7月19日
12	土堂町会自主防災会	平成24年12月5日
13	相馬町会自主防災会	平成25年1月18日
14	昂町会自主防災会	平成25年1月18日
15	湯口町会自主防災会	平成25年1月18日
16	山田町会自主防災会	平成25年1月18日
17	大助町会自主防災会	平成25年1月18日
18	桐ノ木沢町会自主防災会	平成25年1月18日
19	黒滝町会自主防災会	平成25年1月18日
20	水木在家町会自主防災会	平成25年1月18日
21	前相馬町会自主防災会	平成25年1月18日
22	坂市町会自主防災会	平成25年1月24日
23	藤沢町会自主防災会	平成25年1月24日
24	安田町会自主防災会	平成25年1月25日
25	紙漉沢町会自主防災会	平成25年1月25日
26	五所町会自主防災会	平成25年1月25日
27	松森町会自主防災会	平成25年2月5日
28	十面沢自主防災会	平成25年4月1日
29	小金崎町会自主防災会	平成25年7月1日
30	船水町会自主防災会	平成25年8月1日
31	四ツ谷町会自主防災会	平成25年8月10日
32	乳井町会自主防災会	平成25年9月1日
33	上弥生町会自主防災会	平成25年9月1日
34	二ツ屋町会自主防災会	平成25年9月22日
35	石川町会自主防災会	平成25年11月1日
計		

〔表〕3-9-1 事前指定の避難所等

## ①学校

地区番号	収容地区		大雨による災害時の特記事項	施設名	所在地	収容可能員(人)	管理者職	避難誘導員	施設の構造、面積(m <sup>2</sup> )		給水・炊飯施設有無
	対象町名	地区人口							屋内運動場等	屋外運動場等	
1	南塘町、本町、元長町、元大工町、上白銀町、塩分町、森町、覚仙町、相良町、茂森町、在府町、茂森新町一～四丁目、西茂森一・二丁目	4,681	【洪水時追加対象町名】 城西一～三丁目	朝陽小学校	在府町 36	547	校長 32-3647	町会長	1,093	5,144	有 有
2	土手町(蓬莱橋から東側)、代官町(中央通から南側)、上瓦ヶ町、中瓦ヶ町、南瓦ヶ町、北瓦ヶ町(中央通から南側)、徒町(中央通から南側)、田代町、西川岸町、表町、松森町(72番地まで)、大町一～三丁目、駅前町、駅前三丁目、徳田町(中央通から南側)、山下町(中央通から南側)、山道町、住吉町、富田一～三丁目、吉野町、紙漉町、桜林町、富士見町、品川町(143番地まで)、御幸町	6,514	次の町名は、浸水想定区域に位置するため、洪水時は注意が必要である。 表町、松森町(72番地まで)、大町一丁目、品川町(143番地まで)	大成小学校	御幸町 13-1	563	校長 32-2591	町会長	1,126	7,675	有 有
3	新寺町、新寺町新割町、北新寺町、銅屋町、桶屋町、南川端町、北川端町、鍛冶町、新鍛冶町、土手町(蓬莱橋から西側)、一番町、親方町	2,207	【洪水時追加対象町名】 茜町一～三丁目、南城西一・二丁目、 桶の口一・二丁目	弘前高校	新寺町 1-1	一 校長 32-0251	町会長	一	一	有	有
4	城西一～五丁目、茜町一～三丁目、南城西一・二丁目、 桶の口一・二丁目	4,541	<b>洪水時は西小学校へは避難できず、避難場所は次のとおり。</b> ・城西一～三丁目は朝陽小学校 ・城西四・五丁目は桔梗野小学校 ・茜町一～三丁目、南城西一・二丁目 桶の口一・二丁目は弘前高校	西小学校	茜町三丁目 2-1	388	校長 34-1335	町会長	775	11,426	有 有
5	栄町一～四丁目、袋町、紺屋町、和田町、五十石町	2,880	<b>洪水時は城西小学校へは避難できず、避難場所は次のとおり。</b> ・栄町一～四丁目は弘前中央高校 ・袋町、紺屋町、五十石町は市民体育館 ・和田町は第二中学校	城西小学校	新町 236-1	553	校長 32-0247	町会長	1,105	8,567	有 有

地区番号	収容地区		大雨による災害時の特記事項	施設名	所在地	収容可能人員(人)	管理者職	避難誘導員	施設の構造、面積(m <sup>2</sup> )		給水・炊飯施設有無	
	対象町名	地区人口							屋内運動場等	屋外運動場等	給水	炊飯
6	駒越町、平岡町、西大工町、河原町、馬屋町、鷹匠町、新町、南袋町	2,282	次の町名は、浸水想定区域に位置するため、洪水時は注意が必要である。 駒越町、平岡町、西大工町、河原町、馬屋町、鷹匠町、新町、南袋町 【洪水時追加対象町名】 和田町	第二中学校	平岡町 72	762	校長 32-4607	町会長	1,524	17,687	有	有
7	土堂、石渡、船水、町田、元薬師堂、浜の町東一～五丁目、浜の町西一～三丁目、浜の町北一・二丁目、石渡一～五丁目、藤代三～五丁目、外瀬一・二丁目、藤野一・二丁目、船水一～三丁目、町田一～三丁目、八代町、藤内町	9,791	次の町名は、浸水想定区域に位置するため、洪水時は注意が必要である。 土堂、石渡、元薬師堂、浜の町東一～五丁目、浜の町西一～三丁目、浜の町北一・二丁目、石渡一～五丁目、藤代三～五丁目、外瀬一・二丁目、船水一～三丁目、町田一～三丁目、八代町、藤内町 【洪水時追加対象町名】 中崎（後長根川から南側）	致遠小学校	浜の町北一丁目 7-1	744	校長 34-3251	町会長	1,488	15,084	有	有
8	和徳町[都市計画道路富士見町・撫牛子線から東側(弘前郵便局と弘前警察署を結ぶ通りの東側)]、代官町(中央通りから北側)、植田町、緑町、萱町、茶畠町、野田一丁目、宮川一～三丁目、堅田一・二丁目、坂本町、駅前一・二丁目、東和徳町、神田一丁目、北瓦ヶ町(中央通りから北側)	4,023	次の町名は、浸水想定区域に位置するため、洪水時は注意が必要である。 宮川一～三丁目、堅田一・二丁目、神田一丁目	和徳小学校	代官町 107-3	634	校長 32-0725	町会長	1,267	6,036	有	有
9	笹森町、山王町、東長町、元寺町小路、百石町、百石町小路、下鞆師町、上鞆師町、鉄砲町、野田二丁目、北横町、南横町、徒町川端町、北柳町、南柳町、徳田町(中央通り北側)、和徳町[都市計画道路富士見町・撫牛子線から西側(弘前郵便局と弘前警察署を結ぶ通りの西側)]、山下町(中央通り北側)、徒町(中央通り北側)	3,422	【洪水時追加対象町名】 津賀野(国道7号線から西側)、神田二・三丁目、宮園四・五丁目、向外瀬、清野袋、青山一～三丁目、向外瀬一～五丁目	第一中学校	和徳町 363-13	772	校長 32-3949	町会長	1,544	16,572	有	有

地区番号	収容地区		大雨による災害時の特記事項	施設名	所在地	収容可能人員(人)	管理者職	避難誘導員	施設の構造、面積(m <sup>2</sup> )		給水・炊飯施設有無	
	対象町名	地区人口							屋内運動場等	屋外運動場等	給水	炊飯
10	田茂木町、禰宜町、春日町、西城北一・二丁目、東城北一～三丁目宮園一～三丁目、田町一～五丁目、八幡町一～三丁目	5,166	次の町名は、浸水想定区域に位置するため、洪水時は注意が必要である。田茂木町、禰宜町、春日町、西城北一・二丁目、東城北一～三丁目、宮園一～三丁目、田町一～五丁目、八幡町一～三丁目 【洪水時追加対象町名】 清野袋四～五丁目、岩賀一～三丁目、青山四～五丁目	時敏小学校	宮園一丁目 5-1	598	校長 34-3255	町会長	1,195	13,541	有	有
11	若党町、馬喰町、亀甲町、藏主町、大浦町、長坂町、元寺町、下白銀町、小人町	2,192	次の町名は、浸水想定区域に位置するため、洪水時は注意が必要である。若党町、馬喰町、亀甲町、小人町 【洪水時追加対象町名】 栄町一～四丁目	弘前中央高校	藏主町 7-1	—	校長 35-5000	町会長	—	—	有	有
12	堅田字神田（国道7号線から西側）、神田二・三丁目、津賀野（国道7号線から西側）、宮園四・五丁目、向外瀬、清野袋、青山一～五丁目、清野袋一～五丁目、岩賀一～三丁目、向外瀬一～五丁目	7,626	<b>洪水時は北小学校へは避難できず、避難場所は次のとおり。</b> ・神田二・三丁目、津賀野（国道7号線から西側）、宮園四・五丁目、向外瀬、清野袋、青山一～三丁目、向外瀬一～五丁目は第一中学校 ・堅田は東中学校 ・清野袋一～三丁目は弘前B & G海洋センター ・清野袋四～五丁目、岩賀一～三丁目、青山四～五丁目は時敏小学校	北小学校	青山三丁目 15-1	547	校長 33-6780	町会長	1,093	12,429	有	有

地区番号	収容地区		大雨による災害時の特記事項	施設名	所在地	収容可能人員(人)	管理者職	避難誘導員	施設の構造、面積(m <sup>2</sup> )		給水・炊飯施設有無	
	対象町名	地区人口							屋内運動場等	屋外運動場等	給水	炊飯
13	松森町（73番地から）、品川町（144番地から） 南大町一・二丁目、大富町、富田町、富野町、南富田町、取上一～五丁目、楮町	7,852	次の町名は、浸水想定区域に位置するため、洪水時は注意が必要である。 松森町（73番地から）、品川町（144番地から）、南大町一・二丁目、大富町、富田町、南富田町、取上一～五丁目、楮町	第三大成小学校	富田町 47	556	校長 32-2846	町会長	1,111	9,528	有	有
14	豊原一・二丁目、三岳町、北園一・二丁目、清原一～四丁目	3,785	次の町名は、浸水想定区域に位置するため、洪水時は注意が必要である。 豊原一・二丁目、三岳町、北園一・二丁目、清原一丁目	第三中学校	豊原一丁目 3-3	757	校長 32-2361	町会長	1,513	20,300	有	有
15	西ヶ丘町、文京町、穂町、清水富田（字清水流）、寒沢町、中野一・二丁目、城南一・二丁目	5,341	—	文京小学校	中野一丁目 1-1	419	校長 32-5866	町会長	838	5,526	有	有
16	中野三～五丁目、城南三～五丁目、富士見台一丁目、山崎一～五丁目、館野一・二丁目	4,297	—	弘前実業高校	中野三丁目 6-10	—	校長 32-7151	町会長	—	—	有	有
17	学園町	444	—	弘前大学教育学部附属中学校	学園町 1-1	555	校長 32-7201	町会長	1,109	9,528	有	有
18	松原東一～五丁目、松原西一～三丁目、安原一～三丁目、広野一・二丁目、大清水四丁目	8,298	次の町名は、浸水想定区域に位置するため、洪水時は注意が必要である。 松原東一丁目	松原小学校	松原東二丁目 17	490	校長 87-5900	町会長	980	8,568	有	有
19	桔梗野一～三丁目、樹木一・二丁目	2,994	【洪水時追加対象町名】 城西四・五丁目	桔梗野小学校	桔梗野二丁目 21	367	校長 32-4078	町会長	734	14,510	有	有
20	桔梗野四・五丁目、樹木三～五丁目、旭ヶ丘一・二丁目、緑ヶ丘一～三丁目、清水一～三丁目、若葉一・二丁目、清水富田（字桔梗流）、清富町	4,556	洪水時に岩木川右岸南西部の下町地区、城西地区の予備避難場所となる。	第四中学校	樹木五丁目 2-6	750	校長 32-5244	町会長	1,500	16,921	有	有

地区番号	収容地区		大雨による災害時の特記事項	施設名	所在地	収容可能人員(人)	管理者職	避難誘導員	施設の構造、面積(m <sup>2</sup> )		給水・炊飯施設有無	
	対象町名	地区人口							屋内運動場等	屋外運動場等	給水	炊飯
21	大開三・四丁目、金属町、青樹町、清水富田（字寺田、寺沢、中野、蟹沢）、小沢（字大開西）、自由ヶ丘一～五丁目	3,171	—	弘前南高校	大開四丁目 1-1	—	校長 88-2231	町会長	—	—	有	有
22	堅田字神田（国道7号線東側）、神田四・五丁目、撫牛子、大久保、津賀野（国道7号線東側）、百田、撫牛子一～五丁目	3,731	<p><b>洪水時は城東小学校へは避難できず、避難場所は次のとおり。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堅田字神田（国道7号線東側）、神田四・五丁目、撫牛子、大久保、撫牛子二・四丁目は東中学校</li> <li>・撫牛子一・五丁目は福村小学校</li> <li>・撫牛子三丁目は豊田小学校</li> <li>・津賀野（国道7号線東側）、百田は東小学校</li> </ul>	城東小学校	大久保字西田 105-40	549	校長 32-4054	町会長	1,098	13,600	有	有
23	小沢（字大開西を除く）、坂元、大原一～三丁目、大開一・二丁目、桜ヶ丘一～五丁目	4,945	—	小沢小学校	大開二丁目 5-1	600	校長 88-3016	町会長	1,200	12,426	有	有
24	悪戸、下湯口、常盤坂一～四丁目	2,180	次の町名は、浸水想定区域に位置するため、洪水時は注意が必要である。 悪戸	青柳小学校	悪戸字村元 7-2	354	校長 32-4600	町会長	707	8,219	有	有
25	新里、福村、福田、境関、福田一～三丁目、高田五丁目、高田、高崎、福村一丁目、早稲田一～四丁目	5,290	次の町名は、浸水想定区域に位置するため、洪水時は注意が必要である。 新里、福村、福田、境関 【洪水時追加対象町名】 撫牛子一・五丁目	福村小学校	福村一丁目 1-1	354	校長 27-6679	町会長	707	17,378	有	有
26	城東一～五丁目、外崎一～五丁目、小比内一・二丁目、豊田一～三丁目、高田一丁目	5,749	次の町名は、浸水想定区域に位置するため、洪水時は注意が必要である。 城東一～五丁目、外崎一～五丁目、小比内一・二丁目、豊田一・三丁目、高田一丁目 【洪水時追加対象町名】 撫牛子三丁目	豊田小学校	豊田一丁目 4-1	580	校長 27-7820	町会長	1,160	13,433	有	有

地区番号	収容地区		大雨による災害時の特記事項	施設名	所在地	収容可能人員(人)	管理者職	避難誘導員	施設の構造、面積(m <sup>2</sup> )		給水・炊飯施設有無	
	対象町名	地区人口							屋内運動場等	屋外運動場等	給水	炊飯
27	城東中央一～五丁目、稲田一・二丁目、城東北一～四丁目、松ヶ枝一～五丁目、高崎一・二丁目、和泉一・二丁目、俵元一・二丁目、堅田三～五丁目	8,734	次の町名は、浸水想定区域に位置するため、洪水時は注意が必要である。城東中央一～五丁目、稲田一・二丁目、城東北一～四丁目、松ヶ枝五丁目、高崎一・二丁目、和泉一・二丁目、堅田四・五丁目 【洪水時追加対象町名】百田、津賀野（国道7号線から東側）	東小学校	城東中央五丁目 6-1	497	校長 27-1588	町会長	994	12,662	有	有
28	境関一丁目、末広一～五丁目、田園一～五丁目、高田二～四丁目	3,026	次の町名は、浸水想定区域に位置するため、洪水時は注意が必要である。境関一丁目、末広二・三丁目、高田二丁目 【洪水時追加対象町名】堅田（国道7号線から東側）、神田四・五丁目、撫牛子、大久保、撫牛子二・四丁目	東中学校	末広三丁目 2-1	647	校長 26-0575	町会長	1,293	17,728	有	有
29	小比内、門外、扇町一～三丁目、門外一～四丁目、堀越、大清水二丁目、大清水三丁目（7番地から）、川合、清水森（JR奥羽本線東側）、泉野一～五丁目	4,327	次の町名は、浸水想定区域に位置するため、洪水時は注意が必要である。堀越小学校 川合	堀越小学校	門外一丁目 3-3	572	校長 27-4869	町会長	1,143	10,956	有	有
30	川先一～四丁目、小比内三～五丁目、大清水一丁目、大清水三丁目（6番地まで）	3,850	次の町名は、浸水想定区域に位置するため、洪水時は注意が必要である。川先一～四丁目、小比内三～四丁目	第五中学校	川先二丁目 4-1	639	校長 27-3064	町会長	1,278	19,964	有	有
31	清水森（JR奥羽本線西側）、松木平、小栗山	2,637	—	千年小学校	小栗山字川合 119-7	342	校長 87-2012	町会長	683	5,827	有	有
32	原ヶ平、千年一～四丁目、原ヶ平一～五丁目、富士見台二丁目	3,663	—	南中学校	原ヶ平字山中 20-13	660	校長 88-1441	町会長	1,319	13,000	有	有
33	大和沢、一野渡、狼森	1,687	—	大和沢小学校	狼森字天王 12-1	429	校長 87-2234	町会長	858	13,674	有	有

地区番号	収容地区		大雨による災害時の特記事項	施設名	所在地	収容可能人員(人)	管理者職	避難誘導員	施設の構造、面積(m <sup>2</sup> )		給水・炊飯施設有無	
	対象町名	地区人口							電話番号	屋内運動場等	屋外運動場等	給水
34	中崎、三世寺、大川	1,798	洪水時は三省小学校へは避難できず、 洪水時の避難場所は次のとおり。 ・中崎（後長根川から北側）、三世寺（土淵堰から西側）は北辰学区高杉ふれあいセンター ・中崎（後長根川から南側）は致遠小学校 ・三世寺（土淵堰から東側）、大川は高杉小学校	三省小学校	中崎字野脇 142-2	294	校長 95-2219	町会長	587	5,804	有	有
35	米ヶ袋、中野、中畑、番館、桜庭、平山	621	—	東目屋小学校	桜庭字清水流 39	285	校長 86-2011	町会長	570	5,056	有	有
36	高野、館後、国吉、黒土、吉川	640	—	東目屋中学校	桜庭字清水流 63-3	356	校長 86-2015	町会長	712	9,344	有	有
37	細越、折笠、宮館、中別所、弥生	1,649	洪水時は、岩木川左岸中部の高杉地区と藤代地区の一部の予備避難場所となる。	船沢小学校	細越字早稻田 42	295	校長 96-2120	町会長	589	8,083	有	有
38	蒔苗、富栄	1,391	次の町名は、浸水想定区域に位置するため、洪水時は注意が必要である。 蒔苗 【洪水時追加対象町名】 青女子の一部	船沢中学校	富栄字浅井名 1	374	校長 96-2130	町会長	747	13,427	有	有
39	独狐、前坂	1,463	次の町名は、浸水想定区域に位置するため、洪水時は注意が必要である。 独狐 【洪水時追加対象町名】 大川、三世寺（土淵堰から東側）	高杉小学校	高杉字神原 7-1	229	校長 95-2014	町会長	457	8,426	有	有

地区番号	収容地区		大雨による災害時の特記事項	施設名	所在地	収容可能人員(人)	管理者職	避難誘導員	施設の構造、面積(m <sup>2</sup> )		給水・炊飯施設有無	
	対象町名	地区人口							電話番号	屋内運動場等	屋外運動場等	給水
40	高杉、糠坪	2,444	次の町名は、浸水想定区域に位置するため、洪水時は注意が必要である。 高杉、糠坪 【洪水時追加対象町名】 青女子	北辰中学校	高杉字五反田191	349	校長 95-2019	町会長	697	11,514	有	有
41	檜木、鬼沢	2,280	次の町名は、浸水想定区域に位置するため、洪水時は注意が必要である。 檜木 【洪水時追加対象町名】 種市（字高木を除く）	自得小学校	鬼沢字菖蒲沢109-4	207	校長 98-2221	町会長	414	3,890	有	無
42	貝沢、大森	989	【洪水時追加対象町名】 小友（市道小友笹舘線から西側）	草薙小学校	大森字田浦12-1	431	校長 93-2218	町会長	862	6,702	有	有
43	十面沢、十腰内	1,573	—	修斎小学校	十面沢字赤坂1-1	371	校長 93-3119	町会長	741	15,170	有	無
44	裾野地区 〔大森、鬼沢、貝沢、十腰内 十面沢、檜木〕	—	【洪水時追加対象町名】 種市（字高木を除く）の一部。 洪水時は、岩木川左岸北部の新和地区、裾野地区の予備避難場所となる。	裾野中学校	十面沢字湯ヶ森40	368	校長 93-2219	町会長	735	10,212	有	有
45	青女子	1,121	洪水時は新和小学校へは避難できず、 避難場所は次のとおり。 ・青女子は北辰中学校	新和小学校	青女子字桜苅292-4	463	校長 73-2673	町会長	926	12,628	有	有
46	種市	753	洪水時は新和中学校へは避難できず、 洪水時の避難場所は次のとおり。 ・種市（字高木）は三和小学校 ・種市（字高木を除く）は自得小学校	新和中学校	種市字小島57-2	354	校長 73-2276	町会長	708	10,037	有	有

地区番号	収容地区		大雨による災害時の特記事項	施設名	所在地	収容可能人員(人)	管理者職員	避難誘導員	施設の構造、面積(m <sup>2</sup> )		給水・炊飯施設有無	
	対象町名	地区人口							屋内運動場等	屋外運動場等	給水	炊飯
47	三和、笹館	1,654	次の町名は、浸水想定区域に位置するため、洪水時は注意が必要である。 三和、笹館 【洪水時追加対象町名】 種市（字高木）、小友（市道笹館線から東側）	三和小学校	三和字川合251-2	363	校長 93-2117	町会長	726	5,865	有	有
48	小友	1,320	<b>洪水時は小友小学校へは避難できず、洪水時の避難場所は次のとおり。</b> ・小友（市道小友笹館線から東側）は三和小学校 ・小友（市道小友笹館線から西側）は草薙小学校	小友小学校	小友字宇田野1140	430	校長 93-2118	町会長	860	11,927	有	有
166	石川、小金崎、小金崎一丁目	2,437	—	石川小学校	石川字庄司川添19-1	454	校長 92-2110	町会長	907	17,618	有	有
	大沢、乳井、薬師堂	2,683	—	石川中学校	石川字庄司川添19-1	370	校長 92-3310	町会長	740	16,081	有	有
	付近住民、一部学生の避難所を兼ねる。	—	—	弘前大学	文京町1	—	学長 36-2111	弘前大学職員	—	—	有	有
	五所	507	—	相馬小学校	黒滝字二ノ松本2-4	596	校長 84-3107	町会長	1,193	16,786	有	有
	紙漉沢、坂市	634	—	相馬中学校	紙漉沢字山越48	630	校長 84-2312	町会長	1,259	9,868	有	有

地区番号	収容地区		大雨による災害時の特記事項	施設名	所在地	収容可能人員(人)	管理者職	避難誘導員	施設の構造、面積(m <sup>2</sup> )		給水・炊飯施設有無	
	対象町名	地区人口							屋内運動場等	屋外運動場等	給水	炊飯
54	賀田一・二丁目、龍ノ口、兼平、鳥井野、高屋、如来瀬、賀田、一町田、五代	1,343	次の町名は、浸水想定区域に位置するため、洪水時は注意が必要である。 一町田、五代 次の町名には、土砂災害警戒区域があるため注意が必要である。 如来瀬	岩木小学校	五代字前田451	767	校長 82-3008	町会長	1,533	31,128	有	有
55	百沢、新法師、高岡	404	<b>土砂災害特別警戒区域に位置するため、土砂災害のおそれがある時は避難できず、土砂災害時の避難場所は次のとおり。</b> ・百沢は百沢担い手センター、新法師会館、百沢地区の避難可能施設 ・新法師は新法師会館 ・高岡は高岡担い手センター	百沢小学校	百沢字寺沢95	504	校長 83-2110	町会長	1,007	14,097	有	有
56	常盤野	55	次の町名には、土砂災害警戒区域があるため、注意が必要である。 常盤野	常盤野小中学校	常盤野字湯の沢45-4	520	校長 83-2047	町会長	139 901	8,388	有	有
57	八幡、横町、愛宕、鼻和、宮地、新岡、葛原、高屋	1,389	次の町名は、浸水想定区域に位置するため、洪水時は注意が必要である。 八幡、宮地、葛原、高屋 次の町名には、土砂災害警戒区域があるため、注意が必要である。 愛宕、宮地、新岡、葛原	津軽中学校	五代字早稻田478	942	校長 82-3004	町会長	1,884	11,840	有	有
58	駒越、真土、熊嶋、藤代、藤代一・二丁目	1,377	次の町名は、浸水想定区域に位置するため、洪水時は注意が必要である。 駒越、真土、熊嶋、藤代、藤代一・二丁目	岩木高校	駒越字村元75-1	-	校長 32-6459	町会長	-	-	有	有

## ②市庁舎・地区公民館

地区番号	収容地区		大雨による災害時の特記事項	施設名	所在地	収容可能員(人)	管理者職	電話番号	避難誘導員	施設の構造、面積(m <sup>2</sup> )	給水・炊飯施設有無		
	対象町名	地区人口									屋内運動場等	屋外運動場等	給水
1	市全域	—	—	市役所本庁舎	上白銀町1-1	—	財産管理課長	35-1111	町会長	—	—	有	有
2	主に岩木地区	—	—	市役所岩木庁舎	賀田一丁目1-1	—	総合支所長	82-3111	町会長	—	—	有	有
3	主に相馬地区	—	—	市役所相馬庁舎	五所字野沢41-1	—	総合支所長	84-2111	町会長	—	—	有	有
4	主に東目屋地区	—	—	東目屋公民館	中野字中豊田20	—	館長	86-2111	町会長	—	—	有	有
5	主に和徳地区	—	洪水時には避難に適さない。	和徳公民館	大久保字沼田204-3	—	館長	36-4747	町会長	—	—	有	有
6	主に東地区	—	—	東部公民館	末広四丁目10-1	—	館長	27-5800	町会長	—	—	有	有
7	主に清水地区	—	—	清水公民館	小沢字御笠見46-10	—	館長	88-2111	町会長	—	—	有	有
8	主に石川地区	—	—	石川公民館	石川字石川114-1	—	館長	92-3405	町会長	—	—	有	有
9	主に堀越地区	—	—	堀越公民館	門外二丁目3-11	—	館長	27-2635	町会長	—	—	有	有
10	主に千年地区	—	—	千年公民館	小栗山字川合115-1	—	館長	87-2130	町会長	—	—	有	有
11	主に船沢地区	—	—	船沢公民館	折笠字宮川95-5	—	館長	96-2323	町会長	—	—	有	有
12	主に高杉地区	—	—	高杉公民館	独狐字山辺72-1	—	館長	95-2336	町会長	—	—	有	有

地区番号	収容地区		大雨による災害時の特記事項	施設名	所在地	収容可能員(人)	管理者職電話番号	避難誘導員	施設の構造、面積(m <sup>2</sup> )		給水・炊飯施設有無
	対象町名	地区人口							屋内運動場等	屋外運動場等	
13	主に裾野地区	—	—	裾野公民館	大森字勝山81-1	—	館長92-2810	町会長	—	—	有 有
14	主に新和地区	—	洪水時には避難に適さない。	新和公民館	種市字熊谷5-1	—	館長72-1517	町会長	—	—	有 有
15	主に藤代地区	—	洪水時には避難に適さない。	藤代公民館	八代町2-10	—	館長32-1977	町会長	—	—	有 有

### ③公共施設

地区番号	収容地区		大雨による災害時の特記事項	施設名	所在地	収容可能員(人)	管理者職電話番号	避難誘導員	施設の構造、面積(m <sup>2</sup> )		給水・炊飯施設有無
	対象町名	地区人口							屋内運動場等	屋外運動場等	
1	主に観光客(外国人を含む。)の安全を図る拠点避難施設(弘前市旅館ホテル組合における避難誘導)	—	—	弘前市立観光館	下白銀町2-1	183	観光政策課長35-1111	弘前市旅館ホテル組合	366	—	有 有
2	—	—	—	市民体育館	五十石町7	828	文化スポーツ振興課長35-1111	町会長	1,656	—	有 無
3	—	—	—	弘前B&G海洋センタ	八幡町一丁目9-1	403	文化スポーツ振興課長35-1111	町会長	805	9,568	有 無

地区番号	収容地区		大雨による災害時の特記事項	施設名	所在地	収容可能人員(人)	管理者職	避難誘導員	施設の構造、面積(m <sup>2</sup> )		給水・炊飯施設有無		
	対象町名	地区人口							電話番号	屋内運動場等	屋外運動場等	給水	炊飯
4	主に高杉地区	—		北辰学区高杉ふれあいセンター	獨狐字山辺72-1	382	市民協働政策課長	町会長	764	—	—	—	—
5	主に東目屋地区	—	—	東目屋ふれあいセンター	中野字中豊田20-1	374	館長	町会長	748	2,640	有	有	有
6	主に岩木地区	—	次の町名は、浸水想定区域に位置するため、洪水時は注意が必要である。 一町田、高屋、八幡、五代	中央公民館 岩木館	賀田一丁目18-3	1,423	館長	町会長	2,846	5,233	有	有	有
7	主に岩木地区	—	次の町名には土砂災害警戒区域があるため、注意が必要である。 兼平	岩木B & G 海洋センター	兼平字猿沢32-11	644	所長	町会長	1,287	10,366	有	無	無
8	主に岩木地区	—	<b>土砂災害特別警戒区域に位置するため、土砂災害のおそれがある時は避難できず、土砂災害時の避難場所は次のとおり。</b> ・百沢は百沢担い手センター、新法師会館、百沢地区の避難可能施設	岩木山総合公園	百沢字裾野195-1	1,006	所長	町会長	2,012	—	有	有	有
9	主に岩木地区	—	次の町名には、土砂災害警戒区域があるため、注意が必要である。 常盤野	岩木青少年スポーツセンター	常盤野字湯段1-2	2,122	所長	町会長	4,243	—	有	有	有
10	主に岩木地区	—	次の町名は、浸水想定区域に位置するため、洪水時は注意が必要である。 一町田、高屋、八幡、五代	岩木文化センター	賀田一丁目18-4	1,383	館長	町会長	2,766	3,410	有	有	有
11	主に相馬地区	—	—	相馬ふれあい館	相馬字八反田25	253	館長	町会長	505	2,100	有	有	有

## ④集会施設

地区番号	収容地区		大雨による災害時の特記事項	施設名	所在地	収容可能人員(人)	管理者職	避難誘導員	施設の構造、面積(m <sup>2</sup> )		給水・炊飯施設有無	
	対象町名	地区人口							電話番号	屋内運動場等	屋外運動場等	給水
1 駒越		189	浸水想定区域に位置するため、洪水時は注意が必要である。	駒越会館	駒越字村元 69-2	78	町会長	町会長	155	—	有	無
2 真土		98	浸水想定区域に位置するため、洪水時は注意が必要である。	真土多目的集会所	真土字苅田 59-1	104	町会長	町会長	208	—	有	無
3 龍ノ口		58	浸水想定区域に位置するため、洪水時は注意が必要である。	龍ノ口研修館	龍ノ口字村元 256-2	84	町会長	町会長	168	—	有	無
4 鳥井野		201	—	鳥井野多目的集会所	鳥井野字長田 50-8	150	町会長	町会長	299	—	有	無
5 如来瀬 (字大久保平を除く)		85	土砂災害警戒区域があるため、注意が必要である。	如来瀬コミュニティセンター	如来瀬字種本 54-3	73	町会長	町会長	145	—	有	無
6 如来瀬字大久保平		85	—	大久保集会所	如来瀬字大久保平 294	20	町会長	町会長	39	—	有	無
7 兼平		207	土砂災害警戒区域があるため、注意が必要である。	兼平公民館	兼平字富田 72	79	町会長	町会長	158	—	有	無
8 一町田		195	浸水想定区域に位置するため、洪水時は注意が必要である。	一町田多目的集会所	一町田字村元 559-3	139	町会長	町会長	277	—	有	無
9 熊嶋		208	浸水想定区域に位置するため、洪水時は注意が必要である。	熊嶋多目的集会所	熊嶋字豊田 208	107	町会長	町会長	213	—	有	無

地区番号	収容地区		大雨による災害時の特記事項	施設名	所在地	収容可能人員(人)	管理者職	避難誘導員	施設の構造、面積(m <sup>2</sup> )		給水・炊飯施設有無	
	対象町名	地区人口							電話番号	屋内運動場等	屋外運動場等	給水
10	高屋	168	—	高屋公民館	高屋字本宮493	54	町会長	町会長	108	—	有	無
11	賀田一・二丁目、賀田	153	—	賀田公民館	賀田一丁目20-6	129	町会長	町会長	257	—	有	無
12	八幡	87	—	八幡多目的集会所	八幡字北原43-1	101	町会長	町会長	202	—	有	無
13	愛宕	185	土砂災害警戒区域があるため、注意が必要である。	愛宕多目的集会所	愛宕字山下42-1	126	町会長	町会長	252	—	有	無
14	鼻和	244	—	鼻和多目的集会所	鼻和字平岡22-3	143	町会長	町会長	285	—	有	無
15	五代	276	—	五代多目的集会所	五代字沼田136	206	町会長	町会長	412	—	有	無
16	宮地	214	浸水想定区域に位置するとともに、土砂災害警戒区域があるため注意が必要である。	宮地研修館	宮地字宮本150-6	148	町会長	町会長	296	—	有	無
17	新岡	285	土砂災害警戒区域があるため、注意が必要である。	新岡公民館	新岡字山本15-1	111	町会長	町会長	221	—	有	無
18	葛原	206	土砂災害警戒区域があるため、注意が必要である。	葛原健康増進センター	葛原字大柳122-3	149	町会長	町会長	298	—	有	

地区番号	収容地区		大雨による災害時の特記事項	施設名	所在地	収容可能人員(人)	管理者職	避難誘導員	施設の構造、面積(m <sup>2</sup> )		給水・炊飯施設有無	
	対象町名	地区人口							屋内運動場等	屋外運動場等	給水	炊飯
19	新法師	143	土砂災害警戒区域があるため、注意が必要である。 【土砂災害時追加対象町名】 百沢	新法師会館	新法師字稔 172-4	117	町会長	町会長	234	—	有	無
20	高岡	73	—	高岡担い手センター	高岡字神馬野 87-1	83	町会長	町会長	165	—	有	無
21	百沢	188	土砂災害警戒区域があるため、注意が必要である。	百沢担い手センター	百沢字笛平8-17	162	町会長	町会長	323	—	有	無
22	常盤野	55	土砂災害警戒区域があるため、注意が必要である。	常盤野コミユニティセンター	常盤野字上黒沢 25-73	103	町会長	町会長	206	—	有	無
23	常盤野	55	土砂災害警戒区域があるため、注意が必要である。	嶽さわやかホール	常盤野字湯の沢 45-24	180	町会長	町会長	359	—	有	無
24	上弥生	188	—	上弥生集会所	百沢字東岩木山 876-1	80	町会長	町会長	160	—	有	無
25	杉山	188	—	杉山集会所	百沢字東岩木山 141-4	76	町会長	町会長	151	—	有	無
26	湯口	348	—	湯口公民館	湯口字二ノ安田 70	58	館長	町会長	115	—	有	有
27	昂	348	—	昂地区集会所	湯口字二ノ安田 31-39	55	町会長	町会長	109	—	有	有

地区番号	収容地区		大雨による災害時の特記事項	施設名	所在地	収容可能人員(人)	管理者職	避難誘導員	施設の構造、面積(m <sup>2</sup> )		給水・炊飯施設有無	
	対象町名	地区人口							電話番号	屋内運動場等	屋外運動場等	給水
28	安田	348	—	安田公民館	湯口字二ノ安田 21-1	23	館長	町会長	45	—	有	有
29	黒滝	340	—	黒滝担い手センター	黒滝字一ノ川瀬 17	46	館長	町会長	92	—	有	有
30	水木在家	247	—	水木在家公民館	水木在家字桜井 81-1	30	館長	町会長	59	—	有	有
31	藤沢	176	—	藤沢活性化施設	藤沢字野田 123-1	70	館長	町会長	140	—	有	無
32	桐ノ木沢	177	—	桐ノ木沢公民館	相馬字薬師堂下 34-3	19	館長	町会長	39	—	有	無
33	大助	150	—	大助公民館	大助字野田 102	26	館長	町会長	53	—	有	無
34	山田	177	—	山田集落センター	相馬字山田 12-6	23	館長	町会長	46	—	有	無
35	藍内	77	—	藍内町会交流館	藍内字富田 70-4	21	館長	町会長	43	—	有	無
36	沢田	39	—	沢田生活改善センター	沢田字園村 18-2	30	館長	町会長	59	—	有	無
37	坂市	108	—	坂市町会集会所	藤沢字野田 1-7	17	館長	町会長	35	—	有	無

⑤その他

地区 番号	収容地区		大雨による災害時の特記事項	施設名	所在地	収容可能員 (人)	管理者職 電話番号	避難誘導員	施設の構造、 面積 (m <sup>2</sup> )		給水・ 炊飯施設有無	
	対象町名	地区人口							屋内運動場等	屋外運動場等	給水	炊飯
1	高屋	199	浸水想定区域に位置するため、洪水時は注意が必要である。	あいの家 あうん	高屋字安田 735-3	195	施設長 82-6060	町会長	389	—	有	無

備考 地区人口は、弘前市洪水ハザードマップ作成時（平成20年4月1日現在）の人口であり、対象町名の人口を対象となる避難場所数で按分している。

## ⑥公園

名 称	所在地	面積 ha	都市公園種別	名 称	所在地	面積 ha	都市公園種別
寺沢川ふれあい公園	茂森新町四丁目	0.24	街区公園	福 村 公 園	早稻田四丁目	1.40	近隣公園
天満宮児童公園	西茂森一丁目	0.31	同上	早稻田美南公園	早稻田三丁目	0.25	街区公園
堅田児童公園	堅田四丁目	0.15	同上	福 田 第 二 公 園	早稻田一丁目	0.25	同上
撫牛子児童公園	神田五丁目	0.77	同上	泉 野 公 園	泉野三丁目	1.50	近隣公園
宮川第三児童公園	田町五丁目	0.25	同上	安原第一児童公園	安原二丁目	0.26	街区公園
宮川第四児童公園	宮川二丁目	0.22	同上	安原第二児童公園	安原三丁目	0.27	同上
宮川第五児童公園	宮川三丁目	0.25	同上	泉 野 第 一 公 園	泉野一丁目	0.16	同上
宮川第六児童公園	堅田二丁目	0.25	同上	泉 野 第 二 公 園	泉野二丁目	0.20	同上
宮園団地第一児童公園	宮園五丁目	0.20	同上	広 野 第 三 公 園	広野一丁目	0.10	同上
宮園団地第二児童公園	宮園四丁目	0.12	同上	三 岳 公 園	北園一丁目	2.30	近隣公園
城 北 公 園	田町三丁目	1.70	近隣公園	北園児童公園	北園二丁目	0.06	街区公園
鷹 揚 園	下白銀町	48.9	総合公園	取上児童公園	清原二丁目	0.19	同上
八幡町東公園	八幡町三丁目	0.79	街区公園	清原児童公園	清原三丁目	0.10	同上
富士見児童公園	栄町四丁目	0.11	同上	松原児童公園	松原東二丁目	0.19	同上
城西住宅団地中央公園	城西四丁目	0.90	同上	大清水第一公園	大清水一丁目	0.20	同上
城西住宅団地北部児童公園	城西二丁目	0.13	同上	大清水第二公園	大清水四丁目	0.34	同上
城西住宅団地東部児童公園	城西五丁目	0.12	同上	山崎児童公園	山崎二丁目	0.20	同上
城西住宅団地南部児童公園	南城西二丁目	0.21	同上	上二ツ堤児童公園	城南二丁目	0.45	同上
城西住宅団地西部児童公園	城西三丁目	0.18	同上	西弘前児童公園	中野一丁目	0.18	同上
あけぼの児童公園	桔梗野三丁目	0.15	同上	天 王 台 公 園	千年三丁目	0.10	同上
おおまち森の公園	大町一丁目	0.17	同上	富士見台公園	富士見台一丁目	0.10	同上
オオヤマザクラ公園	大町二丁目	0.21	同上	石渡ふれあい公園	石渡四丁目	0.10	同上
駅前第二児童公園	大町一丁目	0.41	同上	石渡児童公園	石渡二丁目	0.06	同上
駅前第四児童公園	大町三丁目	0.16	同上	浜の町児童公園	浜の町西二丁目	0.18	同上
南大町児童公園	南大町一丁目	0.11	同上	浜の町団地第一児童公園	浜の町東五丁目	0.04	同上
文 京 公 園	文 京 町	0.14	同上	浜の町団地第二児童公園	浜の町東四丁目	0.04	同上
グリーン児童公園	青 樹 町	0.05	同上	ふ じ の 公 園	藤野一丁目	1.29	同上
旭ヶ丘児童公園	旭ヶ丘二丁目	0.06	同上	大 仏 公 園	石川字大仏	3.80	地区公園
桜ヶ丘第一児童公園	桜ヶ丘二丁目	0.11	同上	長 四 郎 公 園	城東北二丁目	2.80	近隣公園
桜ヶ丘第二児童公園	桜ヶ丘三丁目	0.13	同上	城東第一児童公園	城東中央二丁目	0.24	街区公園
桜ヶ丘第三児童公園	桜ヶ丘一丁目	0.06	同上	城東第二児童公園	城東中央三丁目	0.24	同上
桜ヶ丘中央公園	桜ヶ丘四丁目	0.88	同上	城東第三児童公園	稻田一丁目	0.23	同上
自由ヶ丘公園	自由ヶ丘一丁目	0.10	同上	外 崎 児 童 公 園	外崎二丁目	0.40	同上
小沢児童公園	金 属 町	0.17	同上	城東第五児童公園	城東北三丁目	0.31	同上
岩 賀 公 園	岩賀一丁目	0.50	同上	城東第六児童公園	城東三丁目	0.17	同上
宮 園 公 園	青山二丁目	1.00	近隣公園	城東第七児童公園	城東四丁目	0.20	同上
青山いこい公園	青山一丁目	0.25	街区公園	城東第十二児童公園	高田二丁目	0.25	同上
青 山 公 園	青山五丁目	0.65	同上	城東第十三児童公園	高田五丁目	0.31	同上
大久保第一公園	大久保字西田	0.13	同上	城東ふれあい公園	城東五丁目	0.20	同上
大久保第二公園	大久保字西田	0.10	同上	高 田 公 園	高田一丁目	0.55	同上
大久保第三公園	大久保字西田	0.13	同上	種 元 公 園	田園四丁目	0.25	同上
北和徳工業団地レクリエーション公園	清野袋三丁目	0.32	同上	長 山 公 園	田園二丁目	0.32	同上
弘前運動公園	豊田二丁目	28.20	運動公園	豊 川 公 園	田園五丁目	0.25	同上
小比内公園	川先一丁目	1.00	近隣公園	岩木山総合公園	百沢字裾野	30.10	総合公園
小比内第二児童公園	川先三丁目	0.20	街区公園	賀 田 西 公 園	賀田一丁目	0.21	街区公園
小比内第三児童公園	小比内五丁目	0.20	同上	賀 田 南 公 園	賀田二丁目	0.35	同上
城 東 公 園	末広四丁目	2.20	近隣公園	樋 の 口 公 園	樋の口二丁目	0.21	同上
土淵川吉野緑地	吉 野 町	0.62	緑 地	弘前駅城東口緑地	表 町	0.90	緑 地

〔表〕3-12-1 重要文化財指定建造物防災施設等整備状況

(文化財課 平成26年4月)

文化財名称	所有者	消火器		自動火災報知設備	消火栓設備	避雷針設備
		所要単位	能力単位			
最勝院五重塔	最勝院	1	2	有	有	有
岩木山神社本殿ほか(6棟)	岩木山神社	12	10	有	有	有
八幡宮唐門・本殿	弘前八幡宮	9	7	有	有	有
長勝寺三門 長勝寺本堂・庫裏 長勝寺御影堂 津軽家靈屋(5棟)	長勝寺	1 19 5	3 21 1 15	有 有 有 有	有 有 有 有	一 — — —
弘前城城内建造物	弘前市					
天守 二の丸辰巳櫓 二の丸未申櫓 二の丸丑寅櫓 三の丸追手門 三の丸東門 北の郭北門 二の丸東門 二の丸南門		5 3 3 3 2 2 2 2 2	12 6 6 6 3 3 3 3 3	有 有 有 有 有 有 有 有 有	有 有 有 有 有 有 有 有 有	有 有 有 有 有 有 有 有 有
誓願寺山門			8	有	有	—
東照宮本殿		1	15	無	無	有
津軽為信靈屋 革秀寺本堂		1 16	4 15	有 有	有 有	— —
熊野奥照神社本殿		1	8	有	有	有
旧第五十九銀行本店本館		5	16	有	有	有
石場家住宅		5	4	有	有	—
弘前学院外人宣教師館		6	4	有	有	有
旧弘前偕行社		16	14	有	有	—
高照神社本殿ほか(8棟)	高照神社・個人	13	15	有	有	有

(注) — 設置義務なし

〔表〕3-17-1 浸水想定区域の主として要配慮者が利用する施設

(健康福祉部・教育委員会 平成26年4月)

【対象河川】岩木川、平川、腰巻川、後長根川

●：浸水深が2m～5m未満の区域  
 ○：浸水深が50cm～1m未満の区域  
 ▲：浸水深が1m～2m未満の区域  
 △：浸水深が50cm未満の区域

号	区分	施設名	所在地	河川名		
				岩木川	平川	腰巻川
1	児童福祉施設	青女子保育園	青女子字桜苅490-6	○		
2	〃	すみれ乳児保育園	青山五丁目25-1	○	○	
3	〃	富士見保育所	紺屋町187-2	△		
4	〃	ダビデ保育園	城西二丁目5-6	○		
5	〃	養正保育所	清野袋一丁目1-11	○	○	
6	〃	サムエル保育園	鷹丘町24	△		
7	〃	弘前保育園	田町三丁目4-39	△		
8	〃	たんぽぽ保育園	田町五丁目2-3	△		
9	〃	静修保育園	津賀野字岡本15-3	▲	▲	
10	〃	明誠保育園	撫牛子三丁目3-9	●	●	
11	〃	城西保育園	西大工町38-1	△		
12	〃	致遠保育園	浜の町東二丁目8-9	△		
13	〃	サン保育園	浜の町東四丁目2-6	△		
14	〃	ふじ保育園	藤代一丁目12-5	△		
15	〃	真土保育園	真土字苅田125-1	△		
16	〃	藤代保育園	石渡一丁目1-9	△		
17	〃	よつば保育園	南大町一丁目8-2			△
18	〃	ふたば保育園	取上三丁目6-17			△
19	〃	桜ヶ丘保育園分園	清原一丁目1-1			△
20	〃	めぐみ保育園	城東二丁目1-12			△
21	〃	城東保育園	稲田二丁目4-3			△
22	〃	とよだ保育園	高田一丁目13-5			△
23	〃	ひがし保育園	外崎三丁目1-10			△
24	〃	城東託児所(ヤクト販売)	城東中央四丁目12-26			△
25	〃	ちびっこ館ゆうゆう童夢	城東北三丁目13-7			△
26	〃	こどりの森	城東北四丁目4-20			○
27	〃	きりん	城東中央四丁目2-9			△
28	〃	弘前乳児院	品川町152			△
29	〃	あおい杜保育園・ちびっこパラダイス	高崎二丁目4-23			△
30	幼稚園	弘前明の星幼稚園	紺屋町127	△		
31	〃	柴田幼稚園	清原一丁目1-1			△
32	〃	若草幼稚園	松森町167			△
33	病院	おおはしクリニック	青山二丁目1-3	○	△	
34	〃	青山バースクリニック吉田産婦人科	青山四丁目27-10	▲	▲	
35	〃	石沢内科胃腸科	新町151	△		
36	〃	烟山医院	石川字春仕内97-1		○	
37	〃	奥口医院	亀甲町63	△		
38	〃	康安外科内科医院	栄町一丁目2-6	△		
39	〃	傍島内科医院	城西一丁目8-10	○		
40	〃	こんた皮膚科	鷹丘町18	○		
41	〃	加藤眼科クリニック	田町五丁目6-7	△		
42	〃	そうまクリニック	八幡町二丁目8-4	△		
43	〃	藤代健生病院	藤代二丁目12-1	△		

番号	区分	施設名	所在地	河川名		
				岩木川	平川	腰巻川
44	病院	よこやま整形外科	藤野二丁目 6-9	▲		
45	〃	城西しおたに内科小児科	南城西一丁目 3-15	○		
46	〃	あきた耳鼻咽喉科クリニック	南城西二丁目 5-12	○		
47	〃	市川整形外科クリニック	南城西二丁目 12-3	▲		
48	〃	弘愛会病院	宮川三丁目 1-4	△	△	
49	〃	梅村医院	石渡一丁目 1-6	△		
50	〃	千葉胃腸科内科医院	石渡三丁目 13-2	△		
51	〃	レディスクリニックすごう	外崎五丁目 7-4			△
52	〃	弘前記念病院	境関字西田 59-1			△
53	〃	弘前城東医院	高田一丁目 10-7			△
54	〃	たかはし内科胃腸科小児科	取上二丁目 9-1			△
55	〃	岡本内科医院	松森町 124			△
56	〃	サンゼンコ下田クリニック	城東中央四丁目 1-3			△
57	〃	あらいこどもクリニック/眼科クリニック	城東中央四丁目 2-8			△
58	〃	城東こどもクリニック	城東北四丁目 4-20			○
59	〃	伊藤眼科医院	南大町二丁目 6-3			○
60	〃	菊池医院	富田町 8-1			△
61	〃	弘前愛成会病院	北園一丁目 6-2			△
62	〃	聖康会病院	和泉二丁目 17-1			△
63	〃	弘前小野病院	和泉二丁目 19-1			△
64	高齢・障害者施設	デイサービスセンター城西	茜町二丁目 1-18	△		
	〃	グループホーム城西	〃	△		
65	〃	新町住宅	新町 132-3	△		
66	〃	オリーブデイサービスセンター	新町 165-2	△		
67	〃	ひばり寮	新町 24	○		
68	〃	グループホームデイ弘前	岩賀二丁目 12-11	●	●	
	〃	介護老人保健施設 デイ弘前	〃	●	●	
69	〃	デイサービスセンターサンタハウス弘前	大川字中桜川 18-10	▲		
	〃	デイサービスセンターもみの木ハウス	〃	▲		
	〃	在宅介護支援センターサンタハウス弘前	〃	▲		
	〃	生活支援ハウス格ハウス	〃	▲		
	〃	グループホームサンタの家	〃	▲		
	〃	介護老人保健施設サンタハウス弘前	〃	▲		
	〃	短期入所生活介護サンタハウス弘前	〃	▲		
70	〃	山郷館デイサービスセンター弘前	大久保字西田 92-3	▲	▲	
71	〃	グループホーム薰風舎	大久保字西田 105-42	▲	▲	
72	〃	さくら工芸	神田四丁目 4-20	▲	▲	
73	〃	熊鳴住宅	熊鳴字龜田 183-5	△		
74	〃	拓心館	熊鳴字龜田 184-1	△		
75	〃	グループホームアップルハウス	境関字亥ノ宮 29-1	△	△	
76	〃	グループホーム栄町住宅	栄町三丁目 4-9	△		
77	〃	グループホーム城西住宅	城西二丁目 4-2	○		
78	〃	城西老人福祉センター	城西四丁目 1-3	○		
79	〃	幸陽荘在宅介護支援センター	清野袋字岡部 433-1	●	●	
	〃	老人保健施設 幸陽荘	〃	●	●	
80	〃	デイサービスセンター鷹匠町	鷹匠町 16-1	○		
	〃	在宅介護支援センター鷹匠町	〃	○		

番号	区分	施設名	所在地	河川名		
				岩木川	平川	腰巻川
81	高齢・障害者施設	でいいの家あうん	高屋字安田 735-3	△		
82	〃	つがる野工房	津賀野字瀬ノ上 43-1	●	●	
83	〃	グループ ホームハート	中崎字苅田 260-2	▲		
84	〃	グループ ホームハント弘前	西城北二丁目 3-11	△		
85	〃	西大工町住宅	西大工町 17-5	△		
86	〃	弘前市身体障害者福祉センター	八幡町一丁目 9-17	△		
87	〃	シニアフィットネスあけぼの	浜の町東一丁目 7-4	△		
	〃	グループ ホームあけぼの	〃	△		
88	〃	デイサービスセンター致遠荘	浜の町東二丁目 8-15	△		
89	〃	あすなろ	浜の町東三丁目 13-9	△		
90	〃	グループ ホームひまわり	浜の町東三丁目 10-1	△		
91	〃	コープさくら荘	藤代二丁目 11-6	△		
	〃	すみれ	〃	△		
92	〃	ガーベラタウン	藤代二丁目 11-10	△		
93	〃	くさなぎ希望寮	藤代四丁目 3-4	△		
94	〃	グループ ホームさくらの里	藤代字広田 131-1	△		
95	〃	デイサービスセンターきらら弘前	藤野二丁目 6-1	▲		
96	〃	つがる野工房パッケージセンター	藤野二丁目 10-3	○		
97	〃	デイサービスセンターいこいの里	宮川三丁目 17-7	△	△	
98	〃	グループ ホームみやぞの	宮園五丁目 6-5	△		
99	〃	サンフラワー	向外瀬字豊田 320-1	▲	▲	
	〃	デイサービスセンター サン・フラワー	〃	▲	▲	
	〃	グループ ホーム サン・フラワー	〃	▲	▲	
100	〃	津軽保健生活協同組合健生 介護センター虹	向外瀬字豊田 292-1	▲	▲	
101	〃	グループ ホームうぐいすの里弘前	向外瀬字豊田 319-1	▲	▲	
102	〃	グループ ホームハント弘前城北	西城北二丁目 3-4	△		
103	〃	老人保健施設 ふじ苑	土堂字長瀬 385-1	△		
104	〃	グループ ホームサンハイツ川先	川先三丁目 3-3			△
105	〃	ケアハウス城東	城東中央四丁目 1-4			△
	〃	城東デイサービスセンター	〃			△
	〃	城東在宅介護支援センター	〃			△
106	〃	デイサービスセンターあさひ	品川町 152			△
107	〃	草菴デイサービスセンター	城東二丁目 2-6			△
	〃	草菴グループ ホーム	〃			△
108	〃	グループ ホームフリーザ	川先一丁目 6-10			△
109	〃	弘前リカバリーセンター弘前城東医 院併設	高田一丁目 10-7			△
110	〃	ケアパートナー弘前	向外瀬三丁目 2-4	△		
111	〃	ひなた	神田一丁目 6-3	○	○	
112	〃	児童デイサービス きらり	駒越字平田 2-3	○		
113	〃	グループ ホーム賀田	大久保字西田 98-4	▲	▲	
114	〃	デイサービス我が家	川先三丁目 9-1			△
115	〃	弘前市生きがいセンター	南袋町 1-20	○		

備考 1 介護保険関係施設は、高齢・障害者施設に含む。

2 後長根川の浸水想定区域内には災害時要配慮者施設はない。

[表] 3-19-1 土砂災害警戒区域等一覧

①土砂災害警戒区域

(青森県国土整備部河川砂防課 平成26年6月)

指定区域名		所 在 地	自然現象の種類	告示年月日・番号	
1	愛宕	大字愛宕字山下	急傾斜地の崩壊	平成20年1月30日・ 第67号	
2	宮地	大字宮地字諏訪林			
3	湯ノ沢	大字常盤野字湯の沢			
4	戸上沢	大字常盤野字湯の沢			
5	蔵助沢	大字百沢字田川			
6	頭無沢	大字百沢字寺沢			
7	後長根沢	大字百沢字寺沢			
8	常盤野沢	大字常盤野字黒森			
9	毒蛇沢	大字百沢字裾野			
10	天満の沢	大字兼平字林元林添			
11	兼平沢	大字兼平字林元林添			
12	蔵王沢	大字五代字山本			
13	里見3号	大字五所字里見	急傾斜地の崩壊	平成22年7月7日・ 第454号	
14	東水木在家沢	大字水木在家字桜井	土石流		
15	鳴ヶ沢	大字相馬字山田			
16	竜ヶ平沢	大字相馬字山田			
17	堰根沢	大字紙漉沢字堰根			
18	上立石沢	大字藍内字立石			
19	下立石沢	大字藍内字立石			
20	鶴喰1号	大字鬼沢字菖蒲沢	急傾斜地の崩壊	平成23年2月9日・ 第121号	
21	桜ヶ丘四丁目1号	大字桜ヶ丘四丁目			
22	乳井3号	大字乳井字乳井			
23	番館2号	大字番館字長田			
24	銅屋町	大字銅屋町			
25	乳井4号	大字乳井字乳井			
26	川合2号	大字三和字上池神			
27	西田2号	大字桜庭字西田			
28	西田1号	大字桜庭字西田			
29	桜ヶ丘一丁目	大字桜ヶ丘一丁目			
30	旭ヶ丘五丁目	大字旭ヶ丘五丁目	土石流	平成23年3月22日・ 第260号	
31	大原三丁目	大字大原三丁目			
32	外の沢	大字乳井字茶臼館			
33	羽黒沢	大字坂元字山元			
34	北八幡沢	大字桜庭字西田	地滑り	平成23年3月22日・ 第260号	
35	大久保	大字如来瀬字大久保平			
36	兼平	大字兼平字林元林添			
37	坂市	大字坂市字龜田			
38	富田	大字藍内字富田			
39	大助	大字大助字野田			

②土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(青森県県土整備部河川砂防課 平成26年6月)

指定区域名		所 在 地	自然現象の種類	告示年月日・番号
1	山下	大字愛宕字山下	急傾斜地の崩壊	平成20年1月30日・第66号
2	富田4号	大字宮地字富田		
3	岩木山山頂	大字百沢字東岩木山国有林		
4	薬師	大字新岡字萩流		
5	土筆山	大字葛原字茂上		
6	富田3号	大字宮地字富田		
7	富田5号	大字宮地字宮本		
8	沢田9号	大字宮地字沢田		
9	山田7号	大字如来瀬字種本		
10	富田6号	大字宮地字富田		
11	赤倉	大字百沢字東岩木山国有林		
12	稔	大字新法師字稔		
13	柴柄沢川	大字百沢字裾野	土石流	平成22年7月7日・第453号
14	平沢川	大字百沢字裾野		
15	滝ノ沢	大字百沢字裾野		
16	石切沢	大字百沢字小松野		
17	百沢	大字百沢字寺沢		
18	枯木平沢	大字常盤野字上黒沢		
19	東常盤野沢	大字常盤野字黒森		
20	西常盤野沢	大字常盤野字湯段范		
21	後長根沢2号	大字百沢字寺沢		
22	東常盤野沢2号	大字常盤野字黒森		
23	黒森沢	大字常盤野字上黒沢		
24	小倉沢	大字常盤野字上黒沢		
25	下小倉沢	大字常盤野字上黒沢		
26	下湯段沢	大字常盤野字上黒沢		
27	湯段沢	大字常盤野字黒森		
28	柴柄西沢	大字百沢字裾野		
29	上如来瀬沢	大字兼平字山下林添		
30	下如来瀬沢	大字兼平字山下		
31	大山祇沢	大字百沢字東岩木山		
32	堰根	大字紙漉沢字堰根	急傾斜地の崩壊	平成22年7月7日・第453号
33	坂市	大字坂市字亀田		
34	里見4号	大字五所字里見		
35	沢田	大字沢田字園村		
36	大助	大字大助字野田		
37	山田5号	大字相馬字山田		
38	山田4号	大字相馬字山田		
39	山田3号	大字相馬字山田		
40	山田2号	大字相馬字山田		
41	藤沢1号	大字藤沢字野田		
42	山田1号	大字相馬字山田		
43	二ノ安田	大字湯口字二ノ安田		
44	里見2号	大字五所字里見		
45	里見1号	大字五所字里見		
46	野沢1号	大字五所字野沢		
47	野沢2号	大字五所字里見		
48	山越2号	大字紙漉沢字山越		
49	山越	大字紙漉沢字山越		
50	坂市2号	大字坂市字亀田		

指定区域名	所 在 地	自然現象の種類	告示年月日・番号
51 桜井	大字水木在家字桜井		
52 野田 2 号	大字大助字野田		
53 西牡丹坂	大字相馬字西牡丹坂		
54 八反田	大字相馬字八反田		
55 山田 6 号	大字相馬字一丁木		
56 園村	大字沢田字園村		
57 薬師平 3 号	大字相馬字薬師平		
58 立石	大字藍内字立石	(急傾斜地の崩壊)	
59 関ヶ平 2 号	大字藍内字関ヶ平		
60 竜ヶ平	大字相馬字竜ヶ平		
61 向山	大字相馬字向山		
62 薬師平 1 号	大字相馬字薬師平		
63 薬師平 2 号	大字相馬字薬師平		
64 野田 1 号	大字大助字野田		
65 桜井 2 号	大字水木在家字桜井		
66 五所沢	大字五所字野沢		
67 西水木在家沢	大字水木在家字桜井		
68 藍内沢	大字藍内字関ヶ平		
69 沢田沢	大字沢田字園村		
70 坂市沢	大字坂市字坂市沢		
71 紙漉沢	大字紙漉沢字山越		
72 向山沢	大字相馬字野脇		
73 羽根山沢	大字相馬字羽根山		
74 北立石沢	大字藍内字立石		
75 宇田野	大字小友字宇田野		
76 茂森町 2 号	西茂森一丁目		
77 茂森新町	西茂森一丁目		
78 桜庭 3 号	大字桜庭字外山		
79 桜庭 1 号	大字桜庭字久保		
80 米ヶ袋 1 号	大字桜庭字西田		
81 中畑	大字中畑字日暮		
82 番館	大字番館字長田		
83 米ヶ袋 2 号	大字中野字岩井		
84 平山	大字平山字平山		
85 山元 3 号	大字坂元字山元		
86 石川	大字石川字大仏下		
87 乳井 1 号	大字乳井字乳井		
88 乳井 2 号	大字乳井字乳井		
89 宮川 3 号	折笠字宮川	急傾斜地の崩壊	
90 茂森町	大字茂森町		
91 館後	大字館後字館後		
92 国吉	大字国吉字坂本		
93 桜庭 2 号	大字桜庭字鳴瀬		
94 一野渡	大字一野渡字岡本		
85 大沢 5 号	大字大沢字大泡		
96 大仏	大字石川字大仏下		
97 川合 1 号	大字三和字上池神		
98 秋森	大字貝沢字秋森		
99 神原 1 号	大字小友字神原		
100 神原 2 号	大字小友字神原		
101 神原 3 号	大字小友字神原		
102 菖蒲沢 1 号	大字鬼沢字菖蒲沢		

平成 23 年 2 月 9 日・  
第 120 号

指定区域名		所在 地	自然現象の種類	告示年月日・番号
103	平岡	大字大川字上桜川		
104	向野	大字中別所字向野		
105	電 1 号	大字中別所字葛野		
106	電 2 号	大字中別所字電		
107	電 3 号	大字中別所字電		
108	電 4 号	大字中別所字電		
109	狐沢	大字中別所字狐沢		
110	宮館沢	大字宮館字宮館沢		
111	宮川 1 号	大字折笠字宮川		
112	宮川 2 号	大字折笠字宮川		
113	法立堂	大字折笠字法立堂		
114	長田 1 号	大字番館字長田		
115	山腰	大字番館字山腰		
116	長田 2 号	大字番館字長田		
117	福田	大字米ヶ袋字村元		
118	村元 3 号	大字吉川字川原田		
119	山元 5 号	大字高野字山元		
120	山元 4 号	大字高野字山元		
121	鳴瀬 2 号	大字悪戸字鳴瀬		
122	鳴瀬 1 号	大字悪戸字鳴瀬		
123	悪戸 1 号	大字悪戸字中野		
124	悪戸 2 号	大字悪戸字中野		
125	悪戸 3 号	大字悪戸字中野		
126	中野 2 号	大字悪戸字中野		
127	中野 3 号	大字悪戸字中野		
128	青柳 2 号	大字下湯口字青柳		
129	青柳 3 号	大字下湯口字青柳		
130	旭ヶ丘二丁目 1 号	大字旭ヶ丘二丁目		
131	旭ヶ丘二丁目 2 号	大字旭ヶ丘二丁目		
132	山崎	大字小沢字山崎		
133	山元 1 号	大字坂元字山元		
134	山元 2 号	大字坂元字山元		
135	菖蒲沢 2 号	大字鬼沢字猿沢		
136	村元 2 号	大字吉川字村元		
137	川原田 1 号	大字吉川字村下		
138	山下 2 号	大字坂元字山下		
139	高野	大字国吉字耕田		
140	坂元 2 号	大字坂元字山下		
141	座頭石	大字一野渡字山下		
142	一野渡 2 号	大字一野渡字東平山		
143	一野渡 3 号	大字一野渡字中平山		
144	大沢 7 号	大字大沢字山下		
145	桔梗野一丁目	大字桔梗野一丁目		
146	吉川	大字吉川字山下		
147	野中 1 号	大字十腰内字野中		
148	野中 2 号	大字十腰内字野中		
149	沢田 2 号	大字十面沢字沢田		
150	沢田 3 号	大字十面沢字轡		
151	沢田 4 号	大字十面沢字沢田		
152	鶴喰 2 号	大字鬼沢字菖蒲沢		
153	猿沢	大字檜木字牧野		
154	青柳 1 号	大字下湯口字青柳		

(急傾斜地の崩壊)

指定区域名		所 在 地	自然現象の種類	告示年月日・番号
155	岩ノ上 1 号	大字乳井字茶臼館	(急傾斜地の崩壊)	
156	岩ノ上 2 号	大字乳井字茶臼館		
157	東大沢	大字大沢字大蕪		
158	中大沢	大字大沢字梨子平		
159	久渡寺沢	大字坂元字山元		
160	北羽黒沢	大字坂元字山下		
161	北久渡寺南沢	大字坂元字山下		
162	北久渡寺沢	大字坂元字山下		
163	堰口沢	大字番館字山腰		
164	大石川	大字百沢字東岩木山		

〔表〕4-1-1 有線放送施設の状況

(農業政策課 平成26年6月)

地区名	所在地	設置場所	管理支店	電話番号
清水	小沢字広野 34-2	弘前農園敷地内放送室	つがる弘前農協 弘前南支店	88-1117
	下湯口字青柳 212-4	ゴールド農園冷蔵庫敷地内		
	坂元字山下	清水地区団第4分団消防屯所敷地内		
船沢	折笠字法立堂 3-3	船沢支店	つがる弘前農協 船沢支店	96-2111
	蒔苗字福岡 67-1	蒔苗町民会館		
	弥生字弥生平 102	弥生会館敷地内放送室		
	百沢字東岩木山	上弥生地区有線放送室		
高杉	高杉字五反田 175-1	旧高杉支店	つがる弘前農協 弘前西支店	38-7771
	独孤字松ヶ沢 20-6	独孤農業研修会館		
裾野	鬼沢字後田 1-1	旧弘前北支店	つがる弘前農協 弘前北支店	73-2131
	大森字田浦 27-2	大貝消防屯所		
	十面沢字赤坂 5-4	十腰内支店	つがる弘前農協 十腰内支店	93-3321
新和	青女子字桜苅 296	弘前北支店	つがる弘前農協 弘前北支店	73-2131
	小友字宇田野 199	新和第3消防屯所敷地内放送室		
	三和字下池神 10-1	旧三和支店		
	笹館字市原 34-1	笹館町会集会所		
藤代	八代町 6-24	弘前西支店	つがる弘前農協 弘前西支店	38-7771
	土堂字早川 107	弘前西支店		
	三世寺字月見野 53-11	旧三世寺支店		
	大川字奈良田 26 付近	上大川放送施設 (土淵堰平岡橋横)		
	大川字中桜川 12-1 (畑)	下大川放送施設 (今泉忠生氏敷地)		
	中崎字野脇 42(宅地)	中崎地区放送室 (岩谷伊人氏敷地)		
	三世寺字月見野	小山町会集会所内		
和徳	撫牛子二丁目 10-6	和徳支店	つがる弘前農協 和徳支店	32-6141
	津賀野字宮崎 69(宅地)	津賀野地区放送室 (成田守氏敷地)		
	津賀野字宮崎(畑)	百田地区放送室 (吉崎良昭氏敷地)		
	清野袋二丁目 1-1	旧養生支店		
	岩賀二丁目 4-4	岩賀放送室(和徳第6分団消防屯所)		
豊田	新里字東里見 59-3	旧豊田支店 (JA葬祭セタ)	つがる弘前農協 弘前中央支店	28-1118
	新里字西里見	福田子集会所		
	境闊字富岳 23(畑)	境闊地区放送室 (福士雅昭氏敷地)		
堀越	門外四丁目 2-1	旧堀越支店	つがる弘前農協 弘前東支店	87-6300
	堀越字川合 59-28	堀越児童館		
	川合字浅田	川合町民会館		
石川	薬師堂字岡本 79-1	薬師堂支店	つがる弘前農協 薬師堂支店	92-3211
	石川字家岸 45-3	石川支店	津軽みらい農協 石川支店	92-3311
千年	小栗山字長田 8	弘前東支店	つがる弘前農協 弘前東支店	87-6300
	清水森字沼田 76-5	清水森消防屯所		
	狼森字西元 1-5	旧千年第一支店		
	一野渡字岡本 87	旧一大支店		
東目屋	黒土字川合 136-15	旧東目屋支店	つがる弘前農協 目屋支店	86-2211
	中畑字旭岡 64-2	旧中畑支店		
	中畑字俵元 78	中畑町民会館倉庫内		

地区名	所 在 地	設 置 場 所	管理支店	電話番号
旧市内	自由ヶ丘四丁目(畑)	自由ヶ丘放送室(森山太一氏敷地)	つがる弘前農協 弘前支店	34-3644
岩 木	五代字前田 306-1	岩木支店 ※	つがる弘前農協 岩木支店	82-5111
相 馬	五所字野沢 23-1	相馬村農協 ※	相馬村農協	84-3215

※岩木地区、相馬地区は防災行政用無線

[表] 4-3-1 市有無線設備

無線の種別		呼出名称（識別信号）	周波数及び空中線電力	局数	
移動系	デジタル式	基地局	ぼうさいひろさき 272.2625 MHz 272.6625 MHz 272.7625 MHz	10W 10W 10W	
		半固定局	ぼうさいひろさき 200～220、295	262.2375 MHz 262.0375～262.2125 MHz 262.2625～262.4125 MHz 262.4375～265.2125 MHz	5W 5W 5W 5W
		簡易中継局	ぼうさいひろさき 294～299 ※295は半固定局を兼ねる	262.2375 MHz 262.0375～262.2125 MHz 262.2625～262.4125 MHz 262.4375～265.2125 MHz	5W 5W 5W 5W
		車載局	ぼうさいひろさき 300～345	262.2375 MHz 262.0375～262.2125 MHz 262.2625～262.4125 MHz 262.4375～265.2125 MHz	5W 5W 5W 5W
		携帯局	ぼうさいひろさき 400～523	262.2375 MHz 262.0375～262.2125 MHz 262.2625～262.4125 MHz 262.4375～265.2125 MHz	2W 2W 2W 2W
同報系	アナログ式	固定局	ぼうさいひろさきいわきこうほう	68.595 MHz	10W
			じえいえいつがるひろさきいわきこうほう	68.595 MHz	10W
			ぼうさいひろさきそうまこうほう	69.750 MHz	10W
			そうまのうきょうこうほう	69.750 MHz	10W
	デジタル式	固定局	ぼうさいひろさきしやくしょこうほう	59.225 MHz	10W

〔表〕4-9-1 炊き出しの実施場所

(防災安全課 平成26年4月)

実施場所	炊き出し 対象区域	炊き出し 能力 ※	器材等の整備状況	炊き出し実 施班の構成
西部学校給食センター	市全域	7,500食	炊飯設備一式 1、 蒸気回転釜 (50kg) 19	子育て支援班、 介護福祉班、人 材育成班及び 炊き出し協力 団体
東部学校給食センター	市全域	5,000食	炊飯設備一式 1、 蒸気回転釜 (30kg) 8	

※ 炊き出し能力は、1回あたりの炊飯能力とし、1食を精米100g(2合(精米300g)で3食分)として算出する。

〔表〕4-9-2 炊き出しの協力団体

(福祉政策課、市民協働政策課、消防本部 平成26年4月)

団体名	事務局	電話	会員数(世帯)
弘前市町会連合会	弘前市役所内町会連合会事務局	35-1111 (内線346)	54,037
弘前市連合婦人会	弘前市社会教育協議会	82-3214	130
弘前市民生委員児童委員協議会	弘前市役所福祉政策課	32-1166	386
弘前市社会福祉協議会	弘前市社会福祉協議会	33-1161	43,811
弘前市赤十字奉仕団	弘前市社会福祉協議会	33-1161	1,800
弘前地区婦人防火クラブ連絡協議会	弘前消防本部予防課	32-5104	319

〔表〕4-9-3 米穀取扱所

(法務契約課 平成26年4月)

取 扱 所	所 在 地	電話番号
㈱栄研	藤野一丁目4-1	31-2567
㈱オヤマ・アグリサービス	熊嶋字龜田107-1	82-3553
㈱工藤熊五郎商店	浜の町東二丁目2-8	32-9181
㈱今野商事	緑ヶ丘二丁目2-11	32-6720
ザ・サンワ弘前樋の口店	樋の口二丁目8-8	31-3033
㈱佐藤長 相馬店	湯口字一の細川53	84-1122
㈱城東食糧	城東中央一丁目3-5	27-7511
㈱設備技研オサナイ	土堂字長瀬252-2	38-4111
相馬村農業協同組合	五所字野沢23-1	84-3215
つがる弘前農業協同組合	城東北四丁目1-1	28-1111
㈱鶴ヶ谷米店	賀田一丁目19-4	82-2007
㈱フクティ	独狐字石田38-1	95-2039
㈲藤田米穀店	茂森町71	32-2580
㈱町田アンド町田商会	境関字西田28-1	26-1700
㈲松宮米穀店	和徳町7-	32-0962
美濃清食品㈱	新町167-1	32-9150
㈱モリレイ	八幡町三丁目4-2	80-0001

〔表〕4-9-4 弁当、パン、うどん麺類等製造所等

## ① パン、うどん麺類等製造所

(法務契約課、東北農政局青森地域センター 平成26年4月)

製造所名	所 在 地	電話番号	品 名
㈱アキモト製麺	馬屋町 22-13	35-4741	麺類
かがや食品㈱	神田三丁目 2-10	35-6226	
㈲藤幸製麺	鬼沢字猿沢 69-2	98-2645	
㈱シャロン洋菓子店	城東四丁目 5-2	27-5678	パン

## ②仕出し店

(法務契約課 平成26年4月)

名 称	所 在 地	電話番号	名 称	所 在 地	電話番号
東屋	城東北三丁目1-12	27-0333	相馬仕出し店	石渡二丁目3-5	32-4875
サンパレス秋田屋	茂森町124-2	35-8888	竹忠魚店	富田三丁目2-1	32-0007
泉谷仕出し店	浜の町西二丁目4-2	35-5706	柴田仕出し店	賀田字大浦29	82-2006
角長	和徳町142	32-6156	和風御食事処クドウ	駅前三丁目15-21	33-1924
大和家	百石町47-1	36-6633	なにわ	向外瀬三丁目8-7	35-8386
田沢仕出し店	笹森町37	32-8710			

〔表〕 4-9-5 調味料等取扱所

(法務契約課 平成26年4月)

品 名	取 扱 所	所 在 地	電話番号
味噌、醤油	カネショウ(株)	藏主町15-23	57-2121
"	(株)菊池商店	東里見113-1	29-3220
"	ザ・サンワ弘前樋の口店	樋の口二丁目8-8	31-3033
"	(株)佐藤長 相馬店	湯口字一の細川53	84-1122
"	(株)東北萬国社 弘前営業所	新里字東平岡80-1	27-4375
"	弘前糖業(株)	城東中央三丁目2-13	28-1133
豆 腐 類	小野豆腐店	緑町16-1	32-4021
"	(株)かくみつ食品	新寺町59	82-5311
"	(株)佐藤長 相馬店	湯口字一の細川53	84-1122
こんにゃく	(株)かくみつ食品	新寺町59	82-5311
"	(株)佐藤長 相馬店	湯口字一の細川53	84-1122
牛乳、乳製品	青森ヤクルト販売(株)弘前営業所	堅田二丁目4-4	33-8960
"	(株)佐藤長 相馬店	湯口字一の細川53	84-1122
"	清野商店	外崎一丁目2-8	27-1929
"	成田商店	五所字野沢44-4	84-2012
"	萩原乳業(株)	大久保字西田364	32-1451
"	(株)弘前中央魚類	末広一丁目6-8	27-1120
"	美濃清食品(株)	新町167-1	32-9150
"	(株)モリレイ	八幡町三丁目4-2	80-0001
"	(有)雪の店	茂森新町一丁目13-4	32-0118
" (ミルク)	(株)菊池薬店	土手町18	32-7556

〔表〕4-10-1 市が保有する給水資機材

(上下水道部 平成25年4月)

	給水タンク 能力水量	給水缶 能力水量	給水車 能力水量	給水袋 能力水量	連絡先
市 (上下水道部)	16,000 ℥ (1,000 ℥ × 16)	3,500 ℥ (20 ℥ × 150) (10 ℥ × 50)	4,000 ℥ (2,000 ℥ × 2台)	103,600 ℥ (10 ℥ × 8,000枚) (6 ℥ × 500枚) (5 ℥ × 4,000枚) (4 ℥ × 150枚)	上下水道部 工務課 (36-8120)

〔表〕4-10-2 補給用水源

## ①浄水施設

(上下水道部 平成25年4月)

水 源 名	所在地	管理者	電話番号	水質状況	備 考
樋の口浄水場 (岩木川表流水)	樋の口町 272-3	上水道 施設課長	32-0376 33-0552	良	満水時浄水池容量 2,000m <sup>3</sup> (浄水場供給能力 56,000m <sup>3</sup> /日)
十面沢浄水場 (井戸)	十面沢字沢 田84-4	〃	〃	良	満水時浄水池容量 89.6m <sup>3</sup> (浄水場供給能力 768m <sup>3</sup> /日)
弥生送水ポンプ場 (小杉沢湧水)	百沢字東岩 木山2699	〃	〃	良	満水時浄水池容量 3.19m <sup>3</sup> (浄水場供給能力 3,800m <sup>3</sup> /日)
相馬簡易水道低区 高区浄水場 (井戸)	相馬字山田 78-1	〃	〃	良	満水時浄水池容量 25m <sup>3</sup> (浄水場供給能力 535m <sup>3</sup> /日)
相馬簡易水道新低 区浄水場 (井戸)	相馬字一丁 木5-14	〃	〃	良	満水時浄水池容量 31m <sup>3</sup> (浄水場供給能力 737m <sup>3</sup> /日)

## ② 配水施設

(上下水道部 平成25年4月)

水 源 名	所 在 地	備 考
<b>【弘前地区】</b>		
常盤坂配水池 (樋の口浄水場)	常盤坂二丁目21-1	満水時配水池容量 12,000m <sup>3</sup>
富士見台配水場 (企業団受水)	富士見台二丁目8-6	満水時配水池容量 15,000m <sup>3</sup>
原ヶ平配水池 (樋の口浄水場)	原ヶ平字山中277	満水時配水池容量 12,000m <sup>3</sup>
清水富田配水池 (常盤坂配水池)	清水富田字寺田8-3	満水時配水池容量 600m <sup>3</sup>
石川配水池 (富士見台配水池)	石川字大仏1	満水時配水池容量 210m <sup>3</sup>
乳井配水池 (石川配水池)	乳井字平山54	満水時配水池容量 208m <sup>3</sup>
西部高区配水池 (小杉沢湧水)	弥生字弥生平691	満水時配水池容量 145m <sup>3</sup>
西部低区配水池 (小杉沢湧水)	高杉字神原282-127	満水時配水池容量 1,318m <sup>3</sup>
十面沢配水池 (井戸)	十面沢字轡45	満水時配水池容量 212m <sup>3</sup>
東目屋浄水場 (百沢配水場)	館後字館後147-134	満水時配水池容量 650m <sup>3</sup>
<b>【岩木地区】</b>		
岩木中央配水場 (一本木沢湧水+井戸)	愛宕字山下63-1	満水時配水池容量 2,191m <sup>3</sup>
葛原配水場 (井戸)	新岡字薬師238	満水時配水池容量 413m <sup>3</sup>
百沢配水場 (蔵助沢湧水)	百沢字寺沢28-29	満水時配水池容量 400m <sup>3</sup>
百沢取水場 (井戸)	百沢字東岩木山1196	満水時配水池容量 192m <sup>3</sup>
常盤野配水場 (井戸)	常盤野字黒森1-1 国有林の一部	満水時配水池容量 604m <sup>3</sup>
上弥生配水場 (井戸)	百沢字東岩木山809-5	満水時配水池容量 90m <sup>3</sup>
杉山配水場 (井戸)	百沢字東岩木山501-2	満水時配水池容量 141m <sup>3</sup>

水 源 名	所 在 地	備 考
【相馬地区】 相馬簡易水道低区配水場（井戸） 相馬簡易水道新低区配水場（井戸） 相馬簡易水道高区配水場（井戸） 沢田小規模水道浄水場（井戸）	相馬字竜ヶ平48 相馬字竜ヶ平46-3 相馬字竜ヶ平214-619 沢田字園村45	満水時配水池容量 521m <sup>3</sup> 満水時配水池容量 890m <sup>3</sup> 満水時配水池容量 123m <sup>3</sup> 満水時配水池容量 19.6m <sup>3</sup>

〔表〕 4-11-1 応急住宅関係各種団体一覧表

(財産管理課 平成26年4月)

団 体 名	住 所	電話番号	備 考
青森県建築士会弘前支部	弘前市大字富田町 102	32-9997	
弘前建設業協同組合	弘前市大字上白銀町 1-9	34-2757	土木・建築
青森県板金工業組合津軽出張所	弘前市大字松ヶ枝三丁目 12-3	28-1885	板金
弘前地区電気工事業協同組合	弘前市大字神田四丁目 6-3	37-1011	電気
弘前塗装工業会	弘前市大字石渡四丁目 1-3	32-5927	塗装
弘前管工事業協同組合	弘前市大字茜町三丁目 6-1	32-7309	管
弘前建築組合	弘前市大字桜林町 8-4	33-2995	
弘前地区溶接協会	弘前市大字神田四丁目 2-11	36-7711	

〔表〕 4-12-1 火葬場所及び埋葬予定場所

①火葬場所

名 称	所 在 地	管理 者	電話番号	処理能力	使用燃料	備 考
弘前市斎場	常盤坂二丁目 20-1	斎場長	32-0643	10体／日	灯油	平常火葬能力

②埋葬予定場所

名 称	所 在 地	電話番号	施設概況
圓明寺	新寺町 62	32-4675	寺院

〔表〕4-13-1 廃棄する障害物の集積場所

(環境管理課 平成26年1月)

集積地	所在地	電話番号	施設処理能力	管理者	備考
弘前地区環境整備センター	町田字筒井6-2	36-3883	246t/日	弘前地区環境整備事務組合管理者	可燃物 不燃物
南部清掃工場	小金崎字川原田54	92-2105	140t/日	弘前地区環境整備事務組合管理者	可燃物
弘前市埋立処分場	十腰内字猿沢2397-1	環境事業所 32-1952 埋立処分場 93-2830	平成26年1月末現在 残余容量 3,793m <sup>3</sup>	弘前市長	不燃物
ECクリーンセンター瑞穂	常盤野字上黒沢97	83-2071	平成26年1月末現在 残余容量 27,676m <sup>3</sup>	弘前市長	不燃物

〔表〕4-13-2 障害物除去に要する機械、器具等の状況

(財産管理課 平成26年4月)

車種 課名	ブルドーザー	タイヤドーザー	ホイールローダー	ショベルローダー	モーターグレーダー	トラック	ダンプトラック	バックホー	自走式シユレツダー	備考
環境管理課 (環境事業所)	1		1	1		2	1	2	2	運転手付き
道路維持課		3		8	5	3	1 2	1		〃
下水道施設課						1				
公園緑地課		1						6		

備考 運搬車については、「地震災害対策編第4章第17節輸送対策」及び「風水害等災害対策編第4章第17節輸送対策」による。

〔表〕4-14-1 被服、寝具、生活必需品の主な調達先及び品名

(法務契約課 平成26年4月)

品名	調達先	所在地	電話番号	備考
寝具	(株)かさい 共立寝具(株) (株)クリンテック (株)サイキ (株)高橋寝具店 (株)つるや 花楯産業(株) 弘前営業所 (株)弘前ドライクリーニング工場 (株)弘商 ホーマック(株) 弘前城東店 (有)メディカルコーポレーション	高田三丁目 6-12 門外四丁目 3-47 大久保字西田 369 城東中央三丁目 6-6 富田二丁目 1-4 野田二丁目 5-5 末広四丁目 1-2 門外四丁目 3-47 末広三丁目 1-3 早稲田四丁目 2-1 取上五丁目 2-10	28-1301 32-6926 33-7241 27-2311 32-7181 35-0033 27-3044 26-1515 26-3332 29-1547 36-7471	(クリニック布団)
寝具貸付	共立寝具(株) (株)高橋寝具店 (株)弘前ドライクリーニング工場	門外四丁目 3-47 富田二丁目 1-4 門外四丁目 3-47	32-6926 32-7181 26-1515	
百貨店	(株)さくら野百貨店 弘前店 (株)中三弘前店	城東北三丁目 10-1 土手町 49-1	26-1120 34-3131	
衣料・繊維	(株)アイ・シーメディカル 青森県図書教育用品(株) アズマ(株) 弘前営業所 (株)オフィスマーケット 小山ユニホーム店 (株)金竹成家 弘前営業所 共立医科器械(株) 弘前営業所 共立寝具(株) (株)クリンテック (株)ケア・テック 弘前出張所 (株)小林紙工 ザ・サンワ弘前樋の口店 (株)サイキ 笠消防資材 (有)佐藤器械 (株)シバタ医理科 (株)ジョイスポーツ (有)城栄産業 城南スポーツ (株)白石医療器 (株)装美舎 (株)第一事務機 (株)高橋寝具店 (株)タクト 弘前営業所 (有)塚原 フィットネスクラブウイング弘前 (株)つるや (株)東北企業服 (有)ナカジマスポーツ 花楯産業(株) 弘前営業所 ひろさきチャイルド社 (株)弘前ドライクリーニング工場 (株)弘前山上医科 (株)弘商	袋町 32 外崎三丁目 3-22 田園一丁目 1-2 代官町 49-2 東和徳町 3-3 神田二丁目 3-7 城東北一丁目 1-25 門外四丁目 3-47 大久保字西田 369 城東北一丁目 1-25 和徳町 52 樋の口二丁目 8-8 城東中央三丁目 6-6 早稲田二丁目 3-15 安原三丁目 8-1 高田三丁目 7-1 小比内四丁目 5-6 神田五丁目 5-1 稔町 7-3 神田五丁目 8-5 神田四丁目 6-6 宮川三丁目 16-1 富田二丁目 1-4 高田二丁目 8-1 青山五丁目 27-6 野田二丁目 5-5 宮川二丁目 3-7 駅前町 6-5 末広四丁目 1-2 栄町二丁目 3-8 門外四丁目 3-47 稲田一丁目 3-11 末広三丁目 1-3	32-5940 27-8811 27-1777 68-0718 32-0605 33-7171 29-1460 32-6926 33-7241 27-1343 36-5311 31-3033 27-2311 27-6119 87-1171 27-2221 27-2770 35-2321 35-7451 34-3500 36-5520 35-8868 32-7181 29-1371 38-8131 35-0033 35-5311 34-1312 27-3044 34-0794 26-1515 28-1811 26-3332	

品名	調達先	所在地	電話番号	備考
(衣料・繊維)	(有)ベースサポートムラオサ ホーマック(株) 弘前城東店 (株)北斗医理科 三上自動車整備工場 (有)みちのく安全 (有)メディカルコーポレーション (株)吉川広告	大町三丁目 11-2 早稻田四丁目 2-1 城東中央三丁目 3-3 和田町 9-1 撫牛子二丁目 9-3 取上五丁目 2-10 富田町 50	39-6116 29-1547 28-5161 33-5930 37-3555 36-7471 35-5711	
日用雑貨	青森県漆器協同組合連合会 アズマ(株) 弘前営業所 (株)アトラスプランニング (株)角弘 弘前支店 葛西源助商店 (株)金竹成家 弘前営業所 (株)菊池薬店 (株)くどう教材社 (株)クリーンサービス青森 弘前支店 (有)後藤商店 (株)小林紙工 ザ・サンワ弘前樋の口店 (株)サイキ 三幸(株) (株)サンデー 弘前安原店 (有)じんま薬店 (株)装美舎 (株)タクト 弘前営業所 (株)長慶 東北ビル管財(株) 弘前支店 (有)中田教材社 成田商店 羽賀音商店 (有)羽賀忠商店 花橋産業(株) 弘前営業所 (有)ビルアート 弘前糖業(株) (株)弘商 平成ビル管理(有) (株)吉川広告 (株)レンゴウ事務機	神田二丁目 4-9 田園一丁目 1-2 鷹匠町 20-2 神田三丁目 2-3 土手町 211-4 神田二丁目 3-7 土手町 18 新町 207 狼森字西元 3-24 浜の町西三丁目 3-8 和徳町 52 樋の口二丁目 8-8 城東中央三丁目 6-6 城東四丁目 5-11 泉野一丁目 4-2 品川町 45 神田四丁目 6-6 高田二丁目 8-1 高田三丁目 6-7 小沢字広野 179 川先二丁目 7-9 五所字野沢 44-4 松森町 47 和徳町 77 末広四丁目 1-2 末広五丁目 8-3 城東中央三丁目 2-13 末広三丁目 1-3 城西二丁目 7-10 富田町 50 浜の町西三丁目 4-3	35-3629 27-1777 31-4802 32-2481 32-1021 33-7171 32-7556 35-3562 87-1216 32-7929 36-5311 31-3033 27-2311 27-0085 88-1121 32-4937 36-5520 29-1371 27-3511 88-3791 27-3545 84-2012 32-5720 32-1718 27-3044 27-8552 28-1133 26-3332 32-7571 35-5711 36-6060	
石油製品	青森県石油商業協同組合	青森市柳川一丁目 4-1	017-722-1400	

〔表〕4-14-2 調達物資の集積場所

(防災安全課 平成26年4月)

施設名	所在地	管理責任者	電話番号	施設の概況	配分対象地域
市民会館	下白銀町1-6	市民会館長	32-3374~5	集会研修施設	主として中心地域
中央公民館	下白銀町19-4	中央公民館長	33-6561~3	〃	主として中心地域
千年公民館	小栗山字川合115-1	〃	87-2130	〃	主として南部地域
新和地区体育文化交流センター	種市字木幡387	市民協働政策課長	72-0055	体育文化施設	主として北部地域
青森県武道館	豊田二丁目3	(財)弘前市体育協会	26-2200	屋内体育施設	主として東部地域
河西体育センター	石渡一丁目19-1	文化スポーツ振興課長	38-3200	〃	主として西部地域
岩木庁舎	賀田一丁目1-1	岩木総合支所民生課長	82-3111		岩木地区
相馬庁舎	五所字野沢41-1	相馬総合支所民生課長	84-2111		相馬地区

〔表〕4-15-1 救護所の設置場所

(健康づくり推進課 平成26年4月)

施設名	所在地	電話番号	管理者	収容能力	備考
弘前総合保健センター	野田二丁目7-1	37-3750~2	健康づくり 推進課長	100人	機能訓練室
岩木保健福祉センター	賀田字大浦4-1	82-3535	〃	200人	

〔表〕4-15-2 医薬品等の主な調達先

(市立病院 平成26年4月)

品名	調達先	所在地	電話番号
医薬	(株)菊池薬店	弘前市大字土手町18	32-7586
〃	(株)東酸 弘前事業所	弘前市大字神田四丁目2-11	36-7711
〃	(株)富士商会	弘前市大字高田五丁目12-2	27-4228
〃	(株)工藤酸素店	弘前市大字金属町3-3	88-3221
医療品	(株)ケービージョン	弘前市大字徳田町23-6	37-1360
〃	(有)佐藤器機	弘前市大字安原三丁目8-1	87-1171
〃	(株)シバタ医理科	弘前市大字高田三丁目7-1	27-2221
〃	(株)白石医療器	弘前市大字神田五丁目8-5	34-3500
〃	(有)タック医療	弘前市大字小比内五丁目13-6	26-4506
〃	東北化学薬品(株)	弘前市大字神田一丁目3-1	33-8131
〃	(株)弘前山上医科	弘前市大字稻田一丁目3-11	28-1811
〃	フクダライフテック北東北(株)弘前営業所	弘前市大字高田二丁目3-1	26-2204
〃	(株)フラー・メディカル	弘前市大字田園二丁目2-11	27-0227
〃	樋口ホスピタルサプライ(株)弘前営業所	弘前市大字城東四丁目5-1	28-5555
〃	(株)八甲メディカル	青森市大字自由ヶ丘二丁目20-40	017-743-0052

品名	調達先	所在地	電話番号
医薬・医療品	(株)小田島 弘前支店	弘前市大字城東中央三丁目 7-1	27-5221
〃	(株)共立医科器械(株) 弘前営業所	弘前市大字城東北一丁目 1-25	29-1460
〃	(株)恒和薬品 弘前営業所	弘前市大字田園二丁目 2-13	26-3700
〃	(株)スズケン 弘前支店	弘前市大字神田一丁目 2-3	31-3360
〃	(株)南部医理科 弘前営業所	弘前市大字田園一丁目 9-6	26-3003
〃	(株)バイタルネット 弘前支店	弘前市大字扇町二丁目 3-1	27-8723
〃	(株)北斗医理科	弘前市大字城東中央三丁目 3-3	28-5161
〃	(株)町田アンド町田商会	弘前市大字境関字西田 28-1	26-1700
〃	株式会社メディセオ 弘前支店	弘前市大字田町一丁目 7-3	33-7111
〃	東邦薬品(株)弘前営業所	弘前市大字扇町一丁目 1-11	27-8341

[表] 4-15-3 医療機関等の状況

①弘前市立病院

(市立病院 平成26年6月)

施設名	所在地	電話番号	診療科目	医療従事者(名)	病床数(床)	自家発電の状況
○弘前市立病院 (災害拠点病院※)	大町三丁目8-1	34-3211	内、小児、外、整形外、眼、産婦人、耳鼻咽喉、放射線、リハビリテーション、麻酔	常勤医 28 看護師等 185	250	625kVA 6600V 全施設

※ 災害拠点病院とは、24時間対応の災害医療支援機能を有する医療機関のこと。災害時の医療を確保するため、県内の2次医療圏ごとに地域災害拠点病院とこれらを全県的に支援する基幹災害拠点病院を県知事が指定する。

基幹災害拠点病院：青森県立中央病院

地域災害拠点病院：弘前市立病院、黒石市国保黒石病院

②弘前市内医療機関

(健康づくり推進課 平成26年6月)

施設名	所在地	電話番号	診療科目	医療従事者(名)			病床数(床)	自家発電の状況
				医師	看護師	助産師		
○国立病院機構弘前病院	富野町1	32-4311	内、精神、呼吸器、消化器小児、外、整形外、脳神経外、皮膚、泌尿器、産婦人、眼、耳鼻咽喉、放射線、歯、麻酔、	38	179	23	342	150kVA 100/200V 手術室、非常灯、非常用消火器、エレベーター
○弘前大学医学部附属病院	本町53	33-5111	内（消化器、血液、膠原病、循環器）、内（内分泌、糖尿病代謝、感染症）、神経内科、腫瘍内科、精神、小児、心臓血管外、外、整形外、皮膚、泌尿器、眼、耳鼻咽喉、放射線、産婦人、麻酔、脳神経外、形成外、小児外、内（総合診療）、外（救急）、歯科口腔外	334	524	24	644	1・2号機共に 1000kVA 6,600V 全施設
鳴海病院	品川町19	32-5211	内、リハビリテーション、放射線、呼吸器、消化器、循環器、外、心臓血管外、胃腸	9	52		121	手術室、消防設備、全館に非常用コンセント設置
○弘前中央病院	吉野町3-1	36-7111	内、外、リハビリテーション、消化器、呼吸器、放射線、整形外、循環器、呼吸器外、心臓外	18	62		210	120kVA 100V及び 225kVA 200V 全施設 200kVA 100V

施設名	所在地	電話番号	診療科目	医療従事者(名)			病床数(床)	自家発電の状況
				医師	看護師	助産師		
○健生病院	野田二丁目2-1	32-1171	精神、神経、内、外、整形外、小児、呼吸器、眼、循環器、産婦人、放射線、麻酔、消化器、リハビリテーション	35	225	15	282	1・3号機 100kVA 動力用 200V、 コンセント等電源用 100V に相互切替え可能 手術、検査、電灯 2号機 80kVA 200V、消防設備
○弘前メディカルセンター	大町二丁目2-9	35-1511	外、内、整形外、脳神経、皮膚、肛門	6	24		137	A棟 58kVA B棟 35kVA 200V
藤代健生病院	藤代二丁目12-1	36-5181	精神、神経、内、放射線、リハビリテーション	9	76		248	130kVA 100V 病棟、玄関、廊下、トイレ
梅村医院	石渡一丁目1-6	32-3593	内、小児、放射線	2	3		60	17.5kVA 200V 診察室、病室
福士病院	新里字東里見49	27-1521	整形外、形成外、内、皮膚、リウマチ、リハビリテーション	5	8		64	軽油式自家発電
弘前愛成会病院	北園一丁目6-2	34-7111	精神、神経、内	12	62		328	200kVA 100/200V 厨房、井戸ポンプ
○弘前小野病院	和泉二丁目19-1	27-1431	内、循環器、呼吸器、消化器、内分泌、神経内、外、呼吸器外、整形外、大腸肛門、放射線、リハビリテーション	7	16		99	40kVA (32KW) 200V
聖康会病院	和泉二丁目17-1	27-4121	精神、神経、内	4	16		88	主要一部有
○弘愛会病院	宮川三丁目1-4	33-2871	内、外、整形外、皮膚、呼吸器、消化器、肛門、形成外、循環器リハビリテーション	9	27		84	115kVA 200V 全館対応
鷹揚郷腎研究所弘前病院	小沢字山崎90	87-1221	泌尿器、内、外、歯、放射線、リハビリテーション	9	111		109	95・180・ 225kVA 200V(3台) 透析等

施設名	所在地	電話番号	診療科目	医療従事者(名)			病床数 (床)	自家発電 の状況
				医師	看護師	助産師		
弘前記念病院	境関字西田59-1	28-1211	整形外、内、麻酔、放射線、リハビリテーション	13	86		171	本館 115kVA 手術棟 50kVA
○弘前脳卒中リハビリテーションセンター	扇町一丁目2-1	28-8220	内、整形外、リハビリテーション、神経内	16	152		248	375kVA

備考 上記①及び②の表中の○印は、救急告示病院

〔表〕4-17-1 弘前市役所車両台数一覧表

(財産管理課 平成26年4月)

車種 課名	普通自動車	小型自動車	軽自動車	広報車	普通乗合	中型バス	図書車	普通貨物車	小型貨物車	大型特殊車	普通・小型特殊車	塵芥車	道路清掃車	散水車	タイヤドローラ	ショベルロード	ブルドーザー	グレーダー	凍結抑制剤散布車	ロータリ除雪車	スノーモビル	バックホー	コンバクター	シユレッダ	フォクリフト	ハイルロード	レントゲン車	バイク	課合計
財産管理課	2	5	2	1								2														6	18		
市民税課			1																									1	
資産税課				4																								4	
収納課		1	3																									4	
市民協働政策課				1	1																							2	
文化スポーツ振興課				4						1	2	3	1								5						16		
環境管理課			2																									2	
環境事業所	2		3					2	3			1	1				1	1				2		2	1			26	
福祉政策課	1	3	3		1							2																10	
子育て支援課				1																								1	
生活福祉課				5																								5	
国保年金課				1																								1	
介護福祉課			1																									1	
広聴広報課	1																											1	
スマートシティ推進室	1																											1	
健康づくり推進課 (岩木福祉センタ一含む。)		6	2																									8	
農業政策課		2	2																									4	
りんご課		1										1																2	
農村整備課	4									1																		5	
産業育成課		1																											1
観光政策課	2	4		3					1																			10	
公園緑地課	1		4					1	4			5			1						1	2			1		20		
建設政策課	2	2										1																5	
道路維持課	1	3		1				15	2	6	9	2	1	1	3	8	5	5	5	1							63		
建築指導課										1																		1	
都市政策課		2										1																3	
区画整理課	1	1																										2	
岩木総合支所総務課	1		1		1																							3	
岩木総合支所民生課	1	1																										2	
相馬総合支所総務課	1	1										1																3	
相馬総合支所民生課					1																							1	

車種 斜線 課名	普通自動車	小型乗用ワゴン車	軽自動車	広報車	普通乗合	中型バス	図書車	普通貨物車	小型貨物車	大型特殊車	普通・小型特殊	塵芥車	道路清掃車	散水車	タイヤドーザ	ショベルロード	ブルドーザ	グレーダー	凍結抑制剤散布車	ロータリ除雪車	スノモビル	バックホー	コンパクタ	シユレッダ	フォクリフト	ホイールローダ	レンタゲン車	バイク	課合計
学校企画課		1																										1	
学務健康課	1				2																							3	
学校指導課	1																											1	
生涯学習課	2	1	1																									4	
中央公民館(岩木館・相馬館含む。)	2		1																									3	
図書館							1		1																			2	
文化財課	1	1							1																			3	
給食センター		2							27																			29	
各出張所			6																										6
議会事務局							1																						1
農業委員会	1																												1
車両合計	27	40	48	2	9	1	1	46	17	9	17	15	2	1	4	9	1	5	6	7	3		2	1	1	6	281		

〔表〕4-17-2 陸上運送業者の自動車

## ①貨物自動車(営業用トラック)

(青森県トラック協会弘前支部 平成26年3月)

事業所名	所 在 地	電 話 (FAX)	事業内容	
			一般	一般 積合せ その他
弘前運送(株)	弘前市大字神田四丁目5-1	36-0424 (36-0452)		○
(有)弘前貨物	弘前市大字末広二丁目1-1	27-7005 (27-1900)		○
(有)中央貨物	弘前市大字東城北一丁目2-2	32-6509 (34-8573)		○
マルワ小型運送(有)	弘前市大字取上一丁目12-2	34-8961 (34-8962)		○
(有)小笠原乳品運送	弘前市大字大久保字宮本265-3	34-8988 (35-6196)		○
(有)衛生便利社	弘前市大字相良町30-1	32-0910 (34-1556)		■
(株)グローバル	弘前市大字青樹町15-7	89-1733 (89-2261)		○
(株)弘南運輸	弘前市大字藤野二丁目8-4	38-2990 (38-2995)		○
(有)神健運送	弘前市大字神田三丁目3-16	35-8077 (32-1123)		○
(有)赤石貨物	弘前市大字野田一丁目12-5	33-1131 (33-1132)		○
(有)高橋運送	弘前市大字川合字下川原41-1	27-5353 (27-5383)		○
(株)寺崎	弘前市大字藤野二丁目7-3	38-0202 (38-0204)		○
(株)小栗山運送	弘前市大字小栗山字小松ヶ沢127	87-3661 (87-4878)		○
(有)ヤマト運送	弘前市大字新里字東平岡80-2	27-1311 (27-1312)		○
(有)丸佐運送	西目屋村大字田代字神田53-1	86-2981 (86-2981)		○
(有)丸仁運輸	弘前市大字福田一丁目3-7	27-0045 (27-0044)		○
(有)弘永興業	弘前市大字撫牛子二丁目4-4	39-7707 (39-7708)		○
(有)弘西運輸	弘前市大字小沢字大開45-55	88-1300 (87-5325)		○
(有)樹形運送	弘前市大字高田三丁目6-10	27-3211 (27-3212)		○
城東運送(有)	弘前市大字石渡一丁目18-15	33-8811 (33-8813)		○
(有)桜庭運送	弘前市大字金属町5-2	88-0021 (87-3110)		○
(有)津軽運輸	弘前市大字向外瀬字豊田230-3	37-6282 (37-6288)		○
日興運輸(株)	弘前市大字石川字泉田31-1	92-2211 (92-2020)		○
(有)サクラ配送サービス	弘前市大字小沢字大開75-3	88-0077		○
(有)弘和運輸	弘前市大字浜の町西一丁目3-14	34-3074 (32-5877)		○

事業所名	所 在 地	電 話 (F A X)	事業内容	
			一般	一般 積合せ その他
㈲みちのく運輸	板柳町大字赤田字松下3 7 - 1	73-5121 (73-5121)		特
東北名鉄運輸(株) 弘前支店	弘前市大字堀越字柳田2 4 5 - 1	28-5050 (28-5055)	○	
ワールド運輸(株)	弘前市大字小比内字福田范6 2 - 3	28-3110 (27-6243)		○
㈱丸祐運送	弘前市大字高田三丁目6 - 1 1	27-2697 (27-4762)	○	
㈲カネハル運輸	弘前市大字撫牛子四丁目4 - 7	32-8827 (37-8686)		○
日通弘前運輸(株)	田舎館村大字川部字上船橋5 0 - 1 0	58-4300 (58-4302)		○
中越テック(株) 青森営業所	弘前市大字高田三丁目5 - 5	27-3034 (27-9396)		○
㈱富士興業 弘前営業所	弘前市大字神田四丁目5 - 2	32-4195 (32-8013)		○
㈱高谷萬花堂	弘前市大字百石町3 2	33-6006 (37-0043)		靈
㈱青部急行	弘前市大字中別所字電4 2 - 1	33-5205 (35-3027)		○
㈲日栄運輸興業	弘前市大字船水一丁目1 - 1	33-9595 (32-3600)		○
㈲東北トランスポー ト	弘前市大字船水二丁目2 - 4	33-0404 (33-0641)		靈
青森ロイヤル運輸(有)	藤崎町大字藤崎字村井4 5 - 1	75-6564 (75-6337)		○
㈲青森流通センター	板柳町大字深味字西西田2 0 - 1	72-1741 (72-0608)		○
㈲平和運輸	弘前市大字兼平字猿沢2 6 - 1	82-2241 (82-2141)		○
丸武興業(株)	弘前市大字一町田字早稻田7 8 0 - 5	82-5513 (82-5514)		○
㈲ウイングトランス ポート	弘前市大字小比内字福田范1 4 3	27-4001 (27-4010)		○
㈱弘前市場サービス	弘前市大字末広一丁目6 - 8	26-1400 (26-0039)		○
東北マルハ運輸(株) 青森営業所	弘前市大字城東五丁目2 3 - 1	27-8601 (28-3352)		○
新潟運輸(株) 弘前支店	藤崎町大字藤崎字中豊田6 - 2	75-5511 (75-4911)	○	
㈱青南エクスプレス	弘前市大字神田五丁目4 - 5	35-1416 (35-1415)		○
㈱鈴木組	弘前市大字堀越字川合5 0 - 5	28-1011 (28-1013)		○
㈲サンコウ運輸	弘前市大字西城北一丁目2 - 1	32-0051 (36-3050)		○
㈱弘前公益社	弘前市大字松森町1 6	34-5180 (36-6120)		靈
㈲弘前典礼	弘前市大字茂森新町三丁目7 - 3	34-0167 (34-0778)		靈
㈲丸菱商事	弘前市大字下湯口字青柳1 8 5 - 1	33-8840 (33-8845)		○
㈲茜運輸	弘前市大字茜町一丁目3 - 1 1	35-3853 (35-4188)		○
㈲旭興産	弘前市大字大久保字若松3 2 7 - 1 0	36-0842 (36-0843)		○
㈲大勝運輸	弘前市大字境関一丁目2 - 1 0	29-6161 (29-6165)		○
ワーク物流(株)	弘前市大字石川字中川原3 3 - 1	92-2222 (92-4444)		○

事業所名	所在 地	電 話 (F A X)	事業内容	
			一般	一般 積合せ その他
(有)佐藤建材	弘前市大字樹木二丁目 3－5	33-3384 (33-3384)		○
(有)弘前総合物流	黒石市大字八甲 7 9	53-9300 (53-9302)		○
(有)東健運輸	弘前市大字中崎字川原田 7－1 1	95-2779 (95-3642)		○
エイトウイング(株)	弘前市大字豊田一丁目 4－6 5	29-4880 (29-4884)		○
弘伸自動車(有)	弘前市大字大開一丁目 2－1	88-2125 (88-2142)		○
弘前倉庫(株)	弘前市大字豊田三丁目 5－1	27-2121 (27-2123)		○
(有)たんぽぽ運送	弘前市大字浜の町東三丁目 1 3－7	35-0663 (35-0663)		○
(有)田中や葬祭	弘前市大字茂森町 1 6 6	32-6004 (32-6108)		靈
三栄急送(株)	黒石市大字浅瀬石字稻村 3 4－5	59-1818 (59-1820)		○
(有)弘前博善社	弘前市大字富田二丁目 5－1 2	32-4717 (34-9030)		靈

備考 事業内容の「一般・積合せ」欄に○印がある場合は、一般貨物運送事業及び特別積合運送事業者

「一般・その他」欄に○印がある事業所は、一般貨物運送事業者

「一般・その他」欄に「靈」が記載されている事業所は、靈柩車運送事業者

「一般・その他」欄に「特」が記載されている事業所は、特定貨物運送事業者

## ②バス

(公益社団法人青森県バス協会 平成26年3月)

事業所名	所在 地	電話番号 (F A X)	事 業 種 目	車両数
弘南バス(株)	弘前市大字藤野二丁目 3-6	32-2241 (38-4555)	一般乗合・ 一般貸切旅客自動車運送事業	325
白神観光バス(有)	弘前市大字黒土字山下 4 1	86-2016 (86-2017)	一般貸切旅客自動車運送事業	8
北星交通(株)	弘前市大字本町 6 4-3	32-0272 (36-3636)	〃	3
(株)前田観光タクシー	弘前市大字賀田二丁目 1 1-2	82-4150 (82-4888)	〃	5
(株)ビッグ・ウイング	弘前市大字末広二丁目 6-7	26-2455 (26-2456)	〃	10

〔表〕4-17-3 緊急通行車両（輸送用のみ）

(防災安全課 平成26年4月)

車種 課名	普通自動車	小型乗用ワゴン車	広報車	普通貨物車	中型バス
財産管理課	2	3	1		
市民協働政策課		1			
産業育成課		1			
都市政策課			1		
学校指導課		1			
相馬総合支所総務課		1			
議会事務局					1

備考1 事前届出済の緊急通行車両のうち、用途が輸送（人、物資）の車両

2 この車両は、〔表〕4-17-1に含まれる。

〔表〕4-18-1 日赤奉仕団、ボランティア団体の現況

(平成26年4月)

団体名	所在地	電話番号	団体員数（人）			活動内容
			男	女	計	
弘前市町会連合会	上白銀町1-1	35-1111 (内346)	319	6	325	町会等との情報交換及び行政機関等との協力
弘前市連合婦人会	賀田一丁目18-3	82-3214		131	131	地域関係事業への協力・参加
弘前市民生委員児童委員協議会	上白銀町1-1	40-7037	135	251	386	民生委員・児童委員の研修及び情報交換活動等
弘前市社会福祉協議会	宮園二丁目8-1	33-1161	43,811 世帯			地域の福祉増進活動
弘前市赤十字奉仕団	宮園二丁目8-1	33-1161	303	1,497	1,800	各種赤十字活動への協力

〔表〕4-18-2 労務者の宿泊施設予定場所

名称	管理者	所在地	電話番号	施設概況	収容可能人員
中央公民館	中央公民館長	下白銀町19-4	33-6561	2F会議室 229 m <sup>2</sup> 和室 78畳	70人 40人
青森県武道館	(財)弘前市体育協会	豊田二丁目3-1	合宿所 26-2200	和室 16畳	96人
中央公民館岩木館	中央公民館岩木館長	賀田一丁目18-3	82-3214	大和室 98畳	50人
岩木山総合公園	文化スポーツ振興課長	百沢字裾野195-1	宿泊所 83-2311	和室 10室	74人

〔表〕4-20-1 防疫用薬剤の調達先

(法務契約課 平成26年4月)

品名	調達先	所在地	電話番号	備考
消石灰	(株)工藤熊五郎商店	浜の町東二丁目 2-8	32-9181	
"	(株)青工 弘前支店	境閣字亥の宮 36	39-6231	
"	第一化学(株)弘前営業所	小比内五丁目 17-6	29-1163	
"	(有)高木静一商店	松森町 158	32-6491	
"	(株)ナラトモ	神田二丁目 3-1	38-2030	
"	弘前建材(株)	松ヶ枝三丁目 7-1	27-4622	
"	弘前舗装(株)	石川字中川原 2-1	92-2121	
石鹼・洗剤類	アズマ(株) 弘前営業所	田園一丁目 1-2	27-1777	
"	AIA環境科学(有)	小沢字広野 179	89-1414	
"	葛西源助商店	土手町 211-4	32-1021	
"	(株)金竹成家 弘前営業所	神田二丁目 3-7	33-7171	
"	(株)菊池薬店	土手町 18	32-7556	
"	北沢産業(株)弘前営業所	豊田三丁目 1-2	27-6644	
"	共立医科器械(株) 弘前営業所	城東北一丁目 1-25	29-1460	
"	(有)きらら	末広二丁目 4-2	29-4422	
"	(株)工藤酸素店	金属町 3-3	88-3221	
"	(株)クリーンサービス青森弘前支店	狼森字西元 3-24	87-1216	
"	(株)クリンテック	大久保字西田 369	33-7241	
"	(有)コスモス商会	門外四丁目 3-47	33-7311	
"	(有)後藤商店	浜の町西三丁目 3-8	32-7929	
"	(株)小林紙工	和徳町 52	36-5311	
"	ザ・サンワ弘前樋の口店	樋の口二丁目 8-8	31-3033	
"	三幸(株)	城東四丁目 5-11	27-0085	
"	(株)サン・コホーレーション弘前営業所	北園二丁目 9-20	88-7337	
"	(有)じんま薬店	品川町 45	32-4937	
"	(株)装美舎	神田四丁目 6-6	36-5520	
"	太平熔材(株) 弘前営業所	神田四丁目 6-16	36-7851	
"	(株)タクト弘前営業所	高田二丁目 8-1	29-1371	
"	(株)長慶	高田三丁目 6-7	27-3511	
"	東邦薬品(株) 弘前営業所	扇町一丁目 1-11	27-8341	
"	(株)東北タンク商会弘前営業所	代官町 83	32-8191	
"	東北ビル管財(株)弘前支店	小沢字広野 179	88-3791	
"	東洋建物管理(株)弘前支社	富田一丁目 2-5	34-6566	
"	(有)東洋美装	清水三丁目 1-5	34-3011	
"	(株)トーソー 弘前支店	末広五丁目 6-5	27-7400	
"	(有)中田教材社	川先二丁目 7-9	27-3545	
"	成商ビル管理(株)	北瓦ヶ町 13-1	89-1350	
"	成田商店	五所字野沢 44-4	84-2012	
"	羽賀音商店	松森町 47	32-5720	
"	(有)羽賀忠商店	和徳町 77	32-1718	
"	花楯産業(株) 弘前営業所	末広四丁目 1-2	27-3044	
"	(有)ビルアート	末広五丁目 8-3	27-8552	

品名	調達先	所在地	電話番号	備考
石鹼・洗剤類	ひろさきチャイルド社	栄町二丁目 3-8	34-0794	
〃	弘前糖業(株)	城東中央三丁目 2-13	28-1133	
〃	(株)弘商	末広三丁目 1-3	26-3332	
〃	(株)福商	富田二丁目 6-1	33-8120	
〃	平成ビル管理(有)	城西二丁目 7-10	32-7571	
〃	ホーマック(株) 弘前城東店	早稲田四丁目 2-1	29-1547	
〃	北都ビル総合管理(有)	茜町二丁目 6-5	33-1717	
〃	(株)民友薬品	扇町一丁目 1-6	40-4040	
〃	(株)八木橋薬局	和徳町 23-5	35-2811	
〃	(株)レンゴウ事務機	浜の町西三丁目 4-3	36-6060	

[表] 4-21-1 ごみ及びし尿の処理施設

(環境管理課 平成26年1月)

施設名	所在地	管理者	電話番号	処理能力	処理方法	配置人員
弘前地区環境整備センター	町田字筒井 6-2	弘前地区環境整備事務組合管理者	36-3883	246t/日	全連続燃焼方式	6人×4班
南部清掃工場	小金崎字川原田 54	弘前地区環境整備事務組合管理者	92-2105	140t/日	全連続燃焼方式	4人×4班
弘前市埋立処分場	十腰内字猿沢 2397-1	弘前市長	93-2830	平成26年1月末現在 残余容量 3,793 m <sup>3</sup>	サンドイッチ方式	5人
E Cクリーンセンター瑞穂	常盤野字上黒沢 97	弘前市長	83-2071	平成26年1月末現在 残余容量 27,676 m <sup>3</sup>	サンドイッチ方式	5人
中央衛生センター	高杉字神原 282-136	弘前地区環境整備事務組合管理者	97-2011	220kl/日	低希釈二段活性汚泥法	14人

〔表〕4-21-2 廃棄物収集運搬車両の調達先

## ①ごみ収集車

(環境管理課 平成26年6月)

調達先	所在地	電話番号	台数
弘前市	町田字筒井6-2	32-1952	1
弘前環境管理協同組合	塩分町31-1	33-0467	41
(有)東北クリーン	土堂字早川276-1	33-1919	25
(有)東北環境開発	撫牛子五丁目6-5	27-8644	8
マルワ小型運送(有)	取上一丁目12-2	34-8961	4
(有)東洋美装	清水三丁目1-5	34-3011	6
弘前清掃(株)	神田三丁目3-18	34-6471	9
株津軽衛生公社	向外瀬字豊田357-1	37-3338	10
株弘南運輸	藤野二丁目8-4	38-2990	4
株第一ビル管理センター	城東中央二丁目3-4	28-3206	7
東北ハイウェイサービス(株)	茜町二丁目6-5	33-6181	2
(有)青森クリーンチーム	植田町47	38-1414	2
株大同紙業	川先四丁目10-1	27-5425	3
株伸和産業	堅田一丁目4-2	35-5255	6
株産交	藤野二丁目9-3	36-5165	3
(有)さくらクリーン	西城北一丁目7-1	36-0678	6
(有)エコ・ネット	清水森字清水野2	87-0188	11
(有)リサイクル・システムズ	堅田一丁目4-1	88-7452	2
AIA環境科学(有)	小沢字広野179	89-1414	2
(有)弘前重機	品川町170-4	27-4001	5
(有)リスマント	稻田二丁目9-9	27-3060	2
株丸耕建設	黒土字山下52	86-2100	2
北彩クリーン(有)	松木平字富永50-3	89-1200	3
(有)岩木浄化センター	五代字早稻田456-2	82-2012	4
(有)T・N・C	末広五丁目4-13	35-6896	2
吉田べんりサービス	千年四丁目5-19	88-3739	2
株兼建興業	兼平字猿沢26-1	82-2145	16
(有)平和運輸	兼平字猿沢26-1	82-2241	37
エイトウイング(株)	豊田一丁目4-65	29-4880	2
株丸祐運送	高田三丁目6-11	27-2697	3
(有)小笠原紙業	土堂字早川276-5	36-2193	3
ライヴズ	鷹匠町14-4	38-3315	2
青山便利サービス	城西三丁目13-1	32-7519	3
便利屋カネキュー	高田二丁目2-3	28-3188	1
赤帽佐藤運送	石渡四丁目3-1	33-7618	3
特殊清掃会社ホーキング	茂森新町三丁目8-9	88-7477	2
(有)桂田美掃	西目屋村大字大秋字鶴住91	85-2788	3
株HCSホームケアサービス	和泉二丁目20-1	26-9988	6
株ライフイン	撫牛子二丁目9-23	37-7571	2
べんりサービス永楽	若党町29-5	36-7438	1
株合祥	小沢字広野108	88-6021	2
株設備技研オサナイ	土堂字長瀬252-2	38-4111	3
赤帽アラヤ運送	松原東三丁目12-35	87-5341	4
株千葉商会	小栗山字小松ヶ沢245	87-2917	1
(有)成田建材	真土字大川22-5	82-2051	4

②バキューム車

(環境管理課 平成26年6月)

調達先	所在地	電話番号	台数
中弘衛生企業組合	松ヶ枝三丁目 7-1	55-8661	2
㈱津軽衛生公社	向外瀬字豊田 357-1	37-3338	6
弘前衛生企業組合	神田三丁目 3-18	32-2903	2
岩木中央衛生社	駒越字高田 65-6	33-3780	1
岩木衛生社	五代字早稻田 456-2	82-2012	3
㈱東奥浄化センター	樹木二丁目 26-1	34-0525	6
㈱環境管理センター	金属町 5-11	88-2224	3
(有)環和浄化サービスセンター	清水森字下川原 2-128	87-4303	2
(有)東日本環境保全工業	向外瀬字豊田 358-1	37-3888	2

〔表〕 4-23-1 各学校の代替予定施設

(学校企画課 平成26年5月)

学校名	児童生徒数	予定施設名	予定施設所在地	収容能力(人)
【小学校】				
修齊	47	裾野中学校	十面沢字湯ヶ森 40	198
草薙	25	農村環境改善センター	大森字勝山 81-1	123
自得	68	北辰中学校	高杉字五反田 191	231
		鬼沢研修会館	鬼沢字後田 191	38
小友	51	新和中学校	種市字小島 57-2	255
		新和地区体育文化交流センター	種市字木幡 387	285
三和	54	小友小学校	小友字宇田野 1140	236
新和	75	新和中学校	種市字小島 57-2	363
		新和公民館	種市字熊谷 5-1	114
高杉	161	北辰中学校	高杉字五反田 191	231
		北辰学区高杉ふれあいセンター	独狐字山辺 72-1	387
		船沢中学校	富栄字浅井名 1	297
船沢	111	船沢公民館	折笠字宮川 95-5	214
		弥生町会会館	弥生字弥生平 102	33
三省	68	三省児童館	三世寺字月見野 2-4	65
		三世寺集会所	三世寺字鳴瀬 200-1	80
		中崎集会所	中崎字野脇 177	79
致遠	423	藤代公民館	八代町 2-10	75
		河西体育センター	石渡一丁目 19-1	508
城東	300	北小学校	青山三丁目 15-1	495
		和徳公民館	大久保字沼田 204	70
福村	438	東中学校	末広三丁目 2-1	231
		東部公民館	末広四丁目 10-1	180
豊田	421	東小学校	城東中央五丁目 6-1	264
		弘前克雪トレーニングセンター	豊田二丁目 3	141
堀越	424	第五中学校	川先二丁目 4-1	99
		堀越公民館	門外二丁目 3-11	128
		松原小学校	松原東二丁目 17	429
文京	338	第三中学校	豊原一丁目 3-3	429
松原	261	文京小学校	中野一丁目 1-1	231
		南中学校	原ヶ平字山中 20-13	495
千年	317	南中学校	原ヶ平字山中 20-13	495
		千年公民館	小栗山字川合 115-1	152
		千年地区交流センター	原ヶ平五丁目 1-13	379
大和沢	62	南中学校	原ヶ平字山中 20-13	495
		千年地区交流センター	原ヶ平五丁目 1-13	379
小沢	352	清水交流センター	大開二丁目 1-2	300
		清水公民館	小沢字御笠見 46	126
		桜ヶ丘中央集会所	桜ヶ丘四丁目 2-1	173
青柳	58	悪戸構造改善センター	悪戸字中野 86-2	61
		下湯口農業研修会館	下湯口字青柳 107-3	79
東目屋	67	東目屋中学校	桜庭字清水流 63-3	165
		東目屋ふれあいセンター	中野字豊田 20	208
和徳	278	第一中学校	和徳町 363-13	792
東	361	東中学校	末広三丁目 2-1	231
		東部公民館	末広四丁目 10-1	180
時敏	389	北小学校	青山三丁目 15-1	495
		弘前B & G海洋センター	八幡町一丁目 9-1	388
北	308	時敏小学校	宮園一丁目 5-1	330

学校名	児童生徒数	予定施設名	予定施設所在地	収容能力(人)
城西	244	第二中学校 市民体育館	平岡町 72 五十石町 7	396 788
西	195	第二中学校	平岡町 72	396
大成	301	第三中学校	豊原一丁目 3-3	429
第三大成	303	第三中学校	豊原一丁目 3-3	429
朝陽	171	桔梗野小学校 弘前市民会館	桔梗野二丁目 21 下白銀町 1-6	231 209
桔梗野	306	第四中学校	樹木五丁目 2-6	330
石川	184	石川中学校	石川字庄司川添 19-1	231
岩木	433	津軽中学校 岩木文化センター	五代字早稻田 478 賀田一丁目 18-4	396 60
百沢	24	岩木B & G海洋センター 百沢担い手センター	兼平字猿沢 32-11 百沢字笛平 8-17	500 100
常盤野	9	岩木山総合公園 嶽さわやかホール	百沢字裾野 195-1 常盤野字湯の沢 45-24	100 100
相馬	167	常盤野コミュニティセンター 相馬中学校	常盤野字上黒沢 25-73 紙漉沢字山越 48	100 297
【中学校】				
裾野	54	修斎小学校 草薙小学校	十面沢字赤坂 1-1 大森字田浦 12-1	198 264
新和	97	新和地区体育文化交流センター	種市字木幡 387	285
北辰	117	高杉小学校	高杉字神原 7-1	315
船沢	72	北辰学区高杉ふれあいセンター 船沢小学校	独狐字山辺 72-1 細越字早稻田 42	387 165
東目屋	44	東目屋小学校	桜庭字清水流 39	297
第一	699	東目屋ふれあいセンター 第一中学校区内各小学校 弘前文化会館	中野字豊田 20 宮園一丁目 5-1 外 下白銀町 19-4	208 1, 254 280
東	404	東中学校区内各小学校 総合学習センター	城東中央五丁目 6-1 末広四丁目 10-1	726 342
第二	530	第二中学校区内各小学校 市民体育館	新町 236-1 五十石町 7	1, 163 788
第三	547	第三中学校区内各小学校	中野一丁目 1-1 外	759
南	343	南中学校区内各小学校	松原東二丁目 17	759
第四	506	第四中学校区内各小学校	桔梗野二丁目 21 外	1, 122
第五	414	豊田小学校 堀越小学校	豊田一丁目 4-1 門外一丁目 3-3	99 132
石川	108	弘前克雪トレーニングセンター 石川小学校	豊田二丁目 3 石川字庄司川添 19-1	141 363
津軽	274	岩木小学校 中央公民館岩木館	五代字前田 451 賀田一丁目 18-3	561 349
常盤野	5	岩木山総合公園 嶽さわやかホール	百沢字裾野 195-1 常盤野字湯の沢 45-24	100 100
相馬	72	常盤野コミュニティセンター 相馬小学校	常盤野字上黒沢 25-73 黒滝字二ノ松本 2-4	100 264

(注) 常盤野小学校、常盤野中学校は併設校である。

〔表〕4-23-2 教材等の調達先

(法務契約課 平成26年4月)

品名	調達先	所在地	電話番号	備考
一般教材	青森教材社 青森県図書教育用品㈱ 赤石教材社 ㈱河合楽器製作所 弘前ピアノセンター ㈲教進社 ㈱くどう教材社 工藤書店 黒滝書店 広文社 ㈱JMTC JMTC 弘前教室 ㈱シバタ医理科 ㈲しまや ㈱新日本教材社 ㈱高木学習社 津軽ガクブチ ㈱テクラ ㈲中田教材社	西大工町 45-2 外崎三丁目 3-22 撫牛子一丁目 10-14 土手町 21 安原三丁目 9-5 新町 207 新町 163-1 品川町 1 広野一丁目 15-15 外崎四丁目 2-3 高田三丁目 7-1 百石町 13-1 新町 243 馬屋町 9-9 和徳町 11-3 和泉一丁目 3-1 川先二丁目 7-9	33-0559 27-8811 32-8859 32-1826 87-6625 35-3562 32-4521 32-4011 87-2771 29-1715 27-2221 32-6046 33-3141 34-7702 33-5751 26-9790 27-3545	
事務用品	赤石教材社 アズマ(㈱) 弘前営業所 ㈲エポックス 太田印房 ㈱オフィスマーケット ㈱金入 弘前営業所 ㈲教進社 ㈱くどう教材社 広文社 ㈱小林紙工 ザ・サンワ弘前樋の口店 ㈲ササヌマ産業 ㈲佐藤器機 ㈲三照堂 ㈱サンデー弘前安原店 ㈱装美舎 ㈱第一事務機 ㈱高木学習社 ㈱津軽事務機 ㈱テクラ ㈱東北データーサービス ㈲中田教材社 成田商店 ㈱鳴海紙店 ㈲ハマナ商店 ㈱ビジネスサービス 弘前支店 ㈱弘前事務機器商会 ㈱弘商 ㈱福商 ホーマック(㈱) 弘前城東店 山田文具 やまと印刷(㈱) ㈱レンゴウ事務機	撫牛子一丁目 10-14 田園一丁目 1-2 自由ヶ丘三丁目 16-4 和徳町 212 代官町 49-2 高田五丁目 5-3 安原三丁目 9-5 新町 207 広野一丁目 15-15 和徳町 52 樋の口二丁目 8-8 松ヶ枝三丁目 2-1 安原三丁目 8-1 一番町 15 泉野一丁目 4-2 神田四丁目 6-6 宮川三丁目 16-1 馬屋町 9-9 向外瀬字豊田 357-1 和泉一丁目 3-1 富野町 6-3 川先二丁目 7-9 五所字野沢 44-4 外崎三丁目 2-14 田茂木町 15-2 和泉二丁目 18-1 城東中央三丁目 5-10 末広三丁目 1-3 富田二丁目 6-1 早稲田四丁目 2-1 富田三丁目 11-8 神田四丁目 4-5 浜の町西三丁目 4-3	32-8859 27-1777 55-0208 32-7666 68-0718 29-5180 87-6625 35-3562 87-2771 36-5311 31-3033 28-2333 87-1171 32-3031 88-1121 36-5520 35-8868 34-7702 32-1919 26-9790 35-8281 27-3545 84-2012 27-5605 35-2618 28-5200 27-7111 26-3332 33-8120 29-1547 34-8178 34-4111 36-6060	

〔表〕 4-23-3 学校施設の状況

(学校企画課 平成26年5月)

学校名	所在地	教室数 (室)	応急 教室数 (室)	教員数		屋内体育 施設面積 (m <sup>2</sup> )	応急教育 収容人員 (人)	校庭等 面積 (m <sup>2</sup> )
				男 (人)	女 (人)			
【幼稚園】 和徳	野田一丁目 10-1	1	2	1	2	113	33	640
【小学校】								
修齊	十面沢字赤坂 1-1	5	7	4	7	741	198	15,170
草薙	大森字田浦 12-1	3	9	3	6	862	264	6,702
自得	鬼沢字菖蒲沢 109-4	7	5	4	9	414	99	3,890
小友	小友字宇田野 1140	5	7	4	6	860	198	11,927
三和	三和字川合 251-2	6	7	6	6	726	198	5,865
新和	青女子字桜苑 292-4	7	7	5	9	926	165	12,628
高杉	高杉字神原 7-1	8	11	7	8	457	315	8,426
船沢	細越字早稻田 42	7	7	5	9	589	165	8,083
三省	中崎字野脇 142-2	8	5	7	7	587	140	5,804
致遠	浜の町北一丁目 7-1	18	16	9	19	1,488	429	15,084
城東	大久保字西田 105-40	14	6	7	16	1,098	99	13,600
福村	福村一丁目 1-1	19	7	10	21	707	132	17,378
豊田	豊田一丁目 4-1	18	6	9	19	1,160	99	13,433
堀越	門外一丁目 3-3	19	8	10	19	1,143	132	10,956
文京	中野一丁目 1-1	15	10	9	20	838	231	5,526
松原	松原東二丁目 17	11	15	8	17	980	429	8,568
千年	小栗山字川合 119-7	14	8	8	14	683	165	5,827
大和沢	狼森字天王 12-1	6	6	6	7	858	165	13,674
小沢	大開二丁目 5-1	14	15	9	18	1,200	396	12,426
青柳	悪戸字村元 7-2	6	6	6	6	707	165	8,219
東目屋	桜庭字清水流 39	6	10	7	5	569	297	5,056
和徳	代官町 107-3	14	13	7	18	1,267	330	6,036
東	城東中央五丁目 6-1	14	11	9	16	994	264	12,662
時敏	宮園一丁目 5-1	17	14	10	20	1,195	330	13,541
北	青山三丁目 15-1	13	18	7	16	1,093	495	12,429
城西	新町 236-1	13	10	8	15	1,105	231	8,567
西	茜町三丁目 2-1	8	14	6	14	775	363	11,426
大成	御幸町 13-1	15	9	12	24	1,126	198	7,675
第三大成	富田町 47	13	13	9	13	1,111	330	9,528
朝陽	在府町 36	8	12	7	13	1,093	330	5,144
桔梗野	桔梗野二丁目 21	14	10	7	18	734	231	14,510
石川	石川字庄司川添 19-1	8	13	6	13	907	363	17,618
岩木	五代字前田 451	19	21	9	25	1,533	561	31,128
百沢	百沢字寺沢 95	3	10	4	3	1,007	297	14,097
常盤野	常盤野字湯の沢 45-4	3	1	4	3	(139)	(314)	(8,388)
相馬	黒滝字二ノ松本 2-4	8	10	5	10	1,193	264	16,786

学校名	所 在 地	教室数 (室)	応急 教室数 (室)	教員数		屋内体育 施設面積 (m <sup>2</sup> )	応急教育 収容人員 (人)	校庭等 面 積 (m <sup>2</sup> )
				男 (人)	女 (人)			
【中学校】								
裾野	十面沢字湯ヶ森 40	4	11	7	5	735	198	10,212
新和	種市字小島 57-2	4	16	8	5	708	363	10,037
北辰	高杉字五反田 191	5	12	12	3	697	231	11,514
船沢	富栄字浅井名 1	3	13	10	3	747	297	13,427
東目屋	桜庭字清水流 63-3	4	10	9	4	712	165	9,344
第一	和徳町 363-13	21	34	22	23	1,544	792	16,572
東	末広三丁目 2-1	14	15	20	15	1,293	231	17,728
第二	平岡町 72	18	21	27	13	1,524	396	17,687
第三	豊原一丁目 3-3	19	23	25	18	1,513	429	20,300
南	原ヶ平字山中 20-13	11	22	12	16	1,319	495	13,000
第四	樹木五丁目 2-6	16	19	20	15	1,500	330	16,921
第五	川先二丁目 4-1	14	11	22	13	1,278	99	19,964
石川	石川字庄司川添 19-1	6	12	11	7	740	231	16,081
津軽	五代字早稻田 478	12	19	12	15	1,884	396	11,840
常盤野	常盤野字湯の沢 45-4	1	10	2	2	901	198	(8,676)
相馬	紙漉沢字山越 48	3	13	8	4	1,259	297	9,868

(注) 常盤野小学校、常盤野中学校は併設校である。

〔表〕 4-23-4 学校以外の教育施設の状況

(学校企画課 平成26年4月)

施設名	所在地	施設概況	応急の教育時に おける収容可能 人員(人)
弘前市立中央公民館	下白銀町 19-4	大会議室 中会議室 第1～3会議室 視聴覚室 科学実習室 工作実習室 調理実習室	200 100 99 70 49 37 —
弘前市立中央公民館 岩木館	賀田一丁目 18-3	大ホール 大和室 大研修室 視聴覚室 会議室 小和室 創作室 音楽室 小研修室 調理実習室、茶室	135 57 48 45 15 20 20 15 18 —
弘前市立中央公民館 相馬館	五所字野沢 44-1	研修室1 研修室2 研修室3 和室 調理実習室	36 30 30 48 24
	五所字野沢 44-3	長慶閣	300
弘前市学習情報館	末広四丁目 10-1	大会議室 セミナー室 視聴覚室 工芸室 コンピュータ研修室	96 20 48 48 —
弘前市教育センター	末広四丁目 10-1	第1～5研修室 科学研修室	130

(注) 応急の教育時収容可能人員数の欄に記入がないものは、その施設が緊急時に他の用途に使用されるか  
若しくは教育の用に適しないためである。

〔表〕 5-6-1 危険物施設

(省略)

〔表〕 5-6-2 石油類大量保有事業所

(省略)

〔表〕 5-6-3 液化石油ガス製造施設

(省略)

〔表〕 5-6-4 一般高圧ガス製造施設

(省略)

〔表〕 5-6-5 火薬類貯蔵施設

(省略)

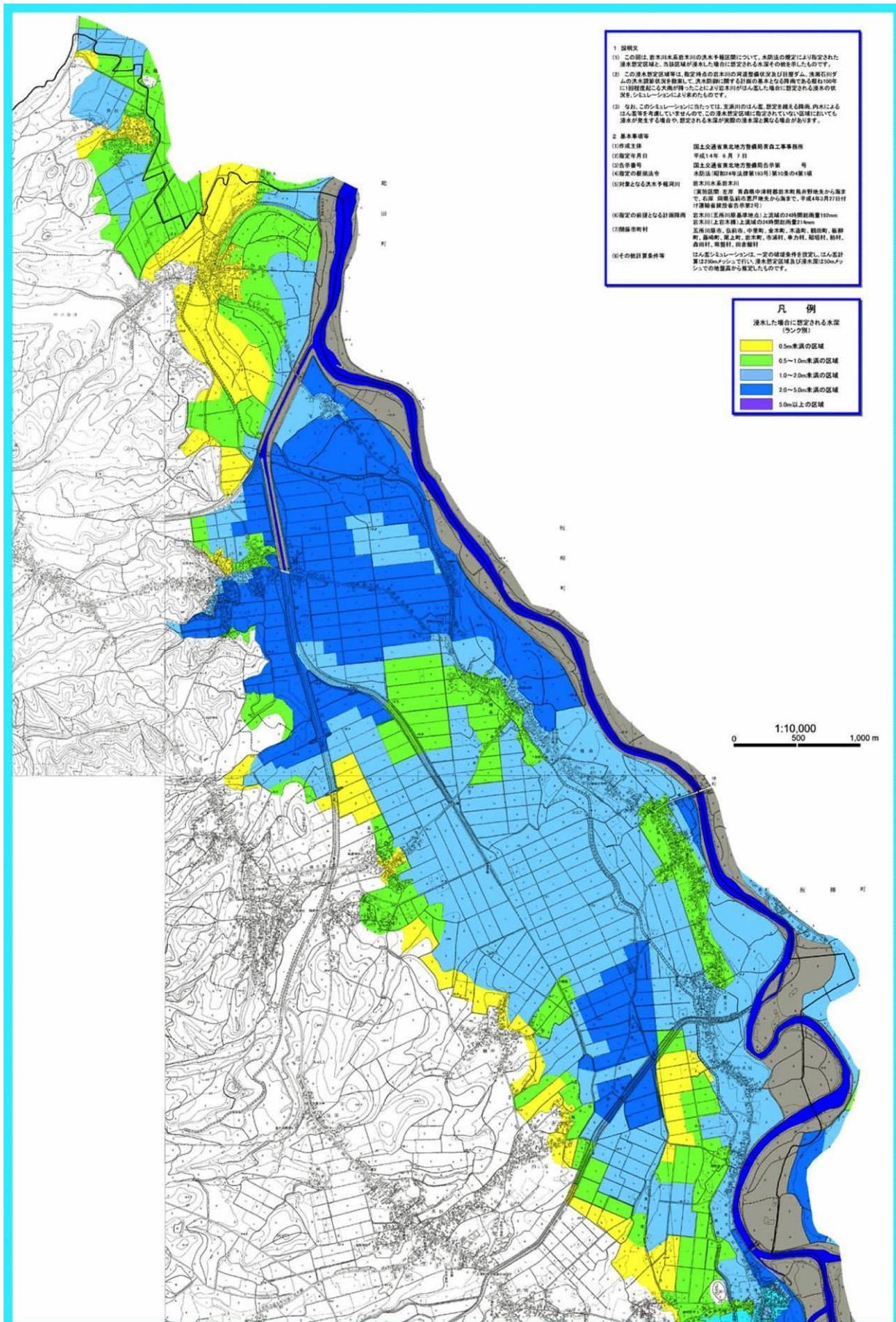
〔表〕 5-6-6 毒物・劇物貯蔵取扱事業所

(省略)

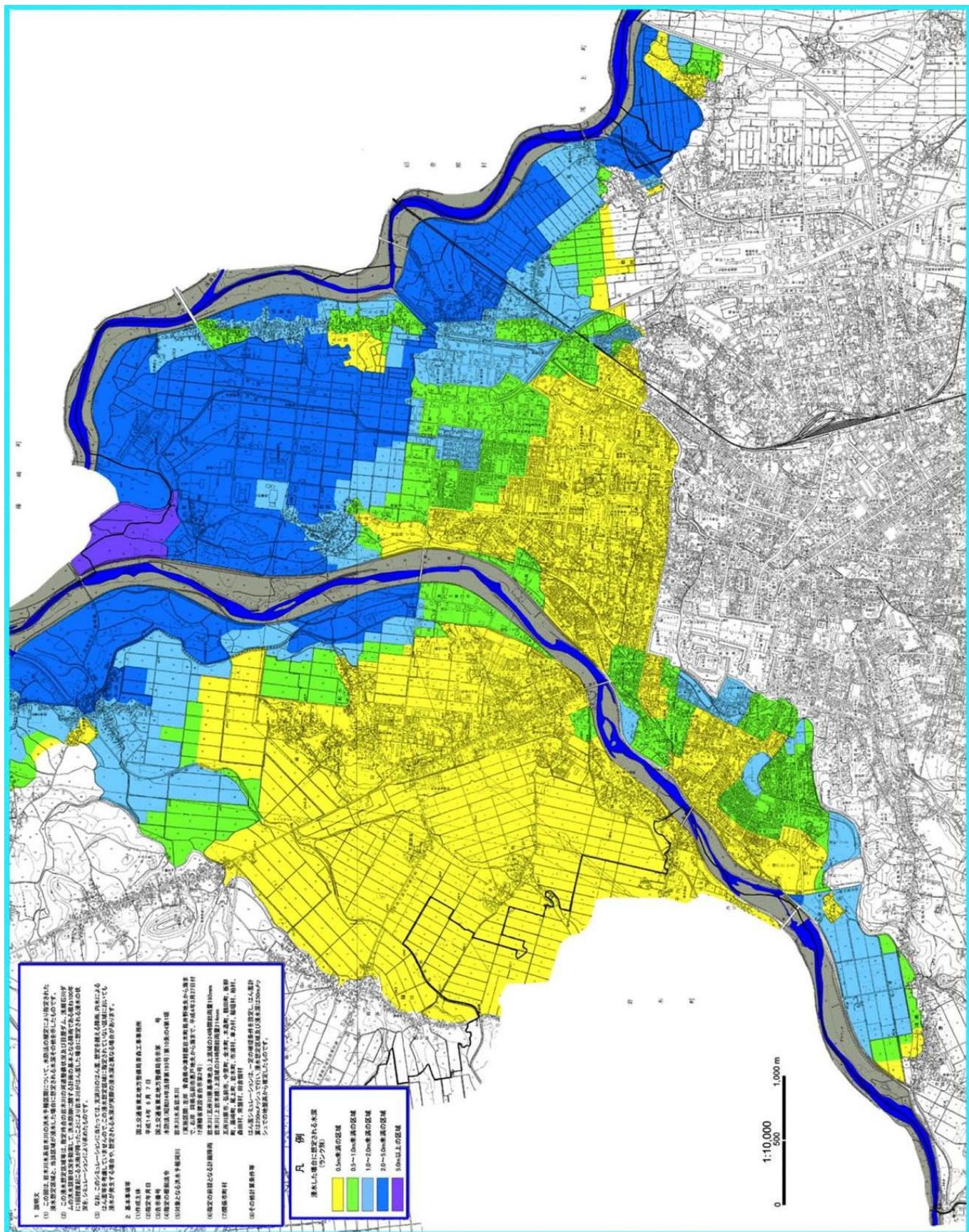
〔表〕 5-6-7 放射性同位元素等使用施設

(省略)

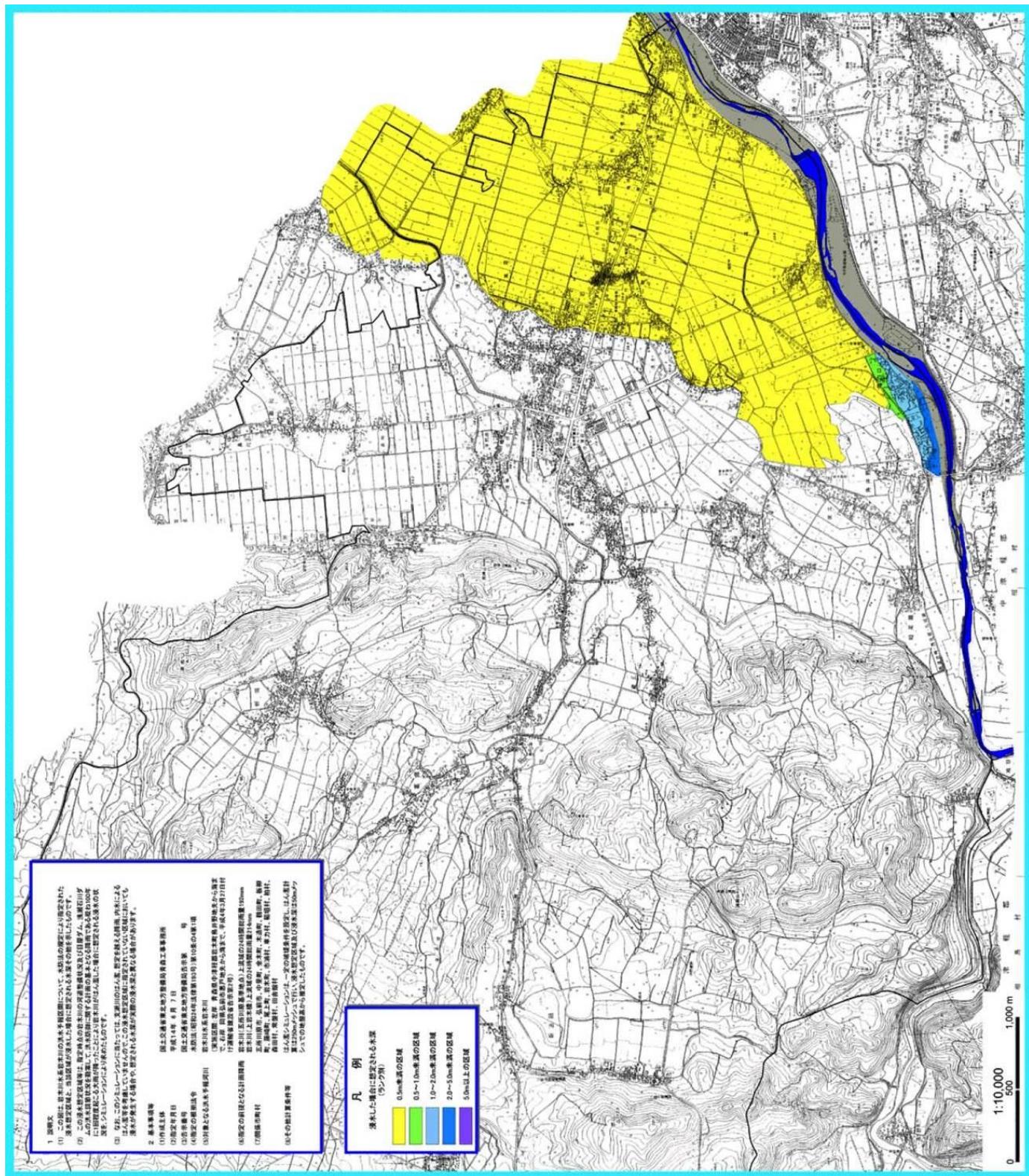
〔図〕 3-17-1 岩木川水系岩木川浸水想定区域図 (1/3)



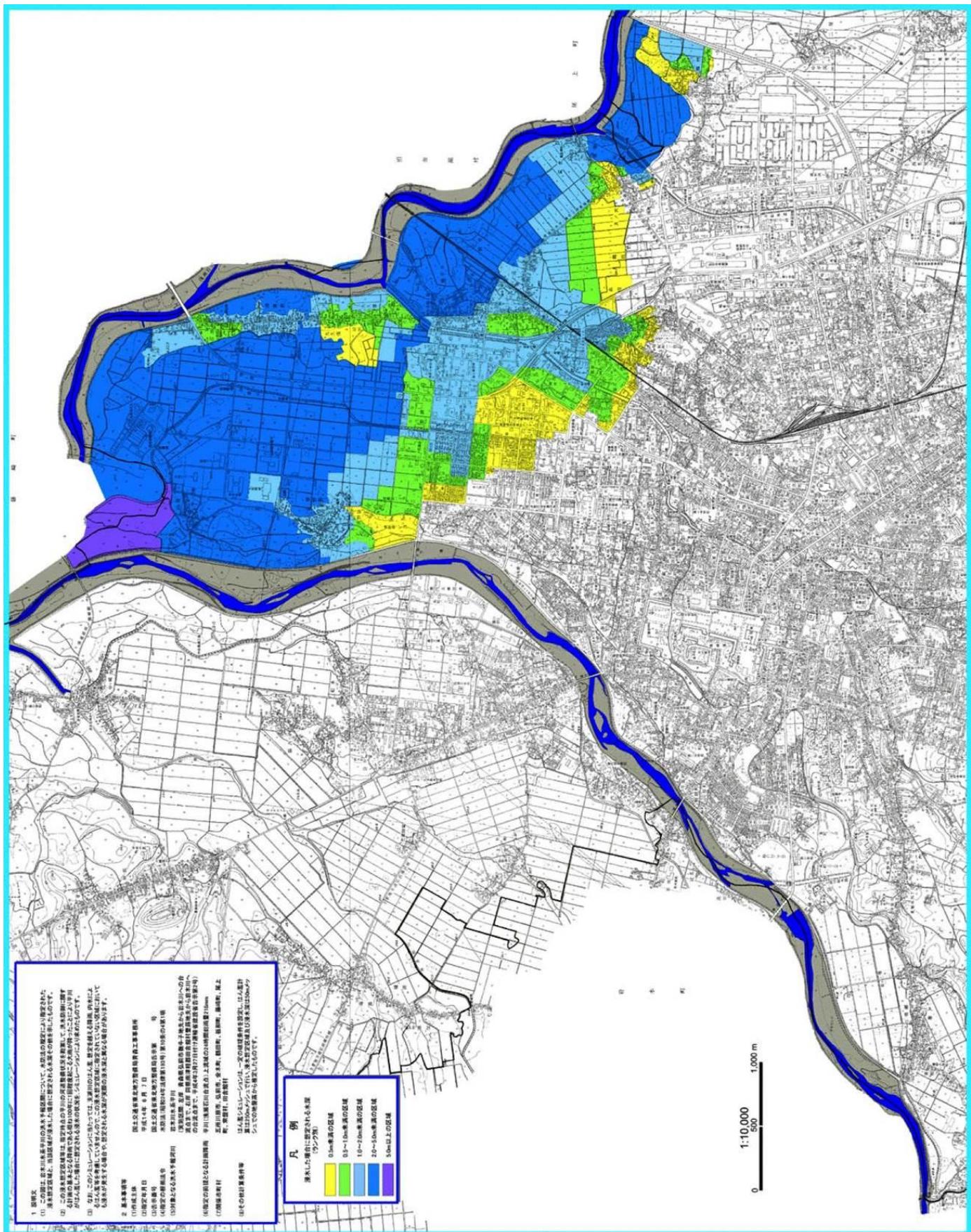
[図] 3-17-1 岩木川水系岩木川浸水想定区域図 (2/3)



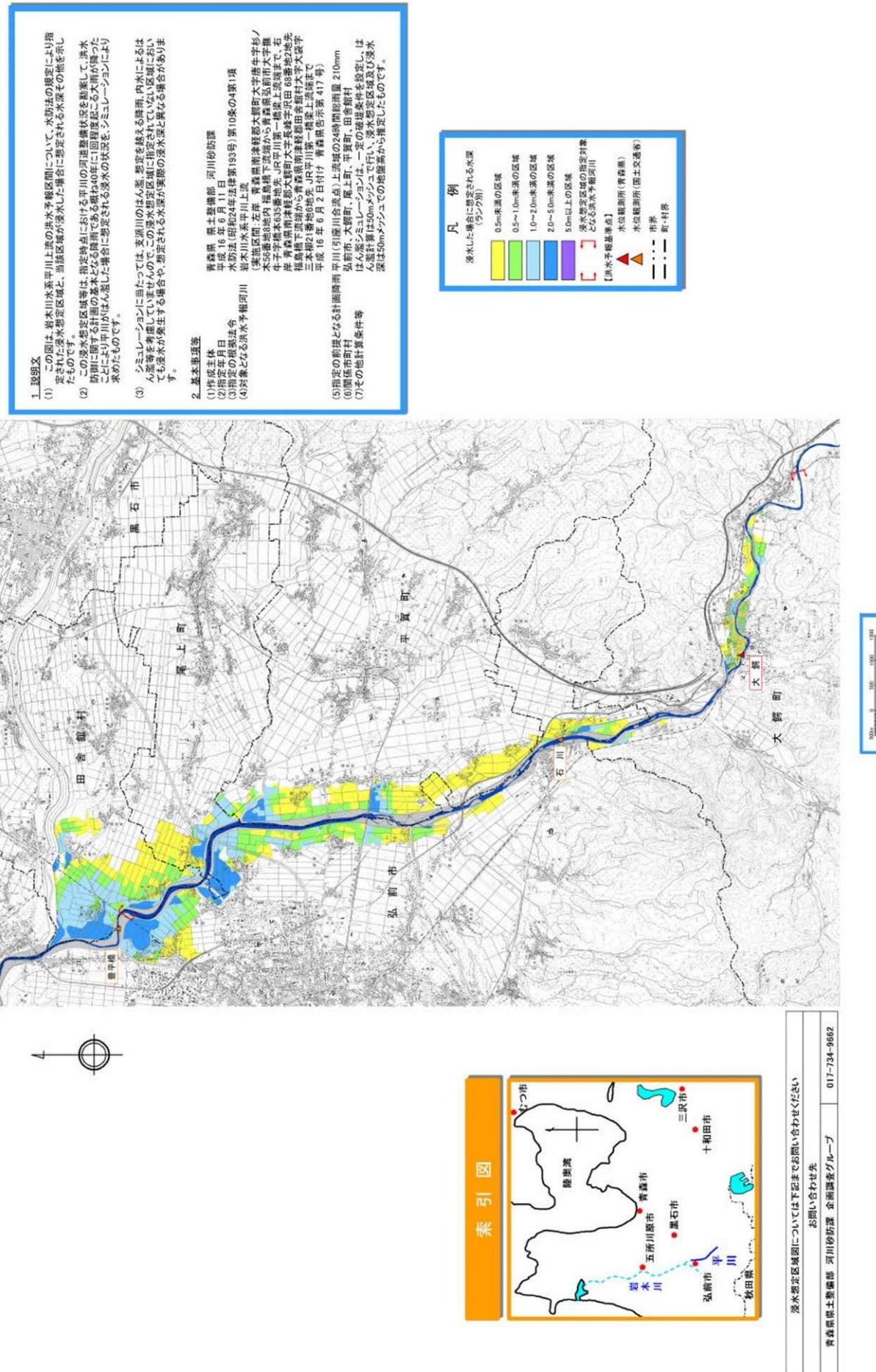
〔図〕 3-17-1 岩木川水系岩木川浸水想定区域図 (3/3)



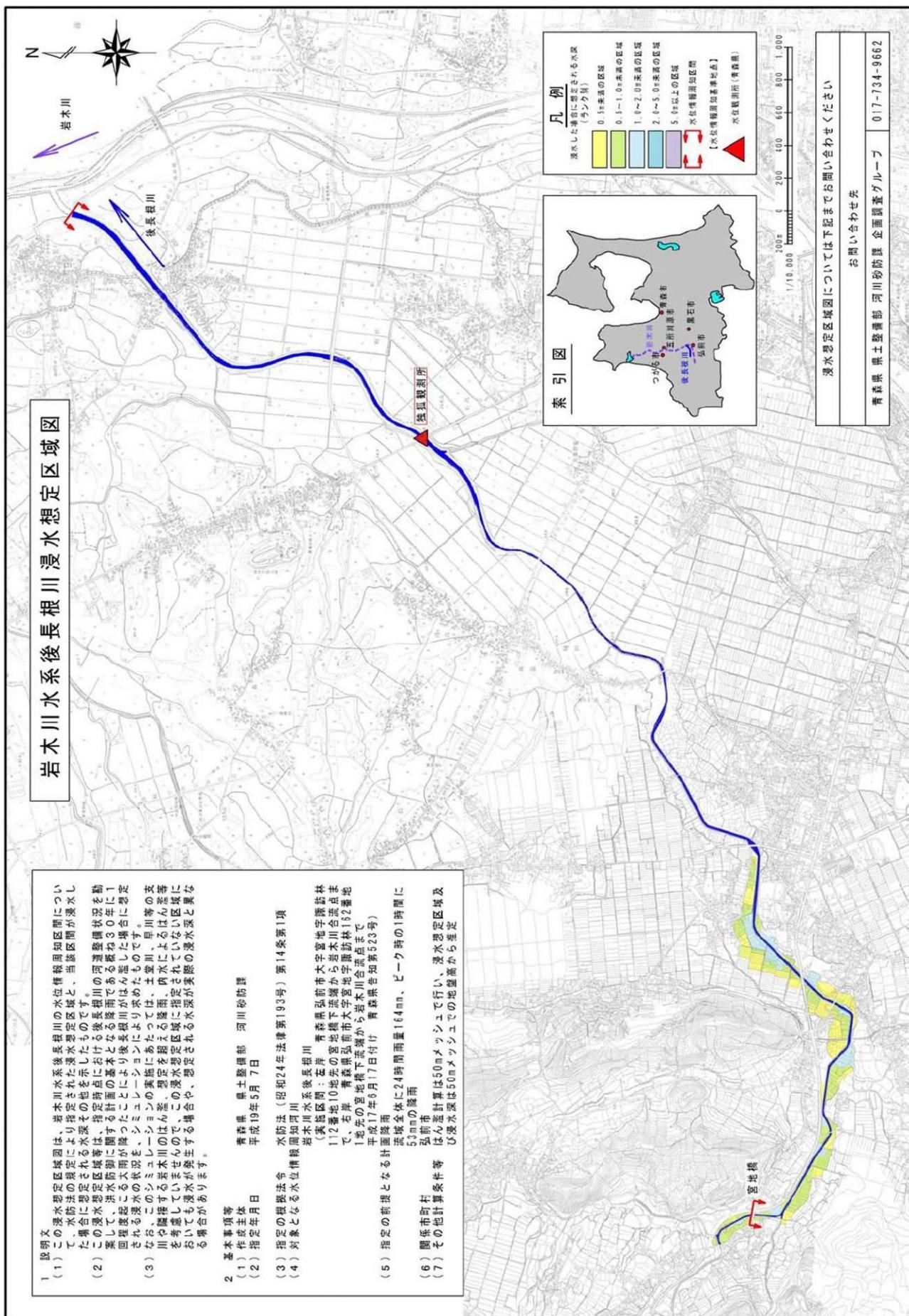
〔図〕 3-17-2 岩木川水系平川下流浸水想定区域図



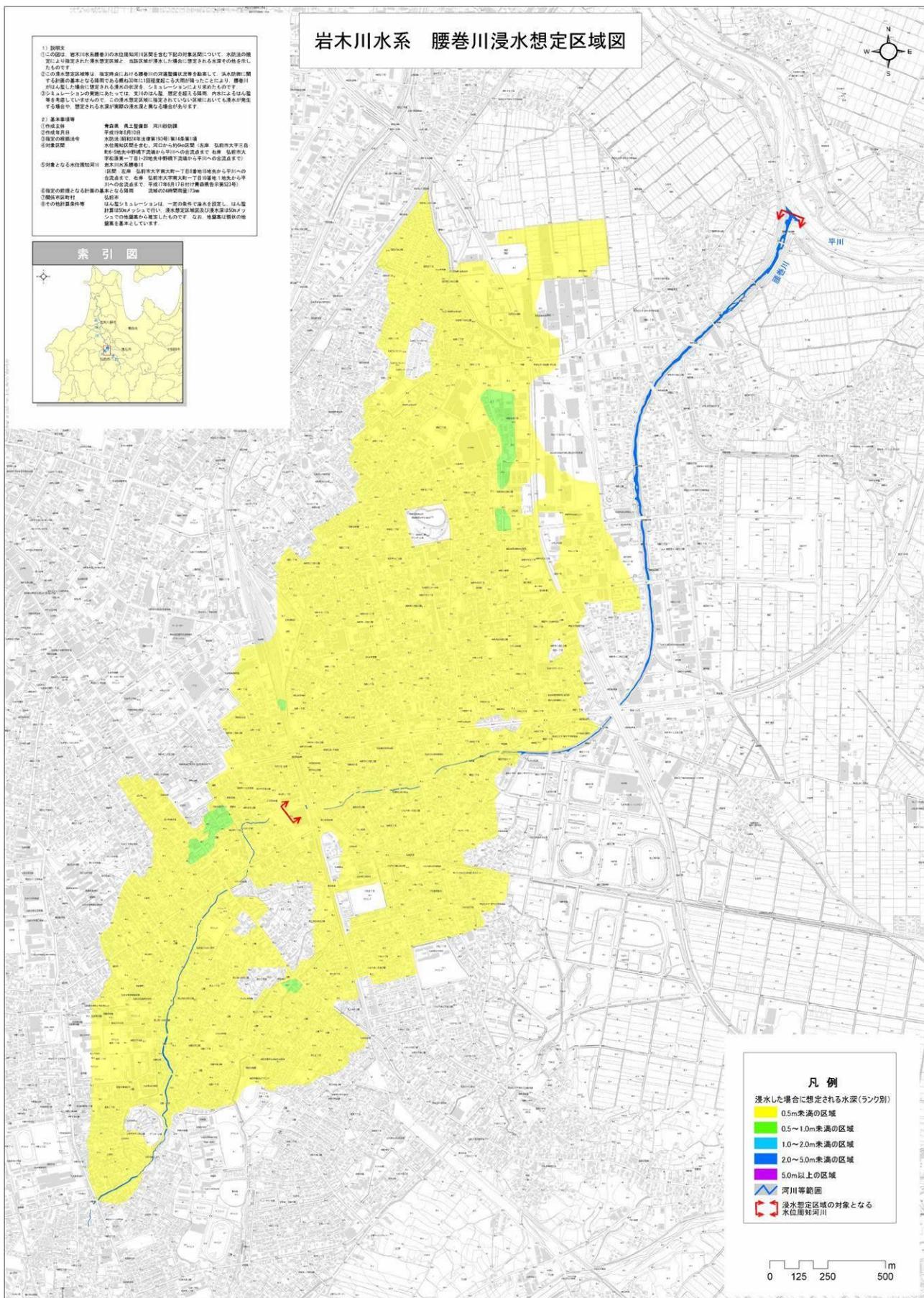
〔図〕 3-17-3 岩木川水系平川上流浸水想定区域図



〔図〕 3-17-4 岩木川水系後長根川浸水想定区域図



[図] 3-17-5 岩木川水系腰巻川浸水想定区域図



様式1 被害実態調査票（個票）

被害実態調査票（個票）												調査月日 平成 年 月 日					
												調査員氏名					
町会名																	
世帯主氏名			住所				年齢		職業		事業主の場合						
(電話 )			弘前市大字 字 番地								事業内容			従業員数			
														人			
被害状況					家族の氏名		続柄	年齢	職業又は学校名		世帯内訳	被保護世帯	身障	老人	母子	要保護世帯	その他世帯
人 的 被 害	死者	行方不明	重傷	軽傷													
	人	人	人	人													
住 家 被 害	種類	住家		非住家								※ 課 稅 狀 況	非課稅・均等稅・所得稅				
	被害の 区 分  ○ 印 を つ け る 。	1 全壊(焼)	1 全壊(焼)														
		2 半壊(焼)	2 半壊(焼)														
		3 流失	3 流失														
		4 一部破損	4 一部破損														
		5 床上浸水 1~49cm	5 床上浸水 1~49cm														
		50~99cm															
		100cm 以上															
		6 床下浸水															
		棟数	棟		棟												
所有	自家・借家・間借					人	人	人	人	人	人	人	人	人			

※印は記入する必要ありません。

## 樣式 2 被害者名簿

## 被　　害　　者　　名　　簿

年 月 日 時 分 担当者

(注) 全部→全焼、全壊、流失  
所有→自家、借家、間借

一部→半焼、半壞、一部破損

その他→人的被害、家畜の被害、その他

### 様式3 被害状況即報・確定報告

(被害状況即報・確定報告)

228

市町村	弘前市		区分		被 告	区分	被 告	市町村 災害対 策本部	名 称	月 日 時						
災害名 報告番号	災害名 第 報 (月 日 時現在)		田	流失・埋没	ha	公立文教施設	千円	その他の公共施設	農林水産業施設	公共土木施設	月 日 時					
				冠 水	ha											
報告者名			畑	流失・埋没	ha											
				冠 水	ha											
人的 的 被 害	文 教 施 設		箇所													
	病 院		箇所													
	道 路		箇所													
	橋 り よ う		箇所													
	河 川		箇所													
	港 湾		箇所													
	砂 防		箇所													
	清 掃 施 設		箇所													
	崖 く ず れ		箇所													
	鉄 道 不 通		箇所													
住 家 被 害	被 害 船 舶		隻			その他の 災害救助法の 適用の有無	農 産 被 害	林 産 被 害	畜 産 被 害	水 産 被 害	商 工 被 害	月 日 時				
	水 道		戸													
	電 話		回線													
	電 気		戸													
	ガ ス		戸													
	ブ ロ ッ ツ 塀 等		箇所													
被 害 総 額		千円			消防職員出動延人員	人										
					消防団員出動延人員	人										
非 住 家	り 災 世 帯 数		世 帯			備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ボランティアセンターの設置状況（設置の有無及び設置場所等） ・ボランティアの活動状況（受入の有無、派遣の有無等） ・その他関連事項									
	り 災 者 数		人													
	建 物		件													
	危 険 物		件													
	そ の 他		件													
	公 共 建 物		棟													
	そ の 他		棟													

※即報の場合には、被害額は省略することができるものとする。

#### 様式4 被害状況調（人・住家の被害）

災害発生  
災害対策本部設

年 月 日  
年 月 日

## 様式5 救助の実施状況

## 様式6 医療施設被害

月 日 時現在

被害施設名	被 害 の 程 度							被 害 金 額 (千円)
	全 壊	半 壊	全 焼	半 焼	流 失	浸 水	その他	
	m <sup>2</sup>							
計								

## 様式7 廃棄物処理施設・生活衛生施設・水道施設被害

月 日 時現在

区分 施設名	被 告 内 容	被 告 金 額 (千円)
計		

(注) 被害内容には上水道、簡易水道、井戸、汚物処理施設ごとに、かつその被害程度を記入する。

様式8 水稲被害（水害）

水害

月日時現在

地区名	作付面積 ha	被害面積		被 害 率 30%以上	被 害 減 収 量 t	单 価 円	被 害 額 千円	埋没・決壊	土砂流入	冠水							被 害 農 家 戸 数 戸				
		計 ha	うち 被 害 率 30%以上 ha							被害 面積 ha	被害 量 t	被害 面積 ha	被害 量 t	被害 面積 ha	1日 未満	1～ 2日	3～ 4日	5～ 6日	7日 以上	冠水 中	
233	◎	△	◎					( )		( )		( )		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
								◎	△	◎	△	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△

- (注) 1 第1報(災害発生後直ちに報告)は◎のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。
- 2 冠水期間については、明確になった面積については期間区分とし、その時点の冠水中の面積は「冠水中」として報告する。浸水については、水が引いた後も差し引かず、「浸水被害面積」として報告する。
- 3 被害面積等の上段 ( ) には、被害率を記入する。
- 4 被害様相は次の区分による。
- ① 埋没・決壊・・・・土砂が畦畔の高さを超えて堆積したもの及び耕土が流失したもの
- ② 土砂流入 ・・・・土砂の堆積が畦畔の高さまで達しないもの
- ③ 冠 水 ・・・・稲が全部水中に没したもの
- ④ 浸 水 ・・・・水が畦畔の高さを越えて、かつ冠水には至らないもの

様式9 水稲被害（潮風害、霜害、風害、冷害等）

潮風害、霜害、風害、冷害等

月 日 時現在

地区名	作付面積 ha	被害面積		被害減収量 t	単価 円	被害額 千円	被害程度別面積内訳				減収量				被害農家戸数 戸	うち30%以上の被害農家 戸
		計 ha	うち 被害率 30%以上 ha				30% 未満 ha	30~ 49% ha	50~ 69% ha	70% 以上 ha	30% 未満 t	30~ 49% t	50~ 69% t	70% 以上 t		
◎	△	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

(注) 第1報（災害発生後直ちに報告）は◎印のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。

## 様式 10 りんご、特産果樹被害（風害）

月 日 時現在

地区名	樹種名	栽培面積	災害の種類	種目	被害程度別面積					被害量				被害金額	備考
					計 ha・本	30%未満 ha・本	30~49% ha・本	50~69% ha・本	70%以上 ha・本	計 t	落果 減収 t	樹上 品質 低下 t	損傷 t		
			風害	果実被害 樹体損傷 わい性台 普通台											りんごの樹体損傷は、わい性台と普通台に区分する。
◎	◎	△	◎	◎	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
合計															
被害戸数				戸											

(注) 第1報（災害発生後直ちに報告）は◎印のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。

## 様式 11 りんご、特産果樹被害（風害以外）

月 日 時現在

地区名	樹種名	栽培面積	災害の種類	種目	被害程度別面積					被 告 量		被害金額 千円	備 考	
					計 ha・本	30% 未満 ha・本	30~ 49% ha・本	50~ 69% ha・本	70% 以上 ha・本	減 収 t	品 質 低 下 t			
236	◎	◎	△	◎	◎	◎	△	△	△	△	△	△	△	園地浸水は状況報告時のみ使用する。 りんごの樹体損傷は、わい性台と普通台に区分する。
合計														
被害戸数					戸									

(注) 第1報(災害発生後直ちに報告)は◎のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。

## 様式 12 畑作、野菜、花き、桑樹被害

月 日 時現在

地区名	品目名	作 型	被害程度別面積 (ha)					被 害 減 収 量 (t)					単 価 (円)	被 害 額 (千円)	備 考
			計	30% 未満	30~ 49%	50~ 69%	70% 以上	計	30% 未満	30~ 49%	50~ 69%	70% 以上			
◎	◎	△	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
合 計															

(注) 1 作型の欄には、災害歴等を参考のうえ、春まき栽培、夏まき栽培及び露地、マルチ等の区分を記入する。

2 備考欄には、被害の態様及び別に定めるもの以外については、被害減収量算定根拠を記入する。

3 第1報(災害発生後直ちに報告)は◎のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式 13 畜産関係被害（家畜・畜産物等）

家畜・畜産物等

月 日 時現在

区分 地区名										備 考
	被害数量 (頭羽数等)	単 価 (円)	被害額 (千円)	被害数量 (頭羽数等)	単 価 (円)	被害額 (千円)	被害数量 (頭羽数等)	単 価 (円)	被害額 (千円)	
	( )			( )			( )			
◎	◎	△	△	◎	△	△	◎	△	△	
合 計										

- (注) 1 区分欄には乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー、馬、めん羊、配合飼料、牧乾草、購入粗飼料、牛乳、卵等を記入  
 2 被害数量欄の（ ）内には箇所数を記入し、備考欄には被害態様等を記入  
 3 第1報（災害発生後直ちに報告）は◎のみ記入する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式 14 畜産関係被害（牧草・飼料作物等）

牧草・飼料作物等

月 日 時現在

地区名	作物名	被害の 態 標	被害程度別面積(ha)					被害減収量( t )					単 価 (円)	被害額 (千円)	備 考
			計	30% 未満	30~ 49%	50~ 69%	70% 以上	計	30% 未満	30~ 49%	50~ 69%	70% 以上			
239	◎	内 訳	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
		合 計													

- (注) 1 被害の態様の欄には、枯死、牧草腐敗、埋没、決壊、倒伏、冠水、流失等の被害の態様を記入し、この態様別に被害面積、被害減収量を記入する。  
 2 備考欄に箇所等を記入する。  
 3 牧草については、生育時期により生産量が異なるため、年間生産量に対する生育時期別割合は、次の数値を参考とされたい。  
 牧草の年間収量に占める生育時期別割合 1番草 50% 2番草 30% 3番草 20%  
 4 第1報(災害発生後直ちに報告)は◎のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式 15 農業関係共同利用施設被害（農業協同組合及び同連合会所有のもの）

月 日 時現在  
(金額単位:千円)

種類名	被害施設名	全 壊			大 破			中 破			小 破			計			備 考
		件数	面積	被害額	件数	面積	被害額										
◎	( )																
	( )																
	計													◎		△	
◎	( )																
	( )																
	計													◎		△	
	合 計																

(注) 1 種類名には「耕種関係」「畜産関係」「園芸関係」「その他」「自然牧野」の別を記入する。

※「耕種関係」には稻、麦類、雑穀、いも類、豆類等の保管、農耕等に供する関係施設をいう。

「園芸関係」には、工芸作物（たばこ等）関係施設を含む。

「その他」には、「自然牧野」以外のもので他の分類に属さないもの（有線放送、発配電施設等）を記入する。

用途が複数の施設については、その主たる用途により分類したうえで記入する。

2 被害施設名欄の下段（）内には所有者名を記入する。ただし、パイプハウス等件数の多いものは、不要とする。

3 建物及びパイプハウス等の被害件数は被害を受けた棟数とする。

4 「全壊」「大破」「中破」「小破」の区分については、「農林水産業災害等関係業務の手引き(青森県農林水産部算定)」の「3 被害の算定」を参照

5 第1報（災害発生後直ちに報告）は◎のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。

確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式 16 農業関係共同利用施設被害（その他の所有のもの）

月 日 時現在  
(金額単位:千円)

種類名	被害施設名	全 壊			大 破			中 破			小 破			計			備 考
		件数	面積	被害額	件数	面積	被害額										
◎	( )																
	( )																
	計												◎		△		
◎	( )																
	( )																
	計												◎		△		
	合 計																

(注) 1 種類名には「耕種関係」「畜産関係」「園芸関係」「その他」「自然牧野」の別を記入する。

※「耕種関係」には稻、麦類、雑穀、いも類、豆類等の保管、農耕等に供する関係施設をいう。

「園芸関係」には、工芸作物（たばこ等）関係施設を含む。

「その他」には、「自然牧野」以外のもので他の分類に属さないもの（有線放送、発配電施設等）を記入する。

用途が複数の施設については、その主たる用途により分類したうえで記入する。

2 被害施設名欄の下段（）内には所有者名を記入する。ただし、パイプハウス等件数の多いものは不要とする。

3 建物及びパイプハウス等の被事件数は被害を受けた棟数とする。

4 「全壊」「大破」「中破」「小破」の区分については、「農林水産業災害等関係業務の手引き(青森県農林水産部算定)」の「3 被害の算定」を参照

5 第1報（災害発生後直ちに報告）は◎のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。

確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式 17 農業関係非共同利用施設被害及び地方公共団体施設被害

月 日 時現在  
(金額単位:千円)

種類名	被害施設名	全 壊			大 破			中 破			小 破			計			備 考
		件数	面積	被害額	件数	面積	被害額										
◎	( )																
	( )																
	計												◎		△		
◎	( )																
	( )																
	計												◎		△		
	合 計																

242

(注) 1 種類名には「耕種関係」「畜産関係」「園芸関係」「その他」「自然牧野」の別を記入する。

※「耕種関係」には稻、麦類、雑穀、いも類、豆類等の保管、農耕等に供する関係施設をいう。

「園芸関係」には、工芸作物(たばこ等)関係施設を含む。

「その他」には、「自然牧野」以外のもので他の分類に属さないもの(有線放送、発配電施設等)を記入する。

用途が複数の施設については、その主たる用途により分類したうえで記入する。

2 被害施設名欄の下段( )内には所有者名を記入する。ただし、パイプハウス等件数の多いものは不要とする。

3 建物及びパイプハウス等の被害件数は被害を受けた棟数とする。

4 「全壊」「大破」「中破」「小破」の区分については、「農林水産業災害等関係業務の手引き(青森県農林水産部算定)」の「3 被害の算定」を参照

5 第1報(災害発生後直ちに報告)は◎のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。

確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式 18 農業協同組合及び全国農業協同組合連合会青森県本部の在庫品被害

月 日 時現在  
(金額単位: 千円)

種類	数量	単位	単価	被害額	備考
生産資材	( )				
	( )				
	( )				
	計	◎		△	
その他	( )				
	( )				
	( )				
	計	◎		△	
合計					

- (注) 1 在庫品とは、農業協同組合及び全国農業協同組合連合会青森県本部の所有または管理するものをいう。  
 2 「種類」欄の( )内には農協等名を記入する。  
 3 備考欄には被害の態様等を記入する。  
 4 第1報(災害発生後直ちに報告)は◎印のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。

## 様式 19 農地及び農業用施設の被害

(第 報)

平成 年 月 日 時 現在

「による災害」

(単位:千円、ha)

地区名	被 害 報 告 額	左 の 内 訳																備 考
		農 地			農 業 用 施 設													
		頭首工		水 路	ため池		揚水機		橋 梁		道 路		農地保全		施設小計			
箇所	面積	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	
計																		

## 様式 20-1 林業関係被害（その1）[速報・概況・確定報告]

災害名：

平成 年 月 日 現在

(単位：千円)

区分	林業施設等						林産物等								計	
	林業施設等		苗畑施設		小計		林産物		種苗		林産物間接被害		小計			
地域農林水産部・農林水産事務所	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額
市町村名 地区名																
合計																

245

- (注) 1 「数量」欄には、被害の箇所数、面積等を記入する。
- 2 「林業施設」被害とは、木材倉庫・貯木場・木材加工施設・木炭加工施設、わさび・しいたけ等育成・加工等施設等の全壊、半壊等をいう。
- 3 「苗畑施設」被害とは、畑地流失、畑地埋没、灌水施設破損、堆肥舎倒壊等をいう。
- 4 「林産物」被害とは、立木・素材・製材等の木材被害、薪炭原木・木炭等の薪炭被害、しいたけ・わさび等の特用林産物被害と利用伐期令級未満の造林地被害の合計をいう。
- 5 「苗畑」被害欄には、樹種・面積・本数（千本、年生）を記入する。
- 6 「林産物間接被害」とは、道路の決壊、橋梁の破損、その他により運搬が不能となって滞貨した林産物(木材・薪炭・特用林産物)をいう。

## 様式 20-2 林業関係被害（その2）[速報・概況・確定報告]

災害名：

平成 年 月 日 現在

(単位：千円)

区分	林 地				施 設 等								林 野 火 災			備 考
	崩 壊 地		地 す べ り		海 岸		治 山		地 す べ り		小 計		林 道			
市町村名 地区名	数量	被害金額	数量	被害金額	数量	被害金額	数量	被害金額	数量	被害金額	数量	被害金額	件数	面積	被害金額	
合 計	箇所 ha		箇所 ha		箇所 (M) ha		箇所 (M) ha		箇所 (M) ha		箇所 (M) ha		路線 箇所 (M)		件 ha	

## 様式 21 水産業関係被害

月 日 時現在  
(金額単位:千円)

247

## 様式 22 商工業・観光施設被害

月 日 時現在  
(金額単位:千円)

名 称 区 分	被 害 内 容	被 害 金 額
計		

(注) 被害内容には、鉱山、商店、事業所ごとにつきその被害程度を記入すること。

## 様式 23 土木施設被害(国・県・市別)

月 日 時現在  
(金額単位:千円)

249

区分	被害箇所数	被害金額	主たる被害個所及び内容
河川			
砂防設備			
地すべり防止施設			
急傾斜地崩壊防止施設			
道路			
橋梁			
下水道			
合計			

(注) 主たる被害個所および内容欄には被害箇所、河川名、路線名等区間及び延長等を概略記載すること。

## 様式 24 文教関係被害

月 日 時現在  
(金額単位: 千円)

区分 地区名	児童・生徒(教職員・事務職員) 被害(人)					教科書被害	学校施設								社会教育施設				被害合計金額				
	死 亡	行 方 不 明	重 傷	軽 傷	計		幼稚園		小学校		中学校		高等学校		大学		各種学校		社会教育施設		社会体育施設		
	園 数	金 額	校 数	金 額	校 数		校 数	金 額	校 数	金 額	校 数	金 額	校 数	金 額	施 設 数	金 額	施 設 数	金 額	件 数	金 額			
計																							

## 様式 25 福祉施設被害

月 日 時現在  
(金額単位:千円)

福祉施設種別	被災施設名	設置主体	建物延面積	被災延面積	被災の程度の内容	被災金額
計						

## 様式 26 その他の公共施設被害

月 日 時現在  
(金額単位:千円)

施設名	区分	被 害 内 容	被 害 額
252			
計			

## 様式 27 自衛隊災害派遣要請

弘防安発第 号  
年 月 日

青森県知事 様

弘前市長

### 災害派遣に関する申し出について

標記の件に関し、下記により部隊の派遣方を申し出ます。

1 災害の種類		洪水・津波・地震・火災・その他		
2 要請の目的		人命救助・災害復旧・消火・その他		
3 派遣を希望する区域		地区		
4 派遣を必要とする期間		年 月 日から	年 月 日まで	日間
5 被害状況				
6 派遣を希望する人員及び機器の概数 (車両、船舶、航空機等)				
7 派遣先の責任者				
その他の 事項	(1) 宿泊	要請者で準備 自衛隊で準備		
	(2) 食糧	要請者で準備 自衛隊で準備		
	(3) 資材	要請者で準備 自衛隊で準備		

様式 28 自衛隊災害派遣撤収要請

弘防安発第  
年 月 号

青森県知事

様

弘前市長

災害派遣に関する申し出について

標記の件に関し、所期の目的を達成しましたので、下記により部隊の撤収方を申し出ます。

記

派遣部隊の撤収日時 年 月 日 午 時 分

以上

## 様式 29 青森県防災ヘリコプター緊急運航要請書

## 青森県防災ヘリコプター緊急運航要請書

11 傷病者輸送等の場合	傷病者	氏名	(男・女)	歳	(M.T.S.H 年月日生)	
		住所	TEL	職業		
	傷病名・症状 搬出病院・離着陸場 受入病院・離着陸場 搬送車両所属名 同乗者(医師名) 等					
12 気象状況	天候 視界	風向 m	風速	m/sec	気温	℃
13 必要資機材						
14 その他必要な事項						
地図(目標物が明確な大きめの図面を添付すること。)						

※以下の項目は出動の可否決定後連絡します。

1 使用無線等	無線種別(全国共通波、県内共通波、その他) 現地指揮本部(車)呼出名(コールサイン)					
2 到着予定時間	平成	年	月	日	( )	時 分
3 活動予定時間	時間 分					
4 燃料の確保	要手配・手配不要 L(ドラム缶 本)					

特記事項	
------	--

様式 30 人的被害・住家被害

人的被害・住家被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受 信 時 刻	時 分		
受 信 機 関		受 信 機 関			
発 信 者 名		受 信 者 名			
内 容					
発 生	日 時				
	場 所				
	原 因				
人的被害の状況	被害程度	1. 死 亡	2. 行方不明	3. 重 傷	4. 軽 傷
	氏 名 等	(氏名 )	(生年月日 )	(性別 )	
	住 所				
	収容先				
その他参考事項 (応急処置、情報源、確認、未確認の別、世帯主及び続柄等)					
住家被害の状況	全 壊	半 壊	一部破壊	床上浸水	床下浸水
	棟	棟	棟	棟	棟
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
	人	人	人	人	人
	応急対策の状況				

様式 31 避難状況・救護所開設状況

避難状況・救護所の開設状況

(第 報)

報告の時限		日 時 分現在		受 信 時 刻		時 分		
受 信 機 関				受 信 機 関				
発 信 者 名				受 信 者 名				
内 容								
避 難 状 況	避難先	地区名	避難勧告、指示の種別及び日時		世帯数	人 数	屋内 屋外 の別	今後の見通し
			(勧告、指示、自主) 日 時 分		世帯	人	屋内 屋外	
			(勧告、指示、自主) 日 時 分		世帯	人	屋内 屋外	
			(勧告、指示、自主) 日 時 分		世帯	人	屋内 屋外	
			(勧告、指示、自主) 日 時 分		世帯	人	屋内 屋外	
			(勧告、指示、自主) 日 時 分		世帯	人	屋内 屋外	
救 護 所 開 設 状 況	救 護 所 名		設 置 場 所		収容人数		実 施 機 関	
					重 傷	軽 傷		

## 様式 32 公共施設被害

## 公共施設被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時刻	時 分
受信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
被 告 区 分	ア. 河川 イ. 海岸 ウ. 貯水池・ため池等 エ. 砂防 オ. 港湾・漁港 カ. 道路 キ. 鉄道 ク. 電信・電話 ケ. 電力 コ. ガス サ. 水道 シ. その他 ( )		
発 生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
状 況	被害区域 区 間		
	管 理 者	(電話 )	
	被害程度 (概 要)		
	応急対策 の 状 況		
	復旧見込		
	その他 参考事項		





## 弘前市地域防災計画（資料編）

平成20年2月作成

（平成22年12月修正）

（平成26年7月修正）

発行者：弘前市防災会議

事務局：弘前市経営戦略部防災安全課

弘前市大字上白銀町1番地1

電話 0172-40-7100